

平成30年3月定例会会議録（第1号）

平成30年3月2日 金曜日 午前10時00分開会
議長 小野 周一 副議長 小 関 淳

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	下山准一	議員	6番	小野周一	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	高橋富美子	議員	12番	佐藤卓也	議員
13番	山科正仁	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	齋藤彰淑	総合政策課長	関宏之
総合政策課参事	福田幸宏	財政課長	板垣秀男
税務課長	松坂聡士	市民課長	高山学
成人福祉課長 兼福祉事務所長	加藤美喜子	子育て推進課長 兼福祉事務所長	滝口英憲
環境課長	小松孝	健康課長	田宮真人
農林課長	小野茂雄	商工観光課長	渡辺安志
都市整備課長	土田政治	上下水道課長	奥山茂樹
会計管理者 兼会計課長	伊藤洋一	教育長	高野博
教育次長 兼教育総務課長	荒川正一	学校教育課長	齊藤民義
社会教育課長	荒澤精也	監査委員	大場隆司
監査委員 局長	平向真也	選挙管理委員会 会長	矢作勝彦

選挙管理委員会
事務局 会長

亀井 博 人

農業委員会 会長 浅沼 玲 子

農業委員会
事務局 会長

三浦 重 実

事務局出席者職氏名

局 長	井 上 章	総 務 主 査	三 原 恵
主 査	沼 澤 和 也	主 事	小田桐 まなみ

議事日程（第1号）

平成30年3月2日 金曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 市長の行政報告
- 日程第 4 報告第1号新庄市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第 5 報告第2号平成29年度新庄市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について
- 日程第 6 報告第3号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 日程第 7 平成30年度施政方針の説明

（一括上程、提案説明、予算を除く総括質疑）

- 日程第 8 議案第1号新庄市課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第2号新庄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第3号新庄市職員の自己啓発等休業に関する条例の設定について
- 日程第11 議案第4号新庄市職員の配偶者同行休業に関する条例の設定について
- 日程第12 議案第5号新庄市農村地域工業導入審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第6号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第7号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について
- 日程第15 議案第8号新庄市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の設定について
- 日程第16 議案第9号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第10号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第11号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第12号新庄市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第20 議案第13号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第14号市道路線の認定について
- 日程第22 議案第15号新庄市簡易水道事業（営農飲雑用水事業）の新庄市水道事業への統合に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について
- 日程第23 議案第24号平成30年度新庄市一般会計予算
- 日程第24 議案第25号平成30年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第25 議案第26号平成30年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算
- 日程第26 議案第27号平成30年度新庄市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第27 議案第28号平成30年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第28 議案第29号平成30年度新庄市介護保険事業特別会計予算
- 日程第29 議案第30号平成30年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第30 議案第31号平成30年度新庄市水道事業会計予算
- 日程第31 予算特別委員会の設置
- 日程第32 議案・請願の予算特別委員会、各常任委員会付託

（一括上程、提案説明、質疑、討論、採決）

- 日程第33 議案第16号平成29年度新庄市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第34 議案第17号平成29年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第35 議案第18号平成29年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第36 議案第19号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）
- 日程第37 議案第20号平成29年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第38 議案第21号平成29年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第39 議案第22号平成29年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第40 議案第23号平成29年度新庄市水道事業会計補正予算（第4号）

本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）に同じ

開 会

小野周一議長 ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はありません。

これより平成30年3月新庄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第1号）によって進めます。

日程第1 会議録署名議員指名

小野周一議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において遠藤敏信君、佐藤卓也君の両名を指名いたします。

日程第2 会 期 決 定

小野周一議長 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長佐藤義一君。

（佐藤義一議会運営委員長登壇）

佐藤義一議会運営委員長 おはようございます。

それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

去る2月23日午前10時から、議員協議会室において議会運営委員6名出席のもと、執行部からは副市長、関係課長並びに議会事務局長、職

員の出席を求め議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成30年3月定例会の運営について協議をいたしたところであります。

初めに、執行部から招集日を含め、提出議案等についての説明を受け、協議を行った結果、会期につきましてはお手元に配付しております平成30年3月定例会日程表のとおり、本日から3月20日までの19日間に決定いたしました。また、会期中の日程につきましても日程表のとおり決定いたしましたので、よろしく願いいたします。

このたび提出されます案件は、報告3件、議案15件、平成29年度補正予算8件、平成30年度予算8件、請願1件の計35件であります。

案件の取り扱いにつきましては、本日報告3件の後、議案第1号から議案第15号までの議案15件につきましては、本日の本会議において一括上程、提案説明の後に総括質疑を行い、各常任委員会に付託し、審査していただきます。

議案第24号から議案第31号までの平成30年度予算8件につきましても、本日の本会議において一括上程し、提案説明をいただいた後に、全議員で構成する予算特別委員会を設置していただき、同委員会に付託をして審査していただきます。

議案第16号から議案第23号までの平成29年度補正予算8件につきましては、本日の本会議において一括上程し、提案説明をしていただいた後、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略して、直ちに審議をお願いいたします。

次に、一般質問についてであります。今期定例会の一般質問通告者は9名であります。よって、1日目5名、2日目4名に行っていただきます。なお、質問時間は、質問、答弁を含めて1人50分以内といたします。質問者並びに答弁者の御協力を特にお願いたします。

以上、よろしくお取り計らいいただきますよ

うお願いを申し上げ、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

小野周一議長 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から3月20日までの19日間としたいと思っております。これに

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、会期は3月2日から3月20日までの19日間と決しました。

平成30年3月定例会日程表

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 刻	摘 要
第1日	3月2日	金	本 会 議	議 場	午前10時	開会。行政報告。報告(3件)の説明。平成30年度施政方針の説明。議案(15件)、予算(8件)の一括上程、提案説明、予算を除く総括質疑。予算特別委員会の設置。議案、請願の予算特別委員会、各常任委員会付託。補正予算(8件)の一括上程、提案説明、質疑、討論、採決。
			予 算 特別委員会	議 場	本 会 議 終 了 後	正副委員長の互選
第2日	3月3日	土	休 会			
第3日	3月4日	日				
第4日	3月5日	月	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 小関 淳、山科正仁、石川正志、佐藤悦子、小嶋富弥の各議員
第5日	3月6日	火	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 新田道尋、佐藤卓也、高橋富美子、叶内恵子の各議員
第6日	3月7日	水	常任委員会	総務文教 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案の審査
第7日	3月8日	木	常任委員会	産業厚生 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案の審査
第8日	3月9日	金	予 算 特別委員会	議 場	午前10時	平成30年度一般会計、特別会計、水道事業会計予算の審査
第9日	3月10日	土	休 会			

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 刻	摘 要
第10日	3月11日	日	休 会			
第11日	3月12日	月	予 算 特別委員会	議 場	午前10時	平成30年度一般会計、特別会計、水道事業会計予算の審査
第12日	3月13日	火	予 算 特別委員会	議 場	午前10時	平成30年度一般会計、特別会計、水道事業会計予算の審査
第13日	3月14日	水	休 会			本会議準備のため
第14日	3月15日	木	休 会			本会議準備のため
第15日	3月16日	金	休 会			本会議準備及び中学校卒業式のため
第16日	3月17日	土	休 会			
第17日	3月18日	日				
第18日	3月19日	月	休 会			本会議準備のため
第19日	3月20日	火	本 会 議	議 場	午前10時	予算特別委員長報告、採決。各常任委員長報告、質疑、討論、採決。

日程第3市長の行政報告

小野周一議長 日程第3市長の行政報告をお願いいたします。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。3月議会、よろしくお願ひいたします。

それでは、行政報告をさせていただきますが、昨夜からの大変大きな台風並みの風により、被害を調査しているところですが、今のところ被害については報告がないところをまず報告させていただきます。

それでは、豪雪対策の状況について御報告いたします。

本年1月中旬までは平年並みの降雪量でしたが、1月23日からの豪雪により、1月24日に雪害対策連絡会議の設置をいたしました。1月29日には積雪深が設置基準の150センチに達していませんでしたが、早期の対策をとることが必

要と判断し、豪雪対策本部を設置しております。2月末日現在での累計の降雪量は771センチ、最大積雪深は197センチを記録し、雪害の事故件数が8件発生していることなどから、全課体制の対応を行ってきたところであります。

市民生活の維持のための除雪体制につきましては、今年度から除雪車へのGPSを導入するなど効果的な除雪を努め、出動回数は39回、約7億円の予算で対応を行っております。

また、流雪溝の水の確保については、最上川からの通水を1月22日から2月28日まで実施いたしました。水上がり件数は63件発生しておりますが、随時対応してきたところであります。

さらに、高齢者、障害者への支援対策として、雪おろしを162件、玄関前除雪を242件行っております。

雪に関する空き家対策の相談は18件ありますが、所有者への連絡も含め具体的解決に向けて対応してきたところでありますが、残念ながら空き家の屋根からの雪の落下による隣家への被害が1件発生しております。このため、危険空き家については再度点検するなどの対応を図っ

ております。

関東地方や北陸方面の豪雪に見られるように、近年の異常気象による災害はいつどこで発生するか予想しにくい状況にあり、引き続き除排雪対策、水上がり対策等において、降雪状況に応じて必要な対策を講じながら、市民の安全安心の確保に努めてまいりたいと考えています。

以上、行政報告とさせていただきます。

日程第4報告第1号新庄市土地開発公社の経営状況の報告について

小野周一議長 日程第4報告第1号新庄市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 報告第1号新庄市土地開発公社の経営状況について御報告いたします。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づくものでございます。お手元の平成30年度予算書につきましては、去る2月5日に開催されました平成30年第1回土地開発公社理事会におきまして承認いただいております。

平成30年度における損益は9万7,000円の当期純損失を見込んでいるところでございます。

なお、予算書の1ページから5ページまでに新庄市土地開発公社予算の内容を記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、平成30年度新庄市土地開発公社の経営状況の報告といたします。

小野周一議長 本件は地方自治法第243条の3第2項の規定による報告でありますので、御了承願います。

日程第5報告第2号平成29年度新庄市一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認について

小野周一議長 日程第5報告第2号平成29年度新庄市一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 報告第2号平成29年度新庄市一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認について御説明申し上げます。

今年度は12月からの連続した降雪により豪雪となり、市民生活などの安全安心を確保していくため、1月29日に新庄市豪雪対策本部を設置し、各般にわたりその対応を図ってまいりました。1月末日現在で道路の除排雪総予算の執行率がおおむね10割に達するなど大きな伸びを示したことにより、適正な事業執行において早期に補正を必要とする事態と判断し、2月7日に専決処分をさせていただきました。

内容につきましては、道路の除排雪業務費に3億5,000万円を計上しております。

専決予算の適切な執行等により市民生活への影響を軽減し、安全安心な市民生活を確保してまいりたく進めておりますので、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

小野周一議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました報告第2号については、地方自治法第180条第2項の規定により、議会の委任による専決処分の報告でありますので、御了承をお願いしたいと思います。

日程第6 報告第3号損害賠償の

額の決定についての専決処分の報告について

小野周一議長 日程第6報告第3号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 報告第3号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明いたします。

平成28年8月20日に発生した医療行為による事故について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、本年2月18日に損害賠償の額の決定についての専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

事故の概要といたしましては、平成28年8月20日午後8時30分ごろ、新庄市夜間休日診療所において受診した被害者から採血した際に神経に針が触れ、被害者の右腕にしびれが生じたものであります。

損害賠償の額につきましては、治療費、交通費、慰謝料として9万4,900円であり、本年2月18日に示談が成立したものであります。

今後、夜間休日診療所の業務につきましては安全管理の指導を徹底し、事故防止に努めてまいりたいと考えております。

小野周一議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました報告第3号については、地方自治法第180条第2項の規定による議会の委任による専決処分の報告でありますので、御了承をお願いしたいと思います。

日程第7平成30年度施政方針の説明

小野周一議長 日程第7平成30年度施政方針の説明をお願いいたします。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、平成30年度の市政運営に関し、私の所信を申し上げ、議員各位を初め、広く市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

1. 初めに、昨年は「新庄まつりの山車行事」がユネスコ無形文化遺産に登録されて初めてとなる「新庄まつり」開催の年となりました。市民の皆様のおもてなしの効果もあり、過去最高の来場者数となったところです。また、東京都豊島区において「新庄まつり in 巣鴨」を開催することができました。雨天の中での開催にもかかわらず、関東在住の最上地域出身者など多くの方に御参加いただき、笑顔あふれるものになりました。「新庄まつり」は地域が誇る伝統文化であるとともに観光資源であり、国内にとどまらず国外からも高い評価をいただいております。世界に誇れる「新庄まつり」をこれからも積極的に情報発信し、さらに価値を高めてまいります。

世界の出来事に目を向けますと、平昌オリンピックでは、「フィギュアスケート男子シングル」で羽生選手が金メダルを獲得し、66年ぶりの連覇を果たしました。また、「スピードスケート女子団体追い抜き」でも金メダルを獲得するなど、多くの日本人選手の活躍が見られ、日本中が喜びと感動に包まれました。夢に向かって挑戦する気持ちと、力を合わせて思いを実現したときの喜びを分かち合う感動は、まちづくりにおいても見習うことが多いと感じたところです。さらに、「スピードスケート」では、「女子500メートル」や「女子マススタート」で金

メダルを獲得するなど、とりわけ女子選手の目覚ましい活躍があり、日本の女性活躍時代の到来を強く感じさせられました。

続いて開催されるパラリンピックにおいても、日本人選手の活躍が期待されており、障害のある方の活躍の場も広がってきていることから、これからのまちづくりには、誰もが暮らしやすい環境づくりが欠かせない視点であることを改めて認識したところです。

経済情勢では、米国においては雇用環境の改善や個人消費の増加などから、景気が全体的に持ち直していることがうかがえます。中国でも輸出や個人消費の伸びにより、景気の緩やかな回復傾向が続いており、ユーロ圏においても個人消費の伸びから、景気は緩やかに回復しているところです。しかしながら、米国のトランプ政権による政策の進め方や中国における不動産価格の変動、英国のEU離脱などが日本経済に及ぼす影響については、引き続き注視していくことが必要です。

国内経済を見ますと、雇用環境においては、この5年間で就業者数が185万人増加しており、また、所得の増加に伴い消費も緩やかに持ち直している状況にあります。内閣府による分析では、日本経済は長期間にわたり景気回復している状況が見られ、その期間は戦後第2位の「いざなぎ景気」を超える長さとなる可能性が高いとのことです。

県内の経済情勢は、個人消費は力強さには欠けるものの、雇用情勢においては有効求人倍率が1.5倍を超える状況が続いており、また、今年1月の県内経済の総括判断では「回復しつつある」から「緩やかに回復している」に判断が引き上げられました。

本市におきましても、これまで取り組んできた雇用対策などの効果もあり、企業の採用意欲は高まってきております。しかしながら、人材不足に対する懸念が生じている状況が見られる

ことから、経済の好循環をさらに加速させるためには、人材不足対策などへの取り組みが必要となると考えているところです。

県内の出来事に目を向けますと、昨年7月に皇太子殿下をお迎えして「南東北インターハイ」の総合開会式が行われ、大会期間中は大いに盛り上がりを見せました。また、8月には酒田港への大型外国船籍クルーズ船の寄港があり、11月には「東北中央自動車道」福島米沢間が開通し、交流人口の拡大やインバウンドの誘致への期待が高まっています。

本市の新たな動きに目を向けますと、全国33の「山・鉾・屋台行事」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを契機に、広域的な連携を図ることで国内外からのさらなる誘客や交流の拡大を促し、地域活性化を目指す「山・鉾・屋台行事観光推進ネットワーク」が昨年5月に設立され、岐阜県大垣市で開催された第1回総会に参加してまいりました。平成30年度には、新庄市において第2回総会を開催することが決定されておりますので、開催に向けてしっかり取り組んでまいります。

冬季の観光スポットとして、雪国ならではの楽しみ方を体験していただける「雪国ワンダーランド」を開始してから3年目となりました。これまで力を入れてきたインバウンドの誘致の成果もあり、海外からのお客さんもふえているところです。今年は、「新庄雪まつり」の会場が「雪国ワンダーランド」を実施してきた最上中央公園に変更されたことで、入場者数も大幅に増加しました。これらの成果や反省点を洗い出し、さらに魅力を高められるよう取り組んでまいります。

また、平成30年度には「ゆきみらい2019」が新庄市で開催されます。克雪・利雪技術の課題や雪に強いまちづくりなどの内容について、他の雪が多い地域との情報交換を行う貴重な場であるとともに、全国に向けて雪関連の情報を発

信することができるいい機会にもなると考えており、開催に向けて準備を進めてまいります。

山形県立新庄病院の移転改築につきましては、平成35年度中の開院に向けて整備を進める方針が示されました。夜間休日診療所の機能を新病院へ移管することも含めて調整を進めており、医療体制を充実させることで、市民の皆様が安心して暮らせる環境を整備してまいります。

看護師養成所の設置に向けた取り組みにつきましては、中心となる教員の確保や建設予定地等の検討を行ってまいりました。また、魅力的な教育の場をつくっていくために、今年1月から、看護教育の専門家や地域の医療福祉関係機関に参加いただき、さまざまな御意見を伺いながら検討を行う「看護師養成所開設準備委員会」を設置しており、開校に向けた取り組みをさらに加速させているところです。また、「新庄最上定住自立圏構想」の枠組みを活用することで、近隣町村とも連携しながら、着実に進めてまいります。

新庄の魅力を発信する取り組みの一つとして、ふるさと納税の活用にも力を入れております。これまでも、多くの方々にふるさと納税を通じて新庄市を知っていただき、新たなつながりをつくることができました。いただいたお気持ちを大切にしながら、まちづくりを推進するために各分野の事業に活用させていただいております。また、ふるさと納税をきっかけとした御縁を大切に、継続的な関係を構築することで、新たな交流につなげてまいります。

本市の歴史や文化など、地域の魅力を市民の皆様にご覧いただき、後世に引き継ぐための取り組みとして、毎月発行している「市報」の作成に力を入れております。全国広報コンクール2017では、広報企画部門において、「新庄デザインプロジェクト」が入選を果たしました。また、平成29年度山形県市町村広報コンクールでは、「広報紙の部」において、地域の偉人の

紹介とあわせて地域のつながりをテーマにしたことや記事のレイアウトや写真の工夫が評価され、「広報しんじょう7月号」が特選に選出されるなど外部から高い評価をいただいているところです。これからも市民の皆様に市内の情報とあわせ地域の誇れる魅力を発信してまいります。

全国814都市を対象とした民間の調査会社による平成29年度の「住みよさランキング」では、住宅水準が充実していることや買い物環境の利便性の高さ等から、全国で第27位、山形県内では第2位にランキングされました。この高い評価は、これまでの取り組みの成果のあらわれの一つであると感じておりますが、このことに満足することなく、住みよいまちであることを市民の皆様が実感できるための取り組みを全力で進めてまいります。

以上、本市を取り巻く社会経済情勢等を鑑みながら、この地域での暮らしと定住の基盤を強固なものとするため、地域の活力を支える土台となる産業の振興や所得の向上に向けて、各分野の取り組みの充実強化を図り、市民の皆様とともに、諸課題の解決に取り組んでまいります。

2. 市政運営の基本的な考え方。

本市を取り巻く情勢を踏まえ、平成30年度の市政運営の基本的な考え方について申し上げます。

市政をお預かりして10年が経過しました。私は、これまで、「人行きかうまち」、「人ふれあうまち」、「人学びあえるまち」をまちづくりの基本理念として掲げてまいりました。その実現に向けて「経済力」、「地域力」、「教育力」を強化する施策を展開し、これらを結び合わせた「地域基盤力」の向上により、地域の魅力を最大限に引き出し、「元気で、人に優しく、希望のもてるまちづくり」に取り組んでまいります。

「人行きかうまち」の実現に向けては、新庄の誇る伝統文化の魅力を発信し、人と人との交

流や他の地域との交流を深めることで交流人口の拡大を図るとともに、地域の経済活動を高めるため、農業を初めとする地域産業の振興や企業力の強化を促し、市民の所得を向上させることで、地域の「経済力」を強化してまいります。

「人ふれあうまち」の実現に向けては、子供から高齢者までの誰もが安全で安心して暮らせる地域にしていくために、大きな地域課題である雪の克服や災害への備えの確保、医療体制の充実を図るとともに、地域コミュニティの活性化を促す取り組みを強化することで、「地域力」を高めてまいります。

「人学びあえるまち」の実現に向けては、少子化が進む中、子供たちに新庄の歴史や文化、自然など、地域の理解を深めるための学習活動を通じてふるさとへの誇りと愛着を育み、未来の新庄を支える人材を育てる取り組みをさらに推進することで、地域全体の「教育力」の向上につなげてまいります。

以上3つの基本理念と「地域基盤力」を土台として、地域のよさを見つめ直し、市民の皆様とともに、自信と誇りを持てる「元気なまちづくり」に引き続き全力で取り組んでまいります。その上で、全ての人が安全に安心して暮らし、社会参加しやすい「共生社会」の実現に向けた「人に優しいまちづくり」を基本とし、若者が挑戦できる「希望のもてるまち」を目指してまいります。

3. 市政運営の指針。

次に、市政運営の指針についてであります。新庄市民憲章にうたわれているように、「先人の築きあげた伝統を重んじ、新庄市民であることに誇りを持ち、愛する郷土を発展させる」ことを目指し、第4次新庄市振興計画「新庄市まちづくり総合計画」と「第6次新庄市行財政改革大綱」を基本とし、財政規律を重んじながら、市政運営に取り組んでまいります。

初めに、さきの市政運営の基本指針となる

「まちづくり総合計画」では、「自然と共生暮らしに活力 心豊かに笑顔輝くまち 新庄」を目指すべき将来像とし、基本目標に「産業の振興」、「健康と福祉の充実」、「教育の振興」、「社会生活基盤の整備」、「環境の保全」の5つの分野を掲げ、「市民協働」や「広域連携」などの推進手法を取り入れながら、「雇用・交流の拡大」、「安全・安心の充実」、「子育て・人づくり」の3つの重点プロジェクトに基づく総合的な取り組みを推進してまいります。また、平成30年度は、後期5カ年の中間年度に当たります。これまでの成果を踏まえながら、取り組みの見直しも含めた点検を行い、さらなる成果の達成に向けて取り組んでまいります。

次の行財政改革につきましては、「行財政改革大綱」に沿って、行政運営の効率化と市民サービスの向上に取り組むため、「地域課題の解決を図る体制づくり」、「行政経営の効率化」、「行政課題の解決を図る組織体制づくり」、「持続可能な財政運営」の4つを基本目標とし、引き続き推進してまいります。

財政運営面につきましては、「中期財政計画」に基づき、内部管理経費の削減や投資的経費の抑制などに取り組んでいるところですが、平成28年度決算において、経常収支比率が92.6%となるなど財政の弾力性という面では課題もあることから、引き続き財源確保対策はもちろん、事務事業の選択と集中、業務の効率化を図りながら持続可能な財政運営に努めてまいります。

また、今後、老朽化した市有施設の維持管理につきましては、施設の適切な配置と効率的な維持管理の実現に向けて、平成28年度に「公共施設等総合管理計画」を策定しており、平成30年度からは、個別の施設計画を順次策定することで、計画的な市有施設の維持管理に引き続き取り組んでまいります。

4. 重要課題に対応した平成30年度主要事業。

次に、まちづくり総合計画の3つの重点プロジェクトに沿って、平成30年度の主要な事業の概要を申し上げます。地方創生に向けた戦略的な取り組みや定住自立圏構想に基づく連携など、新たな行政課題への対応のための各種事業にも取り組んでまいります。

初めに、「雇用・交流拡大プロジェクト」ですが、「しごと」の創出を目指し、企業力強化に向けて人材確保の仕組みづくりなどを進めるとともに、交流人口の拡大等による経済活動の活性化を促してまいります。

企業力強化としましては、市内企業の経営基盤強化を図るため、新たな取引先の創出を促す「商談会出展補助事業」や企業における新製品の開発などの新たな取り組みへのチャレンジを支援する「新製品開発支援補助事業」を継続してまいります。

人材確保への取り組みにつきましては、市外の大学等の高等教育機関に進学した若者や市外に居住している若者が、市内の企業を訪問する際の支援策として「ふるさと企業訪問奨励金事業」や学生が実際に職場を体験することを通じて市内の企業への就職を促す「学生トライアル雇用奨励金事業」にも継続して取り組んでまいります。

また、若者が将来、理工系や看護師などの専門的な知識を必要とする職場で働くことを目指して、他の地域で学んだ後に市内の企業や病院で働くことを促す「人材確保事業」を実施してまいります。

農業の振興に関しましては、農業従事者の減少や後継者不足が深刻化しており、平成30年度からは国の農業政策の見直しにより米の生産数量の配分が廃止されるなど、農業を取り巻く環境は大きな変化を迎えております。このような中で、農業所得を拡大し、持続可能な農業の体系を構築するため、新規就農対策や市の振興作物の産地化、農業法人化支援などの総合的な農

業政策の見直しに取り組んでまいります。

本市独自の新規就農者支援として、これまで多くの新規就農者を育成してきた「若者園芸実践塾」を発展的に終了し、新たな支援体制として、これからの地域の農業を支える担い手を生み出すための、農家での研修を通じて就農への支援を行う「振興作物栽培研修モデル事業」やシニア層での振興作物へのチャレンジを支援する「振興作物シニアチャレンジ支援事業」を実施してまいります。

また、持続可能な水田農業の確立に向けて、農業経営の安定化を図るため「集落営農等の組織・法人化事業」に継続して取り組むとともに「水田農業組織・法人育成支援事業」を創設し、農業用機械の整備などの支援を行ってまいります。

平成30年度には、全国の意欲ある農業者が集まり、農業経営の改善と地域農業の発展を目指すことを目的とする「第21回全国農業担い手サミット in やまがた」が秋に開催されます。最上地域においても、県内外からの農業者が参加する研究会や情報交換会が行われる予定とされており、農業者同士の交流を通じて、地域農業の活性化につなげてまいります。

交流人口の拡大に向けては、これまで訪日外国人観光客誘致に力を入れてきた成果により、台湾などからの多くのツアーや個人旅行者の来訪につながっているところですが、さらに、「みちのくインバウンド推進協議会」とも連携し、タイからの誘客にも力を入れてまいります。また、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに参加する国との相互交流を図る「ホストタウン推進事業」に取り組み、終了後も人的、文化的、経済的な交流が継続できる関係を築いてまいります。

「エコロジーガーデン交流拡大推進事業」としまして、青山学院大学の学生との交流やkito kitoマルシェの開催など、地域内外の交流を進

めてまいりました。平成30年度からは、第4期目となる「エコロジーガーデン利用計画」がスタートすることとなり、これからも文化財として後世に残していくための保存を確実にを行うとともに、その魅力を発信することで、人と人との交流の場としての活用にも一層力を入れてまいります。

交流や情報発信を行う地域活性化の拠点となる「道の駅」につきましては、今後、方向性を打ち出せるよう検討してまいります。

次に「安全・安心充実プロジェクト」ですが、昨年は、台風などの自然災害が日本各地で起こりました。本市においては豪雨や地震によって生じた大きな被害はありませんでしたが、地域の大きな課題として雪対策があります。これまでも市民の皆様が安全で安心して暮らすために雪対策に力を入れてまいりましたが、引き続き雪害のない暮らしの確保に努めてまいります。

雪への対策としましては、「GPSを利用した除雪管理システム」の導入により、効率的な除排雪体制を構築することができました。また、市のホームページに除雪車の稼働状況を公開することで、除雪の進捗状況を市民の皆様にも御理解いただきながら、雪による不便がなく生活できるよう取り組んでまいります。

雪に強い安全で快適なまちの実現に向けて、第2次新庄市総合雪対策基本計画に基づき、流雪溝整備の推進や流雪溝水源の安定化に向けた事業を行うことで、地域における克雪体制を充実するとともに、冬期における交通の安全を確保するため、散水及び無散水消雪道路の整備や防雪柵の整備を推進してまいります。

高齢者世帯や障害者世帯に対する支援として、「冬季生活支援事業」や「高齢者向け融雪装置配布事業」を実施し、自分で除雪を行うことが困難な世帯への支援を行ってまいります。

さらに、医療と介護が連携して継続的に在宅で生活できる「在宅療養の支援体制」の構築を

目指し、関係機関との連携や在宅療養を行う上での課題の整理を進めてまいります。

若年期の検診の促進策として、がんの早期発見や健康の保持増進を図るため、がん検診受診料のさらなる負担軽減に取り組んでまいります。

市民の安全を守るための取り組みとして、自然災害の発生時などの緊急の連絡を要する事態が生じた際に、迅速に情報を伝達するための方法として、市内全域に情報伝達を行うことができる「デジタル防災行政無線（同報系）」の設置に向けた取り組みを進めてまいります。

また、「非常備消防運営事業」として、消防団員が安全に活動するための装備品の配備を継続して行うとともに、「消防施設整備事業」として、小型動力ポンプや積載車など、消防団が活動時に使用する資機材を更新してまいります。

北朝鮮のミサイル発射や庄内沿岸への北朝鮮籍と見られる木造船の漂着など、市民生活に不安を与える事案が発生しております。これまでも職員地域担当制を活用して周知広報を行うなど、必要な情報を伝達するための取り組みを行ってまいりましたが、平成30年度は国や県を初めとする関係機関との連携強化や市職員の緊急時の対処措置の能力向上を図るため「国民保護共同図上訓練」を実施し、安全で安心して暮らせる地域づくりを進めてまいります。

災害が発生した場合には、「自助」、「共助」、「公助」が連携し、対応していくこととなります。特に、「共助」の力を高める取り組みとして「自主防災組織育成事業費助成金」制度を継続してまいります。

安全で安心なまちづくりに向けて、各町内の防犯環境を向上するため「町内防犯灯LED化事業費補助金」制度を継続するとともに、犯罪や事件を未然に防止し、万が一犯罪が発生した場合に速やかな解決に資する「街頭防犯カメラ整備事業」を実施してまいります。

高齢者による自動車運転事故防止策として、

自動車運転免許証の自主返納を促す取り組みが全国的にふえておりますが、返納した方の移動手段の確保が大きな課題になっております。また、みずから移動するための交通手段を持たない交通弱者が増加しており、誰でも自由に外出できる仕組みづくりとして、子供から高齢者、障害者など、誰もが安心して利用できる利便性の高い地域公共交通の整備を目指して「まちなか循環バス運行事業」に取り組んでまいります。

また、これからの都市の方向性を示す「都市計画マスタープラン」の策定に向けて、市民の皆様のご意見を反映させるための外部委員会を設置し、着実に取り組んでまいります。

最後に「子育て・人づくりプロジェクト」です。子供は将来の社会を担うかけがえのない存在であり地域の宝です。少子化という大きな課題の克服に向けては、地域の中で安心して子供を産み育てることができる社会をつくるのが、次の世代の子供を持つ希望につながると考えます。地域の中で安心して子供を育てられる環境を整備するとともに、地域で育った子供達がふるさと新庄に誇りと愛着を持つことができる取り組みを進めてまいります。

新たな取り組みとして、発達上の困難等を有する子供の子育てに不安を抱えている保護者や保育士などへの支援として、専門家による指導のもと子供の行動を理解し、適切な対応方法を身につけるためのペアレントプログラムなどの事業を実施してまいります。

子ども・子育て支援新制度を着実に運用するため、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育の提供体制の確保の推進や地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実に向けて、妊娠期から子育て期までのさまざまなニーズに対し、総合的な相談支援を行う「子育て世代包括支援センター」を設置し、子供の健全な発育発達と育児不安を解消することで、地域で安心して子育てができるよう支援を行ってま

まいります。

また、仕事と家庭の両立と安心して子育てができる環境を整備するため「地域子育て支援拠点事業」、「ファミリー・サポート・センター事業」、「病児保育事業」、「放課後児童健全育成事業」とともに、子育てにおける経済的な負担を軽減するため、「第3子以降児童保育料免除事業」、「子育て支援医療給付事業」を継続して取り組んでまいります。

加えて、今後の教育・保育の需要の見通しを踏まえ、保育施設の受け入れ体制の見直しや放課後児童クラブの整備などを行ってまいります。

このほか、地域で安心して子育てができる環境の整備に向けて、子育て支援に意欲的に取り組む企業を応援する「子育て応援企業支援事業」に継続して取り組んでまいります。

少子化の要因として挙げられている未婚や晩婚に対応するため、結婚を希望する未婚者のスキルアップに向けた取り組みを支援する「結婚活動支援事業」や若者世代の結婚から妊娠、出産、子育てに対するよいイメージを醸成するための「結婚・子育てポジティブキャンペーン事業」を継続してまいります。

若者の地元定着と地域医療機関等に従事する看護師の確保に向けて、平成33年4月の開校を目指し、看護師養成所の設置に向けた準備を進めてまいります。

これまで、「夢を持ち、元気で才能豊かな、いのち輝く新庄っ子」を育成するため「いのちの尊厳を根底に据えたこころの教育」を中心に地域に根差した小中一貫教育を進めてまいりました。現在、明倫学区において小中一貫教育校の整備を進めておりますが、今後も、一人一人に対してきめ細かな教育を行っていくため、9年間で計画的かつ継続的に教育指導を行うことができる小中一貫教育を推進してまいります。

また、国際交流体験やコミュニケーション能力の育成を含めた国際理解を推進するため、市

内の小学校や中学校、義務教育学校において、語学指導員（ALT）を配置する「国際理解教育推進事業」にも継続して取り組んでまいります。

さらに、中学生や高校生、部活動などの指導者を対象とした、スポーツ分野におけるトップアスリートを招聘し、実技体験の機会や指導方法の講話を通じて、競技レベルの向上を目指すための取り組みを実施してまいります。

新庄市の貴重な歴史文化を後世に引き継いでいくため、国の重要文化財「旧矢作家住宅」について、劣化状況や改修規模等の概要調査を行い、早期の保存修理事業の実施に向け、文化庁や県と調整を進めてまいります。

これら、3つの重点プロジェクトを推進するに当たり、引き続き「協働によるまちづくり」に取り組んでまいります。これまでも、「地域づくり支援モデル事業」や「地域づくり推進交付金」などの制度を創設し、住民が主体となった地域づくりを目指して取り組んでまいりました。今後も、協働の手法を取り入れた事業を展開するため「新庄市協働推進計画」に基づき、地域、団体、事業者及び市が、積極的に協働事業に取り組むことができる仕組みづくりをさらに進めてまいります。

また、人口減少、少子高齢化の進行に伴い、地域のつながりの希薄化が懸念されています。地域コミュニティの強化を図るため、住民同士の連携や積極的に地域づくりを牽引する「地域リーダー講座」を継続してまいります。

さらに、より広い地域が協力して地域課題の解決に向けて取り組むための主体となる「地域づくり協議会」の設立に向け、地域の意識醸成を図りながら進めてまいります。

5. おわりに。

新年度を迎えるに当たり、市政運営に関しての基本的な考えと、主要な事業についての概要を申し上げます。

私は、市政をお預かりしてからの10年間において、「元気」と「優しさ」があふれるまちづくりに向けてさまざまな取り組みを行ってまいりました。昨年度からは「希望のもてるまちづくり」に向けた挑戦にも取り組んでおり、市内では「空き屋プロジェクト」などの若者が主体となった新たな取り組みが見られるようになっていきます。

これからの時代の中で、まちづくりのあり方はさまざまに変化していくと感じております。これまでの取り組みを継続しながら、来年度は、「障がい者にやさしいまちづくり」を進めていくため、市役所が担っている業務の中で何ができるのかということを考え、職員と意識を共有していくための一年にしていきたいと考えております。

「障がい者にやさしいまち」を目指すことは、「すべての人に優しいまち」にしていくことであると私は考えております。誰もが当事者になり得る障害や高齢による日常生活での困難や負担を軽減することは大きな課題です。また、当事者だけではなく、家族や支援者などの周囲の人にかかわりを持っていただくことが必要であり、今後進めていく市の取り組みについて、市民の皆様とも共有させていただき、理解を深めていただけるよう取り組んでまいります。

最後になりますが、市民の役に立つところが「市役所」であります。「まちはだれのもの」という、初心を忘れず、「市民第一主義」を引き続き強く意識しながら、市民の皆様にとって本当に住みやすく、住んでよかったと思えるまちづくりに向けて、職員一丸となり市政運営に取り組んでいく決意を表明し、平成30年度の施政方針といたします。

御清聴ありがとうございました。

小野周一議長 どうも、御苦勞さまでございました。

議案 23 件一括上程

小野周一議長 日程第 8 議案第 1 号新庄市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 30 議案第 31 号平成 30 年度新庄市水道事業会計予算までの議案 23 件を、会議規則第 35 条の規定により一括議題としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、日程第 8 議案第 1 号新庄市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 30 議案第 31 号平成 30 年度新庄市水道事業会計予算までの議案 23 件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第 1 号新庄市課設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成 30 年度組織機構の見直しに伴い必要な改正を行うものであります。

改正の内容であります。生活排水の処理に関する業務の担当窓口を一本化し、より一層効率的な行政サービスの運営を図ろうとするため、環境課が所管している合併処理浄化槽に関する業務を上下水道課に移管することに伴い、上下水道課の分掌事務を追加するものであります。

次に、議案第 2 号新庄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、職員の特別休暇について見直しを行うため、必要な改正を行うものです。

見直しの内容については、職員の配偶者の出産前 6 週間から出産後 8 週間の期間のうち 5 日

以内の範囲で男性職員の育児参加休暇を取得できるようにするものです。産前産後の期間中の配偶者の負担の軽減を図るとともに、職員の育児への参加の契機とし、子育て支援をさらに推進していくものであります。

次に、議案第 3 号新庄市職員の自己啓発等休業に関する条例の設定について御説明申し上げます。

本案は、地方公務員法第 26 条の 5 の規定に基づく職員の自己啓発休業について必要な事項を定めるものであります。

内容については、職員が自発的に大学などにおける課程の履修または国際貢献活動を行うため、最大 3 年間の休業を認めようとするものです。なお、休業期間中の給与は支払わないものであります。あわせて、附則において関係条例の整備を行うものです。

次に、議案第 4 号新庄市職員の配偶者同行休業に関する条例の設定について御説明申し上げます。

本案は、地方公務員法第 26 条の 6 の規定に基づく配偶者同行休業について必要な事項を定めるものです。

内容は、職員の配偶者が外国で勤務することになった場合に、3 年間の期間内で配偶者に同行するための休業を認めるものであります。職員が退職することなく、職務復帰後も公務での活躍が期待できる人材を中長期的視点に立って確保することを目的とするものです。なお、休業期間中の給与については支払わないものであります。

次に、議案第 5 号新庄市農村地域工業導入審議会条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

このたび、農村地域工業等導入促進法が改正されたことにより、農村地域への導入の促進の対象となる業種を工業に限定せず、サービス業等にも拡大されました。同時に、法律名も改称

されたことから、本市の農村地域工業導入審議会の名称を変更するとともに、調査審議事項を工業から産業に拡大するため、規定の整備を行うものであります。

議案第6号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

改正の理由といたしましては、第7期介護保険事業計画の策定に伴い、第1号被保険者の介護保険料を改定する必要が生じたため改正するものです。

介護保険料の改定内容につきましては、高齢化の進展や介護サービス需要の高まり、地域包括ケアシステムの充実などにより、第6期の介護保険料基準年額の7万800円を、平成30年度から3カ年の第7期は7万4,400円とするものであり、改定率は5.1%です。

介護保険事業計画は3年ごとに策定しておりますが、団塊の世代が全て後期高齢者となり高齢化のピークを迎える第9期までを見据えて保険料を算定いたしております。

次に、議案第7号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について御説明申し上げます。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行を受けて、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準が公布されたことに伴い、新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、新庄市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例並びに新庄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を改正するものです。

主な改正点としましては、新たな介護保険施設である介護医療院が創設されたことと、高齢者と障害者が同一の施設でサービスを受けやすくするための共生型サービスが設けられたことによるものであります。施行日は平成30年4月1日であります。

次に、議案第8号新庄市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の設定について御説明申し上げます。

介護保険法の改正に伴い、条例で指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を設定するものです。

内容といたしましては、保険者機能の強化という観点から、市町村による介護支援専門員の支援を充実することを目的とし、居宅介護支援事業所の指定や実地指導などの指定権限に係る事務について、平成30年4月より都道府県から市町村に移譲されるため、居宅介護支援事業所の人員及び運営に関する基準などを定めるものであります。

次に、議案第9号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が本年4月1日に改正されることに伴い、該当する条項に関し必要な条文整理を行うものであります。

次に、議案第10号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

国民健康保険事業が平成30年度から県単位化により財政運営の主体が県へと移行することに伴い、国民健康保険税の税率を改正するものです。あわせて、地方税法の一部を改正することに伴う改正を行うものであります。

内容につきましては、課税額に関する規定を改正し、課税額のうち所得割額、資産割額、均

等割額、平等割額をそれぞれ引き下げるものがあります。

次に、議案第11号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

国民健康保険法の改正による国民健康保険事業の県単位化に伴い必要な規定の整備を行うものです。

主な内容といたしましては、国民健康保険運営協議会に関する規定の整備及び条項の整備等を行うものであります。

次に、議案第12号新庄市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

被保険者が入所する施設等の所在地と従前の所在地の負担の不均衡を是正するため、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が4月1日から改正することに伴い、住所地特例に関し必要な改正を行うものであります。

主な内容といたしましては、国民健康保険法の規定により、住所地特例を受けて従前の住所地の被保険者とされている者が後期高齢者医療制度に加入した場合は、住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療制度の被保険者となることに伴う改正を行うものであります。

次に、議案第13号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、都市公園法施行令の改正に伴い必要な改正をするものであります。

改正の内容といたしましては、都市緑地法の改正により新たに市民緑地認定制度が創設されたことに伴い、住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準を定める規定を改正するものであります。あわせて都市公園の敷地面積に対する運動施設の敷地面積の割合について規定を追加し、定める割合につきましては都市公園法施行

令の基準を参酌し100分の50とするものであります。

次に、議案第14号市道路線の認定について御説明申し上げます。

本案は、道路網の整備を図り市民福祉の増進に資するため、市道を認定する必要性が生じたことから提案するものであります。

今回、認定をお願いします畑幸地線につきましては、国土交通省の治水対策事業により家屋移転が求められている関係者のうち、地区内への移転を希望する方について、その支障とならないよう対応するものであります。具体的には、畑地区の多くが浸水区域となっており、新たな住宅地を求める場合には新規住宅地に移設する市道の整備が不可欠な状況下にあります。以上のことから、道路法第8条第2項の規定により御提案申し上げます。

次に、議案第15号新庄市簡易水道事業（営農飲雑用水事業）の新庄市水道事業への統合に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について御説明申し上げます。

営農飲雑用水事業として平成元年及び平成5年に供用を開始した休場・市野々簡易水道及び山屋簡易水道を上下水道に統合する方針に基づき、本年3月31日をもって2つの簡易水道を廃止し、平成30年4月1日から上水道と統合することに伴い、給水区域の拡大や給水人口、給水量の見直しなど認可事項に関する規定、営農飲雑用水事業及び同特別会計の廃止など、関連する4件について改正または廃止する条例を提案するものであります。

次に、議案第24号から議案第31号までの一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の平成30年度当初予算について御説明申し上げます。

国は、平成30年度地方財政計画における一般財源総額を、子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費等の歳出を適切に計上することなどにより、前年度を

上回る62.1兆円を確保したとしています。

本市においては、施設改修費や社会保障費の増大が見込まれるほか、義務教育学校建設など大規模事業が予定される一方、税収が伸び悩むなど一般財源の伸びが見込めない厳しい状況にあります。しかしながら、市民の暮らしに直結する課題、要望などに的確に対応し、まちづくり総合計画に基づく事業を着実に推進することを方針の根幹に据えて平成30年度の当初予算を編成いたしました。

その結果、一般会計の予算総額は153億8,400万円となり、平成29年度と比較しますと3億7,900万円、率にして2.4%の減となりました。

主な事業内容といたしましては、新庄市地域公共交通網形成計画に基づき新規路線としてまちなか循環線の運行を開始する市営バス運行事業、子ども・子育て支援関連事業として安心して子育てができる環境づくりや、結婚から妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援を行うためのさまざまな事業の実施、エコロジーガーデン推進事業として旧蚕室の耐震補強改修工事と施設の管理運営方法の民間活力の導入に向けた調査などの実施、老朽化が進行している日新中学校の体育館の改修を行う日新中学校大規模改修事業、明倫学区義務教育学校建設事業では基本計画に基づき校舎及び屋内体育館の実施設計を作成、沖の町・中山町線ほか流雪溝整備、金沢地区ほか流雪溝用水導入事業などを初めとした雪総合対策事業など、安心して暮らせる住みよい地域社会をつくっていくことを基本としたものでございます。

以上、当初予算編成の概要について御説明申し上げましたが、一般会計の詳細及び6特別会計については財政課長から、水道事業会計については上下水道課長から説明させますので、御審議いただき、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

小野周一議長 それでは、ただいまから10分間休

憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時13分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

財政課長板垣秀男君。

(板垣秀男財政課長登壇)

板垣秀男財政課長 では、私より議案第24号から議案第30号まで御説明申し上げたいと思います。

平成30年度一般会計及び特別会計の予算書1ページをお開きください。

議案第24号平成30年度一般会計予算の予算総額でございますが、第1条のとおり歳入歳出それぞれ153億8,400万円となります。前年度比で3億7,900万円、2.4%の減となっております。

第2条と第3条につきましては、別に御説明申し上げたいと思います。

第4条一時借入金と第5条予算の流用でございますが、この内容につきましては前年と同様でございます。

第2条債務負担行為でございますが、7ページをごらんください。第2表の債務負担行為でございます。こちらにつきましては、新庄商工会議所新会館建設費補助金を新たに債務負担設定するものでございます。期間につきましては平成31年度から32年度まで、限度額を3,000万円としてございます。

第3条地方債でございますが、8ページをごらんください。第3表地方債でございます。こちらにつきましては、全国瞬時警報システム整備事業を初めとします17件、30年度の新たな起債額としましては総額9億4,510万円でございます。前年度に比べまして3億210万円の増としてございます。

続きまして、歳入の主なものについて御説明したいと思います。

予算書13ページをごらんください。

1 款市税でございます。個人市民税につきまして、808万1,000円の増額をしております。一方で、法人市民税につきましては2,339万5,000円の減。

次の14ページになりますが、固定資産税につきましては償却資産の伸びによりまして1,340万3,000円の増額としてございます。

また、市たばこ税でございます。こちらにつきましては、売渡本数の見込みの減によりまして1,996万9,000円の減となっております。

1 款市税款の合計でございますが、44億470万円、前年度比で1,532万円の減となっております。

次に、16ページをごらんください。

下段の2 款地方譲与税、それから17ページ、18ページの9 款地方特例交付金まででございますが、こちらにつきましては平成29年度の決算見込み額、それから平成30年度の国の地方財政計画上での伸び率等を勘案して計上してございます。

18ページの中段をごらんください。

10 款の地方交付税でございます。こちら、普通交付税におきましては事業費補正分の需要額の減額が見込まれるということを考慮いたしまして、前年度比で2,000万円の減額をしております。41億5,000万円としてございます。

次の12 款の分担金及び負担金でございますが、前年度比499万6,000円の増額でございます。

19ページの13 款使用料及び手数料につきましては、款の合計で343万9,000円の減額としてございます。

次に、21ページをごらんください。

下段からの14 款国庫支出金でございます。こちらにつきましては、款の全体で20億3,670万1,000円となります。前年度比で2 億4,935万8,000円の増額としてございます。

こちらの1 項1 目民生費国庫負担金におきましては、障害者自立支援給付費負担金、それか

ら子供のための教育保育給付費負担金、生活保護費等負担金、こういったものが大きく増額となっております。

また、次のページの2 項4 目の商工費の国庫補助金でございますが、こちらにつきましてはエコロジーガーデンの耐震の改修費用に係ります国宝重要文化財等保存整備費補助金5,057万3,000円を新たに計上したところでございます。

次に、24ページをごらんいただきたいと思っております。

下段の15 款県支出金でございますが、こちらにおきましても1 項1 目民生費県負担金におきまして国庫支出金と同様に障害者自立支援給付費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金、こういったものが増額となっておりますが、26ページをごらんください。2 項4 目農林水産業費県補助金におきまして、多面的機能支払推進事業費補助金、それから農業次世代人材投資事業費補助金の減額などがございまして、款の全体で12億8,026万9,000円、前年度比で7,804万7,000円の減額としてございます。

次に、28ページをごらんください。

下段の17 款寄附金でございます。こちらは昨年11月からふるさと納税の返礼品の返礼率の見直しなどの影響がございまして、6 億8,800万円減の3 億1,200万円としてございます。

次の29ページの18 款の繰入金でございますが、1 億8,050万円、前年度比で9,100万円の減額となっております。こちら、減額ではあるんですけれども、大規模事業などの財源としまして財政調整基金より8,000万円、子育て支援ですとかまちづくりのための事業の財源としましてまちづくり応援基金より1 億円の繰り入れを計上して予算計上したところでございます。

次に、30ページをごらんください。

20 款の諸収入でございます。1 項貸付金元利収入におきまして、産業立地促進資金融資制度預託金、それから勤労者生活安定資金預託金元

金収入、こちらの2つが減額となりましたことが大きな要因となりまして、款全体では5億6,663万8,000円で、4,070万1,000円の減額ということになってございます。

最後に、31ページの21款の市債でございます。こちらエコロジーガーデンの改修事業債から明倫学区義務教育学校の建設に係ります義務教育学校建設事業債、日新中学校大規模改修によります学校教育施設改修事業債、こちらなどを新たに計上したことによりまして、総額としましては9億4,510万円、前年度比で3億210万円の増額ということになってございます。

以上、歳入でございます。

歳入全体に言えることですが、市税、地方交付税などの一般財源の総額につきましては101億3,447万2,000円となりまして、前年度より7,404万8,000円の減額ということになってございます。

次に、歳出の主なものについて御説明を申し上げます。

33ページをごらんください。

1款議会費でございます。こちら1億8,803万3,000円でございます。前年度比で580万9,000円、率にして3%の減となっております。

次に、34ページをお開きください。

2款の総務費でございます。こちらにつきましては款の全体で18億3,681万6,000円となりまして、前年度比で6億1,700万5,000円、率にして25.1%の減となっております。この中で、1項1目総務一般管理費でございますが、こちらにつきましては平成29年度の退職者、それから平成30年度の新規採用者との差額分、それから会計間の移動に伴う職員給与費をこちらで措置してございますので、1目全体で4,411万円の減額となります。

なお、一般会計全体における人件費でございますが、前年度比で410万8,000円の増額となっております。

また、特別職、一般職の給与費につきましては114ページ以降に記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、37ページをお開きください。

6目財産管理費でございます。こちらにつきましては、大きなものとしましては、本庁舎の耐震改修事業に伴います教育委員会の移転のための建設庁舎の改修工事に係る工事請負費、こちらを3,195万5,000円計上させていただいております。また、それに伴いましてネットワークの工事費としてもございまして、合計で改修に係る費用として8,953万5,000円を計上させていただいております。

次に、39ページをごらんください。

下段になります。7目の企画費でございますが、ふるさと納税事業費といたしまして、前年度比で6億8,799万円減の3億1,202万1,000円を計上してございます。この減額によりまして、2款全体の予算規模が大きく縮小したというふうになってございます。

次に、43ページをごらんください。

12目の市営バス費でございます。こちらにつきましては、市長の方針にもございましたが、新規事業といたしまして市営バスのまちなか循環線運行に係る自動車購入費として2,247万9,000円などの経費を盛り込んだところでございます。

次に、ちょっと飛びますが50ページをごらんいただきたいと思います。

3款の民生費でございます。こちら、款の合計としましては56億4,132万7,000円、前年度より2億9,529万2,000円、率にして5.5%増となっております。

3款のうち1項1目社会福祉総務費でございますが、こちらにつきましては国民健康保険事業特別会計繰出金におきまして国保会計への繰出の減額分が反映されたところでありまして、53ページですが、4目の障害者自立支援費、こ

ちらでは給付事業費につきまして7,120万7,000円と大きな伸びがございます。

また、54ページでございますが、5目の老人福祉費におきましては、前年度に引き続きまして地域福祉基金積立金2,000万8,000円を計上してございます。

また、6目の介護保険費でございますが、介護保険事業特別会計への繰出金として4億9,331万1,000円を計上してございます。

こちらの1項の社会福祉費全体で4,582万円の増ということになってございます。

続いて55ページでございます。

2項の児童福祉費でございますが、子育て支援の拡充によりまして前年度比で1億6,596万2,000円の増額となっております。主な事業といたしましては、児童行政事業費におきまして、明倫学区義務教育学校併設の放課後児童クラブ整備のための実施設計費用715万1,000円、それから第3子以降児童幼稚園等保育料無償化事業費補助金1,677万6,000円などがございます。

また、57ページでございますが、こちら子ども・子育て支援新制度事業費でございます。こちらには民間立保育所6所への委託料として5億241万4,000円、小規模保育施設5施設への負担として地域型保育給付費1億7,844万5,000円、また新たに私立幼稚園2施設が新制度に移行して増額となります施設型給付費につきましては2億8,703万2,000円を計上してございます。

さらに、59ページになりますが、保育所費でございます。保育所費のほうには、発達障害などを有する子供への援助としまして、その保護者と支援者へのサポート事業ということで、こちら市長の御発言にありましたが、新たにペアレントプログラムの実施経費を盛り込んだところでございます。

こういったところもございまして、児童福祉の全体にわたり子育て支援のさまざまな施策展開に資する予算を編成させていただいたところ

でございます。

次に、62ページをごらんいただきたいと思います。

4款衛生費でございます。こちら、款全体で10億6,781万3,000円でございます。前年度比で6,644万2,000円、5.9%の減少となっております。

1項1目の保健衛生総務費でございますが、こちら新規事業としまして、説明欄の名称としては記載されておらないところではありますが、母子保健事業の中に、これも先ほど市長からございましたが、妊娠期から出産期、子育て期において安心して子育てができる相談支援を強化するための子育て世代包括支援センターの開設に関する経費を計上してございます。

また、64ページをごらんください。

4目の健康増進費でございます。こちら説明欄に名称はございませんけれども、健康づくりの意識向上のため、前年度に引き続きましてかむてん健康マイレージ事業に係る経費を盛り込んでございます。

次に、66ページをごらんください。

8目の水道費でございますが、こちら平成30年度より営農飲雑用水事業を水道事業に統合するに当たりまして、事業の円滑化を図るため、簡易水道統合円滑化繰出金1,536万円を計上してございます。

また、9目でございますが、こちらには新たに看護師養成所費を設けまして、看護師養成所の開設準備経費を計上したところでございます。

こちら、1項の保健衛生費全体では1,716万6,000円の増額ということになりました。

次の2項の清掃費でございますが、1目に、今年度も衛生環境の向上に資するよう、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金1,955万7,000円から浄化槽整備促進事業費補助金658万円を盛り込んでございます。

また、2目の塵芥処理費でございますが、こ

ちらは9,183万6,000円と大幅な減となっております。こちらにつきましては、最上広域の分担金の減額によるものでございます。

次に、68ページの下段をごらんください。

5款の労働費でございます。こちら、3,013万6,000円で、1,015万円、25.2%の減となっておりますが、こちらにつきましては勤労者生活安定資金預託金の減少によるものでございます。

続いて69ページでございますが、6款の農林水産業費でございます。こちら、款全体では6億5,889万円で、3億8,386万7,000円、36.8%のこちらも大幅な減となっております。この主な要因でございますが、国営土地改良事業負担の終了、それから多面的機能支払事業費の減というようなことがございます。

続いて70ページをごらんください。

1項3目の農業振興費でございます。こちら、71ページの下段になりますが、若者園芸実践塾の後継事業としまして、振興作物栽培研修モデル事業、それから振興作物シニアチャレンジ支援事業など、新規に市単独の事業を盛り込んでございます。

また、前年度に引き続きまして補助事業を効果的に活用した施策の展開を積極的に行いまして、農地の集積、それから次世代を担う新規就労者への担い手の総合支援対策の事業の拡充を図るため経費を盛り込んだところでございます。

71ページの上段になりますが、こちらには地方創生推進交付金を活用しまして、関東圏での本市のPR経費を含めました新庄そばまつり実行委員会負担金も計上したところであります。

なお、営農飲雑用水事業費につきましては、水道事業への統合により廃目ということになってございます。

続いて77ページをごらんください。

7款の商工費でございます。こちら、8億6,454万1,000円で、1億672万5,000円、14.1%

の増となっております。

1項2目の商工振興費でございますが、こちらには企業力強化支援事業といたしまして商談会の出展支援、新製品開発の支援などの事業費、それから若者の地元定着と企業の人材確保を推進するための学生トライアル雇用奨励金などを計上したところであります。

また、債務負担行為で御説明したところでありますが、新庄商工会議所の新会館建設の30年度の補助といたしまして2,000万円を盛り込んでございます。先ほどの債務負担の3,000万円と合わせまして、3年間で5,000万円を限度とする補助ということにさせていただいてございます。

次に、79ページをごらんください。

3目の観光費でございます。こちらにつきましては、昨年に引き続きましてラッピングトラックの張りかえを計画的に進めるほか、地方創生推進交付金を活用しました外国人観光客案内体制整備事業、それから地域ブランディングのための情報発信事業などの事業費を計上したところであります。

また、80ページの中段でございますが、昨年創設されました山・鉾・屋台行事観光推進ネットワークの第2回総会の本市開催に係る負担金を計上するなど、PRと誘客拡大を図ることでの予算計上をさせていただいております。

続いて81ページでございますが、エコロジーガーデン推進事業費では、旧第5蚕室の耐震補強改修工事、こちらを実施する予算。それから、施設の運営方法と民間活力の活用の可能性を探るためのサウンディング調査業務委託料を計上してございます。

続きまして、83ページをごらんください。

8款土木費でございます。こちらは款全体で14億7,663万4,000円、8,765万5,000円、率にして6.3%の増でございます。

84ページになります。

2項2目の道路維持費でございますが、こちら3,461万8,000円の増となっております。こちらはいわゆる道路施設の計画的な補修更新を行うための道路長寿命化事業の増額によるものでございます。

続いて、86ページをごらんください。

4項1目の都市計画総務費でございますが、こちらには前年度に引き続きまして都市計画マスタープランの見直し事業、それから道の駅基本計画策定に関する事業を計上させていただいております。

続いて88ページをごらんください。

4目の公共下水道費でございます。こちらには、公共下水道事業特別会計への繰出金でございますが、4億864万5,000円を計上させていただいております。

また、5目の住宅費でございますが、こちらには公営住宅の外壁改修などの費用として工事費5,300万円を盛り込んだところでございます。

89ページの6項1目の除排雪費でございますが、こちら総額では3億7,569万9,000円でございますが、直接経費としましては道路に係る除排雪業務委託料と除排雪車の借り上げ料合わせまして2億9,000万円を計上したところであります。

続く90ページでございます。

2目の雪総合対策費でございますが、こちらにつきましては流雪溝整備事業それから消雪整備事業などに係る経費として1億6,690万2,000円を盛り込みました。こちらによりまして雪に強い安全で快適なまちづくりの推進を目指してございます。

次に、91ページをごらんください。

9款の消防費でございます。こちらにつきましては、全体で6億3,270万2,000円、308万4,000円で、率にして0.5%の減でございます。

92ページになりますが、1項2目の非常備消防費につきましては1,681万7,000円の増となっ

てございます。こちらにつきましては、デジタル防災行政無線を市内全域に拡充するための測量設計業務委託費として651万3,000円、また消防団員の安全靴、防寒具などの整備費としまして671万1,000円を盛り込んだことが増の要因となっております。

次の93ページの3目消防施設費でございますが、こちらにつきましては昨年度に引き続きまして老朽化した小型動力ポンプ積載車それから動力ポンプなどの更新費用を盛り込んでございます。

次に、94ページをごらんください。

10款教育費でございます。こちら、全体で15億1,394万5,000円、前年比で1億7,726万9,000円、率で13.3%の増となっております。

1項2目事務局費でございますが、公共施設等総合管理計画に基づきます学校施設の個別施設計画の策定支援業務委託として702万円を新たに計上してございます。

また、97ページをごらんください。

3目の教育指導費でございますが、前年度に引き続きまして児童生徒個別支援事業費、こちらに個別学習指導員とそれから特別支援教育支援員の配置の経費を盛り込んでございます。

また、国際理解教育推進事業費でございますが、こちらには語学指導員4名の配置の経費を盛り込んだところであります。

また、新たに教職員の負担軽減と部活動の質的向上を図るという目的で、部活動指導員の配置に係る経費を計上させていただいております。

次に、101ページをごらんください。

3項中学校費でございます。こちらの1目学校管理費でございますが、日新中学校大規模改修に係ります工事費の費用として9,138万3,000円を計上してございます。

また、ちょっと飛んで申しわけございませんが、104ページをごらんください。

こちらの4項4目学校建設費でございます。こちらには明倫学区義務教育学校建設に係る経費としまして1億3,746万4,000円を計上してございます。こちら、平成30年度につきましては平成29年度に実施しました基本設計に基づきまして建設に関する実施設計を行う予定でございますので、その費用ということになってございます。

次に、107ページをごらんください。

5項社会教育費でございます。こちらの6目文化財保護費でございますが、昨年度に引き続きまして新庄藩主戸沢家墓所の保存修理工事の費用として1,566万円を盛り込んでございます。

また、7目、一番下になりますが、重文旧矢作家住宅の管理費におきましては、経年劣化してございます矢作家住宅の保存修理に向けた調査費用を計上したところでございます。

次の108ページの8目ふるさと歴史センター費でございますが、こちらにつきましては屋根塗装に関する費用として工事費1,393万2,000円を盛り込んでございます。

次に、110ページをごらんください。

11目の社会体育費でございます。こちらにつきましては新庄ハーフマラソンの大会の経費、それから2020年の東京オリンピックのホストタウン登録に向けた経費を盛り込んだところでございます。

また、山形県で30年度に開催されます全日本軟式野球大会の開催地負担金、こちらを計上したところであります。それにあわせて、111ページになりますが、12目の体育施設費におきましても野球場のフェンス改修に係る工事請負費としまして1,447万2,000円を計上したところであります。

112ページをごらんください。

12款の公債費でございます。公債費につきましては14億5,315万8,000円、前年度比で4,041万6,000円、率にして2.9%の増となっております。

ます。主な増加の要因でございますが、萩野学園の建設工事費、それから本庁舎の耐震改修の工事、そういったものの元金償還、こちらが始まるということでの増となっております。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、参考資料の126ページと127ページをごらんいただきたいと思います。

こちらにつきましては、性質別経費調でございます。

主な点を御説明申し上げたいと思います。

まず、2項の物件費でございますが、18億2,187万1,000円で、5億7,986万9,000円、率にして24.1%の大幅な減となっております。こちらにつきましてはふるさと納税のお礼品等に係る経費の減が主な要因となっております。

4の扶助費でございますが、こちら35億9,875万1,000円となりまして、3億91万1,000円の増、率にして9.1%の増となっております。こちら、先ほどもお話し申し上げたところですが、障害者自立支援事業、それから子ども・子育て支援新制度事業などによりまして経費の増加ということになってございます。

次の5の補助費等でございますが、こちら20億1,051万7,000円となりまして、2億4,266万6,000円、率にして10.8%の減となっております。この要因としましては、最上広域の分担金の減、それから農林事業であります多面的機能支払交付金の減が主な要因となっております。

6の投資的経費でございますが、11億7,419万6,000円で、3億2,709万5,000円、率にして38.6%の大幅な増ということになります。こちらにつきましては、明倫学区義務教育学校の建設事業、それから日新中学校の大規模改修、エコロジーガーデンの耐震改修事業などが主な要因ということになります。

それでは、一般会計を終わりにして、特別会計に移らせていただきたいと思います。

131ページをお開きください。

議案第25号国民健康保険事業特別会計でございます。こちら、歳入歳出予算額としましては第1条のとおり33億4,480万円、前年度比で11億9,550万6,000円、率にして26.3%の大幅な減でございます。第2条の一時借入金の限度額は1億円と決めました。歳出予算の流用につきましては、第3条の規定のとおり保育給付費に限定するものでございます。国民健康保険事業につきましては、平成30年度から県単位化となるというようなことから予算も大きく変更されてございます。

137ページをごらんください。

歳入でございます。

1款の国民健康保険税でございますが、7億2,191万4,000円を計上しまして、前年度比で2億4,221万1,000円の減としてございます。

続きまして138ページでございますが、3款の県支出金でございますけれども、こちらに保険給付費等交付金が新設となりました。こちらに22億972万3,000円を計上してございます。

一方で、財政調整交付金は廃目、それから県の負担金は廃項ということになってございます。

139ページの5款の繰入金でございますが、一般会計繰入金が2億6,985万6,000円で、2,343万6,000円の減としてございます。

さらに、国民健康保険給付基金からの繰入金は廃項としてございます。

140ページでございますが、国庫支出金それから141ページの療養給付費交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金についてはいずれも廃款ということにしてございます。

続いて144ページをごらんください。歳出でございます。

歳出につきましては、2款の保険給付費が款の合計で22億1,639万円となりまして、前年度比で3億4,945万円、率にして13.6%の大幅な減ということになってございます。

146ページをごらんください。

下段でございますが、3款国民健康保険事業費納付金、こちらを新たに設置してございます。こちらは県単位化に伴う県への納付金でございますが、款の合計で8億3,468万6,000円を計上したところであります。

次の147ページ下段の4款の共同事業拠出金でございますが、12億1,062万3,000円の大幅な減となります。

また、151ページでございますが、後期高齢者支援金等、それから前期高齢者納付金等、続く152ページの老人保健拠出金、介護納付金についてはいずれも廃款としてございます。

続きまして155ページをごらんください。

議案第26号交通災害共済事業特別会計でございます。

予算総額は604万5,000円となりまして、前年度比3万8,000円、率にして0.6%の減となります。

歳入歳出の明細につきましては158ページから記載してございますが、編成内容につきましてはほぼ前年と同様となっております。

次に、161ページをごらんください。

議案第27号公共下水道事業特別会計でございます。

予算の総額では16億5,034万6,000円となりまして、前年度比で1億5,931万8,000円、10.7%の増となります。

第2条の債務負担行為と第3条の地方債につきましては164ページをごらんください。

第2表の債務負担行為でございます。こちらは毎年行っております水洗便所改装等の資金利子補給のほか、処理場の改築更新の事業を新たに設定してございます。

また、3表の地方債でございますが、公共下水道事業の限度額を5億280万円と設定してございます。

次に、166ページをお開きください。

こちらの歳入でございますが、3款の国庫支出金におきまして、1,797万円の増、4款の1項、一般会計の繰入金につきましては4億864万5,000円を計上してございます。

167ページになりますが、7款の市債につきまして、3,600万円の増ということにさせていただいてございます。

168ページでございます。

こちらは歳出になります。

1款1項の総務管理費でございますが、こちら地方公営企業法適用支援業務委託料を計上して、3,248万6,000円の増としてございます。

170ページでございます。

こちらの2款の建設費でございますが、6億6,867万5,000円でございます。前年度比で1億7,819万5,000円、率にして36.3%の大幅な増となっております。こちらにつきましては、処理場の長寿命化事業の増額が主な要因となっております。

続いて181ページをごらんください。

議案第28号農業集落排水事業特別会計予算案でございます。

総額としましては8,531万円、前年度比で601万9,000円、率にして7.6%の増としてございます。

第2条の地方債でございますが、183ページをごらんください。

第2表の地方債でございます。

農業集落排水事業の限度額を970万円としてございます。

歳入歳出の明細につきましては186ページから記載してございます。

歳出につきましては、地方公営企業法の適用支援業務負担金に関する予算を計上してございます。その財源としては、地方公営企業会計の適用債を歳入に計上したところでございます。

続いて193ページをごらんください。

議案第29号介護保険事業特別会計予算でござ

います。

予算総額としては37億3,311万8,000円でございます。前年度比で803万4,000円、率にして0.2%増となっております。

第2条では、歳出予算の流用について国保会計と同様に保険給付内に限定するというものでございます。

201ページをごらんください。

歳入の1款保険料でございます。

こちら7億9,637万6,000円を計上しまして、前年度比で4,510万円の増としてございます。

続く4款の国庫支出金、それから202ページになりますが5款の支払基金交付金、それから6款の県支出金並びに、203ページになりますが8款の繰入金につきましてはいずれも減額ということになってございます。こちら、この理由でございますが、歳出におきまして、207ページになりますが、2款の保険給付費でございます。こちらのうち1項の介護サービス等諸費、それから2項の介護予防サービス等諸費、それからちょっと飛びますが7項の特定入所者介護サービス等費など、こちらが減少してございます。この減少によりまして、款の合計で前年度比で1億1,496万5,000円、率にして3.3%の減となったことが要因となっております。

最後になります。219ページをごらんください。

議案第30号後期高齢者医療事業特別会計でございます。

予算総額につきましては4億4,286万円、前年度比で4,544万円、率にして11.4%の増となっております。

224ページをごらんください。

歳入につきましては、1款保険料、それから3款の繰入金、こちらをどちらも増額してございます。

226ページをごらんください。

歳出でございます。

こちらにつきましては歳出の多くを占めてございます3款後期高齢者医療広域連合納付金、こちらを4,461万3,000円、率にして11.6%の増と見込んで計上したところでございます。

以上、大変長くなって申しわけございません。平成30年度の一般会計及び特別会計予算案の説明を終わります。御審議の上御可決くださいますようお願い申し上げます。

小野周一議長 それでは、ただいまから1時まで休憩いたします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

上下水道課長奥山茂樹君。

(奥山茂樹上下水道課長登壇)

奥山茂樹上下水道課長 議案第31号平成30年度新庄市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

第1条平成30年度新庄市水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

第2条業務の予定量は次のとおりとします。第1号、給水件数は1万4,004件、第2号、年間総給水量は388万6,894立方メートル、第3号、1日平均給水量は1万649立方メートル、第4号の主要な事業として建設改良事業費が2億74万5,000円でございます。

続きまして、第3条収益的収入及び支出の予定額でございます。収入の第1款水道事業収益は11億1,403万7,000円を見込んでおります。前年度より672万5,000円の減となっております。

次に、支出の第1款水道事業費用は10億8,947万4,000円を見込んでおります。前年度より209万8,000円の増となっております。

続きまして、第4条の資本的収入及び支出の

予算額でございます。

2ページをごらんください。

収入の第1款資本的収入は7,776万5,000円で、前年度比4,317万6,000円の減となっております。

次に、支出の第1款資本的支出は4億3,983万9,000円で、前年度比1億9,379万4,000円の減となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する3億6,207万4,000円は、過年度損益勘定留保資金等で補填してまいります。

続きまして、第4条の2、特例的収入及び支出であります。本議会において簡易水道の上水道への統合に関する議案を上程しておりますが、営農飲雑用水事業特別会計を廃止した場合、いわゆる出納整理期間が存在せず、官公庁会計と公営企業会計制度の違いから双方の予算決算に記載されない未収金及び未払い金が発生するため、平成30年度に限り経過的な措置を講ずるものであります。

続きまして、第5条、予定支出の確保の経費の金額を流用することができる場合は営業費用と営業外費用の間とします。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費としては、第1号の職員給与費6,477万8,000円、第2号の公債費1万円とします。

第7条、他会計からの補助金として、高料金対策等のため、一般会計から水道事業会計へ補助を受ける金額は4,546万6,000円とします。

第8条、棚卸資産の購入限度額は300万円とします。

次に、予算実施計画について御説明申し上げます。

3ページをごらんください。

初めに、収益的収入及び支出の関係でございますが、第1款1項営業収益は9億2,714万9,000円で、内容としましては給水収益、その他の営業収益でございます。

第2項営業外収益は、他会計補助金、他会計負担金、長期前受け金戻し入れなどでございます。

続きまして、4ページから7ページまでの支出でございます。

第1款1項営業費用は10億1,000万8,000円で、内容としましては原水及び浄水費、配水及び給水費、業務及び総係費、減価償却費などでございます。

7ページ、第2項営業外費用は7,611万1,000円で、内容としましては支払利息、消費税及び地方消費税などでございます。

続きまして8ページ、資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款第1項工事負担金は654万円で、内容としましては泉田道路関連工事の負担金などでございます。

第2項の補助金につきましては4,412万4,000円で、生活基盤施設耐震化等事業での国庫補助金及び簡易水道統合円滑化に係る補助金であります。

第3項の出資金は2,710万円で、これは統合水道元金償還金でございます。

次に、支出ですが、第1款1項建設改良費は2億74万5,000円で、内容としましては工事費等でございます。

第2項の企業債償還金につきましては2億3,909万3,000円でございます。

10ページには平成30年度の予定キャッシュフロー計算書を記載しております。

11ページから13ページまでには給与費明細書、14ページ及び15ページには平成30年度の予定貸借対照表、16ページ及び17ページには平成29年度の予定貸借対照表、18ページには平成29年度の予定損益計算書、19ページにはこれらの会計に関する書類における注記を記載しておりますのでごらんいただきたいと思っております。

以上、平成30年度新庄市水道事業会計予算に

ついて御説明申し上げます。御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願いいたします。

小野周一議長 これより、ただいま説明のありました議案23件のうち、平成30年度予算8件を除いた議案15件について一括して総括質疑を行いたいと思っております。質疑ありませんか。

1番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1番（佐藤悦子議員） 議案第2号について、出産予定の6週間にあつては前日から当該出産の日の後8週間を経過する日までの期間内における5日の範囲内の期間ということで、特別休暇が市職員に、妻などが出産するときに5日まで休みをとれるということになるようなんですが、この5日という根拠は何なのか。また、ほかの自治体はこの5日という問題を広げている自治体はないのかということをお願いします。

それから、議案第7号についてです。これで、共生型ということで、高齢者と障害者が同一施設でサービスを受けられるようにするという改正内容だという説明がありました。高齢者は65歳、介護保険で利用できる。今までは障害者はずっと本当は障害者で使っていたものが、65歳から介護保険と同じように1割負担になったり、利用の内容が縮小されたりということが最近問題になっています。そういう意味で、障害者の方々の、今まで障害ということで、所得に応じてですが、利用料が無料だったものが定率負担にさせられるとか、あるいは内容が重度の方はその人に応じて受けられた障害者サービスが削られるというようなことはないのか、そういったことについてどう考えておられるのか、見ておられるのかをお聞きします。

それから、3つ目ですが、議案第10号の国民健康保険税の引き下げの内容です。保険税の改正で1人当たり19%の引き下げというふうに伺いました。これまで市民の皆さん多くの方が、

高負担ということで苦しんでおられる方が大変多かった国民健康保険税が、このたびは、このように下がるというのは大変ありがたいことで、多くの市民は歓迎することと思います。市長を初め関係各位の御努力に本当に感謝申し上げたいという気持ちでいます。

さて、その中で一部なんですけど、7割軽減というのがあるわけですが、これが所得の低い方々、特に収入がほとんどないような、生活保護以下のような方々の実態に合っている負担なのか、どう考えているかお願いしたいと思います。

齋藤彰淑総務課長 議長、齋藤彰淑。

小野周一議長 総務課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑総務課長 議案第2号の新庄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部の改正については、いわゆる男性職員の育児参加休暇ということで、いわゆる職員の子育てに関する意欲を高め、さらに子育て支援に資するという目的で条例を一部改正しようとするもので、この根底には、人事院規則に追加された内容でございます。いわゆる国、国家公務員の制度に準拠した形ということで設定しようとするものでございます。

この5日間におきましての範囲は、どこの自治体もこの5日間ということの設定になってございます。

以上です。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、加藤美喜子。

小野周一議長 成人福祉課長兼福祉事務所長加藤美喜子君。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 議案第7号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定の部分でございますけれども、今回共生型のサービスの創設という背景には、介護保険優先原則のもとで、障害

者の方が65歳になったときに介護保険の被保険者となるわけなんですけれども、これまで使えなかった施設でのサービス、事業所を利用できなくなるというケースがありまして、見直すべきという意見に基づき改正されたものです。

議員が懸念されている利用料がどうなのか、削られないのかという部分でございますけれども、この部分に関しては、平成30年度の介護と障害の報酬改定において、共生型サービスの創設に伴う基準報酬に準じて利用されるということになりますけれども、その利用量が減らされるという心配は必要ないかということで考えております。

以上です。

田宮真人健康課長 議長、田宮真人。

小野周一議長 健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 ただいま議員のほうからお話がありました議案第10号国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に伴います税率引き下げの部分での7割軽減を受けている方についてでございますが、今回の税率引き下げにつきましては、軽減を受けていないにかかわらず全員に、全被保険者に適用する税率引き下げとなっておりますので、7割軽減の方でも一般の方でもその恩恵は受けるというような形で考えております。

さらに、7割軽減の方については、地方税法の規定の中で所得金額が33万円以下の世帯の方という形で定まっておりますので、その前段で税率が引き下げられるという形の条例の提案でございますので、7割の方も恩恵を受けるという形で捉えているところでございます。

1番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1番（佐藤悦子議員） 男性職員の子育てに支援とすると。そして、人事院制度に準拠して、全ての自治体で、全国で、国でも5日間となるんだということがわかりました。

女性の立場から言わせていただければ、もしも子供を産んだ場合、やはり体が動かなくて、1カ月ぐらいは動けないみたいにして、結局親などの近親者に頼るような状態が、皆さん御存じのことだと思いますが、そういう支援が、家事などについて体がきかないということでもかなり支援が必要な状態だと思うんです。

そういう意味では、できれば今後5日をもう少しふやして、最低でも1カ月ぐらいとれるような、そういう方向に要望してほしいということをお願いしたいと思います。そういうことは考えていないかお願いしたいと思います。そういう声はなかったかということも含めてお願いします。

それから、介護保険のことについてですが、共生型ということで、利用が、障害者が減らされることはないんじゃないかということですが、非常に心配だということがあると思います。

障害者としては、非課税世帯の場合は全く無料なわけです。これが65歳以上で介護保険になれていうことになってまいりますと1割負担ということで、障害者の負担が大きくなるのが予想されるし、また利用の量についても減らされることはないんじゃないかということですが、介護保険の場合はそれに応じて少ないとか多いとかって、介護度に応じて決まって、障害者の場合に比べて少ないとも聞いております。そういう意味では、障害者が障害福祉制度と介護保険を、どちらを使いたいかということを選択できるようにするべきではないかと考えるんですが、その点についてはどう考えているかお願いしたいと思います。

それから、国民健康保険税についてなんですが、全員引き下げになるということで大変ありがたいと改めて感じております。

7割軽減の方の実態を見てみますと、所得33万円以下といってもいろいろいまして、実質生活保護以下の収入だったりして暮らしている方

もおられると思います。そういうところについては減免、免除みたいな制度も必要ではないかと考えたりということと、もう一つは、子育て支援ということで子供には課税しないということが全国で要望されているわけですが、そういったことの見通しというか、市独自でもやってもいいと思うし、そういったことについて考えるべきではないかと思うんですが、どうでしょうか。

齋藤彰淑総務課長 議長、齋藤彰淑。

小野周一議長 総務課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑総務課長 5日間の休暇の範囲を広げてはどうかという要望のお話でございますが、この改正の趣旨としましては、男性職員の育児参加の契機としたいということ、そしてそれが子育て支援にさらにつながればというふうな意図でありまして、例えば家族の介護とかいろいろな条件があつてなかなかその辺苦しいとかいろいろな条件の設定の仮定の話がございましたが、職員の休暇についてはさまざまなかの休暇等の制度もございますので、そういったものを総合的に勘案されて検討されるべきかと思っております。

以上です。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、加藤美喜子。

小野周一議長 成人福祉課長兼福祉事務所長加藤美喜子君。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 障害者の福祉制度によるサービスについてでございますけれども、障害者のサービスは大きく分けて在宅でのサービスと施設でのサービスになりますけれども、在宅でのサービスについては介護保険に、65歳以上になりまして移った場合に、介護保険制度が優先されます。また、施設でのサービスを受けている方については引き続き障害者の制度の中でサービスを受けていくということになります。

65歳になったときに介護保険の制度が適用されるということが優先されるわけですが、基本的に介護保険制度はその介護の手間がどの程度かかるかというところで、公平に審査会を経ましてその介護度の部分が決められるわけですので、議員がおっしゃるような選択制というところについては今のところ考えておりません。

以上です。

田宮真人健康課長 議長、田宮真人。

小野周一議長 健康課長田宮真人君。

田宮真人健康課長 生活保護レベルの困窮している世帯の方の減免という部分につきましては、現行でも先ほど来お話が出ております7割軽減、5割軽減、2割軽減という制度もございます。あと、市のほうでも減免条例を設定しておりますので、そちらのほうで適応になれば、そちらのほうで対応していきたいと考えておるところでございます。

あと、子育て支援の関係からの減免、税金の免除という部分ではありますが、さきに議員より子供の均等割課税の軽減の部分で定例会のほうで御質問をいただいたところではありますけれども、子育て支援の観点から見た子供の税金の減免、非課税の扱いについては、現在国においても均等割の部分であればその趣旨や財政の影響を議論しているというお話を聞いておるところです。

全国市長会などでも要望事項となっておりますので、現段階では市としましては国の動向、他市の状況を注視していきたいと考えているところでございます。

小野周一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、総括質疑を終結いたします。

日程第3 1 予算特別委員会の設置

小野周一議長 日程第31予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第24号平成30年度新庄市一般会計予算から議案第31号平成30年度新庄市水道事業会計予算までの平成30年度の各予算を審査するため、委員会条例第6条第1項の規定により予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、予算特別委員会を設置することに決しました。

予算特別委員会委員の選任

小野周一議長 これより、ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

予算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において全議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、全議員を予算特別委員会の委員に選任することに決しました。

なお、委員会条例第10条第1項の規定に基づき、本日の本会議終了後、この議場において予算特別委員会を開催し、委員長の互選を行っていただきますので、御参集方よろしくお願いたします。

日程第 3 2 議案・請願の予算特別
委員会、各常任委員会付託

員会、各常任委員会付託を行います。

議案・請願の委員会付託につきましては、お手元に配付しております付託案件表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたしますので、よろしく願いいたします。

小野周一議長 日程第32議案・請願の予算特別委

平成 3 0 年 3 月 定 例 会 付 託 案 件 表

付 託 委 員 会 名	件 名
予 算 特 別 委 員 会 議案 (8 件)	<ul style="list-style-type: none"> ○議案第 2 4 号平成 3 0 年度新庄市一般会計予算 ○議案第 2 5 号平成 3 0 年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算 ○議案第 2 6 号平成 3 0 年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算 ○議案第 2 7 号平成 3 0 年度新庄市公共下水道事業特別会計予算 ○議案第 2 8 号平成 3 0 年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算 ○議案第 2 9 号平成 3 0 年度新庄市介護保険事業特別会計予算 ○議案第 3 0 号平成 3 0 年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算 ○議案第 3 1 号平成 3 0 年度新庄市水道事業会計予算
総 務 文 教 常 任 委 員 会 議案 (5 件) 請願 (1 件)	<ul style="list-style-type: none"> ○議案第 1 号新庄市課設置条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第 2 号新庄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第 3 号新庄市職員の自己啓発等休業に関する条例の設定について ○議案第 4 号新庄市職員の配偶者同行休業に関する条例の設定について ○議案第 5 号新庄市農村地域工業導入審議会条例の一部を改正する条例の制定について ○請願第 1 号学校における働き方改革の実施のため、政府に対し、教員定数の抜本増を求める意見書提出を求める請願
産 業 厚 生 常 任 委 員 会 議案 (1 0 件)	<ul style="list-style-type: none"> ○議案第 6 号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について ○議案第 7 号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について ○議案第 8 号新庄市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の設定について

付 託 委 員 会 名	件 名
	<p>○議案第9号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>○議案第10号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>○議案第11号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>○議案第12号新庄市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>○議案第13号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>○議案第14号市道路線の認定について</p> <p>○議案第15号新庄市簡易水道事業（営農飲雑用水事業）の新庄市水道事業への統合に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について</p>

議案8件一括上程

小野周一議長 日程第33議案第16号平成29年度新庄市一般会計補正予算（第8号）から日程第40議案第23号平成29年度新庄市水道事業会計補正予算（第4号）までの補正予算8件につきましては、会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第16号平成29年度新庄市一般会計補正予算（第8号）から議案第23号平成29年度新庄市水道事業会計補正予算（第4号）までの補正予算8件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 議案第16号から議案第23号までの

平成29年度一般会計、特別会計並びに水道事業会計の補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書1ページ、議案第16号一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ3,367万4,000円を追加し、補正後の予算総額を170億3,423万3,000円とするものであります。

主な補正内容について御説明申し上げます。

歳入についてであります。市税は個人市民税や固定資産税の伸びにより、市税全体で約7,000万円の増額補正としています。

14款国庫支出金及び21款市債には、国の補正に呼応した防雪柵や流雪溝整備に関する歳入予算を増額補正しております。

歳出につきましては、事業費の確定や精査に伴った補正や、市有施設の除排雪の修繕に係る経費などをそれぞれの事業費に計上しております。

2款では、今後の市有施設改修費増加に対応するため市有施設整備基金への積立金を、3款には放課後児童クラブの処遇改善に係る経費として放課後児童健全育成事業費補助金を増額し、

また生活保護費も増額補正しております。

8款においては、泉田二枚橋整備事業費、沖の町中山町線ほか流雪溝整備事業費及び金沢地区ほか流雪溝用水導入事業費を増額しております。

10款では、萩野学園建設に係る国からの交付金の返還金を計上しました。新年度の事業展開への円滑な移行のためにも、適切な対応を要する補正内容を組み合わせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、33ページからの特別会計であります。議案第17号国民健康保険事業特別会計補正予算から議案第22号後期高齢者医療事業特別会計補正予算までの6特別会計補正予算及び議案第23号水道事業会計補正予算につきましても、今年度のおおのの事業の総括などを図るために必要な予算の補正を行うものであります。

私からの説明は以上であります。各会計の詳細につきましては財政課長及び上下水道課長から説明させますので、御審議の上、御決定くださるようお願い申し上げます。

小野周一議長 財政課長板垣秀男君。

(板垣秀男財政課長登壇)

板垣秀男財政課長 それでは、私から議案第16号から議案第22号まで御説明申し上げたいと思います。

補正予算書の1ページをお開きください。

議案第16号一般会計補正予算(第8号)でございます。歳入歳出それぞれ3,367万4,000円を追加いたしまして、補正後の総額は170億3,423万3,000円となります。

各款各項の補正予算額並びに補正後の額につきましては、2ページから5ページまでの第1表歳入歳出予算補正をごらんいただきたいと思っております。

次に、6ページをごらんいただきたいと思っております。

第2表地方債補正でございます。こちらにつ

きましては、国の補正措置に呼応しました防雪柵整備に係る地方道路等整備事業、こちらを1,060万円、それから流雪溝整備事業を3,790万円増額いたします。また、事業費の確定による変更がそのほかに2本、さらには今年度の市債発行総額を抑制するというこのために地方交付税措置の見込めない2本について減額を行うものでございます。

続きまして、9ページをごらんください。

歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

初めに、1款市税でございますが、総額7,071万5,000円の増額となります。

1項の市民税の個人分につきましては2,000万円。それから、2項の固定資産税が5,700万円の増額としてございます。逆に、4項の市たばこ税でございますが、こちらにつきましては1,369万円の減額としてございます。

10ページをお開きください。

14款国庫支出金でございます。こちらにつきましては事業費の確定や精査に伴う負担金や補助金などの増減を計上してございます。

それから、11ページでございます。

2項5目の土木費国庫補助金でございますが、国の補正措置に対応しました事業としまして泉田二枚橋線整備事業、それから沖の町中山町線ほか流雪溝整備事業。次のページになりますが、金沢地区ほか流雪溝用水導入事業に係る社会資本整備総合交付金をそれぞれ増額してございます。

それから、12ページから15ページまで県支出金でございますけれども、こちらにおきましても事業費の確定や精査に伴います負担金や補助金などの増減を計上させていただいております。

14ページをごらんください。

17款1項2目ふるさと納税寄附金でございます。こちらにつきましては、当初10億円を目標

とさせていただいておりましたが、返礼品の返礼割合の見直しによりまして今回2億4,000万円の減額とさせていただいたところでございます。

次、15ページ。

21款市債でございますが、こちらにつきましては第2表地方債補正でも御説明申し上げましたとおりなんです、2目の土木費におきまして、国の補正予算によります補正予算債、こちらを活用しました地方道路等整備事業債及び流雪溝整備事業債を増額してございます。

これらの国の補正予算に呼応した事業でございますが、今年度事業執行が完了できないということもございまして、平成30年度への繰越明許費として再度予算化を図ることが必要となろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、16ページからの歳出について御説明申し上げます。

まず、歳出全て共通している事項といたしまして、事業費の確定や精査に伴った補正、それからこのたびの豪雪に対しまして市民生活の安心安全を確保していくために必要な市有施設などの除排雪、それから修繕に係る経費をおおむね増額させていただいたところでございます。

2款の総務費でございますが、1項4目の財産管理費におきまして、今後の市有施設改修費などの増加に対応するために、市有施設整備基金への積立金を計上させていただいております。

また、7目の企画費でございますが、ふるさと納税の寄附金の減額にあわせまして報償費などの事業費の減額をさせていただいております。

次に、18ページをごらんください。

3款の民生費でございます。こちら、1項4目障害者自立支援費で介護給付費、訓練等給付費を増額しております。

また、19ページの2項1目児童福祉総務費でございますが、こちらには放課後児童クラブの

処遇改善のための放課後児童健全育成事業費補助金、こちらを増額補正させていただいております。

また、20ページになりますが、3項生活保護費では生活扶助費等を増額させていただいております。

次に、24ページをごらんください。

2項1目林業振興費でございますが、森林林業再生基盤づくり交付金を減額してございます。こちらにつきましてはその事業内容の変更によるものでございますが、こちらの交付金のうち今年度内に事業終了ができない部分につきましては平成30年度への繰り越しを予定させていただいております。

25ページ、8款土木費でございますが、2項3目道路新設改良費におきまして泉田二枚橋線整備事業費の増額をしてございます。

また、27ページになりますが、6項2目雪総合対策費には沖の町中山町線ほか流雪溝整備事業費、それから金沢地区ほか流雪溝用水導入事業費をそれぞれ増額してございます。こちらについては先ほども御説明申し上げましたが、国の補正予算の活用による雪対策の推進を図ったものでございます。

続いて、28ページをごらんください。

10款教育費でございます。こちらにおきましては、学校及び社会教育施設におきまして、各施設の利用者の利便性や安全性に配慮した修繕料を盛り込んでございます。

29ページの4項義務教育学校費でございますが、こちらにつきましては萩野学園建設に係る国からの交付金の返還金を計上させていただいております。

最後に、31ページをごらんください。

12款の公債費でございます。こちらにつきましては、いわゆる予算策定時よりも利率低下したというふうなこともございまして、市債利子の減額を計上させていただいております。

以上で一般会計を終わりました、特別会計に移ります。

33ページをお開きください。

議案第17号国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

歳入歳出それぞれ5,271万8,000円を減額しまして、補正後の総額を45億7,336万6,000円とするものでございます。

38ページをお開きください。

歳入でございます。こちらにつきましては国民健康保険税を増額してございます。

また、3款でございますが、国庫支出金でございます。そこから続きまして7款の共同事業交付金、40ページになりますが、そちらまでにつきましては交付決定等に基づきます補正を計上してございます。

次の42ページからの歳出におきましても、事業費の確定ですとか精査に基づく補正をさせていただきますところでございます。

次に、45ページをお開きください。

議案第18号交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出それぞれ128万円を追加いたしまして、補正後の総額を736万3,000円とするものでございます。この補正内容につきましては見舞金支出の増加に対応するものでございます。

次に、49ページをお開きください。

議案第19号公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）でございます。

歳入歳出それぞれ737万3,000円を減額いたしまして、補正後の総額を14億8,623万1,000円とするものでございます。

51ページをごらんください。

第2表債務負担行為補正でございます。こちらでは当初予算におきまして水洗便所改造等資金利子補給事業に係る債務負担行為を設定してございましたが、今年度借り入れの見込みがないということで廃止をするものでございます。

次に、54ページから歳出になってございますが、こちらにつきましても事業の確定及び精査による事業費の補正と市債利子の減額を計上しております。

次に、57ページをお開きください。

議案第20号営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

歳入歳出それぞれ57万4,000円を追加いたしまして、補正後の総額を3,450万6,000円とするものでございます。

こちらの内容につきましては60ページをごらんいただきたいと思っております。

歳出でございますが、施設管理業務委託料の増額が補正の内容となっております。

それから、次に61ページをごらんください。

議案第21号介護保険事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

歳入歳出それぞれ8,620万7,000円を減額いたしまして、補正後の総額を37億2,671万5,000円とするものでございます。この介護保険の補正につきましても事業費の確定や精査に伴った補正でございます。

次に、69ページをごらんください。

議案第22号後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出それぞれ2,253万6,000円を追加いたしまして、補正後の総額を4億2,373万9,000円とするものでございます。

73ページをごらんください。一番最後のページでございます。

主な補正の内容としましては、後期高齢者医療広域連合への納付金の増額ということになってございます。

以上で、一般会計及び特別会計の補正予算の説明を終わります。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

小野周一議長 上下水道課長奥山茂樹君。

（奥山茂樹上下水道課長登壇）

奥山茂樹上下水道課長 議案第23号平成29年度新庄市水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開き願います。

第1条平成29年度新庄市水道事業会計の補正予算（第4号）は次に定めるところによります。

第2条収益的収入の補正ですが、収益的収入の第1款水道事業収益の既決予定額11億2,111万9,000円から補正予定額1,543万2,000円を減額し、計11億568万7,000円とします。

内容につきましては、第1項の営業収益は給水収益の減額であります。これは、給水人口の減少及び節水機器の普及などにより、有収水量が減少傾向にあるため補正するものであります。

また、第2項の営業外収益は、環境課及び都市整備課の第2庁舎への移転に伴う一般会計からの負担金を減額するものであります。

続いて、2ページをごらんください。

第3条資本的収入及び支出の補正ですが、まず資本的収入の既決予定額1億2,094万1,000円から補正予定額1,783万6,000円を減額し、1億310万5,000円とします。

また、資本的支出の既決予定額6億1,939万8,000円から補正予定額8,961万4,000円を減額し、5億2,978万4,000円とします。これはいずれも工事内容の精査に伴う負担金、補助金、委託料及び工事請負費の変更によるものであります。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額4億2,667万9,000円は、過年度損益勘定留保資金等で補填します。

3ページ及び4ページには補正予算の実施計画を記載しております。

以上で、平成29年度新庄市水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げました。御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

小野周一議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算8件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第16号から議案第23号までの補正予算8件については、委員会への付託を省略することに決しました。

それでは、ただいま説明のありました平成29年度補正予算計8件の審議に入ります。

日程第33議案第16号平成29年度新庄市一般会計補正予算（第8号）

小野周一議長 初めに、日程第33議案第16号平成29年度新庄市一般会計補正予算（第8号）について質疑ありませんか。

1番（石川正志議員） 議長、石川正志。

小野周一議長 石川正志君。

1番（石川正志議員） それでは、おおむね2点お伺いします。

補正予算書9ページ、歳入の部分になります。市民税の個人の部分、それから固定資産税が増額になっておりますが、この要因。

それから、補正予算書の25ページ、8の2の3道路新設改良費ということで、泉田二枚橋線の防雪柵の事業が増ということになっておりますが、平成29年度の補正で平成30年度、来年度に事業を繰り越すんだという説明を頂戴しました。それで、12月議会でも質疑はありましたが、流雪溝並びに道路の新設に係る部分は国の補助金、社会資本整備総合交付金かと思いますが、これが今までの流れでいきますと国からの内示が減額されることによって、当初予算か

ら比べて事業費も減ということが慣例化されてきている中で、今回国庫補助金が稀になく増額されたと捉えておりますけれども、この部分、道路新設の部分で、当初予算から比べて、12月では減額されましたけれども、このたびの国からの補助金が増額になることによる、当初見込んでいた部分よりもどれぐらい事業に対して影響があったのか。

例えば、これはちょっと、資料として一番これがわかりやすいんですが、来年度、平成30年度の主要事業の一番最後のページとその手前にも同じ事業があります。このたびの補正の事業費を見ますと、大体当初予算で比べている部分の3倍近くの補正がついたということです。

まずはこの部分に関して、平成29年当初予算から見て、このたびの補正でどれぐらい多く事業ができたのか、できる予定なのか、まず最初に2点お伺いいたします。

松坂聡士税務課長 議長、松坂聡士。

小野周一議長 税務課長松坂聡士君。

松坂聡士税務課長 それでは、最初に歳入の部分でございます。

9ページでございますけれども、市税、個人の部分と、それからもう一つ、固定資産税の部分でございます。

個人の市民税につきまして、この中で個人所得分と退職所得分という形で分けられて、それぞれ1,000万円ほど増額してございます。この理由といたしまして、個人市民税の所得分でございます。特に1月調定額、今年度と昨年度を算出しますとやはり特徴現年度分については2%ほど増加しております。それから、普通徴収分につきましては3%ほど、これは逆に減少しておりますけれども、占める割合の特徴分が非常に多くございます。そのために年度末の調定額を予測した見込み額で1,000万円ほどの増額という形になっております。

もう一つ分の退職所得分でございますけれど

も、これにつきましても1月末現在の調定額と比較しますとやはり1,000万円程度増加しております。これにつきましてはほぼ大体確定しております。この推移で1,000万円増額という形でそれぞれ1,000万円を増額したということでございます。

続きまして固定資産税、この額5,700万円と多くなってございますけれども、このほとんどが償却資産の増加によるものでございます。いわゆる経済活動の動きがこれまでよりも活発になってきたというあらわれだと思います。既存企業の設備投資がふえたことによりまして、新たに進出した企業の設備投資も加わりまして、固定資産税の予算を増額したものでございます。

さらに、収納率についても、当初見込んでおりました収納率よりも上がってきたということで、この分5,700万円を増額したということでございます。

以上でございます。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 それでは、市道泉田二枚橋線の防雪柵についての御質問にお答えさせていただきます。

本予算につきましては当初で1,500万円を予定しておりました。しかしながら、内示を頂戴したのが1,000万円でした。したがって、当初予算に比べれば500万円ほど少ない予算でスタートしたというところでございます。

その後、先ほど来から説明がありますように、泉田二枚橋線については約4,800万円ほど補正についております。したがって、今年度の執行額としましては5,800万円ほどという形になると思います。

当初の予定での進捗率としますと、これは延長ベースになるんですが、大体33%ぐらい、約3割ぐらいの進捗だろうと思われておったのですが、ここへきて大きな補正がついたことによ

って、現状では整備率52%、5割を超えるような整備率になると見込まれております。

以上です。

16番（石川正志議員） 議長、石川正志。

小野周一議長 石川正志君。

16番（石川正志議員） 市民税と固定資産税のほうは了解しました。恐らく予算委員会での審議もあろうかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それから、自分の地元のことで非常に申しわけないんですが、例の泉田二枚橋線といいますのは非常に地吹雪の常襲地帯でございまして、我々同僚議員もあそこを通るのはちょっと危ないというような認識の中で、しかも萩野学園のスクールバスの通学部分でもあるということで、これまでの議論の中でも防雪柵ができないところでは機械除雪で対応していただいているというようなことで、特に今回、市長の冒頭のお話にもありましたが、3年ぶりぐらいの大雪に見舞われまして、非常に地元住民は不安の中、原課それから業者の皆様が丁寧に排雪、除雪していただいて、大きな交通障害もなかったということですが、感謝を込めまして話をしますけれども、来年度の事業にもありますけれども、今進捗で大体52%になるだろうというお話の中ですが、そうするとちょっとパーセントだけではわかりませんが、残りの部分の来年度の当初のやつを含めまして、残り延長であとどれぐらいあるのか、メートル数でもキロ数でもいいんでしょうけれども、おわかりでしたら教えていただければと思います。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 現状で予定されていることしの整備延長が約486メートルになります。これは全体が930メートルですので、930メートルから486メートルを引きますと約444メートルが残事業、残延長になろうかと思っております。

ただし、これまで二枚橋側から整備を進めてきておるんですが、そちらのほうと比べまして、塩野側のほうにつきましてはこれまでのくい基礎での施工が可能だというふうに見込まれております。したがって、延長の割に意外と需用費が安価に済むのではないかとことも予想されますので、思いのほか進捗は伸びるのではないかとことが今当課では予想されております。

以上です。

小野周一議長 ほかにありませんか。

8番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小野周一議長 清水清秋君。

8番（清水清秋議員） 私から、1点ほどでありますがお聞きします。

ページ数が22ページ、農業振興費についてちょっとお伺いしたい。

23ページの下段のほうの、恐らくこの予算ではないかと私は思うわけですが、担い手確保・経営強化支援事業費補助金という二千万何がし、事業化されているという内容だと思います。

課長、新庄市認定農業者の会、この事務局は農林課にあると思いますが、この中での認定農業者に対しての補助事業制度、これは機械とかいろいろな、認定農業者が規模拡大あるいは機械の整備、そういう事業に対しての国の補助事業だと思いますが、この辺の二千万何がしの一つ、まずどれだけの件数があって、これに認定農業者が該当されたのか。その内容をお聞かせいただきたいと思います。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 担い手確保・経営強化支援事業費補助金ですけれども、これにつきましては認定新規就農者も含めまして、認定農業者の方が中間管理機構を活用しまして規模を拡大するという意向のある農業者への機械補助事業でございます。

これにつきましては9名のエントリーということで、各事業内容での拡大の意向の度合いでありますとか、これからの女性の参画でありますとか、そういったところでのポイントによって国で採択を受けるという制度でございます。

9名の方々が申し込みをしておりますけれども、まだその結果につきましてははっきりしてございません。

8 番(清水清秋議員) 議長、清水清秋。

小野周一議長 清水清秋君。

8 番(清水清秋議員) なぜこれを聞いたかということは、これに申し込み申請を、農林課サイドに行ってきたという人の声もあったものですから。その人は該当されなかったという人でありました。

私も相談に行ったことがあるんですが、この認定農業者制度の認定農業者になった方の、そのものの認定農業者として認められたというのは、これは一つ条件があって、誰でも彼でも認定農業者になっているわけではない。認定農業者の申請、そして認定農業者と認められる場合は。

そうした中において、こういう支援事業の、経営体育成支援事業の募集、これは国のほうの採択要件の中においてこういうものが我々にも配布をされたと、内容的に。

やはり認定農業者制度というのは、以前は、改正になる前は、認定農業者として認められた場合は、以前のことを言ってもあれなんだけれども、スーパーL資金とか、認定農業者そのものは大半該当になって、規模拡大、そういうものは支援事業を受けられたことだったんです。それが制度改正になってから、認定農業者になったにもかかわらず、こういうふうな採択要件、非常に厳しい。課長は、皆説明聞いたりしてわかっていると思うんですが。これ、認定農業者、全国で担当者に聞いたら、100万人ぐらいいるって言ったんだ。そして、該当になったのが

300人ぐらい。こんな国の制度であると思うんですが、そういう非常に厳しい条件の中でのこの事業化、本当に認定農業者を育てようとしているのか、私から見れば全く思わない。こんな制度、国では予算を確保した、どれだけの予算を確保したか課長はわかっていると思うんだけど、後で説明が終わったら聞きますけれども、どれだけこれで確保したんですか。これのどれだけが消化されようとしているのかわかれば。

もっと、やはり認定農業者としてそれなりに農家の方、認定を受けた場合は、当然やる気のある人が認定農業者になる、そういう人が規模拡大、また機械整備をやりたいと相談に来ているにもかかわらず、大半の方がこの事業化で申請をしても採択されない。担当者の方が言っているんですよね、課長。だから、そういう事業化になっても、課長は一体どういうふうに思っているんだか。これが本当に認定農業者を育てようとしている事業なのか。課長、ちょっとお聞かせください。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 なかなか新庄の認定農業者が採用されないというのは事実でございます。

この事業につきましては、新庄市にこの事業に対しての配分があるというわけではございません。いわば全国的なポイントでの争いということになりますので、この事業につきましては大規模化を中心とした、あるいは農業の面での、雇用するとか、そういった面での意向があるかということがポイントになってきますので、それが新庄の認定農業者の現在の段階ではまだまだ全国的にはポイントを稼げないというところでございまして。

一応認定農業者の会を通じて皆様に配布しているわけでございますけれども、やはり機会均

等ということはございますので、全員に配布してございます。

当然、コンバインを新しくしたいとか、高性能機械を取り入れたいというふうな方にとってはおいしい事業ではございますけれども、そういった要件がなければ採択されないという現状については御理解いただきたいと思います。

8 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小野周一議長 清水清秋君。

8 番（清水清秋議員） 課長の言っているこの採択要件を改修しろって言ったって無理なことはわかっています。そんなことを言っているんじゃない。

認定農業者にそうやって配布して、こうやって応募する方はきちんとチェックして持ってきてください、申請してくださいと。担当者、こういう用紙をチェックして申請する人に持っていても、担当者が自分で自分なりの評価をして、これは該当になりませんなんて言われてきましたという人がいるんです。相談しなければだめでしょう、本人と。担当者が自分で、このポイント表を提出させられて、担当者がみずから、自分でチェックしてこれでは該当になりませんと返されたというような仕事をやっていたら、申請している人も納得いかない。だからどうなってるんだっていうことを聞かれたわけなんだけれども。その辺、もう少し担当者が、やはりこうやって申請する相談に来た方にもっと理解してもらえるように説明するのが当然行政サイドの仕事だと思うんです。そうではないですか、課長。

そうしたことで、私が言いたいのは、申請者が来たから、本当はそれなりに全部受けて、採択するのは国かもしれないけれども、受け付けはしてやるのが、当然受け付けになるものとして自分でそれなりにチェックしてきているわけだから。それに対してまた指導的なものもあってしかるべきでしょう。このチェックポイント、

これをどういうふうな、これから、みんな今後の見通しなんだよ、これ。このポイントの要項、要求は見通し、これ見通し、俺から見ると。大概認定農業者というのはみんな規模を拡大しますということで認定農業者になっているんだよ、これは。だから、そういうことを踏まえての認定農業者に、農業者は今いるわけなの。

そういうことを考えると、こういう二重、三重の予算を利用したいと思っている方、全然何のためのこういう制度、事業が、補助が、末端のことを全然、国でも当然なんだけれども。課長、あなたたちは一番我々農業者、一番末端の農業者の相手をしているんでしょう。農業者の声を大事にしてもらわないと。そういう事業の制度というのが全く見受けられない。課長だって思うだろう、こんな該当になる人がほとんどいないようじゃ。そういうことで、ひとついいですか。

ましてや今6次産業化とか、新庄市の第1次産業、農業をいかに基幹産業として頑張っていると言っているわけだから。こういうようなやる気のある人が申請、こういうような、きちんと自分で精査して持ってきているわけです。それが受け付けにならないで帰ってくる。こういうことは、やはり農業者から見ればどう理解していいかわからないって言われるのが当然のことです。だから、ひとつその辺を十分踏まえて、農業者の声を大事にして、あなたはもっと県なり上に届けなければだめだ。こういうのが来たらこういうのに該当していないからだめですって、そういう行政のあり方では、末端で頑張っている人たち、何ていうか逆にやる気をとめているんだ。そういうことにならないように、何とか農業にやる気のある認定農業者を特に育てていくような行政、施策をやってもらえれば、そういうふうをお願いして、終わります。

小野周一議長 ほかにありませんか。

ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時10分 休憩

午後2時18分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

14番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

小野周一議長 新田道尋君。

14番（新田道尋議員） それでは、私からは2点だけ質問をいたします。

初めに、10ページの14款1項1目国庫負担金ですけれども、これの児童手当の負担金ということで1,207万6,000円減額補正ということになっていますけれども、なぜこの減額をせざるを得なかったかと。私の想像、推測では、それに対応するべき保護者がいたのに申請に来なかったという、それで減額ではないかと思われまじけれども、その辺の内容のお知らせをお願いしたいと思います。

続いて、13ページ、15款の4の2、県の補助金。この中で農林関係ですけれども、この説明欄を見ますとかなり三角がいっぱいついていて、1カ所だけ担い手確保の経営強化支援事業費の補助金が、これだけが2,103万5,000円ふえています。あとほかは全部減額となっていますが、事業名が変わったとかよくあることなんです、ふえたものはいいんですが、全てあとは林業の補助金まで減額と、これは一体どうしたことかと非常に疑問に私は思うのですが、その内容、どうしてこういうふうな減額して補助金を返さなければならなくなったかということをお伺いしたい。お願いします。

滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、滝口英憲。

小野周一議長 子育て推進課長兼福祉事務所長滝口英憲君。

滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長 新田議員の御質問にお答えしたいと思います。

児童手当の国の負担金の減額補正という内容

の質問でございます。

今回の補正につきましては、額の確定による補正、事業の精査による補正ということで、この補助金についても負担金についても同様の措置をさせていただいております。

児童手当につきましては、年齢とか、何番目に誕生したお子さんであるかとか、また所得に応じて5,000円から1万5,000円までの間の、5,000円、1万円、1万5,000円という3段階での手当を世帯主に支給する制度でございます。

減った要因ですけれども、前年度と比べまして、延べの人数でおよそ3,000人ほどの支給の人数が減っているということで、原因としてはちょっと子供が、支給対象となる子供が減っているんだろうということで見えておるところでございます。

あと、申請に来なかった人がいるのではないかとということですが、毎年夏に現況届ということで、保護者に児童手当の現況について届け出をしてくださいということで書面をお送りしまして、そういう事務作業をしております。中には、やはりお仕事でお忙しかったりとかいろいろな事情で届けに来られないという方もいることはあるんですけれども、その夏の届け出の期間が終わった後でもぜひ届け出をくださいということで、3回もしくは4回ほどお手紙やお電話などでその申請の勧奨を行っております。

平成29年度について御説明させていただきますと、そういった効果もありまして、申請漏れになった方はいなかったということでございます。

以上でございます。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 新田議員の、農林関係の主に減額されたところということでの御質問かと思っております。

大きいところを申し上げますと、農業次世代人材投資事業費補助金につきましては、いわゆる青年就農資金ということで前にあったと思いますけれども、それからちょっと名称が変わったんですけれども、当初は40名ということで算出しておりました。これにつきましては新規就農者を中心として5年間もらえる制度でございますけれども、これにつきましては平成29年度の実績が少なかったということでございまして、これにつきましてはある程度の予算は確保しながら対応していかなければならないということがございまして、ちょっと実績では落ちましたけれども、実績での精算という形になります。

その下の園芸大国やまがた産地育成支援事業費でありますとか、促成山菜生産基盤整備事業費補助金、これにつきましては中身が花とかのハウス、促成山菜につきましてはいわゆる山菜の促成のハウスとかそういうものが中心でございますけれども、各生産組合、例えば園芸大国にしてみればアスパラ部会でありますとか、促成アスパラ部会でありますとか、花卉部会、そちらのほうの当初上げた金額から、見積もり合わせ等をして安いところでやっていただくということもございまして、そういったところでの精算という形になります。

それから、農地集積・集約化対策事業費補助金につきましては、いわゆる貸し手と借り手を調整する機構がございまして、機構の集約協力金ということで、いわば離農給付金という形で前あったところのものでございますけれども、これについて流動化がある程度ピークを越えて手放す人が少なくなったということの実績によりまして減額になっているところでございます。

それから、林業費の補助金の中で一番大きいのが、林業費のものにつきましては、森林・林業再生基盤づくり交付金、これにつきましてはいわゆるバイオマス発電の設備の整備と、それから集成材工場、新庄にございまして、

その会社でもっていわゆるバイオマス燃料を製造するという設備の補助金でございます。

この中で、いわゆるバイオマス、集成材工場のバイオマス燃料の製造につきまして、原料費が非常に、いわゆる山から切り出す単価が、大体C、D材、A、B、C、Dで、A材がいわゆる柱とかにする用材になりますけれども、B材が集成材向きの小さなものですが、C、D材、いわゆる余り用途がないものについてバイオマス燃料として使おうかと考えていたんですけれども、なかなか予定した単価よりも高くなってしまったものですから、規模を縮小しようということで、これについてはちょっと設計変更をして縮小するというところで、もともとが、全体の金額が2億6,000万円ということで大きかったんですけれども、1,500万円を減額するというところでございます。

ほかのものにつきましても、当初予定したものを精査して減額したということになってございます。

14番(新田道尋議員) 議長、新田道尋。

小野周一議長 新田道尋君。

14番(新田道尋議員) 児童手当に対しては私の思惑どおりではなかったもので、安心してお伺いしました。一番やはり気をつけなければならないのは、権利を持っていながら市民がそれを楽しめないという格好になるとこれは一番問題になると私は思うので果たしてどうかと、そう思ったものですから質問させていただきました。

それから、見込み違いがあったわけですね、予算を立てるときに、3,000人とかって今課長言いました。そのぐらい差が出るような、予算の編成時に、ちょっとこれは間違っているのではないですか。30人だったらいいけれども3,000人って言いましたよね、たしか私そういうふうには受け取っていません。それで、このぐらい減ったということで、これはちょっと理由

にならないのではないかと、課長が推測したんじゃないんでしょうけれども、数字からこんな狂いが出るはずがない。普通だったら出ないです。

結局この歳出のほうも見ますと、給付費が1,687万5,000円も減額になっているでしょう、予定よりも。当然その人数がいらないだからなるとは思うんですけども、これがあるとないとはかなりやはり市民の懐違って違うわけですから、ひいてはこれはやはり市の財政にも間接的には影響してくるということになりますので、もう少し慎重に、計画を立てるときにはやるように今後気をつけていただきたいと思います。

農林関係、せっかく予算をつけてこれだけもらえるというのに、全体的で3,700万円も結局補助金を返納するということになるわけです。大変な金です。ですから、これ一つ一つ、全部三角になるようなそのやり方はどうも私は納得いかないんです。ゼロに近いぐらいになるまでやはり頑張って対応すべきだと私は思うんですけども、この金額でも大変でしょうが、だって。これを今度歳入のほうに持っていくとなったら並大抵のものではないです、これ。黙っていて、せっかくいただけるものを返してやるなんていうことは、やはりどの課に置いてもやるべきではない。徹底してゼロに近いように予算はやはり消化してもらいたい。私は思うんですけども、どうでしょうか、農林課長。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 お答えします。

なるべく農家の方に享受していただきたいという思いは議員と同じでございます。

ただ、この事業につきましては、ある程度資格でありますとか、事業をやりたいという人間がなかなか出てこない消化し切れないということがございます。

例えば、ほかの施設とか事業につきましては、希望者を募りまして最初予算を組むわけなんですけれども、その許せる範囲内の最小の予算を組むというところでございます。その中から、利用する組合の人たちが安いものを検討していただきましてこの事業を組み立てるとということにもなりますので、どうしても予算が、もともと大きいものから精査すると、大きな数字としてマイナスになるということはいたし方ないとは思いますが。

認められた補助金についてはなるべく消化するような形で、議員おっしゃるとおりやっていきたいと考えます。

以上です。

14番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

小野周一議長 新田道尋君。

14番（新田道尋議員） 農林課だけの問題じゃないんですけども、せっかく国県からの補助金があるというものを有効に利用していくと、これは当たり前の話です。それをやはり使えなかったから返してやる、わざわざこちらで返さなくたって、文科省みたいに取られるんだから。よこせて、大きかったら、おまえら返せって言われたでしょう。そういうことがあるんだから。いただけるものは一円も残さず使えるようにしてやらないと、新庄市の財政にだってこれは大きく影響してくるんです。そうでしょう。

じゃあ、その補助金の返済、計算してみてください、財政課長。どのぐらい、全部、国に返還する金額がたんまりできたか。これ足していったら大変な数になるんじゃないですか。私は計算したことないんですけども。もったいないです。いただけるんでしょう、補助金だから。そう私は考えていますので、どうか来年度においてはそういうふうになるだけにならないような対応をぜひしていただきたい。

それから、もう一つ。該当者がいなかったと農林課長は言ったけれども、これどうですか、

PR不足じゃないですか。それからもう一つ、農業団体とのチームワーク。農協とのタイアップ、やっていますか。キャッチボールをやらなきゃ、だって市役所だけでわからない部分がいっぱいあるんじゃないですか。改良区とか農協とか関係する団体があるんですから、その点やはり連携を見ずにしてそういうものを、やはり有効にこなしていくという方向性を見つけていかなければならないんじゃないかと私は思うので。

意見でございますのでこの辺でやめますけれども、そういうことで来年度はよろしく願いいたします。

終わります。

小野周一議長 ほかにありませんか。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 16ページ、歳出、2款7目企画費の若者世帯住宅取得助成金、平成29年から新設した事業であります。当初予算が2,000万円計上されているものが1,000万円減額されている、このことへの理由と、次に26ページ、8款土木費1目住宅リフォーム総合支援事業費補助金、こちら当初4,030万円計上されているものが1,000万円減額補正となっております。この理由をお願いしたいと思います。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 16ページの若者世帯住宅取得助成金1,000万円の減額の理由でございます。

こちらは議員おっしゃるように今年度から始まった事業ですけれども、実績といたしましては合計18件の申請がございました。子育て世帯から10件、新婚世帯から7件、子育てかつ移住世帯から1件ということで、合計530万円の補助金を交付しております。今後もまだ来る可能性はあるんですけれども、やはり初年度という

ことでどれだけ来るかわからないところがございまして、2,000万円という予算を確保したんですけれども、需要はここにとどまったということになります。

理由といたしましては、市報と、また建設業者等に周知は行っているんですけれども、まだ完全に行き渡っていない部分もあるんだろうと考えているところです。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 私のほうからは、26ページのリフォーム補助金の1,000万円の減額についてお答えをさせていただきます。

リフォーム補助金につきましては、一般分のリフォーム約3,000万円と、それから耐震分1,000万円、合わせて約4,000万円が予算化されております。

一般分につきましては全額使っているという状況下において、この耐震分につきましてはなかなか実際される方がいらっしゃらないということで、本年度においては件数ゼロ件ということでございます。そういうことから、今回1,000万円の減額をさせていただいたということになっております。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） まずは若者世帯住宅取得助成金、初年度ということで530万円の交付ができた、また件数が18件、こちらについては市報とか、あとはいろいろな関係業者にもう少し情報の周知だったり協力だったりをできたらよかったんじゃないかというような言葉だったと思うんですが、より一層、他の自治体と比べては失礼なんですけれども、まず制度を創設して、それで進まなかった部分に関して見直しをかけて、内容自体の制度をまたさらにいいものにしていくということをやられているというふうに思っていたものですから、来年度に向けて

どういったところが課題で、どのように進めていこうとされているのかを聞けたらと思っていました。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 どれだけ需要があるかというのわからない状況ですので、来年度につきましては今の形を継続し、周知をさらに充実させることによって、知らなかったということがないように形に対応していければと考えております。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 周知が問題だったんですか。その周知の工夫をどのように課の中で話されていて、どういうふうに周知を具体的に、より一層市民が、また対外に対してわかるように、市民に対してでしょうけれども、わかるようにされていこうとしているのか最後に伺いたいと思います。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 先ほども申し上げましたが、市報、そしてホームページ、そして建設業者の方にも今現在も周知を行っております。ですから、来年度はさらに周知が深まっていることが想像されますし、さらに市報への回数等をふやすことで周知を図っていければと考えております。

小野周一議長 ほかにありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 先ほどの、叶内議員のほうから住宅リフォームのマイナス1,000万円のことに関連してなんですけれども、耐震のほうの1,000万円用意したほうが余り使う人がないということで大変残念な結果のような気がするんですけれども、この対策はどのように考え

ておられるんでしょうか。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 この耐震分の該当なんですけれども、昭和54年前の住宅を対象としております。それで、住宅診断の結果0.7未満の住宅について対応するという形になっております。前段で耐震診断をやられております。この場合、必ずしもその後の耐震整備をやるかということ、必ずしもそうでない状況が見受けられております。

例えば、具体的に申し上げますと、お子さんが、老人1人でお住まいの住宅がありまして、心配なのでじいさんばあさんのために診断をしてくれというような事例なんかもございます。そういうような積み重ねは現在結構持つてはいるんですけれども、実際問題1人暮らしの方とか高齢の方がすぐそのまま耐震工事に向かうかということ、必ずしもそうではないという実情がございます。

私どもとしても、なるべく診断後の整備について促進させようということ而努力はしております。現状なかなかそういうふうになっていないという事情になっております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 東日本大震災など考えたところから、やはり個々の家の耐震化が非常に重要だというふうに国も県も市も考えているんだと思うんです。でも、なかなか進まない。じゃあどうしたら進むと考えられるのか、案はあるのか、お願いしたいと思います。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 先ほども申し上げさせていただいたんですが、なかなか一般のリフォームと違いまして、耐震に係る費用というのも非常に大きくなっております。したがって1

件当たりの金額も100万円を超えるようなものが多くございます。

そういう案件につきましては、なるべく耐震の性能といたしますか、耐震後の住宅の質の向上に向けて懇切丁寧に説明をして、耐震に向けて努力していただくようお話をしていくしかない現状では思っております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 東日本大震災などの被災した家に対する再建ということ考えたときに、国の補助が少ないために再建できないという方が非常に多いんです。しかし、一方、考えてみればアメリカ軍住宅には1戸当たり5,500万円も出しているわけです、国は。

そういう意味で、国民の命を守る、住宅という生存権を守る最低のものに対して、耐震ということでは全額国、県、市で応援して地震に備える、そういうことがあってもいいんじゃないかと思うんですけれども、そういったことは考えておられないんでしょうか。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 おっしゃることはわかるんですけれども、あくまでも個人の住宅でございます。そういう面からしまして、一定程度やはり個人の支出の中でやはり取り組んでいただくと。全額を補助で何とかするというふうなことではないのだろうと考えております。

小野周一議長 ほかに質疑ありませんか。

1 8 番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

1 8 番（佐藤義一議員） 私から1点だけお尋ねします。

19ページ、3款民生費、児童福祉費の中の1目児童福祉総務費、放課後児童健全育成事業費補助金481万5,000円。それと、これに関連するやつだと思うんですけれども、県支出金の民生

費補助金、放課後児童健全育成事業費等補助金338万円とありますが、この481万5,000円というのは、恐らく私もちょっと、今年度から放課後児童クラブに従事する人方に対して助成金が発生したと思われまして。それを3月で補正しなければならなかったというのはどういうことなのか、課長、教えていただけませんか。

滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、滝口英憲。

小野周一議長 子育て推進課長兼福祉事務所長滝口英憲君。

滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長 放課後児童健全育成事業費補助金でございます。

この事業でありますけれども、当初予算につきましては平成28年度の基準単価で予算の積算をしたところでございます。昨年の3月にその基準単価が改定されたということで、ちょっと当初予算にはその新しい基準での要求が間に合わなかったというところがございます。単価が上がったものですから、その3月の時点で、今回額の確定、それから事業の精算ということで補正をさせていただいたところでございます。

今、議員お尋ねの放課後児童クラブの処遇改善事業ということでの補助ですけれども、当該補助金につきましては今回予算を措置しまして、該当施設が4施設ということで、事業のこの中身としては210万円弱という予算で取り組ませていただくということでございます。

1 8 番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

1 8 番（佐藤義一議員） 決して意地悪をして言っているわけではありません。ただ、このことを知らしめなかった、当事者方に。あるいは当事者のほうがかえって勉強していて、こういう制度があるはずだという人と、行政がそれを後から知ったという状況の中では、さっき新田議員や清水議員が話されたように、いかにして市民の利益をもたらすかということが我々の仕事

であります。ですから、もっと強いアンテナを張って、文科省からこういう予算がありますって県を通じて市の行政にも来ているはずなんです。それに対応し切れなかったという現実があるんじゃないかと非常に心配していただきましたので、あえて質問させていただきました。

今後もどうか気をつけて頑張っていたきたいと思いますので、課長、どうか一言決意を。

滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、
滝口英憲。

小野周一議長 子育て推進課長兼福祉事務所長滝口英憲君。

滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長 この全体の放課後児童健全育成事業につきましては、やはり若干の反省点もあります。というのは、施設側とちょっと意見が通っていなかったというところが若干あった施設もあったようです。

今、議員おっしゃいましたように、こういう補助金を活用して子育て施策の充実に資するところでありますので、対応を適切に図っていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

小野周一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第16号平成29年度新庄市一般会計補正予算(第8号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第34議案第17号平成29年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

小野周一議長 日程第34議案第17号平成29年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第17号平成29年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第35議案第18号平成29年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算(第1号)

小野周一議長 日程第35議案第18号平成29年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑ありませんか。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） 交通災害共済事業特別、これはよく話に出るんですけれども、今新庄市民がどのぐらいの世帯数で加入しているのか。

というのは、うちの町内で、私と3人ぐらいしかいないんです。私のところと隣組長が案内していますけれども、私の隣組で11人います、私の組で。私だけしか入っていないです。うちと、私と女房の2人で700円払いますけれども。

どれだけの人が加入、確かに交通災害で見舞金を支払う実績はわかります。これは果たしてずっと今後も行政がやっていかなければならない仕事なんでしょうかという疑問を持ちます。

例えば、今さまざまな保険会社がございます。本当にこれを行政が市民の税金を使ってまでやっていかなければならないのか。そろそろこれを打ち切るという考え方はないのかということをお尋ねします。

小松 孝環境課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 環境課長小松 孝君。

小松 孝環境課長 今現在の世帯数の資料はちょっと持ち合わせていないんですけれども、加入率で47.18%でございます。それに対しまして、前年度末の加入率が49.84%になっておりますので、2%近く落ちているというのが現状であります。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） このパーセントは人口に対する比率ですか。それとも世帯に対するの比率ですか。

小松 孝環境課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 環境課長小松 孝君。

小松 孝環境課長 これは人口に対しての比率であります。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） まだ答えていません。また続けるんですかという話を聞いています、さっきから。

小松 孝環境課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 環境課長小松 孝君。

小松 孝環境課長 これからの交通災害共済の運営の仕方でありまして、実際50%を切りまして、ある一つの水準は切ったのかなというふうには捉えているところであります。

その中で、毎年この保険を加入していると、期待しているという方がいらっしゃるということも実態でありますし、ただ一つ過半数を切ったということから、今後継続するのか廃止をするのか、そこの部分の検討に入る必要があると考えております。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） 3回目だって、さっき回答をもらっていませんでしたので、あえて。

ただ、本当に課長、検討しましょう。やはり半数以下を切ってきている。本当に一時期かなりあったんです。私も知っています。でも、過半数を切ってきているということは、もう半数以上は必要ない、ほかの保険会社等の保険に加入したから。

あと一つ、私非常に気になるんですけれども、請求する人が毎年特定されるという状況にはございませんか。最後の質問です。

小松 孝環境課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 環境課長小松 孝君。

小松 孝環境課長 請求については2月現在49件あるんですけれども、支払いの際についてはこ

ちらで証明とか精査をしまして支給に該当するかどうか判断をしておりますので、意識的に複数申請しているというような実態は把握しておりません。

小野周一議長 ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。
これより採決いたします。

議案第18号平成29年度新庄市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおりに決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第36議案第19号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）

小野周一議長 日程第36議案第19号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）を議題といたします。
質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。ただいまのところ

討論の通告はありません。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。
これより採決いたします。

議案第19号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第37議案第20号平成29年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第3号）

小野周一議長 日程第37議案第20号平成29年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。
質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。
これより採決いたします。
議案第20号平成29年度新庄市営農飲雑用水事

業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。ただいまから10分間休憩いたします。

午後3時02分 休憩

午後3時12分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第38議案第21号平成29年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

小野周一議長 日程第38議案第21号平成29年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第21号平成29年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第39議案第22号平成29年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

小野周一議長 日程第39議案第22号平成29年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第22号平成29年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第40議案第23号平成29年度新庄市水道事業会計補正予算（第4号）

小野周一議長 日程第40議案第23号平成29年度新庄市水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第23号平成29年度新庄市水道事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

散 会

小野周一議長 以上で本日の日程を終了いたしました。

3月5日月曜日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦勞さまでございました。

午後3時15分 散会

平成30年3月定例会会議録（第2号）

平成30年3月5日 月曜日 午前10時00分開議
議長 小野 周一 副議長 小 関 淳

出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	下山准一	議員	6番	小野周一	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	11番	高橋富美子	議員
12番	佐藤卓也	議員	13番	山科正仁	議員
14番	新田道尋	議員	15番	森儀一	議員
16番	石川正志	議員	17番	小嶋富弥	議員
18番	佐藤義一	議員			

欠席議員（1名）

10番 奥山省三 議員

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	齋藤彰淑	総合政策課長	関宏之
総合政策課参事	福田幸宏	財政課長	板垣秀男
税務課長	松坂聡士	市民課長	高山学
成人福祉課長 兼福祉事務所長	加藤美喜子	子育て推進課長 兼福祉事務所長	滝口英憲
環境課長	小松孝	健康課長	田宮真人
農林課長	小野茂雄	商工観光課長	渡辺安志
都市整備課長	土田政治	上下水道課長	奥山茂樹
会計管理者長 兼会計課長	伊藤洋一	教育長	高野博
教育次長 兼教育総務課長	荒川正一	学校教育課長	齊藤民義
社会教育課長	荒澤精也	監査委員	大場隆司
監査委員 局長	平向真也	選挙管理委員会 委員長	矢作勝彦

選挙管理委員会
事務局長
農業委員会
事務局長

亀井博人

農業委員会会長 浅沼玲子

三浦重実

事務局出席者職氏名

局長	井上章	総務主任	三原恵
主任	沼澤和也	主事	小田桐まなみ

議事日程（第2号）

平成30年3月5日 月曜日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1番 小関 淳 議員
- 2番 山科 正仁 議員
- 3番 石川 正志 議員
- 4番 佐藤 悦子 議員
- 5番 小嶋 富弥 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

平成30年3月定例会一般質問通告表（1日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	小 関 淳	1. 地域おこし協力隊について 2. 豪雪時の市民生活支援について	市 長
2	山 科 正 仁	1. 林業振興について 2. ふるさと納税について 3. 児童生徒の教育環境について 4. スポーツ支援について	市 長 教 育 長
3	石 川 正 志	1. 新庄市子ども読書活動推進計画について 2. 司書を活用した環境整備について	市 長 教 育 長
4	佐 藤 悦 子	1. 豪雪対策について 2. 広がる貧困について 3. 産業振興について	市 長 教 育 長
5	小 嶋 富 弥	1. 看護師養成所について 2. 市制施行70年について 3. 学校教育について	市 長 教 育 長

開 議

小野周一議長 それでは、おはようございます。
ただいまの出席議員は17名でございます。
欠席通告者は奥山省三君の1名でございます。
これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

日程第1 一般質問

小野周一議長 日程第1 一般質問。
これより一般質問を行います。
今期定例会の一般質問者は9名であります。
質問の順序は、配付しております一般質問通告表のとおり決定しております。
なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。
本日の一般質問者は5名であります。

小関 淳議員の質問

小野周一議長 それでは、最初に小関 淳君。
（4番小関 淳議員登壇）
4 番（小関 淳議員） おはようございます。
本日3月定例会最初の質問をさせていただきます。穆清会の小関でございます。
ようやく春は近いなど感じさせる気候となつてまいりましたが、この冬は前半、例年どおりの冬かと思わせる雪の降り方でした。ところが、年明けからは日本の豪雪地新庄にふさわしい降雪となり、市民の暮らしに多大な負担がのしか

かることになりました。

このような豪雪地に住民を引きとめるためには、それでも暮らしたいという明確な意思を市民の一人一人が抱けるような魅力のある地域にしていく必要があると切に感じた冬だったのでないかと思えます。

また、今月の11日で東日本大震災が発生してから丸7年になります。しかし、いまだに町の復興と安住の地への帰還がままならない現状が続いています。

地震と津波、そして原発事故の関連で亡くなられた方々の御冥福を心からお祈りしたいと思います。

それでは、早速通告書に沿って地域おこし協力隊についての質問から始めたいと思えます。

総務省には人口減少や高齢化が進む地方に地域外から人材を募集し、地域力アップに貢献してもらい、最終的には定住につなげようという地域おこし協力隊という、やりようによっては人口減少に頭を抱える地方にとってかなり有効な制度があります。

全国では約900の地方自治体がこの制度を活用しており、現在約4,000名が地方で活動しております。

当市でも平成26年から2名の採用を皮切りに、27年度に2名、29年度に3名を採用し、都市と田舎の交流支援や6次産業化の推進などの役割を担って活動をしています。

総務省のホームページなどを見ると、この制度を活用し着実に地域力の強化や定住につなげている自治体もあれば、残念ながらそういう状況になっていない自治体も少なからずあるようでございます。

昨年、会派で視察した島根県邑南町では、医療、福祉、教育などのさまざまな施策の充実を図ることで地域の魅力を磨きながら移住者の受け入れのベースをつくり、現在30名を超える地域おこし協力隊を受け入れています。

そして、農業、商業などのさまざまな分野で隊員自身のスキルアップを図りながら、地域力の強化や定住促進につなげております。

その成果として、転入、転出などの指標となる社会動態が平成25年から平成27年までの3年間、連続で増加しております。また、平成27年度には100名の移住者、Uターン、Iターンがありました。

このように職員、地域おこし協力隊、そして地域住民が一体となり定住促進対策に取り組み、人口減少を抑制しており、現在では人口の減少しないような状況をつくり出しております。

そこで、当市での地域おこし協力隊の現状はどのようになっているのでしょうか。また、今後どのような方向性を示し、どのように隊員を募集していくのでしょうか。さらに、その隊員に定着してもらうためにどのような支援を考えているのでしょうか。市長の考えを聞かせてください。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

それでは、小関市議の御質問にお答えさせていただきます。

地域おこし協力隊についての質問であります。本市における地域おこし協力隊につきましては現在5名の隊員が活動を行っており、各隊員ともさまざまな分野の業務に従事し、これまでの職業経験などを生かしながら地域おこし活動に取り組んでいるところであります。

地域おこし協力隊制度は、人口減少や高齢化などの進行が著しい地方において、自治体が都市住民を地域おこし協力隊として受け入れ、地域活動の支援や農林漁業の応援など、地域協力活動に従事してもらうことで、地域活性化の一助となり、また、あわせて隊員の定住、定着を図ることを目的としたものであります。

今後の活用につきましては、当制度を移住、定住施策の1つとして捉え、定住希望者を優先して採用してまいりたいと考えております。

そのほか、能力などに着目した人材確保施策としても引き続き制度の活用を行っていく予定です。

募集に関しては受け入れる側である行政のニーズと隊員応募者の活動希望とのマッチングを考慮しながら、どのような活動をしてもらうのかを明確にし、受け入れていく考えであります。

本市における地域おこし協力隊の定住、定着の状況につきましては、平成26年度から活動していた2名の隊員が平成29年3月に任期を終了した後、本市において起業定住しております。

今年度、任期を終了する2名の隊員につきましても定住の予定があることを確認しており、これまでの活動経験を生かして今後も地域活動に携わっていくことで、継続的な地域の活性化につながるるとともに、定住人口の増加にもつながっていくものと考えております。

任期中の地域おこし協力隊活動に対する国からの財政支援措置対象となる経費の中には、定住に向けて必要となる研修、資格取得などに要する経費も盛り込まれており、隊員の意向を聞きながら起業定住に向けた研修などの受講に積極的に活用しております。

また、任期終了後の起業に対し起業支援補助金を活用した起業支援も実施しております。

今後につきましては、任期終了後の隊員が新庄市に定住しやすいよう、隊員に対する相談体制を充実させるとともに、その後の定着を図るべく他自治体の状況を見ながら起業した隊員に対する支援方法のあり方など、さまざまな検討を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解くださるようお願い申し上げます。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） では、再質問に入りたい

と思います。

全国的なこの制度で地元に着する、総務省のホームページを見ますと、定着するパーセンテージというか割合というか、それが6割強ということになっていますが、新庄市の場合は今市長の答弁によるとほぼ100ぐらいになっているのかなと思います。定着率はどのようになっていますか。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 地域おこし協力隊の定着率についての御質問でございます。

定着率につきましては、平成29年3月に任期終了となった隊員が2名全員が定着しております。また、平成30年3月任期終了する2名につきましても、2名全員が定着する見込みですので、100%ということになります。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 100%になる予定だということで、全国平均からすれば非常に高い確率というか、100%ですから非常にいい数字だなと思います。

私が最初に質問の中に入れた邑南町という全国的にも非常に定住促進対策では成果を上げている自治体ですけれども、あそこでは調べたところ三十数%ということで、定着率は低くなっています。

なぜかということをおなりに調べさせていただきましたら、邑南町には食の学校、農の学校とか、いろいろな分野の学校、協力隊員を育成する、それで地方で生活をしていける、仕事を一人前にしてもらおうという育成のシステムがしっかりできている。

レストランもその中であるわけで、そこでも研修している隊員もいて、その隊員の皆さんが全員町内で起業するというのはキャパ的にはほぼ不可能。そうすると、その隊員の方々は周辺の

市町村に行って、そこで起業をする流れとなっているわけです。それで定着率が低いんだなということがわかりました。

それで、この制度ですが、先ほど市長から御答弁いただきましたのである程度わかりましたが、この制度を活用した場合、隊員1名につき国から400万円が交付されると。報酬については、そして活動経費などはどれくらいなのか、ちょっとある程度具体的に教えてもらえますか。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 地域おこし協力隊への支援制度としましては、国の財政的支援がございます。特別交付税措置されるものでございますけれども、議員おっしゃるとおり隊員の活動に関する経費は1人につき上限約400万円となっております。

そのうち報償費、給与に充てられる部分が200万円、それ以外の活動に要する経費が200万円という形になっております。

主な経費としましては、住居費、活動用の車両借り上げ、活動旅費、調整会議や意見交換会等の事務的経費が主なものでございますけれども、その他といたしましてはさまざまな研修受講に要する経費、定住に向けて必要となる環境整備に要する経費、外部アドバイザーの招聘に関する経費など、さまざまな用途に使用できますので、柔軟な対応ができると考えております。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） わかりました。報酬、報償費については200万円を限度にということで、経費については1人当たり200万円で、さまざまなものに利用しているということわかりました。

その地域おこし協力隊の活動についての報告などはどういうペースで受けているんでしょうか。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 活動の報告につきまして、地域おこし協力隊は市の職員として委嘱しますので、各担当課に現在配置しております。ですから、日々の情報交換というのは常時行えるわけで、また、日誌や報告書という形で報告のほうを行うよう指示しているところです。

4 番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番(小関 淳議員) 各担当課の中で報告活動みたいなものはしているということですね。

そうしましたら、この流れで各所属している課長にお伺いしたいんですけども、日誌は書いてもらっているということですけども、コミュニケーションというか、いろいろな指示とかアドバイスとか、いろいろなことをしなくてはいけないわけですけども、少しそのあたりの状況を、こういうふうなことがあったとか、これぐらいの回数で意思の疎通を図っているみたいなことを答えていただければありがたいんですけども。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 農林課のほうには昨年度まで2名というふうなことで、昨年3月に任期を終えて起業された方が1名、それから、現在またことしの3月で任期を終えてというふうな方が1名いらっしゃいます。

活動状況ですけども、先ほど総合政策課長が申し上げたように、日誌につきまして確認しているというふうなところでございます。

活動内容については、いわゆる農業グループとの交流を通じて都市住民との交流活動等の支援をしたり、いろいろなグループ活動での講演会を実施したりというふうなことがございます。

ただ、この中で今後本人が起業するというふうなことでの研修というふうなところで、いろ

いろ山形に行ったり仙台に行ったりして自分のスキルを上昇させるというふうなことでやっているというふうなところでございます。

今月も、今の1名につきましては4日間仙台のほうに、日帰りですけども、今の活動終了後は地元プロバイダーと契約してIT関係での農産物の流通なんかにかかわりたいというふうなことです。そういったIT関連のスキルを学びたいというふうなことで、そこについては了承しているところでございます。

昨年活動を終了した方につきましては、農産物以外につきましてはいろいろな、これもITを使った販売をしたいというふうなことがございました。

それで、昨年の4月に、ちょっと具体的にはもがみ物産館のホームページが平成18年度に立ち上げがあったわけなんですけれども、なかなか更新というふうなことができなかったり、魅力的な商品を紹介するというふうなことができなかったというふうなことを聞いておりましたので、その方に管理の委託契約というふうなところで紹介して、新たにリニューアルオープンしたというふうな事情もありますので、そういったところで支援していきたいというふうには考えてございます。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

小野周一議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 商工観光課のほうには都市と田舎の交流にかかわる地域おこし協力隊員、また、市のイメージキャラクター、かむてんのブランディングを図っていただく地域おこし協力隊員がいるんですけども、活動状況の報告ということでは絶えずしているという自信があります。

それで、地域おこし協力隊の都市田舎交流におきましては昨年度も1名起業したということもありまして、今年卒業される方もそれぞれ自分の中で地域の方々とのコミュニティーのネッ

トワークを図りながらやっているの、その際にさまざまなアドバイスを行っているという形でございます。

また、イメージキャラクターブランディングに携わる職員も昨年5月から来ているんですが、漫画ミュージアムとコラボした商店街活性化事業、こういった企画をする上でも商工振興と連携をとりながら実施している部分がありますので、逐次そういった内容を把握させていただきながら、できるアドバイスのほうはしているつもりでございます。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 総合政策課のほうでも1名地域おこし協力隊員がおります。内容につきましては、看護師養成機関に関する支援ということでございますが、さまざまな会議と一緒に出席していただくとともに、その理念であるとか建物はこういう形であるとか、また、芸術との融合というふうないろいろな形で提案していただいております。

また、看護師養成機関にかかわらず、いろいろな地域おこしにかかわりたいということで、さまざまなプロジェクト、今提案していただいているだけで21のプロジェクトを提案していただいております。その中の1つが、新聞等にも掲載になりました新庄こども学園あかも開設プロジェクトでもございます。

活動的な方なので全国を飛び回っていろいろな情報収集をしながら、行政としてもいろいろなことを教えていただいて大変勉強になるなど考えております。

荒澤精也社会教育課長 議長、荒澤精也。

小野周一議長 社会教育課長荒澤精也君。

荒澤精也社会教育課長 社会教育課のほうにも1名、今年度からということで、今現在歴史センターのほうに所属しております。

歴史と文化資源のいわゆる継承事業という形

で活動していただいているというふうなことでございまして、日報等も当然のごとく毎回上がってきております。

また、中身的には新庄の歴史文化の継承という部分で、この資源というものを活用した形でこれからこういった形で市民のほうにも継承なり周知なりという部分で、いろいろな形でキャプション、歴史センター館内のキャプションも外国人のインバウンド等も来るというふうな中でこういった見せ方をするのかというふうな部分も含めて、いろいろな形でアイデアを出していただきながらやっていただいているというふうなことでございます。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 地域力アップのために協力隊員とともにさまざまな分野で活躍していることが大体わかりました。

それでは、人材を募集する、その内容等について質問を移したいと思います。

新庄市のホームページの協力隊員の募集の中身を見ますと、よその自治体とほぼ変わらないような募集のあれになっているんですが、その8番目に将来的に新庄市に定住する意欲のある方という表現があります。

私は意欲がある方という表現もいいと思うんですけども、応募をなさる方々というのは非常に新庄を最初から知っている方であれば非常にいいとは思いますが、恐らく不安を抱えながら、それでも新庄市を選んで行きたいと思うんだと思うんです。

よその募集の中身ですと、これは川西町の募集の中身なんですけれども、すごく魅力的なこういうものをつくっているんですけども、新庄市と違うなと思うのは特に協力隊任期終了後もサポートというものが書いてあるんです。強く。

大体こういうことが書いてあります。川西町

では独自の活動カリキュラムによりあなたのスキルを生かした充実した活動と、ここから、任期後の定住を全力でサポートするという、それをうたっているわけです。

ほかの自治体のホームページ、募集のページも見させていただきましたが、新庄市と同じような募集内容があれば、やはり川西町に非常に近いような全力でサポートするよという意志がどんと伝わってくるような内容のところも多くありました。

その辺、募集のところをもう少し変えていく必要があるんじゃないかなと。私たちはこういう人材が欲しくて、3年間の中で定着をさせていただくよう全力でサポートするみたいな中身には今後なっていくんじゃないでしょうか。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 議員御指摘のとおり、募集要項の中では全力でサポートするというふうな文言は入っておりません。

今現在、こういった形で募集者に対する説明を行っているかと申しますと、募集があった方について応募者の住居地のほうに赴いて説明会のほうを開催しております。その中で市の考え方等を説明しまして、市の考え方にマッチしているなという方については積極的な呼びかけを行っているところです。

やはり議員おっしゃるとおり、今後サポートしていくというふうな意思表示については表明していくべきものかとは思いますが。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） ぜひ課長、そのような方向性で本当に新庄に来て貢献したい、定住したいという隊員を募集していただければと思います。

それでは、受け入れ体制についての質問をしたいと思います。

総務省では地域おこし協力隊の制度についての研修というか、こういうものだよという勉強会、研修会みたいなものを催しているんですが、その研修には担当職員あるいは課長は参加はなさっていますか。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 総務省が行う研修については、担当者向けの研修と隊員向けの研修がございます。職員向けの研修については参加しております。また、隊員の研修につきましても基本的には全員受講するように呼びかけております。

また、総務省の研修だけではなくて、県の研修、また交流会等もありますので、そちらのほうには積極的に職員、隊員ともに参加するよう呼びかけているところでございます。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） やはり研修というものもいろいろな情報を得たり、よそのその制度を利用している自治体の方々との意見交換の場でもあると思いますので、ぜひ前向きに進めるのであればぜひそういう研修を利用していただければと思います。

では、ここで大変ちょっと質問しにくいようなことに入りたいと思いますけれども、先ほどから答弁いただいて非常に密にやっているという話が各担当課長さんからありましたけれども、私のところに非常にある隊員の方から悲痛な状況を何とかしてくれと、今後の隊員のためにも何とかしてくれというちょっと文書をいただきました。それを読ませていただきます。

これを全部紹介すると非常にづらい状況過ぎてちょっと紹介できないんですけれども、もし課長、前向きにお進めになりたいのであれば全て御紹介しますので、後でにしたいと思います。

それで、ここだけはこういう思いを持ってい

る。あともう1人、3人ぐらいの方からいただきたくて、ちょっと読ませていただきます。

自治体はこの自由度の高い制度を利用して、しっかりとした地域おこしの計画も持たず、受け入れ体制を整えていないまま協力隊を導入し、隊員に対する期待もなく、活動内容も不明確であったと考えられると。私は地域おこしの活動計画について市の担当者と話し合ったこともなく、ましてやその進捗状況を問われたこともありませんでした。無論、3年後の隊員の定住や起業など全く考えられていないと感じました。最終年度の3カ月前になって、担当者からどうするつもりですかと退任後の進む道を問われただけです。

一方的な話かもしれませんが、私はどうしてもこれはいさげすみとは思えません。あと時間もないのでほかの方の悲痛な叫びもありますがこれだけにしておきますが、本当に庁内の中でこの制度、本当にやりようによっては非常に地域にとって有効な制度だと。先ほども申し上げましたとおり、そうだと思うんです。庁内全体でこの制度に対する認識、価値、方向性、そういうものを共有しているのでしょうか。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 導入してから4年目のいうことで、市の内部では地域おこし協力隊制度があるということについては認識があるかと思えます。

恐らく議員が今言われたようなことについては、きっと最初の段階でなかなか職員側としてもいろいろな方向性が見出せないところがあったのではないかと思います。

やはり、こちらのほうに赴任していただいた協力隊については大変頑張っていて、なおかつ、みずから方向性を見出されていて、その点を十分に市側としても理解して、

今後はこの地域おこし協力隊をどのような形で今後持っていくのかも含めて検討してまいりたいと考えております。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） ぜひ地域の市民の皆さんと担当の職員と、あとその協力隊員、三者が非常にいい表情で、ウイン・ウインの関係で進められることを本当に切に思います。

やはり不安を持って来ている隊員の方々が恐らくほぼ100%だと思うんです。そこをやはり担当課であり職員である方々が、それこそ川西町の例じゃないですけども、全力でサポートするぐらいの、そういう意識があって初めて定住が促進されるんじゃないかなと思うわけでございます。

あと、先ほど地域おこし協力隊の活動の中で各課長からいろいろ活動内容等々について説明をいただきましたけれども、ITという内容が入っていました。

今すさまじいスピードで情報が行き交っているわけです。日本どころか世界中。ハイスピードなんていう表現じゃなくて、それこそメガスピードとか、そういうふうな一瞬で情報が全国に伝わっていくわけです。

こういう状況の中で、もう何か地域おこし協力隊員に限らず、新庄に来て新庄に余りいい印象を持てなかった場合、恐ろしい速さで拡散する可能性がありますよね。

やはり、こういう制度を導入したのであれば、それこそ本気になってやらないと、いつ、どういふふうな作用を起こすかわからない。やはり本気でやって、地域のためにも本気でやっていたかかないと、隊員の……、だんだん時間もなくなってきたので、隊員のネットワークというのはそれこそ全国ですので、非常に真剣に取り組んでいただいて、地域力をアップして定住を本気で促進していただければと思います。

次の質問に入ります。豪雪時の市民生活支援について質問いたします。

冒頭に申し上げましたように、もう春の気配が感じられる天候になって少しタイミングがずれてしまった感はありますが、来シーズンに向けての確認という意味でも通告書どおりに質問をさせていただきます。

ことしの冬は、日本海側の各所でたび重なる寒波の襲来による記録的な豪雪に見舞われました。当市でも何年かぶりの大雪で、市道も場所によっては交互に通行しなければならないような状況になっていました。

先月の16日には全国の降雪地域にある208市町村で構成する全国雪対策連絡協議会が除排雪関連経費に関する特別交付税などの支援を国の関係機関に要望しており、ことしの冬がいかに関自治体の予想をはるかに超えた現状となっていたかがわかります。

市民生活では連日の除排雪はもちろんのこと、複数回の雪おろしを実施した世帯もありました。また、低温注意報が続き、水道管の凍結などが相次ぎ、業者に修繕を依頼しても数日待ちという状況のときもあり、市民の人的・経済的に見ても多くの負担がふえることになりました。

当市同様、全国の地方自治体では人口減少対策、定住促進策を実施し、真剣に人口を維持するための施策の充実に取り組んでいますが、今冬のような状態が何年も続くようなことがあれば、新庄市から雪の少ない地域への人口流出がますます加速することになるのではないのでしょうか。

新庄市を含めた全国208の自治体が国の関係機関に対して道路の除排雪費の増大による特定交付税などの支援をお願いしていることを考えれば、人口減少対策を進める新庄市としても市民への除排雪に対する補助制度などを検討し、豪雪地地けれどもやはり住みたい新庄市を目指すべきではないのでしょうか。市長の考えを聞か

せてください。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 それでは、豪雪時の市民生活支援についてお答えさせていただきます。

ことしの冬は11月からの降雪により、2月14日には最大積雪深が197センチメートルと、昨年度の102センチを大きく上回る状況となっております。

また、降雪量についても現時点で8メートルに迫り、こちらも昨年度の5.8メートルを大きく上回る状況となっております。

これは近年最も豪雪と言われた平成24年度の冬に匹敵する数値となっております。

また、市道の除雪回数で見ましても、昨年度の3カ所平均23回の出動に対し、ことしは39回と1.7倍の出動となっており、除排雪にかかる費用も大きくかさむものと考えております。

そのため、積雪寒冷地帯の市町村で構成する各種協議会において、国土交通省を初めとした関係機関に除排雪費用の支援について要望活動を行ってまいりました。

御質問の豪雪時の市民生活支援についてであります。さきの豪雪を踏まえ平成27年度には新庄市雪と暮らしを考える連絡協議会を立ち上げ、市民の皆様と一体となった除排雪体制の構築を進めております。

これらの中には高齢者や身体障害者の方を対象とした屋根の雪おろしや玄関前の雪かき支援、私道の除雪機械の購入費の補助や貸し出し、また、玄関前に設置する融雪マットの無料配布など、雪処理に関する多くの助成制度もあり、御利用いただけるよう周知を図ってまいりました。

また、このほかにもさきの雪連絡協において短期、長期の多くの施策が示されています。まずこれらの施策実施に向けしっかりと進めてまいりたいと考えております。

さきの数値にありましたように、ことしの冬

は雪の多さに加え気温も低く、市民の皆様におかれましては本当に御苦勞いただいたものと考えております。さらなる雪に強いまちづくりを目指し努力してまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 最初の質問から続くんですけども、やはり定住を促進していく、人口減少を極力抑制していくという目標を達成するには、やはり1年の半分ぐらいを雪の中で暮らす冬の生活というものが、そこをどうするかというのが一番そこにダイレクトにつながっていくんじゃないかなと考えるわけでございます。

それが今回はコスト的に人的な労働的に非常に多大な負担がかかる状態になってしまっているわけです。

私が申し上げたいのは、要するに国に何とか道路除排雪にお金がかかるのでよろしくお願ひしますよという、そのお願ひをすると同じように、恐らく市民生活の中でもそういうふうにかたしてほしい、何とかこの部分を支えてほしいみたいな思いでいる市民は多くいるんじゃないかなと感じるんです。

例えばでいいですから、どういうふうなことがあるかなみたいな、要するに世帯に何か助成金を出すとか、厳しいと思いますけれども、あとは豪雪対策本部を立ち上げたことになるぐらいの雪が降ったら、減免しましょうとか。

私もイメージでしかちょっと考えていないんですけども、何か考えるような、考えていこうというようなことはございせんか。ちょっと聞かせていただければなと思います。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 雪にとっての弱者の方への支援というのはこれまでも、先ほどの市長の答弁にありましたが、いろいろさせていただ

いているところでございます。

御質問にあるように直接現金を支給するような形の補助制度については、私も調べてみたんですが、私を見る範囲ではほかに参考にできるような場所というのはございせんでした。

やはり、これまでの雪に対する問題というのは長い期間話し合われてきたわけでございます。ここへ来て、平成28年度だったですか、雪連絡協というものを立ち上げさせていただいているわけです。

この中でいろいろな施策というものが出されていて、今回のこの雪を踏まえてまた雪連絡協の中で今議員がおっしゃるような部分も含めていろいろ検討させていただければというふうに考えております。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 都市整備課長が答えることなのかなと、やはり大変済みませんでした。

本当に具体的な話を申し上げますと、電気、水道、灯油、ガソリン代、やはり例年の冬とは全然違う金額になっていくわけです。どうしても定住とそことはちょっと相反する力、エネルギーの関係のような気もしますので、そこを何とかしていくというのも本当に定住促進の力になると思いますので、その辺をみんなで、それこそ職員の皆様だけじゃなくて、議員も含めてみんなで考えていく、そして定住促進を図っていくという姿勢が大切ではないかなと思います。

地域おこし協力隊についても、とにかく定住してもらうんだと、そういうふうな熱意を持って進めていただければ、そして、新庄市の状態を今以上によくしていただくという方法をお願ひしたいと思います。終わります。

小野周一議長 それでは、ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時01分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

山科正仁議員の質問

小野周一議長 次に、山科正仁君。

(13番山科正仁議員登壇)

13番(山科正仁議員) 市民・公明クラブの山科です。通告に従いまして一問一答にて質問させていただきます。よろしくお願いたします。

発言事項その1ですが、林業振興についてということで、要旨に関しては一括で①、②とさせていただきます。

県の施策としましてはやまがた森林(モリ)ノミクスという題名で推進事業、これによりまして当市においても木材加工施設等の整備促進事業によります木材加工施設稼働、それから木質バイオマスの供給施設建設が進められてきております。

森林産業が発展していくというのは非常に喜ばしいことだと思います。今後、市としてこの森林産業をどのように振興させていくのか、また、今後進んでいく市内の、近隣に対してもですが、山林の伐採とか、それに対応する環境の保全というものをどのように考えているのか、お伺いたします。

要旨の②としまして、平成30年度税制改正大綱によりまして森林環境税と森林環境譲与税、これはまだ仮称ですが、これが創設されます。この森林環境税は国内の住所を有する個人に対して課税される国税でありまして、1人年額1,000円が平成36年度から課税されるというふうな予定になっております。

その税収を森林整備及びその促進経費に充て

なければならぬという法令上の使途が定められて都道府県や市町村に森林環境譲与税として平成31年度から前倒しされて譲与されるということになっております。

この環境税が創設されることによりまして、森林面積が非常に多い当市においては、関係する市民、それから森林、特にですけれども、山林の所有者への影響をどのように考えておられるのか、それを伺います。お願いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、山科市議の御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、本市においても大型集成材工場が立地し順調に稼働しており、また、本年12月稼働に向け木質バイオマス発電施設の整備が行われております。

これにより県内はもとより東北地方の広範囲に対して木材需要は徐々に上昇傾向にあり、これまで停滞していた林業生産活動が活発化してきております。

本市においても同様に森林施策が活発化し、雇用もふえてきております。今後なお木材需要が増加することを想定し、国や県との連携を図り、各種補助事業を活用しながら森林所有者の負担軽減を図るとともに、適正な森林管理による木材生産の拡大を推進してまいります。

一方、無秩序な伐採による土砂崩れなどの災害や下流域の農地、住宅への被害が生じないよう、森林所有者または林業事業者から伐採する際に届け出が義務化されている伐採及び伐採後の造林の届出書の審査によって指導するとともに、適正な森林管理に努めるよう周知を図ってまいります。

次に、森林環境税及び森林環境譲与税の創設に関する御質問ですが、まず本市森林の現状から申し上げますと、森林面積1万2,823ヘクタ

ールのうち、国有林が8,010ヘクタール、民有林が4,813ヘクタールであり、この民有林のうち人工林は2,187ヘクタールと森林面積全体の17%となっております。

また、本市の林家数は616人で、そのうち所有山林が5ヘクタール未満の林家が538人と、ほとんどが小規模森林所有者であり、個人での造林、伐採には費用負担が大きいと言われております。

また、植栽当時より世代交代が行われ、現実的に維持管理も難航している状況にあり、間伐等の手入れが行われていない状態がほとんどです。

このことから、例えば集落単位など複数名の森林を集約化し、長期施業を実施できる施業者と委託契約を締結し、健全な森林の維持管理を面的に実施することが必要となっております。

一方、本市林業の多くは小規模経営で、しかも農業など他産業との兼業がほとんどであるため、意欲と能力のある林業経営者の育成と集約化を図るため、技術研修や労働条件の改善によって底辺の拡大が必要となっております。

このような現状から、森林環境譲与税が導入され主たる目的である新たな森林管理制度によってこのような諸課題が少しでも前進するものと期待しております。

適切な森林管理の責務を明確化するため、市が森林所有者などからの意向を把握し、森林管理の委託を受けることはもちろんのこと、間伐、保育の促進とそれに伴う路網の整備など、森林組合を含む意欲と能力のある林業経営者につなぐための仕組みづくりや担い手の確保、支援に係る費用負担として、木材利用の促進も含め段階的な事業推進をしていくものと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

13番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

小野周一議長 山科正仁君。

13番（山科正仁議員） 答弁ありがとうございました。

いわゆる森林、今答弁の中にあつた内容がほとんど私もお聞き取りしたかった内容であります。

ただ、県の林業振興課より聞き取ったところ、森林の伐採、維持、育成管理というのはやはりいろいろな計画がなければ許可できないというふうな森林経営の計画制度に基づいてなされているということでした。

森林の現況調査とか計画の策定のための合意形成とか、あとはそういうような手続等を盛り込んだ計画書というものを作成して、それを認定するのは新庄市であると。行政庁である新庄市が、市長が認定するという手続。そこから、それがあって初めて5カ年間の林業としてのなりわいというものができるというふうなことでございました。

ここで市は認定者だよということをまず覚えていただいて、ここでお聞きいたしますけれども、市で認定されまして実際の伐採の作業というものは進んで、それで山林より材木等が搬出されて、その後にまた植栽が行われると。それを再造林という形で、そういうサイクルでぐるぐる進んでいくと。

でも、非常に長期にわたるサイクルなわけです。これも植栽がうまく行われていないと、植栽したけれどもことしの大雪が降って全部潰れてしまった、枯れてしまった、あとは手つかずだというふうなことを繰り返しているのであれば、数十年後にいわゆる木のない山というものがいっぱいできてしまう、雑木林系の山になってしまうというようなことを考えております。

このように急激に状況として伐採が進んでいる当市にとっては殊さらのこと将来の環境に及ぼす影響があるのではないかなど考えるわけがあります。

この再造林への実質的な監督というのは今現

在どのようにして、具体的にどのような再造林、植栽をなさっているか、完全に育っているか、そういう細かい具体的な監督というのはどうやってやるのか、やっているのか、お伺いいたします。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 基本的に伐採届が出される際には、造林の計画を出していただくことになってございます。

特に今般、木材産業の事業が活発化しているというふうなことで、特にバイオマス関連の事業につきましてはかなりの伐採面積が出てきますので、みずから植栽の圃場をつくって、山じゃなくて畑をつくってやっているというふうなことで、大規模な面積に対応していこうというふうなところがありますので、そういったところを指導していきながらやっていきたいというふうに考えてございます。

13番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

小野周一議長 山科正仁君。

13番（山科正仁議員） その認定された業者がやると同時に、外注として植栽するためだけの苗木をつくるというケースかなと今お伺いしました。

その後なんですけれども、その育っている状況というものを確認するというはなさっていないわけですね。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 実際には森林計画に沿っているかというふうなところで逐一チェックというふうなことはしてございませんけれども、定期的な伐採地について植林されているかというふうなところでのパトロール的なところはやっているところがございます。

13番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

小野周一議長 山科正仁君。

13番（山科正仁議員） わかりました。ぜひこれ本当に長いスパンのサイクルなんで、見過ごしてしまって数年後に生えていないという状況が一番怖いというふうに感じますので、よろしくお伺いいたします。

あと、今市内各所、恐らく皆さんもお気づきかと思えますけれども、伐採された材木とか非常に多く野積みされているということかと思えます。この野積みされている材木の量を、先ほどからありますけれども、加工等、あと木質バイオマスというような原料になるものだと思っておりますが、非常に景観的にも安全面でも問題があるのかなと感じるのは私だけかなと思うんですけれども、非常に長期間在置して、なおかつ容積がすごく多いと。

高さもありまして、あと在置しているところが工業団地内とか森林の中とか、人の入らないところだったらまだいいんでしょうけれども、13号線沿いとか、あと県道沿いとか、あと子供が通るところとかあるわけなんです。

非常に住宅近隣地、それから児童生徒の通学路近辺に対して在置されているというのは問題があるのではないかなと思っております。

その安全面の対策というものもっていかねければならないのかなと考えますが、いかがでしょうか。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 特にバイオマス関連での貯木場というふうなところかなというふうに思いますが、いわゆる積み方につきましては国家資格の中では作業の資格というふうなものがございます。この資格を持った方が安全面を配慮してやっているというふうなことです。その面ではある程度合理的にやられているかなというふうには思っております。

それから、今貯木場として市内あちこちに分散してございます。それで、この問題につつま

してはいろいろ協議してきたところでございますけれども、2カ所に集約したいというふうなことで今現在地権者等とも交渉しているところでございます。

そういったところで、現在市街地にあるものを2カ所に郊外のほうに集約するというふうなことで計画してございますので、今ある通学路に近いところとか、そういったところはそれが実現すればなくなるのかなというふうには考えているところでございます。

13番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。

小野周一議長 山科正仁君。

13番(山科正仁議員) はい積みですからもちろん資格があってやっているんでしょうけれども、あれは崩れるとかという心配を私しているわけじゃなくて、実際私がもしまだ小学生であれば学校帰りに寄って行って登りたいと思うのは私だけでしょうか。

どうしても多動性があるのかわかりませんが、私の場合はああいうものを見るとどうしても入っていきかなとか、ちょっと中に行きたくなるなということは非常に興味がそそられるという意味で、これがちょっと安全に欠けるんじゃないかなと思っております。

入るなというのであれば、フラットパネルとか金属製の囲いをするとか、あと夜間、もしあと作業中でなければ施錠をすとかという、そういう簡易なことで結構ですので、そういうふうな方面の対策というものを指導をするというふうなことも必要ではないかなと思っております。

確かに私人間の自由契約でやっている伐採なり野積みでしょうから行政側が関与するというのは非常に難しいところがあると思うんですけども、それはやはり安全対策というのであれば環境課であろうが社会教育課なのか、いろいろな面で一緒になって安全面の対策を立てることが重要だと思いますが、いかがでしょ

うか。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 この件につきましては昨年の議会の中でも指摘されたところでございまして、業者のほうには安全面には配慮していただくような、特に小さな子供が入らないようなというふうなところで指導しているところでございます。

今後、大きな土地に郊外に集約化するというふうなことで進めてございますので、現在での安全面も加味してまた指導していきたいというふうに考えてございます。

13番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。

小野周一議長 山科正仁君。

13番(山科正仁議員) わかりました。

先般、今言いましたけれども、市が認定していると、市長が認定してその作業が行われていると。

全ての材木が全て市内の材木だと限りませんが、県内外からも運び込まれているとは思いますが、ただ、何かあった場合そういうふうな危機的なことなんでしょうけれども、何かあった場合にその材木の中に市長が認定した材木が入っていますよということを言われた場合、責任逃れというか、対処ができるのか大変じゃないかなと私は思っておりますので、ぜひこの事前の危機管理、あと行政側のリスクというものをしっかり確認した上で推進していただきたいと思っております。

あと、2番に関する再質問をさせていただきます。

平成36年度からの森林環境税の税収を見込んで前倒し交付で、これも担当の部局のほうにお聞きしたところ、当市には当初1,000万円ぐらいかなと。それからだんだんスタートして3,000万円弱ぐらいで落ちつくんじゃないかなというふうな話でございました。

この交付額の規模からすれば、森林の伐採が今がangan進んでいます。林もあつという間になくなって、先月まであったものがもう今月ないという状況が私の近くでもあります。そういうふうな交付金を使うのが早い者勝ちになってしまうのかなというふうな懸念もあるわけです。

とすれば、この制度を早目に市内の関係者、地権者の方に周知していただく。それで、趣旨と交付手続の方法とかをしっかりとやっていただきたいと思うわけです。

農地の集約機構のように広げるまで非常に時間がかかって効果がなかなか見えなかったということのないようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 まず最初にお断りしておきますけれども、法案につきましてはまだ2月段階で次期通常国会に提出するというふうなことで、まだ成立していないというふうなことになってございます。

今回提案になっているのかなというふうには思いますけれども、内容につきましては森林管理が行き届いていないところが結構多いというふうなところで、そういった捨てづくりみたいなどを能力ある森林の事業者あるいは森林組合等に管理を委託するよなというふうなところでのシステム、新たな森林管理システムというものを構築するというのがまず先になってございます。

それで、31年度から譲与税が交付になるというふうなことですけれども、新庄市につきましては人工林の割合が低いというふうなこともございまして、先ほど議員が1,000万円というふうなことがありましたが、そこまではちょっと行かないのかなというふうには思います。

だんだんと多くなってきて、45年あたりに、3,000万円まで行かないですけれども、そこま

でなるのかなというふうなところで県の基準のほうで算出するとそのような形になってございます。

今後の活動としては、2月に県のほうからこの制度について説明があったばかりで、今後どういうふうにしていくかというのはまだ未定のところがございますけれども、30年度につきましては全国で林地の台帳をつくりましょうというふうなことがございます。

新庄市におきましてもその台帳をつくるというふうな作業に入りますけれども、31年度から譲与税が交付になるというふうなことでするので、そういった森林管理システムにつきましては協議していかなければならないのかなというふうに思っております。

大きな役割として新庄市としては森林所有者と、それから担い手を仲立ちするというふうな、農地で言えば中間管理機構みたいなところが出てくるのかなというふうに思います。

ただ、実際には先ほど市長答弁にもございましたように、平均するともう3町歩ぐらいの、しかも農業と兼業の林地というふうなところになっている状況の中で、なかなか林業の専門家が育っていったいないというふうな現状を鑑みますと、今後は集落単位でまとめて、それを森林組合を中心としたものに計画立てて施業していくというふうなところになっていくのかなというふうに思います。

それにつきましても、市内におきましては施業関連会社が3つほどございますので、そういったところでの林業大型機械の導入とかというふうなところで使えたりするのかなというふうには思いますので、林業活動につきましては活発化してくるのかなというふうに思っております。

そういったところで、今後新たなシステムづくりというふうなところから始まりますので、森林につきましては長期間の計画が必要になっ

てきますので、本格化する平成45年に向けた計画づくりというふうなところと、それから体制を協議していくのが30年度かなというふうと考えてございます。

13番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

小野周一議長 山科正仁君。

13番（山科正仁議員） わかりました。

まだ交付税自体が未定というふうな段階でしょうけれども、早いうちから今言われたシステムの構築等をしていただいて、なおかつ農林大学校に林業科とございますので、その生徒の方々の交流とかとっていただいて、どのような方向性があるのかと。機械というのは大型を導入するのはいいんですけども、これに見合うだけの収入があるかないかとかといろいろな検討があると思いますので、その辺もよろしくしっかりした事業展開をお願いいたします。

それでは、次に入ります。発言事項2のふるさと納税についてという点でございます。

総務省の通知によりまして返礼品の上制限が始まったわけでありまして、2日の予算の概要説明も受けまして、落ち込みというものが確認されているということがわかりましたが、より詳しく現時点での前年度対比がどのようになっているかと、また、この落ち込みに対する対策として今後どのような対策をしていくのかということをお伺いしたいと思います。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 それでは、ふるさと納税寄附金の現時点の状況と今後の対応についての御質問にお答えさせていただきます。

8月の全員協議会で御説明申し上げておりますが、昨年4月1日付の総務大臣通知及び総務省市町村税課からの個別の見直し要請に基づき、指摘がありました高額返礼品3品目につきましては6月29日に取り扱いを中止するとともに、11月1日からは全ての品目について返戻割合を

3割以下に見直しを行っております。

現時点での寄附金の状況につきましては、今年2月末現在で寄附件数が4万6,933件で、前年比0.92倍、寄附金額は7億2,954万7,450円で、前年比1.15倍となっております。

昨年7月までの前年比の4.21倍と、目標とする10億円に届きそうな勢いでしたが、見直し後の11月には前年同月比の約3分の1と大きく落ち込みました。

全国的に見直しを行った自治体は寄附額が大きく減少しており、本市においても同様に落ち込んでいくことは想定しておりましたので、その対応策として首都圏を中心とする集中的な広報戦略、さらにはダイレクトメールやウェブサイトへの出稿、既存寄附者への新しいパンフレットや寄附活用事業報告書の送付などを行った結果、12月には前年同月比2分の1まで持ち直しましたが、今年1月には約5分の1まで落ち込んでいる状況であります。

来年度以降かなり厳しい状況となることが想定されますが、このような流れの中におきましても多くの寄附を得るための対策として、30年度当初からマルチチャンネル化とマルチペイメント化等を実施したいと考えております。

具体的には現在ふるさと納税ポータルサイトで第1位の人気を誇るふるさとチョイスなどへの掲載を行っておりますが、今年度人気が高まってきました第2位のさとふるへの掲載準備を進めているところであります。

あわせてましてコンビニ決済や携帯決済など、さまざまな決済方法に対応するなど、寄附しやすい決済環境づくりも進めてまいります。

さらには、他自治体の状況を注視しながら、新たな返戻品目の開発や寄附者とのコミュニケーションの強化、メディア戦略の強化などの取り組みを行っていくことで、新庄を応援する寄附者をふやしてまいりたいと考えておりますので、御理解くださるようお願い申し上げます。

以上を答弁とさせていただきます。

13番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

小野周一議長 山科正仁君。

13番（山科正仁議員） 答弁ありがとうございます。
ました。

やはり落ち込みというのは避けられないなというふうには思っておりました。この寄附額の落ち込みというものがイコール新庄市に興味があって寄附をやったわけじゃないと。単に受益重視、節税とか、その目的だったのかなと、これはしようがないと思います。

民間の調査でも、全国的にも納税の寄附の目的が魅力的な返礼品と節税だと。これは70%を占めているということなものですから、下手すれば70%の落ち込みがあるのかなという懸念もあるわけです。

これは魅力ある新庄市づくりの成果というものがなかなか上がっていないのかなというように懸念もあります。なかなか努力が数字があらわれてこない事業だなと思います。大変だと思います。

しかし、事業としてコストをかけている以上、へこんでばかりはられないよというふうな話になると思います。

今後、もし返礼品の価値が下がっても寄附したいなと思えることや、あと行政コストに対してそれを考えた場合、どのラインまでが損益の分岐点というか、ここまでやったんじゃちょっと、赤字と言うのはおかしいですけども、何の意味もないなとなるような点があるかと思えます。その点を考えた上での今後の対応策というものをどういうふうに考えているか、お伺いいたします。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 損益分岐点というか、これ以下になれば赤字になるという部分でござい
ますけれども、大まかな概算でござい

ます。約4,700万円を切れば赤字になるという状況で
ございます。寄附額がゼロであれば2,200万円
ぐらいの赤字になるというふうに試算しており
ます。

また、今後の対策でございしますが、先ほど述べ
ましたとおり1つはマルチチャンネル化なん
ですけれども、現在ふるさと納税ポータルサイ
トで第1位のふるさとチョイス、そしてJA、
日本郵便という形で3つのポータルサイトを使
っているんですけども、第2位のさとふるへ
の掲載準備を進めてまいりたいと。

酒田市などは今年度逆に伸びているんですけ
れども、それはポータルサイトを大幅に広げた
ようでございます。ですから、いかに露出を高
めるかというところが重要になってくる部分も
ございますので、そうした露出を高めてまいり
たいと考えております。

なおかつ、このさとふるのほうではコンビニ
決済や携帯決済なども行っておりますので、そ
れに伴うマルチペイメント化というものも進め
たいと思います。

またもう一つ、魅力ある返礼品の開発という
ことで、今年度だけでも当初95品目であったも
のがさまざまな品目を開発しまして212品目ま
でふやしております。

こういったことを進めながら、さらには当然
寄附者とのコミュニケーションの強化、メディ
ア戦略の強化というものも行っていきたいと。

今年度12月にこういった形で応援寄附金活用
報告というものもつくって、3,500部ほどリピ
ーターの方や高額寄附者の方に配布して、こち
らのほうからお返しするような形で報告してい
ります。

また、新たなパンフレットのほうもつくりま
して、約8,500部ほど送付しております。

こういったことを続けながら、寄附者のさら
なる獲得に努めてまいりたいと考えております。

13番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

小野周一議長 山科正仁君。

13番(山科正仁議員) ありがとうございます。

ポータルサイト利用、大変よいと思います。さとふるの利用というのでPRを非常に集中していくと。その分また経費がかかるんでしょうけれども、とりあえずはそのボーダーラインというか、収支の行政コストにつり合う面でそれ以上になっていくように期待したいと思います。

今のありがとうという冊子を拝見しましたが、その中に恐らく6つの使い道ということであると思うんです。その6種類のメニューの中から、一番有効に使われている度合いが大きいという内容はどのような形であるんでしょうか。ちょっと言葉がおかしいですけども、その中で一番有効に使われているというふうな効果がある使い方をしているなというものはどのような内容なんでしょうか。御紹介ください。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 寄附金の活用につきましては、議員今おっしゃられましたとおり6つの事業に大きく分けております。産業の振興に関する事業、医療や福祉の充実に関する事業、教育・文化・スポーツの振興に関する事業、社会生活基盤の充実に関する事業、環境の保全に関する事業、地域づくりに関する事業ということで6つに分類しておりますが、寄附者の方にどういうふうな使い方、この6つの中でどのような使い方を選択しますかというふうな希望をとっておりますので、希望がある方もない方もおられるんですけども、基本的にはその希望に沿って使用するような形を考えております。

また、使い方でございますが、平成29年度の活用事業の主なものとしましては、大きいところで新庄まつり振興事業とかエコロジーガーデン推進事業、また体育関係では新庄ハーフマラソン事業、南東北インターハイの事業など、さまざまな特徴ある事業、また今後育てていき

い事業等にに使わせていただいております。

13番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。

小野周一議長 山科正仁君。

13番(山科正仁議員) 寄附者が指定してそういうふうに寄附するわけでしょうけれども、使い道に関しては当市のほうで選べるということですね。

であれば、寄附者が例えばその1つのメニューに一番多く寄附しているからといって、それを多く使えるというんじゃないくて、それを一山にしてその中から使うという考えでよろしいんですね。わかりました。

ぜひ、さとふるさと納税に関しても大変な事業だと思います。総務省からあっちへ行ったりこっちへ行ったりということで振り回されている感もありますし、よく言われますけれども、今まで物重視でやってきたさとふるさと納税もこれからはもう事だなと。その市の施策とか事業に関して投資というか寄附をしたいと思われるような市にさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、発言事項3に入ります。

児童生徒の教育環境についてということでございますが、平成27年12月の定例会の一般質問で私のほうで萩野学園の事例を示しまして、空調不備による児童生徒の健康状態の悪化というものをごどう捉えるかと、これを問わせていただきました。

そのときは教育長答弁で、今後の気象状況や環境状況の変化を見ながら、実施するのであれば市内小中学校の全体事業として検討をされるとの答弁をいただきましたが、その後の検討状況をお伺いしたいと思います。お願いいたします。

高野 博教育長 議長、高野 博。

小野周一議長 教育長高野 博君。

高野 博教育長 児童生徒の教育環境についての質問にお答えいたします。

空調施設の整備につきましては、平成26年度

に市内小中学校及び義務教育学校の保健室、図書室、パソコン教室等の特別教室に冷房機器を設置いたしました。

普通教室につきましては、湿度並びに体感温度を下げるため窓を開放し、換気対策を行うとともに、児童生徒の健康、体調管理に十分に目配りをし、水筒による飲み水や教室に設置しております扇風機を回すなどをして、暑さ対策をお願いしているところです。

その後の空調設備の検討状況につきましては、現在明倫学区に新たなる義務教育学校の整備について明倫学区義務教育学校推進計画策定委員会等を中心に協議検討を進めており、その中で冷房機器設置についても議論を深めてきております。

昨年5月から9月までの間、中学校の普通教室での温度調査を実施し現状を把握するとともに、導入等の方向性を見出していきたいと考えております。

それと並行して市内の他の小中学校及び義務教育学校の普通教室等への冷房機器導入についても、新たな事業として財政計画に基づき調整をしてまいりたいと考えています。

13番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。

小野周一議長 山科正仁君。

13番(山科正仁議員) ありがとうございます。大変前向きな感じを受け取らせていただきました。

幸いなことに平成27年度からなんですけれども、そんなに異常高温というような気象には恵まれなかったのかなと思います。幸いなことだと思います。

でも、夏期、夏の教室内というのは一般住宅と全然違うということは御認識かと思えます。子供たちの熱気の関係もありまして非常に体感温度が高いと。

自分も読み聞かせのスタッフとして行っていますがけれども、朝でさえ汗が出ます。これが扇

風機がついて確かに回っているんですが、本のページがぺらぺらめくれるだけで、冷感というか体感温度が下がらないなというふうな感じがありました。

朝でさえあの状態ですから日中はどうなっているのかなということで、非常にかわいそうだなと思っております。

さて、文科省で学校の施設における空調の設置状況について平成10年から3年に一度調査をしております、ちょうど平成29年度が調査の結果を出す年だったということで公表されました。

それによりますと、公立小中学校の普通教室、特別教室、全保有数約82万室ということで、そのうち設置しているのは34万2,000室だと。設置率は41.7%であって、前回3年前よりも11.8ポイントほど上がっているということです。その他の学校種における設置率も全て上がっております。

このことは全国的に考えても空調設備の設置というものがその重要性が求められているというふうな事実ではないかと思うんです。

あと、文科省は参考資料として、以前に小嶋議員のほうからもありましたと思うんですが、学校施設の環境改善交付金という形で別枠として空調設備だけに関する交付金が出ているということを鑑みれば、これはやはり国としてもぜひ今後は学校施設に関しては空調の整備が必要だと考えて、それを促しているんじゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

荒川正一教育次長兼教育総務課長 議長、荒川正一。

小野周一議長 教育次長兼教育総務課長荒川正一君。

荒川正一教育次長兼教育総務課長 今お話がありましたように、全国的にも普通教室への導入がここ3年間を見ても加速度的に入ってきております。

全国的には1.5倍くらいの伸び率、県内を見ても2倍近い伸び率というふうなことで、平成27年からのこれまでの間、そういうふうな導入状況をちょっと注視してまいりました。

さらには、気象庁の年次的な推移とか、あるいは今年度も温度、湿度、このことを勘案してきているところでありまして、文科省の促している学校施設環境改善交付金についても大規模改修とかと一緒に、あるいはそれ以外の中での使い道のほうが使い勝手がいいというふうに思っておりますので、このようなことを含めながら、今、新庄市公共施設等総合管理計画の中での学校施設に特化した整備計画の策定のほうに着手しておりますので、その中でも整理していかなければいけないだろうというふうに思っております。

13番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

小野周一議長 山科正仁君。

13番（山科正仁議員） またまた非常に前向きなお話だったと思います。

因果関係というのは究明されていませんけれども、児童生徒の学力向上や健康増進というのは恐らくこの空調設備も絡んでいるんだと思います。そう考えます。

今後、この統合が進む学校施設ですけれども、この空調設備というものは学校施設にはもう常習化してつけるものだというふうな方向性で持っていていただきたいなと考えております。

この文科省の参考資料というか、確かに学校施設の改善交付金に関してもそういう内容になっていますので、ぜひとも検討いただきたいと思います。

あと、財政問題も確かにありますので、平成28年度の決算カードを拝見しましたけれども、経常収支比率はやはり92.6%、それから臨時財政対策債を除いても97.8%になっています。

実際は平成28年度単年度収支も赤字でしたし、実質単年度収支も赤字でした。非常に投資的経

費に回す資金というのはないなと、ぎりぎりなんだなということはおわかっておりますが、よく理解できますけれども、これから少子化になっていくのは間違いない教育現場ですので、子供のもう個々の少数精鋭、数がだめならば質を上げようというふうな考えでやっていかなければならないのかなとは思っています。

また、それを実現するためにはよりよい教育現場の環境の整備とその提供があるのかなと思っております。

今おっしゃったように公平な観点からいえば、全ての各小中学校全部一斉に空調を整えるのが必要かと思えますけれども、今後ともいろいろな意味合いを持って具体的に重要な施策として捉えていただきたいと思えます。

エアコンなんてぜいたく品だということとはもはやないと思えますので、その辺も御認識いただきたいと思えます。

続けて、発言事項の4に入ります。

児童生徒のスポーツ振興支援についてということで、12月の定例会で小関議員のほうからありました。部活における大会参加費等の支援について質問されておりましたけれども、確かに部活動に対する市の奨励金という形の補助金交付施策というものは十分とは言えないながらも行われていることは、これは評価に値するものと感じております。

ただ、今後考慮していただきたいと思うのは、児童生徒のますますの少子化によりまして部活動の選択する幅が狭くなっているということと、大会の参加も制約されてきていると、もはやあられてはいるのではないかなと思っております。

どういうことかといいますと、人数が少なくして部活として認定されないとか、顧問の教員の配置が困難、または、これは子供の事情ですけれども、プロを目指すために外部の団体に所属して活動しているというふうなことです。

そのような理由によりまして学校では部活動

に所属して活躍している児童生徒と、また外部の団体で活躍している児童生徒に対して、公的な観点からいろいろなスポーツ奨励金、奨励費等によって支援がありますので、これで保護者の負担軽減が図られている、これは承知しております。

しかし、繰り返しますけれども、将来的に児童生徒の数の減少によって正式な部活動の運営というものが困難になってくるのではないかなと、それが予測されます。

そして、このことは今後は他の学区、それから他の市町村の児童生徒と合同でスポーツ団体をやるというふうなケースがふえることが予想されます。

ですから、現在の支給基準をちょっと緩和して、いろいろな支援の上乗せというものが必要と思うんですが、教育長の見解を伺います。

高野 博教育長 議長、高野 博。

小野周一議長 教育長高野 博君。

高野 博教育長 スポーツ支援についての御質問にお答えいたします。

新庄市では小中学生のスポーツ及び芸術文化活動の振興を図ることを目的に、全国大会または東北大会に出場する団体または個人に対して、12月の議会でもお答えしているとおり、出場奨励費を支給しております。

市の誇りを背負い、東北大会あるいは全国大会の舞台で活躍している小中学生を積極的に支援してまいりたいと考えております。

これまで小学校ではスポーツ少年団の活動、中学校では中体連等の活躍が主な支給対象であり、要綱に従い文部科学省や中体連が主催しているものを中心に支給してまいりました。

しかし、今後部活動等のあり方が検討されている中で、さまざまな形態のスポーツ活動が展開されていくものと考えます。今後のスポーツ活動の形態がどのようになっていくのかも見据えながら考えていく問題だと捉えています。

公平性を保ちながらも、児童生徒のスポーツ活動や芸術文化活動を振興していくためにどのような形がよいのか、ほかの市町村とも連携を図りながら具体的な研究を進めてまいりたいと考えております。

今後も東北大会あるいは全国大会で活躍している方々を積極的に支援してまいりたいと考えているところですので、よろしく願いいたします。

13番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。

小野周一議長 山科正仁君。

13番(山科正仁議員) 今後のスポーツの形態についていろいろな面は御理解いただいているんだと判断しました。ありがとうございます。

ここで、このような団体、そういう支援体制としまして、これは私の考えというか案とかですけども、ふるさと納税のことが先ほどございましたけれども、その中にスポーツ振興という枠があるわけですから、その枠の中から事業へ上乗せしていろいろな意味で充実していくというような方向性とはとることはできないのかという点が1つと、あと、当市ではスポーツ関連予算というのはほとんどが駅伝とか、それからマラソン関係に使われている現状があります。

これもやはり財源の公平配分の観点から考えれば若干改善の余地はあるのかなと思います。

これは社会教育課なのかもしれませんが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 こういった奨励金をふるさと納税を活用してできないかという御質問でございますが、1つの選択肢としてそういう選択肢はございます。

こちらのほうの活用に当たりましては、施策評価の中で優先順位をつけておりますので、原課のほうの意見を聞きながら今後対応していく

ことになると思いますので、よろしく願いいたします。

13番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

小野周一議長 山科正仁君。

13番（山科正仁議員） 今の大変運用できるよというような回答でしたので、ぜひ原課のほうのプッシュがあれば出すと言っていますので、その辺はよろしく願いいたしたいと思います。大変いい発言だったなと思いますので、ありがとうございます。

総論的に大変全体的に前向きな答弁であったと思います。ぜひ今後とも目標と施策がうまく回って事業ができるように、新庄市のまちづくりを目指していきたいと思います。

最後に、今年度にて退職なさる職員の方々、大変御苦労さまでございました。敬意を申し上げますとともに、今後の御活躍を祈念いたします。長いこと御苦労さまでした。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

小野周一議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時00分 開議

小野周一議長 星川 豊君より少しおくれるとの届け出がありました。

それでは、休憩を解いて再開いたします。

石川正志議員の質問

小野周一議長 次に、石川正志君。

（16番石川正志議員登壇）

16番（石川正志議員） 議席番号16番、起新の会の石川正志でございますので、よろしくお願

いいたします。

それでは、早速通告文に従いまして質問申し上げます。このたびは新庄市子ども読書活動推進計画について、市長並びに教育長と議論したというふうに思います。

本計画は、読書活動を通して第4次新庄市基本計画の基本目標である「ふれあい、学びあい、心をつなぐまち」のもと、心の教育の充実を図りながら、一人一人の子供の感性を磨き、表現を豊かなものにし、生きる力を育むことを目的として、平成26年度から実施されています。

また、本計画は平成32年度までの7カ年の計画となっておりますが、来年度を含めた残り3カ年でどのように目的達成のため取り組みをされていくのか、まず全般にわたる事業計画について伺います。

次に、本計画の基本方針の1つとなっております読書環境の整備に関して質問いたします。

学校図書館の機能強化に関してこれまでの時系列を追ってみますと、平成16年度から子どもの読書活動推進事業が始まり、平成18年度から平成20年度までは文科省などの補助事業を受けながら、鍵のかかった図書館から人のいる図書館へとといった事業が平成23年度までの6年間かけて、市内小中学校全校への学校図書館員の配置がされてきました。

さらに、平成24年度から平成26年度には地域コーディネーターの配置及びデータベースの一元化などに取り組み、いよいよ平成26年度から学校図書館と市立図書館の連携を新庄市子ども読書活動推進計画のもと推進されてきました。

今年度、平成29年11月には市内小学校、中学校、義務教育学校11校のシステムのオンライン化、市立図書館との横断的蔵書検索と流通システムが構築され、運用が始まっています。

ここで特筆すべきは、県内自治体では公立図書館と学校図書館との連携が積極的に行われるようになってきたのは約7年間であるのに対し、

新庄市では市立図書館を核にして14年間実践しており、先行し、かつ注目、評価されているということでもあります。

オンラインシステムの運用により市内の小中学生や教諭が学校規模等にかかわらず同じ環境下で図書資源や情報の提供を平等かつ有効に受けられることが可能になったと捉えています。オンラインシステム運用に係る人的増強など、運用にかかわるソフト面を強化する必要があると考えられますが、教育長の考えを伺います。

3点目は、基本方針である意義についての広報と啓発に係る市立図書館と保育所、幼稚園との連携について質問いたします。

新庄市子ども読書活動推進計画第2部各論の中で、保育園、幼稚園における取り組みの中では「子供は大人の言葉をまね、会話しながら言葉を獲得していきませんが、絵本に触れることや読み聞かせでより豊かな感性を磨き、好奇心や探求心から想像力、思考力、表現力が養われ、言葉が著しく発達する」とあります。

そこで、図書館ではこれまで移動図書館として本の集配の実施や直接出向いての読み聞かせやブックトークなどを行ってきました。

計画策定時の課題として取り上げられていますが、就労形態の多様化や家庭生活状況の変化に伴い時間的余裕のない家庭や読み聞かせの重要性などを認識していない保護者へどう対応していくのかが提起されています。

計画策定は平成25年度に行われており、約5カ年経過し、就学前の子育て世代の夫婦共稼ぎが加速されている状況の中で現状をどう捉えているのか、市長の見解を伺います。

最後の質問になります。

一般的ではありますが、司書は図書館に置かれる専門的職員であり、図書の達人とすることができます。これまで学校図書館と市立図書館の連携は、各校に1名ずつ配置されてきた地域コーディネーターと図書館職員が担ってきまし

た。

周知のとおり地域コーディネーターは平成24年、平成25年度、山形県緊急雇用創出事業臨時特例基金補助事業から始まっています。地域コーディネーターへの報酬の支払いの形態は謝金であり、待遇の面で安定性に欠けると言うことができます。

今後、これまで新庄市子ども読書活動推進計画に沿い構築されてきた図書にかかわるネットワークを最大限生かし、学校教育、すなわち授業への応用を初め、人間として生きていく上で重要な言葉が著しく発達する時期である保育の現場と市立図書館の連携強化はますます重要になってくると思われま

す。その際、図書においては専門的知識を有している市立図書館の司書の方から働いてもらうのが最も効率的と考えられますが、教育長の考えを伺います。

答弁よろしく願いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、石川市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、私から図書館と保育所等の連携に関して、時間的余裕のない家庭や読み聞かせの重要性を認識していない保護者への対応についてお答えし、子ども読書活動推進計画及び司書を活用した環境整備については教育長より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

公立保育所では読み聞かせの重要性を保護者に伝えるための取り組みとして、自由に利用できる図書コーナーを設置し、保育士お薦めの本や毎日読み聞かせした絵本を展示するなど、送迎の際に保護者と子供と一緒に直接本に触れ、自由に本を読むことにより、本に興味や関心が高まるような環境づくりを行っており、図書コーナーの利用もふえております。

また、保護者に対して読み聞かせについての講演会を開催して読み聞かせの大切さを理解してもらう取り組みも行っております。

移動図書館は他の保育施設においても利用され、それぞれの指導計画の中で積極的に読み聞かせなどを行っております。

家庭においても乳幼児期から家族で本に親しんでもらうため、わらすこ広場での本の読み聞かせや乳幼児健診とあわせて市立図書館と連携したブックスタート事業やハローブック事業など、絵本の無料配布や絵本の紹介を行う事業も実施しております。

保育施設が移動図書館を利用することにより子供たちがさまざまな本に触れることができおり、早いうちから子供たちが絵本や物語に親しみ、興味を持ち、想像する楽しさを知るために、保護者への啓発と本に親しむことができる環境づくりの継続した取り組みを行ってまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

高野 博教育長 議長、高野 博。

小野周一議長 教育長高野 博君。

高野 博教育長 新庄市子ども読書活動推進計画についてお答えいたします。

新庄市子ども読書活動推進計画については、平成32年度の目標達成に向けて順次計画に従い進めております。各学校における貸出冊数については平成28年度はふえており、一人一人の平均貸出冊数は平成24年度から最高になっております。

さらに、計画の中にある読書環境の整備をしていく上で、学校図書館と市立図書館のデータベースと検索システムの共有化を図ることがございますので、今年度からこのことを受け今回の図書オンラインシステムを運用し、今後活用するということになりました。

市立図書館と学校図書館及び学校図書館と学校図書館を結ぶものであり、石川議員がおっし

ゃるとおり市立図書館が中心になりながら図書資源の有効活用や素早い情報提供が行われるものと期待しているところです。次年度以降、この充実に向けて取り組んでいきたいと思っております。

各学校には図書館業務を主に担う地域コーディネーターを1名ずつ配置しておりますが、この運用の開始につきましては学校図書館担当の教員及び地域コーディネーターの皆さんに業者より使用方法や活用方法等について講習会を受けていただきながら研修を深めてきたところです。

しかしながら、運用が始まって間もないということもあり、試行を繰り返しながら運用しているのが現状であります。今後実際に活用しながら、さまざまな課題も生じてくると思われませんが、課題意識を持ちながら研修を進めてまいりたいと考えています。

今後も指定管理者と課題を共有しながら、スムーズな運用ができるよう支援してまいります。

次に、司書を活用した環境整備についての御質問にお答えします。

現在、市立図書館の運営管理は一般社団法人とらいあの指定管理事業として行っており、11名の職員のうち施設管理、移動図書館運転手の男性職員と事務補助のパート職員の2名を除く8名が司書、1名が司書補助として勤務しており、今年度は専門的な知識と豊富な経験を兼ね備えた県内初となる認定司書も誕生しているところであります。

国においては平成26年7月、学校図書館法の一部を改正する法律が公布され、専ら学校図書館の職務に従事する職員、学校司書の配置については努力義務とされており、また、平成29年度からは学校図書館整備等5カ年計画がスタートし、古くなった本を新しく買いかえることを促進する図書の整備、学校図書館への新聞の配備、専門的な知識技能を持った学校司書のさらなる配置の拡充と計画の策定に伴う地方財政措

置の拡充がなされるなど、学校図書館の環境整備に力を入れているところです。

本市の考えとしましては、図書に関する業務については専門的な知識と経験が必要であることから、公立図書館に限らず学校図書館においても資格を有する司書が行うことが理想であると考えています。

学校図書館への人的配置につきましては、平成18年度からさまざまな補助事業を活用しながら進めており、平成24年度には全ての小中学校の図書館に支援員として配置することができました。

現在は地域コーディネーターとして学校と地域との連携を図りながら、その業務の約7割を学校図書館の整備の充実として行っております。

図書館の業務は図書館法の図書館奉仕として学校教育の援助や家庭教育の向上に資することに努めることとされており、学校、保育現場ほか関係機関との協力連携を図りながら、本市における読書活動の推進を図ってきておりますが、新たに始まったオンラインシステムの滑らかな運用も含め、さらなる連携の強化につなげてまいります。

以上です。

16番（石川正志議員） 議長、石川正志。

小野周一議長 石川正志君。

16番（石川正志議員） そう来ましたか。

実は学校図書のオンライン化ということで、先月25日日曜日の山形新聞の朝刊にも出ておりました。市民の皆様がそういったことをやっているんだということで、いい記事だなと評価しつつ、私は今それ以上の答弁を求めて質問したんですが。

今ちょっとメモをとって、答弁書、正確でないかもしれませんが、オンラインシステムができたところで運用が始まり間もないのでいろいろな試行を繰り返しながらシステムの円滑な運用に努めていくんだという答弁だったと

思います。

そこで、これまでの背景について学校図書として学校側が担ってきた役割は誰がやってきたかということ、繰り返しになりますが地域コーディネーターの皆さんです。

答弁の中でも、地域コーディネーターの皆さんが学校図書館へ果たしてきた役割は全体のボリュームの7割程度だという答弁でした。

地域コーディネーターの皆さん、一生懸命働いていらっしゃる方に失礼のないような質問をしなければいけないと思いますが、これは謝金、つまり山形県の緊急雇用から始まりまして、国と県と市がそれぞれ3分の1ずつ出し合うという謝金待遇でございます。

その待遇をよくしろという質問ではないのですが、名前のおり地域コーディネーターという名前でございまして、学校と地元地域の環境をどうするんだということも1つの任務として与えられておりますが、今後学校を取り巻く諸課題の中で地元とどうやって連携を図るんだということが地域コーディネーターの皆さんに課されていくのではないかと推測しますが、原課のほうではどのように捉えているのか教えていただければと思います。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

小野周一議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 地域コーディネーターについての御質問でございますが、地域コーディネーターの皆さんには本当に一生懸命学校の中で図書の仕事を中心にしながらさまざまな面で一生懸命お仕事をさせていただいて、本当に感謝を申し上げているところです。

現状としてはやはり今おっしゃったように7割が図書ということで、そのほかについてはやはり地域コーディネーターということで地域とのつながり、あるいは学校の中で校長からさまざまな任を受けての仕事ということになっているところでございます。

また、学校規模によりましてまた違いました、やはり図書館の仕事を多くされている方、それから小さな小規模な学校であれば図書館の仕事とその他の仕事が多いという学校もございますので、一概に一律というわけにはいきませんが、そういう状況になっております。

ただ、やはり今後非常に学校というものが地域とのつながりを強く持つていくということが方向性としてありますので、その中ではやはり図書館のみでなくて、そういった仕事ということも今後若干お願いしていくということがあるんだろうなというふうには思っているところでございます。

16番(石川正志議員) 議長、石川正志。

小野周一議長 石川正志君。

16番(石川正志議員) この質問が何かと申しますと、質問の文書中にもありましたけれども、新庄市の教育行政は読書活動推進という観点においては県内のどの自治体よりも先行しており、私は自慢のできる教育のシステムだと。

せっかく平成29年11月にネットワーク化、システムのオンライン化され、運用が始まり間もないということもありますが、そこをこれからどうやって円滑にしていくのかという議論をする上で、私は教育長、先ほどの答弁で見ると試行をしながら課題をこれから探していくんだという前堤は踏まえつつも、今配置されている地域コーディネーターの皆さん、それから職員ということは教員のことを指すのかもしれませんが、学校図書館にかかわる職員への研修という答弁を頂戴していると思いますが、それでは私は過重負担につながるのではないかなと推測します。その辺に関してお答えできればお願いします。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

小野周一議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 今回このオンラインシステム化ということで、やはり地域コーディネ

ーターの皆さんには今現在一番課題として挙げられているのがパソコンの使い方ということがございます。

実際図書というよりは、パソコンの中でどんなことができているのかというあたりがやはり課題となっているということをお聞きしておりますので、そこら辺も含めてやはり研修をしながらその運用については深めていきたいなというふうには考えているところでございます。

16番(石川正志議員) 議長、石川正志。

小野周一議長 石川正志君。

16番(石川正志議員) わかりました。

それから、ちょっと3番目の質問になりますが、司書を活用したという部分です。そこで、私はせっかくなつくられた蔵書検索システムであるとか、それぞれが学校で持っている学校図書、それから市立図書館が持っている図書資源の有効活用をしていく上で、これから授業への応用という質問も投げかけておりましたが、そこまでまだ答弁では言及されていませんが、このたび新庄市議会が政策提言した学力向上につながる部分というところに、その部分は答弁は必要ありませんけれども、学力向上のための探求型教育、俗に言われるアクティブラーニングというところ です。

新庄市のほうでは山形県と一緒に多分新庄小中学校で試験的な運用をされていると思いますけれども、探求型教育への図書資源の応用、授業を組み立てるとき、生徒もしくは先生が探求型教育の応用を考えるときに、やはりパソコンを知っているだけでは私はだめなんじゃないかなと。

ですから、市立図書館で働いていらっしゃる司書の方にそういった授業へこれから取り組みされるのであれば、専門的な知識、認定司書が県内初めて誕生されたという明るいニュースもありましたけれども、そちらの方々へお願いしたほうがよりスムーズになるのではないかなと

いうふうに考えたところです。その辺の意見に関してはどうにお考えですか。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

小野周一議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 当然市立図書館には有資格者ということで司書の資格をお持ちの専門の方がおりますので、当然相談あるいはいろいろな形でいろいろお願いということはこれからも出てくるんだろうというふうには思います。

特に探求型学習をする場合に同じ学級の中で同じ作者の本とかが多数必要になってくる場合があります。学校の中には1種類、2種類あったとしても、やはり多数必要になってきた場合には図書館にお願いをしていくということもございますし、ブックトークとか、さまざまな図書を使った学習の方法もありますので、そういった指導も受けながら連携をやはり深めていく必要があるんだろうなというふうには考えているところです。

16番(石川正志議員) 議長、石川正志。

小野周一議長 石川正志君。

16番(石川正志議員) あとは、教育長の答弁の中で学校図書館と市立図書館の連携、これまで連携しながら一応ハードの部分はつくり上げることができた。

その際、運用に関しては今後さらなる連携協力、学校と図書館になりますが、つまり教育行政サイドと指定管理を受けている方のさらなる連携強化というふうに答弁あったと思います。

今ある図書館は指定管理でされていると思いますが、11名の職員の方がいらっしゃると。その中で、システム構築まではこれまでも図書館の方々が一定の役割を持ってやってこられたと思いますが、今後運用する上で今の指定管理の中でネットワーク運用に係る部分を業務の追加というわけじゃないですけども、そこを現行の体制のままで果たして指定管理の今のままでやれるんでしょうか。

荒澤精也社会教育課長 議長、荒澤精也。

小野周一議長 社会教育課長荒澤精也君。

荒澤精也社会教育課長 今回システム構築した中で、ここで学校図書館と市立図書館の連携強化という部分が図られていくという中で、今回1月からようやく試行的な形で運用させていただいて、4月年度当初からまず本格スタートに走り出していくという中でございます。

その中で、当然このシステムをいかに活用するかということがやはり重要なんだろうということで、当然今現在の図書館の司書と今地域コーディネーターさんで担っていただいている図書業務の部分については、やはりちょっと格差があるんだろうと。

そのスキルをそれぞれ同じような立場になってくれば当然いろいろな活用の方策も出てくるんだろうというふうなことで、実際にこの稼働し始めて市立図書館が負担感を覚えるようであれば、そこはやはり何らかの形で業務委託みたいな形の支援の方策も考える必要があるんだろうと思うんですけども、ただ、いかんせんまだ実際に本格稼働していない中で、ただ教育委員会のほうとして図書館はそれぞれ研修も進めて今回認定司書を取られた方もいらっしゃるというふうな中と、片や学校図書館、地域コーディネーターさんのほうも一緒になってスキルアップをしながら、研修会等も踏まえながら一緒になってやっていきたいというふうなことで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

16番(石川正志議員) 議長、石川正志。

小野周一議長 石川正志君。

16番(石川正志議員) ちょっと先走った話をしていますが、私はせっかくできたハード部分をわずかな努力で、創意工夫で円滑に運用できるというふうに信じて今話をしていますけれども、実際やはり一番大事なのが授業、例えば今言った業務委託するにもやはり原資が必要であ

るということで、教育予算、今でいきますと当然来年度も今年度も日新中学校の工事費用、それから新しくできるであろう義務教育学校の建設費用という部分、これを大きいお金なので、それを抜くとどうなるんだというところで、財政課のほうから資料を頂戴したものがあります。

単にこれ今年度と来年度の当初予算の比較になりますが、教育予算の中から投資的部分、今言った建設費用にかかわる部分を除いた金額の比較をちょっとしてみたいと思います。

義務教育学校費以外、つまり教育総務費は今言った部分に当たりませんが、小学校費、中学校費、それから社会教育費においては平成9年度と今年度の当初予算と比較しますといずれも減少していると。

平成30年度の一般会計の予算規模も全体的に減少している中で、これはやむを得ないのかなと思いつつ、私は子供に何でそんなお金かけてというのは、やはり子供は次の新庄市を担っていく次世代の、そこへの投資は私は行政の中で最も大事なのではないかなという思いからこの資料をつくってもらったんですが、例えば業務委託をこれから必要に応じてされるかもしれません。

そのとき委託料のもととなるのは、予算書でも見るとわかるんですが、日々雇用の職員の部分、例えば指定管理でやるのであればそこに反映されていくと。それはもう事業費を推測するに当たり大体臨時の職員を今1人仕事をしてもらうのにどれくらいかかるのか、ちょっとお伺いしますが。

齋藤彰淑総務課長 議長、齋藤彰淑。

小野周一議長 総務課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑総務課長 臨時職員の賃金ということの質問でございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

一般的な事務補助と言われる方ですと、年齢によって幅はありますけれども、1日単価

6,030円から6,450円ということになります。

一方、非常勤嘱託職員になりますと、業務の内容にもよりますけれども、週31時間勤務で13万5,400円、週35時間勤務で15万2,500円というふうな単価でもってお願いしているところでございます。

16番(石川正志議員) 議長、石川正志。

小野周一議長 石川正志君。

16番(石川正志議員) ちょっと聞き方が悪かったかもしれませんが、1時間当たりと言われても私は年間の影響額を聞いているつもりなので、年間で大体どれぐらいになるか教えていただければと思います。

齋藤彰淑総務課長 議長、齋藤彰淑。

小野周一議長 総務課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑総務課長 例えば週35時間勤務の非常勤嘱託職員でございますが、1カ月15万2,500円になりますので、これを12倍すると183万円。これに賞与が1.5月というふうになります。

16番(石川正志議員) 議長、石川正志。

小野周一議長 石川正志君。

16番(石川正志議員) 180万円というふうに大体覚えて。

国においては学校図書のかかわる部分に1名ずつ司書をできれば配置しなさいというような努力義務があったと思います。そうすると、今地域コーディネーターの皆さんにそのまま業務を付加させるというのは私は現実的ではないと。

そうすると、学校図書館に司書を1名ずつ置くと、努力義務でしたよね。11名も。11名となると私もこれは予算が通らないだろうなと思います。

ただ、今行っている方々、司書の方は有資格ですから180万円。2人お雇いすることを想定しますと400万円弱と。その方お二人の司書の皆さんがそういったオンラインのシステムの運用面、それから授業への応用、それらを担っていくんだと。11校を2名の方がサポートしてい

く。これはあながち私は無理な話ではないなどというふうに思っております。

なぜ私がこのたび本の一般質問をしたかと申しますと、1人の若い歴史小説家との出会いがありまして、元気になる課長もいらっしゃいますが、羽州ぼろ鳶組という小説に私ははまっておりまして、これまで私の記憶の中では新庄ゆかりの方、新庄出身の方でここまで商業ベースに乗っている作家はいらっしゃらなかったなという思いでいる中で、例えば本への触れ合いを通して読書をする。例えば漫画本でも私はいいと思うんです。

本当に心豊か、感性で鋭い表現力ができる。これは私は我々の次の世代の中から今村さんのような作家が出てこないかなと私は期待しているんです。

その辺のところをもう一度教育長から、今試行かもしれません。どのような課題があるのかもわかりません。ただ、新庄市がせっかく県内の自治体と比較して先行して自慢のできる教育の流れを、特色を生かすために、先ほど言ったような司書の方をお二人お願いして市内小中学校、それから義務教育学校をサポートしていくんだというような業務も視野に入れていただくわけにはいかないかなと思いますが、お考えを頂戴します。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

小野周一議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 先ほど来この読書活動推進計画というのは、やはり最終的な目標は新庄市の読書好きな子供たちを育てるということにあります。

やはり、その施策の1つとして今回のオンライン化もそうですし、さまざまな連携ということもございまして、やはり読書好きの子供たちを育てるためにどうしていくかということは常に前向きに考えていきたいなというふうに思いますし、そのためのさまざまな面での強化と

いうものはやはり考えていく必要があるのかなというふうには思っているところでございます。

高野 博教育長 議長、高野 博。

小野周一議長 教育長高野 博君。

高野 博教育長 本当に石川議員のほうからいろいろ御提案もいただいてありがとうございます。

今先ほど社会教育課長のほうからあった中で、この運用システムをつくったときに市立図書館の司書の方々と学校の地域コーディネーターの差がまだあると。いろいろな使い方、それから図書の使用の仕方とかなんかにしても、やはりそこを埋めることがまず先であって、その上でいろいろなことをもっとフォローしなければいけないという部分で、やはりその辺は人的なものが伴ってくるのか、それで運用の仕方の中であっていけば解決できるものなのか、その辺はこれからちょっと見させていただければありがたいなと思います。

あと、先ほどあった探求型についての、やはり地域コーディネーターの中でも学校によっては非常に差があります。例えば新庄小学校のコーディネーターは非常にいろいろな意味で関連図書の本を全部一覧表にして持っていますし、この本はこの單元では使えるという本があって、その本は随時用意して、それを例えば学校の教室の前に、学年の前に置いて使えるようにし、先生方から「この本ないですか」と聞かれば検索システムですぐ引いて、それでそこにはないなら図書館に検索でそれで送ってもらうと。そんなことができる地域コーディネーターもいらっしゃるということで、そういうことでごく探求型というか、その本の利用と学習とリンクした仕組みづくりも単元の指導計画の中に。

今、並行読書なんていう学習單元があるわけですけれども、そんなことをどんどん取り入れられる環境づくりができる地域コーディネーターもいますので、その地域コーディネーター自身のその辺の力量というものと、それからそ

の辺も資格なんかも本当はあればいいのかななどと思っているんですが、その辺のところをこれからやはり埋めていく、そこも努力していかないと、まず自助努力でやれる部分はやっていかなければいけないのかなというふうに思っておりますので、御協力賜ればと思います。

16番(石川正志議員) 議長、石川正志。

小野周一議長 石川正志君。

16番(石川正志議員) ちょっとこれは31年度の予算を期待するしかないんですが。

ところで、子育ての部分で諸答弁を頂戴しました。読書活動推進計画の中では御家庭の部分、それから子育て、今、保育所、幼稚園、それから小学校、中学校、高校まで新庄市に関係のある部分というところで、子育ての部分も先ほど触れました。

図書館との連携というところでは、図書の楽しさ、そこへの出会いの場と、動機づけというかわりの部分でこれまでの事業をやってこられたなと思います。

私はその子育ての部分でも、今子育ての中では認定こども園ということが出てきて、どうやって面倒を見ていくんだという制度への移行期間の中で、これまで公立の保育所、その他という表現は先ほど市長答弁の中でありましたが、かわりがこれまで薄かった部分、直営の保育所よりも薄かった部分の幼稚園、そういったところまでこういった読書へのいざないを広げる必要性も出てくるのではないかなと思いますが、今のところどういった認識でおられるか、お伺いいたします。

滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、滝口英憲。

小野周一議長 子育て推進課長兼福祉事務所長滝口英憲君。

滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長 市内の幼稚園の図書への取り組みというふうな御質問だと思います。

平成27年度から子ども・子育て支援新制度ということで市内の私立幼稚園もその新制度に乗った施設に移行しております。こういった施設につきましては、市のほうで新制度移行の施設として適切かどうかというふうなところでの基準を条例で定めているところでございます。

幼稚園につきましてはその中で国の要領、文科省で出している要領があるんですが、幼稚園教育要領に沿って教育を行うものというふうな定めになっております。これを受けまして各施設のほうでは独自のカリキュラムをとって取り組んでいると思います。

その中で図書なんですけれども、各施設の状況などを二、三伺ってみますとその取り組みの積極的な施設と若干ちょっとなのかなというところも聞いておりますけれども、総じて言葉の発育というふうなところでは非常に全体的としては取り組んでいるというふうなところで捉えております。

今後、市の子供たちの発育といった部分でも図書というふうな部分は非常に重要なことでもありますので、私ども私立幼稚園との懇話会などというふうなことで年1回園長先生と意見交換をしたりなどということもありますので、そういった機会を踏まえながら図書教育の充実について取り組むよう、さらに強化をしていきたいというふうに考えてございます。

16番(石川正志議員) 議長、石川正志。

小野周一議長 石川正志君。

16番(石川正志議員) ですから、そういった部分でもこれから本当にせっかくつくったオンラインシステム、運用面は非常に大事になってくると思われます。

このたびのオリンピックが御近所でありました。北見市の女子の方がすごい活躍されていると。カナダ人のコーチの方の指導方針としてすごく私は印象深いのがステイ・ポジティブと、それからキープ・スマイルであります。

新しいものを生み出す努力、そのもとになるのはやはり次の世代が、今育っている子供がどうやって育っていくんだというところです。それをやはり肯定的に、それでキープ・スマイルというところで私は取り組んでいていただきたい。終わります。

小野周一議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時47分 休憩

午後1時56分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

佐藤悦子議員の質問

小野周一議長 次に、佐藤悦子君。

(1番佐藤悦子議員登壇)

1番(佐藤悦子議員) 日本共産党の一員として一般質問を申し上げます。

最初に、豪雪対策についてです。

さきの議員からも豪雪対策ということで質問がありました。ことしの大雪は本市にとって豪雪対策というものが重要な課題なんだと改めて思い知らされたところです。市民から言われた声を受け、私なりにそのことについて質問させていただきます。

1つは、生活道の雪寄せ場の確保と排雪が大きな課題となっております。ある町内では雪寄せ場が確保できないという理由で除雪申請ができませんでした。ことしの雪で歩けないような道路となりました。火事などが発生したら大変なことになるような状態でした。

市道であれば無条件に除雪も排雪もしてもらえます。住民の要望があれば生活道路も無条件

に除排雪すべきではないでしょうか。

2つ目は、雪捨て場の確保についてです。空き地となっている県有地、国有地がもしあれば活用させていただくようにできないでしょうか。雪寄せ場は市に排雪が求められます。雪捨て場は排雪費の節約にもなり、ただし、ごみなどの環境には配慮が必要だと思います。そのことについては対策しなければなりません。排雪しなくてもいいような雪捨て場の確保も必要だったのではないかと思った次第です。

3つ目に、高齢者や障害者の雪おろしなどの除雪ができない世帯の除排雪を促進するための補助の拡大が必要ではないでしょうか。ことしの豪雪でもう雪をおろすところがないという声がたくさん聞かれました。排雪もできるようにすべきではないかと思った次第です。

4つ目は、高齢化が進み雪おろしの担い手が絶対的に不足したことでした。講習会などを開いて担い手の養成が必要ではないでしょうか。

5つ目に、市が県に災害救助法の申請をし、業者による高齢者や障害者の雪おろしの除排雪の促進も必要ではなかったでしょうか。

6つ目に、生活道の除雪について、市では3戸以上という条件を出しておりますが、1戸であっても市民の生存権を守る立場から除雪対象とすべきではないのかと思ったということです。

7つ目は、北高校と城西町をつなぐ階段があります。これは市道となっているようです。屋根をつけて雪がかかりにくくすることを検討していただけないでしょうか。

2つ目の大きな質問は、広がる貧困問題についてです。

1つとして、政府は生活保護費の大幅削減の方針です。食費や水光熱費に当たる生活扶助費を3年かけて最大5%、平均で1.8%削減するもので、生活保護受給世帯の約7割が減額となってしまいます。また、母子加算も平均2割減額する方針です。生活保護本体の減額に加えて、

さらに減額となります。これは子供の貧困対策に逆行する内容となっています。

本市の生活保護受給世帯の生活の実態から、生活保護費の削減をどう認識しておられるか、お聞かせください。

生活保護費の引き下げは就学援助の給付水準や最低賃金、住民税非課税世帯の基準やその他福祉関係に大きな影響を及ぼすものです。低所得者全体の後退につながるものではないでしょうか。政府への抗議の声を上げるべきと思いますが、どう考えておられるでしょうか。

②として、全国的に生活保護の捕捉率が2割程度と低い状況です。新庄市ではどうなっているか、お聞かせください。

3つ目に、日本では所得が最も少ない10%の層の所得が1999年の162万円から2014年には134万円に下がっています。本市ではどうなっているか、お聞かせください。

大きな3つ目の質問は産業振興についての質問です。

1つは、米農家への直接所得補償が平成30年度からなくなるということについて、米農家の皆さんの悲痛な声が広がっております。この米農家への直接所得補償について、新潟県では県独自で中山間地3地域に1ヘクタール当たり15万円の所得補償をやっております。本市でも検討していただけないのか、やれるのではないのか、お聞かせください。

2つ目として、種子法についてです。国と県で地域に適した種子を安く農家に提供してきました。しかし、今後の種子法で民間に開放が進められます。種子の価格暴騰によって農家経営は一層厳しいものになることが予想されます。国や県に対して種子提供機能を維持するよう求める考えはないか、伺いたいと思います。

3つ目に、市内の中小零細業者にある金融機関がカードローンという高金利の貸し付けを行っている例が見られました。山形県は小規模振

興条例を制定しております。事業者の持続化補助金ということで小規模業者を山形県では支援しています。本市でも金融機関に指導し、低利の融資制度を市内の中小零細業者に活用できるようにさせるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上、第1回目の質問をこれで終わります。よろしく申し上げます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、豪雪対策についての御質問ですが、生活道路も無条件で除排雪すべきと、後段の生活道路申請を1戸でも対象とすべきとの御質問について、あわせてお答えさせていただきます。

これまで住宅地の開発においては、協議段階から開発地内の道路が供用後において市道となり得るよう開発者に対し指導、申し入れをしておりました。

しかしながら、一部においては開発費用などの面から市道として構造を整えない道路ができておるのも事実であります。これらの場所に住宅建設をなされた市民の皆様の中にはこのような問題を認識しないまま購入し、住宅を建てられた方もいるとお聞きしております。

このことから、昭和63年より一定の条件を付し、一般的に言われる生活道路の除雪を行ってきたものであり、今後も現在の体制を継続してまいりたいと考えております。

申請要件につきましては公共性などを勘案しつつ定めたものであり、申請戸数、道路幅員、雪捨て場の確保が必須の条件となっております。

なお、現在申請されている箇所において転居などにより申請戸数を下回る状態となった場合においては戸数要件を緩和すべきと考えており

ます。

生活道路の除雪につきましては全国的にも先行している市だと自負しているところでありませ

す。次に、県有地や国有地を活用した雪捨て場の確保についての御質問であります。本市の雪捨て場については市民の皆様にご利用いただくための場所として泉田川や升形川の河川敷に係る計4カ所の雪捨て場を設けております。

また、市道の排雪において利用する場所として、同様に市内の河川敷29カ所を占用し、雪捨て場として利用させていただいております。

これらの河川敷利用については、河川による融雪効果を期待しつつ、春先における雪処理費用の軽減を図っているものであります。

御指摘の県有地や国有地を利用した雪捨て場の確保については、その年の降雪状況などを勘案しつつ、雪捨て場としての利用の是非について所有者である県国と協議を行ってまいりたいと考えております。

同様に市有地においても街区公園の一部を雪捨て場として御利用いただいております。市民の皆様における雪処理の軽減に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

次に、高齢者や障害者の世帯の除雪につきましては、冬期生活支援事業として住民税が非課税の低所得世帯を対象に、屋根の雪おろし及び玄関前除雪を実施しております。

雪おろしについては一冬に4回まで、玄関前除雪については週2時間を限度とし、利用者の方からは費用の1割を御負担いただいております。

事業の目的は、家屋の倒壊、損壊の防止、非常時の安全確保でありますので、雪おろしに関しましては排雪の部分はサービスには含めておりません。

また、融雪マットの無料配布については今年度は17世帯より申請があり、33枚を配布してお

ります。

除雪サービスの申請件数は年々増加しておりますが、主な委託先であるシルバー人材センターでは会員数の減少により作業員の確保が困難となっており、このたびの豪雪では雪おろしについては一時申し込みから3週間ほど待ついただく事態となりました。

来年度以降も申請件数はふえると見込まれますが、市及び委託業者において現場の積雪状況を確認した上で優先度を判断し、対応してまいりたいと考えております。

次に、雪おろし担い手養成についての御質問であります。本年度、最上管内における雪による人的被害としては5件の死亡事故と18件の負傷事故が発生しております。

そのうち9件は雪おろし作業中の転落によるものとお聞きしており、このことから安全な雪おろし作業を学ぶ講習会などの開催が必要と思われま

す。既に管内においてはシルバー人材センターや新庄市建設クラブにおいて会員を対象とした講習会が開催されております。具体的には雪おろし時の命綱の装備やはしごのかけ方、機械除雪の安全な操作方法などについて学ぶ内容となっております。

今後は市民の皆様にも御参加いただけるように、関係機関との調整を行ってまいりたいと考えております。

特にことしのような豪雪においては担い手不足が顕著となり、雪おろしをお願いしても二、三週間待ちといった状況にあったものと伺っております。そのため、建設業を中心とした皆様との十分な調整を行い、雪おろし時期の分散や公共事業の一時休止などによる雪おろし作業員の振り向けなどについても検討しながら、安全で安心な冬の暮らしを実現してまいりたいと考えております。

なお、ことしにつきましては塗装組合にも依

頼をお願いしたところであります。

ことしの降雪量についてであります。1月中旬までは平年並みでしたが、1月23日から急激に降り始めたため、1月24日に雪害対策連絡会議を設置し、また、1月29日には積雪深が126センチメートルで、豪雪対策本部の設置基準の150センチメートルには達していませんでしたが、同日付で豪雪対策本部を設置して全庁的な対応で早目の対策をとったところであります。

これまで高齢者や障害者への対応として、雪おろしを162件、玄関前除雪を242件行ったところであります。

御質問の災害救助法については、被災者の命を守ることを第一の目的としており、雪害対応の対象としては自力で雪おろしができなく、資力がなく、家屋倒壊のおそれがある世帯が対象となりますが、その適用には積雪深200センチメートル、かつ過去30年の積雪深の平均値の1.3倍が1つの基準となっております。

今回の豪雪では県内28市町村で豪雪対策本部を設置していますが、災害救助法の申請をした市町村はなく、本市においてもこの基準に達していないことから、適用外となる場所であります。

これからも冬期生活支援事業の制度などを活用し、高齢者等の支援を含めた対応を進めてまいりたいと考えております。

次に、市道反田横打線の階段部分における屋根設置についての御質問にお答えさせていただきます。

本市道は主に北高生の通学路として確保されたものであり、冬期間における階段部分の除雪についてはシルバー人材センターに委託をし、人力による除雪を行っております。

御指摘の階段部への屋根設置については、東側からの吹き上げや西側の指首野川からの吹きおろしにより屋根設置においても十分な効果が

得られないものと考えております。そのため、今後も降雪状況を注視しながら必要に応じ除雪回数をふやすなどの対策により、冬期通学路における安全確保に努めてまいりますので、よろしくお願いたします。

次に、広がる貧困についてお答えさせていただきます。

国においては社会保障審議会生活保護基準部会の報告を踏まえ、生活保護基準について最低限度の生活を保障する水準として適切な水準となるよう見直しを行うこととしております。

見直しは国の施策によるものでありますが、一般低所得者世帯の消費実態との均衡を図るとともに、必要な配慮をしつつ行われるものと認識しておりますので、市においても生活保護制度を初めとする福祉制度に基づき、福祉向上に向け努力していきたいと考えております。

また、生活保護基準未達の低所得者世帯数の推計については、市では行っておりませんが、生活保護制度においては全国のどの自治体においても保護の要件を満たし、かつ生活保護の受給の申請の意思があれば生活保護を受けることができる制度となっておりますので、本市においても同様の取り扱いとなっている場所であります。

就学援助については教育長より答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

次に、産業振興についてお答えさせていただきます。

これまで米の生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、平成22年産から平成25年産まで米の所得補償交付金として10アール当たり1万5,000円が措置されました。

平成26年産からは農政改革プラン経営所得安定対策の見直しにより、交付金単価が7,500円に見直され、平成29年産までの措置となりました。

新潟県で実施している制度は、中山間地域等

直接支払制度の対象地域において急傾斜農用地が過半数を占める集落などから3地区を選定し、平成29年度から平成31年度までの3年間、1ヘクタール当たり15万円を上限とする助成制度となっております。

当市においては、中山間地域等直接支払制度の対象地域の採択条件を満たしておりませんが、県知事の認める特認地域に制定され、平成13年度より8団体が協定を結び制度を利用しております。平成27年度から第4期対策が始まり、現在13団体が利用しております。

今後も中山間地域に対する支援を継続していきたいと考えておりますが、全地域を対象とした市単独の米の所得補償を実施する考えはございません。

次に、種子法についてであります。平成29年4月21日、主要農作物種子法を廃止する法律が可決し、平成30年4月1日から施行となっております。

同法は、昭和27年度に戦後の食糧増産という国家的要請を背景に、国、都道府県が主導して優良な種子の生産普及を進める必要があるとの観点から制定されました。

しかし、現在では種子生産の技術が向上し、種子の品質が安定したこと、農業の戦略物資である種子については多様なニーズに対応するため、民間ノウハウも活用して品種開発を強力に進める必要があり、都道府県による種子開発供給体制を生かしつつ、民間企業との連携により開発供給することが必要であるとした趣旨であります。

これにより米、麦、大豆は一般的な野菜と同様、種苗法に基づき生産等に関する基準で管理され、これに基づく育種検査の実施や表示義務を得ることとなります。

山形県は、県が育種してきた銘柄や原種の米、大豆などについて今までどおり県産米改良協会のもと、種子組合を組織した体制で継続するも

のであり、県の業務として指定種苗の生産等に関する基準の遵守を調査するとして予算化しているところです。

本市といたしましても、米、大豆など今までどおりの種子供給体制の継続を支持し、県や県産米改良協会と連携してまいりたいと考えております。

最後に、市内中小零細業者に対する低利の融資制度であります。金融機関への指導についての御質問にお答えさせていただきます。

融資制度の活用について、毎年4月、保証協会が主催する金融懇談会として県、市町村担当者、商工会等関係者及び市内金融機関が集まり、融資施策や創業支援などに係る補助金等の活用についての説明を行い、情報の共有を図っております。その中で低利の融資制度についても触れ、積極的な活用を促しております。

さらに、商工会議所と連携し、事業所などから相談があった場合は窓口となって使えるような融資制度を紹介し、最終的に詳細については取引金融機関と相談していただくよう指導しております。

今後も中小零細業者の皆様には低利な融資制度を活用してもらうよう、金融機関、保証協会、商工会議所等、各関係機関と連携を図ってまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） では、再質問させていただきます。

1 番の①についてですが、ある町内は2月になって雪捨て場を貸してくれる方が見つかりまして、除雪申請に至りました。ところが、既にそれまでの雪で分厚くなってしまった道路の排雪をしなければ除雪に入れないと市の担当者から言われました。

排雪の補助はというと、6万円までは自己負

担、それを超える分の半額補助で最高3万円までというものでした。

今回は豪雪の中で重機を使わなければ排雪できない状況でした。それで、排雪ができないので除排雪はできないままになりました。

その生活道路に住んでいる方を見ると、90歳を超える高齢者世帯、生活保護を受けている世帯などがおられまして、経済的にも身体的にも弱者でありました。自己負担はできないものと判断せざるを得なかったようです。

そういう意味で、生活道の排雪補助が市全体で年間100万円というふうに私は認識していましたが、余りにも少な過ぎて使えない、生活道に住んでいる方が不公平な状態に置かれている、そういう認識はないか、お聞きします。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 先ほども市長の答弁にあったように、なぜ生活道路というものができて、そこで生活されている理由にあるかというような部分に尽きるわけなんですけれども、都市整備課としては市道沿いに住んでいただければ非常にいいわけでございます。

そういう中で、生活道路の排雪補助金なども用意しておりますので、また、雪に強いまちづくり補助金もございますので、そういうふうなものを利用いただいて軽減をしていただければというふうに思っております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 生活道に住んでいる方がいかにも何だかそこに住んでしまったのが悪かったのかみたいな感じがしますが、家を建てるとかというときにはなかなかそこまで除雪がどうなるのか、排雪がどうなるのかということまではなかなか把握できないままに、値段などでだと思いますが、そちらに土地を求める、家を建てるということはあるわけです。

そういう意味で、それぞれに住んでいる場所にやはり住んでいても同じ市民なわけです。市民の公平という点から私はもう少し除雪、排雪について市民の立場に立って改善する必要があるのではないかと思います、もう一度お願いします。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 生活道路の排雪につきましては、新庄市はやっていますけれども、やっていない市町村も多く存在しております。

そういう中で、市としては63年から諸般の事情を踏まえまして排雪をしてきたというふうなことでございますので、生活道路の部分については今後についても自助努力でお願いできればというふうに思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 憲法に保障された生存権という点から考えていっていただきたいということで、生活道の除排雪について再質問ですが、郡内の町村にお聞きしてみますと、1戸であっても生活道を除雪するというのが多かったように感じます。大蔵村に至っては、小屋があってもそこに至る道路は除雪しているという話を聞きました。人の活動がある限り除雪して生活を守るという視点のようです。

ある高齢の市民からこう言われました。今は何とか自分で生活道を除雪している。しかし、いつ除雪できなくなるかもしれない。1戸だけの生活道であっても除雪して、市民として生きる権利を保障していただきたいという声がありました。それについて市長はどうお感じになるか、お願いします。

伊藤元昭副市長 議長、伊藤元昭。

小野周一議長 副市長伊藤元昭君。

伊藤元昭副市長 私道の生活道路についての除排雪をやるべきではないかというふうな御質問か

と思います。

市長答弁でも、そのほか都市整備課長が2回答弁しておりますが、基本的に生活道路という位置づけでございます。国道、県道、市道という、いわゆる公道があるわけですが、その公道については設置者である道路管理者が行うというのがこれは当然なわけです。

そうした中で、生活道路、私道の除雪及び排雪につきましては、市長の答弁の中でも説明しておりましたが、基本的にはその管理者たるそれぞれの所有者が行うべきものだと思っておりますが、ただ、新庄市においてはいろいろな過程の中で必ずしもそうもいかない部分があるということで、昭和63年から私道の生活道路についても除雪を行ってきたところでございます。

ただ、どうしても優先順位からいけば先に幹線道路をやってから、いわゆる市道をやってから生活道路に行くということですから、順番的には遅くなるということで、御不便もおかけしていると思っておりますが、いろいろな市町村を見ても基本的にはやらない団体が多い中で新庄市は市民の税金を使いながら私道の除雪も行っているという状況にあります。

さらには、去年おとしあたりはそう降雪ではなかったんですが、平成24年、25年、26年、27年と異常な降雪があったということで、排雪についても一定の条件をつけながら排雪の支援も行っているという状況ですので、ぜひその辺については御理解を賜りたいというふうに思っているところでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 排雪の補助制度をつくってくださったというのは大いに評価しております。しかし、実際に使うかと、先ほど紹介した町内で使うかと検討してみた結果、やはり余りにも自己負担が大き過ぎるということで、と

ても使えない排雪補助であったということです。これについてはどう思いますか。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 排雪の補助に関しましては、豪雪対策連絡会議が設置されますと、その段階で申請を受け付けるということになっておりまして、ちょっと今手元に数字は出ないんですけども、これまでも相当数の申請を受け付けております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 私が紹介した町内の方々は自己負担がとて出せないなという判断に至ってしまったわけなんです。そういう意味では、経済的に非常に弱い立場の人がおられて、その人たちに出せと、何万円出せとかとて言えないという、そういう状況の中で諦めざるを得なかったという例があるわけです。

そういう意味で、今後そのことも踏まえているいろいろな機会を捉えて検討していただきたいということで、このことについてはまず置いておきたいと思っております。

次に、高齢者、障害者の雪おろしの補助のことなんですが、どうしても軒下の雪排雪というか、そこまでできないと雪おろしもあとできないという話になっている家もあったんです。

そういう意味で、例えば尾花沢市は上限4万円の補助金を出し、豪雪対策本部がつくられると上積み1万円が追加されるというお話でした。ことしの状況は9割が使い果たしたということでありました。

そのときにいいなと思ったのは、軒下の雪排雪というか、そのことにも使っていたということでありました。そうすれば雪おろしもできるんだなというふうに考えたわけで、こういったことも学びながら、よりいいものに改善できないかなと思うんですが、どうでしょうか。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、
加藤美喜子。

小野周一議長 成人福祉課長兼福祉事務所長加藤
美喜子君。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 障害者、
高齢者の除雪に対する希望というふうな数は
年々ふえてございます。ことしの大雪による影
響でかなり伸びているというふうなことは当然
でございますけれども、65歳以上の高齢者世帯
が大変多くなってきているというふうなことで、
支援を必要とする高齢者がますます多くなって
くるというふうなことが予想されるわけですが
けれども、市の除雪を請け負ってくださる委託事
業者のほうでもなかなかその確保が難しくなっ
ておまして、今回市長答弁にもありましてと
おり申請から長い方ですと3週間ほど待ってい
ただいたというふうな状況でございます。

佐藤議員がお考えのように、おろすだけでな
くて軒下も除雪してあげればというふうな思い
も理解できる場所ではありますけれども、や
っていただきたい方とやれる方のバランスとい
うふうなところも考えますと、今できるところ
というふうなところが、事業の目的にもありま
すとおり家屋の倒壊、損壊、そういったことで、
まずは生命の安全を確保するというふうなところ
が最優先されるんじゃないかなというふうな
ことで考えておりますので、冬期の支援事業と
しましては今の事業対象で今後も継続してまい
りたいというふうなことで考えております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 次の質問ですけれども、
災害救助法についてなんです。ある市内の家で
ある空き家の屋根雪が道に落下して、通った近
所の人車の危うくぶつかるという恐ろしい事
態になったと聞きました。管理人が管理する資
力がないまま雪が空き家で放置されていたとい
うことが原因です。

市長は災害救助法適用には200センチという
のが必要だというふうにおっしゃっていますが、
市長のお話の中でもこの議会で197センチまで
いったというお話が市長からも出ました。とい
うことは、わずかあと3センチということで、
県の基準にもあとわずかがらいであって、一方
のもう一つ、かつ平年の1.3倍も超えておりま
すし、そういう意味では災害救助法を新庄市の
場合はいち早く申請してもよかつたのではない
かと私は思うんです。

そうすれば、先ほどの空き家で管理する資力
もない方々が放置されているのではなくて、業
者にお願ひし、必要であれば県国、そのお金で
空き家の恐ろしかった屋根雪を公的になくして、
近所の人に迷惑かけるような恐ろしい事象態
にならなかったというふうに思われます。

また、家についても、先ほど成人福祉課長か
らなかなか人手不足のためにシルバーの方々が
少ないということもあって、なかなか進めるの
が遅くなってしまつて優先順位をつけて3週間
も待たせたということもありましたが、こうい
う方々に対してシルバーだけでなく業者を使つ
て災害救助という面で雪おろしが公的にできた
はずなんです。そのことについてどう考えるか、
お願いします。

小松 孝環境課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 環境課長小松 孝君。

小松 孝環境課長 御質問の豪雪の災害という部
分でございますけれども、地震とか土砂災害で
すと一気に災害が来て把握しやすいということ
であります。豪雪の特徴としましては長期間
にわたつて断続的に発生する災害ということで、
いつ災害救助法を適用して救助に当たるかとい
う把握が以前から相当難しいと言われてきたと
ころでありました。

そういう状況もありまして、1つの最低限の
基準として示されているのが積雪深で200セン
チという数字が示されているところでもあります。

そのほかに県が示す基準というものはあるんですけども、このたびは新庄市で197センチでありましたので適用する段階にはなかったということでございます。

そのほかの県から示されている考え方としては、災害救助法の救助、人命救助以外に解決する手段が何ひとつないということが条件でありまして、例えば市町村の補助金制度、あとそのほか除雪ボランティア、国の交付金などの活用がないことの旨の資料を添えて申請ということになるのが通常であるんですけども、そういう点からしまして県内で相当数の市町村が災害対策本部を設置しておりますけれども、今段階で申請する団体がないというのはこのような事情からだというふうに考えております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） わずか3センチ足りなかったということできなかつたような話だったように思います。

でも、市民の生活状況から見ますといつ雪おろしできるのだろうかという、その不安で家が潰れないだろうかという、その不安でいっぱい暮らしている方がたくさんおられたという、出てしまったという状況があります。

それをいち早く救う、生命に及ぼさないような状況ということで、これが使えるわけですので、私はちゅうちょなく適用申請してよかつたんでないかなと思います。

今後、これから雪も多いだろうと言われておりますので、必要な場合にはちゅうちょなく適用申請できるということでやっていただきたいと思います。

次に、北高と城西町をつなぐ階段の屋根のことについてです。階段はそのままにしているとすぐ階段がなくなって、つるつるでとても歩ける状態ではなくなります。

確かにシルバーにお願いしてことしも階段の

雪を片づけていただいております。しかし、降り続く豪雪の中ですぐ雪で埋まってしまう状況でした。雪を寄せ上げる場所もなくなってきておりました。せめて真ん中の坂を除雪機で掃いてくればよかつたなという近所の人の声があります。これができるのか。できなければやはり屋根をつけて雪がかかりにくく、少しでも除雪、雪寄せで困ることのないような、少し軽減されるような階段にして通りやすいようにすべきでないかなと思うんですけども、再度お願いします。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 構造物をつくることにつきましては、先ほど申し上げたとおり吹きおろしとか吹き上げなどといった形でそう多くの効果は得られないというところがあると思います。

さっきの場所につきましては、北高生が行ったり来たりするというふうなことでございますので、対象が高校生であるというふうなことから考えますと、学校側とも相談しなければならぬんですが、付近に除排雪できるような器具を置きまして御協力をいただくというふうなことでの対応も今後検討していければなというふうに思っております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） せめて真ん中の坂を除雪機で掃いてくればという声もあるんですけども、そのことについてはどうですか。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 構造的に機械除雪が可能なのかというふうなことも含めて現地のほうを確認したいというふうに思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 次に、生活保護世帯の

ことについてお聞きします。

子供のいる世帯に大打撃ということです。厚生労働省の生活保護基準の見直しについてという2016年12月22日付によりますと、増額となる世帯がある一方で、3歳未満の子供のいる世帯は児童養育加算が月5,000円減るということです。ひとり親世帯は母子加算が月4,000円減るということです。

また、定額だった学習支援費の支給をクラブ活動費の実費支給と変えていくということです。クラブ活動をしていない子供がいる世帯は減額となります。

児童養育加算は、現行では一般の世帯の児童手当と同額です。しかし、今度は3歳未満の生活保護世帯はむしろ下げられるんです。より不利な立場に置くものです。非常に問題ではないでしょうか。

全体として子供のいる世帯に打撃を与える生活保護削減ではないでしょうか。これについて御見解をお願いします。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、加藤美喜子。

小野周一議長 成人福祉課長兼福祉事務所長加藤美喜子君。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 生活扶助の引き下げについてでございますけれども、生活扶助の基準としまして居住地別に区分されておりまして、1級地から3級地、さらにその1級地の中でも1級地の1、1級地の2というふうなことで、全国その基準に基づいて今回5年に1回の改正というふうなことで見直しを受けているところです。

どれほどの影響が出るかというふうな具体的な試算については3月末に県からの説明というふうなことで受ける予定になってございますけれども、全体的なところで申しますと新庄市の場合3級地の1というふうな区分になるわけなんですけれども、生活扶助費が変わらない世帯

がほとんどだなというふうなことで見ておりません。

見直しによる減額幅は今回都市部でかなり影響が大きく出ているというふうな改正で見ております。年齢によって、具体的には70歳以上の世帯では生活扶助費が上がる試算というふうなところも見えております。

ということで、必ずしも苦しくなるというふうな判断はいたしておりません。

1番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1番(佐藤悦子議員) 必ずしも苦しくならないんじゃないかというお話でしたが、お聞きしますと子供のいる世帯の大打撃ということについての御認識がなかったような気がいたします。ぜひその点をよく見ていただきたいなと思います。

それから次に、生活保護の捕捉率についてですが、捕捉率というのは生活保護を利用する資格のある人のうち現に利用している人の割合ということです。今、生活保護基準以下で暮らしている方が確かにふえています。その人たちが生活保護を利用できるように捕捉率の引き上げ、最低賃金の引き上げを含め、社会保障の底上げが求められていると思います。

そういう意味で、生活保護を受給することへの偏見をなくし、保護を必要とする方には確実に保護を適用すべきと思いますが、再度この点についてお願いします。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、加藤美喜子。

小野周一議長 成人福祉課長兼福祉事務所長加藤美喜子君。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 前段での保護に関して子育て世帯のところの把握を十分にしていないんじゃないかというふうなお話だったんですけれども、今回の改正の中身を見ますと確かに生活扶助基準自体は引き下がるも

の、改正される内容を見ますと子供の自立助長というふうなことで、先ほど3歳までの方は児童養育加算が若干引き下げるというふうな内容を紹介いただきましたけれども、これらの件に関してはこれまで中学生までだった対象が新たに高校生まで拡大されております。

また、大学に進学するための進学支援が行われる検討もなされておりました、制度全体では必要な見直しが行われているのではないかなというふうなことでちょっと補足させていただきます。

あと、後のほうの捕捉率、本市ではどうかというふうな部分でございますけれども、捕捉率をどのくらいというふうなところは把握することができていない状況ではありますけれども、生活困窮する方々の窓口としまして、成人福祉課はもちろんそうですけれども、社会福祉協議会、あと生活、お金に関する相談窓口として生活自立センターもがみ……（ブザー音あり）

小野周一議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後2時47分 休憩

午後2時56分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

小嶋富弥議員の質問

小野周一議長 次に、小嶋富弥君。

（17番小嶋富弥議員登壇）

17番（小嶋富弥議員） それでは、3月定例議会の初日の最後の質問者となりました。議席番号17番、起新の会の小嶋富弥であります。

いささか5番目となりますと疲れも見えてき

ますが、市民各位の負託を受けた者として気を引き締め質問をしてみたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

3月は弥生と申しましていよいよ草木が芽吹くことをあらわしているそうです。また、別れの月でもあります。この3月をもちまして定年を迎え、新しい旅立ちを迎える市の幹部職員の方々には、長年市勢発展のため御尽力、御努力にねぎらいと心からの感謝申し上げます。

それでは、通告に従いましてお伺いいたします。

若い人の地元定着を図り、地域医療を支え、不足しておる看護師を養成する看護師養成所についてであります。

看護師養成機関の開設準備委員会の初会合が1月30日に開かれたとの報道がありました。この看護師養成機関の設置は、2015年の市長選挙において地域課題の1つとして市長が市民の方々に訴えてきたものでもあります。

また、これとともに「人ふれあうまち新庄」の安心・安全の充実、県立新庄病院の改築も5年後の2023年にゼネラル電気の跡に開設されます。

地域医療の安全・安心のセーフティネットの充実、市民生活の定住には欠かすことができません。まさにそれらを支えてくれる地域の看護師を確保するためには、看護師を希望する人に地域で就学する機会を提供し、地域を挙げて看護師を養成し確保することは、地方自治の政治の大きな役目だと思います。

報道等によれば2021年4月の開校を目指し、この春には基本構想の策定の協議を始めたとあります。

この事業には市民は大いに期待をし、関心を寄せております。また、中学生が非常に関心を示しておると中学校の先生たちからお聞きいたしました。

新たな事業は多くの課題もあると伺っていま

すが、地域の期待も大きい、そして、よりよい看護師養成所の施設になるような事業の構想、開設の手順についてお聞きいたします。

次に、発言事項の市制施行70年についてであります。

私の通告書には間違いがありますので、訂正いたしたいと思っております。昭和24年、萩野村合併とありますが、これは稲舟村でありますので、おわび方訂正をよろしくお願い申し上げます。

さて、新庄市は昭和24年4月1日に稲舟村と合併し人口3万956人となり、県内第5番目の市として誕生いたしました。昭和30年、萩野村と合併し人口が3万8,603人、昭和31年に八向村が編入し人口が4万3,616人となり、以来時を刻んで来年の市制施行70年の節目を迎えるわけであります。

昭和34年の市制10周年記念として盛大な祝賀式を行い、記念事業として市史の編さんを計画し、3年後に刊行したとあります。その後、10年刻みに記念の式典等を行ってきたわけでありま

す。中国の唐の詩人杜甫は、人の命の長さを人生古希古来まれなりと有名な漢詩がありますが、当市も人間に例えれば来年古希に当たるわけでありま

す。市の歴史は先人の歩みとともに、まさに70周年という大変な節目になるわけでございます。そこで、それらの節目としての記念式典を含め、冠をつけた文化、スポーツ、芸術の事業等の拡充を図り、多くの市民の方々が享受できるような事業計画のお考えがあるのかないか、質問をいたします。

次に、発言事項3番目の学校教育について3点質問いたします。

1つ目としては、今の国の働き方改革が議論されておりますとともに、教職員の長時間勤務が社会問題化しております。それらについてであります。

文科省において新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革の指導、運営体制の構築を進めております。先生方の負担軽減策の1つとして配布物の印刷、各行事・会議の準備など、先生が授業以外で担っている作業を代行するスクールサポートスタッフの外部人材の雇用であります。

また、公立中学校における部活動指導体制の充実を推進し、部活動を担当する教員の支援を行うとともに、部活動の質的向上を図る部活動指導員の配置であります。

これらの制度を市の教育委員会としてはどのようにお考えでおられるのか、お考えを伺うわけでございます。

次に、スポーツ庁が小学5年生と中学校2年生の全員を対象に実施した2017年度の全国体力テストの結果の公表が先般なされました。それらについてお尋ねをいたします。

テストのその内容は子供の体力向上にかかわる施策に生かすため、全国の小学5年生と中学2年生を対象に2008年度から開始しております。8種目の実技で握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、50メートル走、立ち幅跳びのほか、小学校5年生は20メートルシャトルランとソフトボール投げ、中学2年生の場合はハンドボール投げと持久走ほか、20メートルシャトルランのどちらかを選択するわけでありま

す。ほかに運動や生活習慣も調査しておるわけでございます。全国で小学校5年生は約106万人、中学2年生は約102万人が参加、県内においては小学校249校の9,089人、中学校98校、8,570人がテストを受けたとあります。4月から7月に実施されたそうです。

このような認識で間違いないでしょうか。

今回のテスト結果は、女子の小中学生の実技8種目の合計点の平均点が2008年度の調査開始以来最高を更新したと。また、体育の授業を除

いた1週間の運動時間を60分未満と答えた割合もここ数年少なくなってきたおそれです。男子の場合は、小中とも横ばいとなりました。

山形県において小学校5年生女子と中学校2年の男女で全国平均を上回り、全般的に改善の傾向が見られ、山形県の課題でもある50メートル走についても中学男女で全国平均を上回り、これを受け県の教育委員会は学校課題に応じた体力づくりが進んだと2月14日の山形新聞で報じられておりました。

そこでであります。当市のそれらの結果について、何が課題等があるのか、あればどうなのかについてお伺いいたします。

学校教育3つ目のALTについてお伺いいたします。

今後、全面実施される新指導要領には外国語教育の早期化、教科化が含まれ、ネイティブスピーカーを活用した外国語指導体制の充実が求められております。

グローバル化の急速な進展が進み、外国語によるコミュニケーション能力の向上が求められる時代です。学習指導要領の改訂には各学校段階の学びを接続するとともに、外国語を使って何ができるようになるかというような観点から、国際的基準でもあるセファールなどを参考に、小中学校まで一貫した聞くこと、読むこと、話すやりとり、話す発表、書くことの5つの領域に目標を設定しておると伺っております。小学5、6年生は教科型、3、4年生は活動型の学習となるわけでありまして。

これらを指導するには現行の体制では大変な時間と労力が必要ではないかと思っております。県内の他の市では新しい年度にALTの増員を図っています。当市ではこれらについてどのようにお考えなのでしょうか、お尋ねいたします。

以上、よろしく御答弁のほどをお願いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、小嶋市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、看護師養成所についての質問であります。今年度から新庄市としての設置に向け準備を進めてまいりましたが、具体的な進捗を説明できる段階に至っていないのが現状であります。

一番大きな課題である学校長や教務主任を任せられる核となる教員の確保についてでございますが、現在関係機関に依頼しているところであります。相手のあることですので、説明できる時期が来るまでお待ちいただきたいと思います。

地域としてどのような看護師養成所であるべきか考え方をまとめるため、開設準備委員会を設置しました。医療、福祉関係機関などにも参加いただき、さまざまな意見をいただいているところで、この3月をめぐりに基本構想案としてまとめていきたいと考えております。

また、御意見をいただく中で若者が地元に残りたいと思えるような看護学校にとの意見もいただいております。こういう学校だったら関係機関も協力できる、生徒も入学したい、親も入学させたい、教員もここで働きたい、そう思われるような魅力あるものにしていきたいと思っております。

開校につきましては平成30年度の早い段階で教員が決まるのが前提となりますが、平成33年を目指したいと考えております。

教員が決まるまでの間、開設準備委員会からの意見をまとめるとともに、建設予定地も選定していく必要があります。利便性や財政負担などを考慮しながら検討していかなければならないと考えております。

当初予算案では事務的な経費しか予算措置しておりませんが、教員が決まりましたら補正対

応で施設整備に向けた予算措置をお願いしたいと考えております。

他の専任教員の募集、外部講師、実習施設の確保など、課題は多く残っております。また、学費の設定など運営面での検討、指定申請の手続、定住自立圏構想を踏まえた町村との連携など、取り組むべき事項は多くございますが、一步一步着実に進めてまいります。

次に、市制施行に関する御質問ですが、昭和24年4月1日に市制を施行して新庄市が誕生しました。その昭和30年に萩野村、昭和31年には八向村と合併し、現在の新庄市が形づくられております。

これまでも節目の年に記念式典を行い、あわせて記念行事も行ってまいりました。平成11年には市制施行50周年を祝う市民の集いを開催し、環境保全都市宣言などを行いました。

60周年となる平成21年度には「つなぐ」をコンセプトに、市民の方々と行政による記念事業を実施しており、平成26年には市制施行65周年を市民と祝う会、元気まつりを開催し、各種記念事業を通して市民の皆さんと一緒に歩んできたところでもあります。

70周年の記念行事につきましては、平成31年度での開催となりますので、具体的な検討はこれからになります。平成30年度において検討組織を立ち上げ、どのようなテーマにするか、市民の皆様とともに考えてまいりたいと思います。

そして、新庄市の歴史を振り返るとともに、市民の皆様が新庄市を誇りに思えるような、未来に希望が持てるような事業ができればと考えているところであります。

次からの質問につきましては教育長より答弁させますので、以上、壇上よりの答弁とさせていただきます。

高野 博教育長 議長、高野 博。

小野周一議長 教育長高野 博君。

高野 博教育長 まず、スクールサポートスタッ

フと部活動指導員の配置についての御質問にお答えいたします。

小嶋市議がおっしゃるとおり、教職員の長時間勤務が社会問題となり、新庄市教育委員会でも課題として捉えているところです。

スクールサポートスタッフについては、教員の勤務負担軽減を図るための事業として、学習プリントの印刷、授業準備等の補助等を行う仕事に従事するわけですが、県の教育委員会では来年度以降、段階的に学校に配置することになっており、市の学校にも配置される学校があるものと思います。

今後も県の教育委員会に対し配置について強く要望してまいりたいと考えています。

また、中学校では時間外の多くが部活動指導となっているという勤務実態があります。少しでも部活指導に対して負担軽減を図っていくため、新庄市教育委員会でも部活動指導員の配置に取り組んでまいりたいと考えています。

部活動指導員の配置についてですが、国3分の1、県3分の1、市が3分の1の補助事業になりますが、県では初年度、全体の2分の1の学校に配置をすることとしています。

新庄市では中学校3校に配置予定で、今回の予算のほうにも計上させていただいておりますので、どうぞ御理解賜りますようお願いいたします。

これまでも個別学習指導員の配置やスクールカウンセラーの配置、ALTの配置、発達障害にかかわる巡回相談等の負担軽減を図る取り組みをしてまいりましたが、今後も教職員の負担軽減に向けて少しずつ取り組んでまいりたいと考えているところです。

次に、御質問のあった体力テストの結果について、本市の状況をお知らせいたします。

まず、全体的な傾向についてですが、今年度は全国体力テストの対象である小学校5年生男子、5年生女子、中学校2年男子、2年女子の全てにおいて昨年度より改善することができま

した。

80点満点のうち特に中学校2年男子においては平均点において3点ほど改善することができました。

また、小学校5年男子は全国と同じであり、小学校5年女子については平均点で1点以内ですが上回りました。

しかし、中学校2年男子及び中学校2年女子では1点以内ですが下回りましたが、全体的に見ればほぼ全国と同程度と言えらると思います。

種目別に見ると、どの学年でも握力が全国を上回っております。そのほかに小学校では反復横跳びや立ち幅跳びでも全国を上回ることができましたが、長座体前屈や50メートル走で下回りました。

中学生では握力のほかに長座体前屈やハンドボール投げで全国を上回ることができましたが、50メートル走などで下回りました。

新庄市の課題としては、50メートル走の改善ということが上げられると思います。

現在、各学校では1学校1取り組みということで取り組んでいただいているところです。また、運動時間についても1週間の運動時間が60分未満という割合は、つまり運動時間の少ない割合は全国と比べて小学校5年生では1%ほど、小学校5年女子では3%ほど、中学校2年男子では5%ほど、中学校2年女子では10%と少なく、全体的に1週間の運動時間は長く、運動していると言える結果でございます。

小学校の各学校ではマラソン記録会を行ったり、外部指導者をお願いし走力の向上を図ったり、休み時間を利用し竹馬や一輪車などの外遊びを奨励をしたりしています。さらには、親子体力アップ教室やスポーツトレーナーを迎えての講習会を開催したりしています。

中学校では教科体育の充実はもちろんですが、部活動を利用してスーパーサーキットトレーニングや音楽を使つてのトレーニングを取り入れ

たりしています。また、講師の先生を招いての柔軟性や瞬発力向上の講習会を開催したりしているところです。

体力テストの結果についても少しずつ改善してきているところですが、今後もさまざまな取り組みを継続しながら体力向上を図ってまいりたいと考えているところです。

次に、ALTの配置についての御質問にお答えいたします。

新学習指導要領は平成32年度に完全実施されますが、平成30年度は移行措置に伴い、小学校3、4年生は外国語活動が15時間新設され、また、小学校5年生は15時間ふえ50時間程度実施することになります。

新庄市では昨年8月よりALT4名が各学校の指導に当たっています。平成27年度は2名体制でしたが、2年間で2名増員し、現在は4名体制で指導に当たっていただいております。

特に外国語の教科化に向け、4名体制で平成30年を迎えることができますので、以前よりも小学校への配置を多くして指導に当たっていただけるものと思います。

今後、各学校からの情報収集を行いながら、教員等との連携をどう図っていくかも検証しながら、ALTの増員については考えていく必要があると考えています。

来年度は教育研究所の中に教員とALTとのチームティーチングのあり方について研修する部会を設けながら、より効果的なALTの活用等について研修を深めてまいりたいと考えています。

外国語の教科化に向けた教員の研修も深めながら、ALTとの授業をどうつくり上げていくか、さらに研究してまいりたいと考えているところです。

以上です。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。
小野周一議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） ありがとうございます。

前向きなお答えをいただいたと思いますけれども、それでは、順に従いまして看護師養成学校、まだまだ具体的に発表できる段階でないよと言いますけれども、魅力的な学校を目指すというようなことでございます。

1点、そうすると財政、明倫学校も進むと。看護師学校も進むと。道の駅もつくりと。いろいろ財政的な課題があります。わかります。

大体学校、私どもも実は特別委員会で和歌山県日高のほうに行かせてもらいました。行って初めてなるほどなど、行ってわかったなど、こういう学校があればだなどというようなことなんですけれども、あそこも苦勞してつくって、第1期生が40名ですか、全員資格を取ったとって大変開校したあれがあったというようなお話も非常にいいお話も伺いました。

そこで、大体財政、見通しとしてはどのぐらいの規模の財政をかけるんだというようなことを、もしわかればひとつ教えていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 学校建設に係る初期費用という……（「トータルで。概算でも」の声あり）ああ、そうですか。

まず、初期費用ですけれども、土地、建物、設計、工事監理、構造物、図書等も含めまして概算で初期費用が10億円というふうに考えております。

あとは運営費ですけれども、運営費につきましては、こちらのほうは1学年何人にするかということで変わってくるわけですが、大体県内の公立の専門学校を見ると20人から40人というふうな形が多いようです。

また、授業料につきましてもそれぞれ違うんですけれども、県内の公立専門学校を見ますと大体2万円から3万円のところで授業費として

いるようでございます。

運営費にかかわる費用としましては、4年目で定員を満した運営になるわけですが、おおよそですけれども支出の部で年間1億1,000万円程度ということで、こちらのほうは定員20人で2万円とした場合ですが、大体1億1,000万円ぐらいかかる試算となっております。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） わかりました。粗々のものだと思います。恐らく起債とか補助金とか考えているんでしょうけれども、それはわかりました。

それはいいですけれども、日高に行った場合のちょっと非常に私参考になったということなんですけれども、日高のときは保健所の所長が非常に御尽力になって、その県によってさまざまあるんでしょうけれども、やはり保健所の所長が一肌も二肌も脱いでいって力をかりたほうがいいんじゃないかというふうなことをおっしゃっていました。

ひとつこれは私たちが聞いてきた和歌山県の御事情もあるんでしょうけれども、そういった保健所の所長も力を発揮していただいたほうがよりスムーズに行くのではないかなというようなことでしたので、老婆心というか、蛇足ながら話し申し上げました。

次に、来年のことを言うと鬼が笑うというようなこともありますけれども、来年度、新庄市70年、人間で言えば70年になります。東根がことし市制60周年事業というようなことで発表になっていましたので、1つは最近高校生が高校卒業して進学して、7割が大体進学して行って、新庄のほうに帰ってくるのが2割ぐらいだというような、若い人は1回旅に出てみたいというような気持ちがあって、それをとめることはできないんでしょうけれども、あと30年過ぎると

新庄市は100周年になるわけです。

そのときに今の児童生徒が新庄に残りたいと、残るためにはどういうまちづくりをするような、子供たちにそういう仕掛けを、いろいろな冠をつけた事業も展開していくんでしょうけれども、そういったものも何か子供たちに70周年を節目としてそういうものを発表するとか、そういったものの企画があっても私はいいんじゃないかなと思うんですけれども、担当は総合政策の課長か、今ここでそうだなということはできないでしょうけれども、そういう考えも1つに視野に入れてできればいいのではないのでしょうかと思うんですが、いかがでしょうか。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 70周年を節目としたさまざまな記念事業というものも考えてまいりたいと思います。その中で議員おっしゃった未来を担う子供たちに係る事業についても検討してまいりたいと思います。御提案ありがとうございます。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） 教育委員会のほうからは大変お話をいただきました。スクールサポート、これは県もやっていますけれども、ことしの県の対象は10学級以上の大規模校に1人ずつ配属と言って、小学校が24人、中学校が6人をしているというようなことですので、来年度は新庄市はないわけですか。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

小野周一議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 県の方針ですが、来年度、平成30年度については19学級以上ということで、この学級数でいえば日新小学校あたりが対象になるのかなというふうに思います。

ただ、県のほうで配置計画として4年間で12学級に1名ずつ配置をするということになって

おりますので、小学校で言えば2学級あれば12学級と。それから特別支援学級があればプラスアルファということになりますので、何校か対象になってくる学校があるというふうに考えているところでございます。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） これは必ず県を通さなければだめなんですか。新庄市で、単独ではないけれども、新庄市でやって、県の予算で言えば3分の1もらえると。市が3分の2、国が3分の1という制度はなることはできないわけですか。その辺はわかりませんか。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

小野周一議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 今、県で言っているのは議員がおっしゃるようにやはり文部科学省のほうから3分の1の補助を受けて県の事業としてやっていくということでございます。

それがちょっと市のほうでそれを直接という形にできるかどうかについてはちょっとまだ不明でございます。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） そのスクールサポートスタッフを入れた場合は確実に先生方の負担は軽減するというふうなことなんですか。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

小野周一議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 やはり、学校の教員の実態を見ますとさまざまな印刷業務あるいは成績処理あるいはさまざまな点検活動、授業にかかわる時間以外の作業、仕事が結構あるというふうに出てきておりますので、そういった仕事をしていただくということでは非常に軽減になっていくんだろうというふうには考えているところでございます。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番(小嶋富弥議員) 新庄市でも個別学習指導員を導入しておるわけですが、その方々にはそういったもののお仕事をお任せすることはできないんですか。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

小野周一議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 子供さんがいる時間帯、3時とか3時半ぐらいまでについてはどうしても学級のほうに入って子供さんを見ていただくということを中心にしていただいております。

ただ、子供さんが帰った後、そういった形で担任をフォローしてもらおうということについては現在もしていただいているところでございます。

17番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番(小嶋富弥議員) 大変先生方の御苦労もわかるわけであります。働き方改革というふうなことで国を挙げてやっているわけですので、それに準じてひとつ先生方を本来の教育、子供指導に当たるような体制が大事でないかなと思っております。

体力テスト、お聞きしました。頑張っているというか、全国平均以上それなりにいっているというふうなことで、一安心じゃないですけども、よかったなと思っています。

これ運動能力調査の全国都道府県を見ますと、やはり学力のある県がトップを占めています。福井県とか秋田県は、福井県は1位、秋田県は中学校は8位。山形県は18位です。

小学校にいきますと山形県は24番目、秋田県が全国の4番目、石川県が5番目、福井県が1番です。

やはり昔から文武両道というふうなことがあるんじゃないかなと思っていますので、運動とあわせて学力のほうもひとつ期待する数値が出来ますように特段の頑張りをお願いしたいと思

っております。

あと、それに対して体力向上に係る1学級1取り組みというふうなことで、新庄市は升形小学校、事例があるんじゃないですか。これは県のホームページから引っ張り出したんですけども、新庄市は升形小学校でした。テーマは巧みな動きを身につけようと。

鉄棒強化週間。体育館に鉄棒を常設し、体育の学習で取り組んだり、休み時間に自由に取り組むことができるようにしたと。鉄棒週間。

リズムダンス、リズム体操への継続した取り組み。さっき教育長がおっしゃったことなんでしょうか。運動会でのリズム体操の充実。ダンス週間を設定し、週3回の時間帯に全校でリズムダンスを行う。体育の準備運動でもリズムダンスの実施。

こういうふうな取り組みが紹介してありました。

こういうテーマは各学校独自のものでこういう1学校1取り組みというふうなことを新庄市の全部の学校に網羅しているんですか。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

小野周一議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 小嶋議員おっしゃるとおり全ての学校において取り組みをしていただいております。その中で特徴的な取り組みということで升形小学校を取り上げてホームページのほうに載せていただいているのかなというふうに思っております。

教育長答弁にもありましたように、各学校で分析をしていただいて、走力の弱い学校については走力、あるいは柔軟性が弱い学校については柔軟性と、そういう改善点を明らかにしながらそれぞれに取り組んでいただいているところです。

具体的には先ほど教育長答弁でお話ししたような外部講師を招いてお願いしたり、あるいは授業の初めに必ず3分から5分間走をして、必

ず走ってから体育の授業をすとか、それぞれの学校で特徴を捉えて取り組んでいただいているところがございます。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） ありがとうございます。ぜひ工面をしていただいて新庄の子供の健全育成をお願いしたいと思います。

ALTに移りたいと思います。

平成27年度まで2人、今年度4名ということでALT、新庄市も頑張っているなど評価いたします。以前は新庄市はゼロだったんです。それで、私もおかしいんじゃないかというふうなことでお聞きして、今の教育長が教育事務所長のときにその実態をお聞きしたようなことがございました。

今後やはりALTは大事で、このALTと接しまして子供たちは大変親しみ合っていて喜んでいてというふうな声を聞いています。その辺の本当にどういうふうな喜びを感じるか、実態をひとつ課長教えてください。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

小野周一議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 授業ももちろんなんですが、例えば休み時間に一緒に遊んだりとか、給食を一緒に食べるということで、物おじをしないといいますか、外国人に接しても本当に普通に接することができるような子供たちがふえてきているというような学校からも報告があります。

また、当然授業の中では日本人にはなかなかできないネイティブな発音というものができますので、逆に子供たちのほうがそういった意味では覚えが早いといいますか、非常にネイティブな発音に近い形でいろいろなことを覚えているというふうな、ありがたいという声をいただいているところがございます。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） ますますそういうものが求められる時代ですので、財政とも相談しながら、でもこれはJETを通じますと交付税措置があるわけです。ALTの先生方のお給料は平均にして大体400万円ぐらいですか。そして、年数、1年目の補助は少ないけれども、2年目、3年目という国からの交付税がふえてくるわけです。この分、先生方にその分報酬アップになるわけですか。

あともう1点お聞きしますけれども、ALTは授業はできないんです。ALTの先生1人では。やはり学校の先生がいないと授業というのはできないわけで、物を見ますと日本に来てALTが2年か3年すると教員の免許を与えるような制度で、そうするとそのALTが授業を受け持って、すると1人で受け持つと先生が今度別の時間をやれるというような制度があるみたいなお話なんです。その辺の認識はどのようにお持ちですか。その辺の実態、もしわかる範囲内でいいですから教えてください。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

小野周一議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 文部科学省のほうでもそうやってALTにも1人で授業できる方向で考えていくという方向性は示していますが、これからやはり経験年数とか、あるいは例えば講習の単位とか、そういった形でなっていく方向はあるのかなというふうに思いますが、まだ現在のところはそこまでは至っていないという現状であります。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） ありがとうございます。これで終わります。ありがとうございました。

散 会

小野周一議長 以上で本日の日程を終了いたしましたので、散会いたします。

あす6日午前10時より本会議を開きますので、御参集のほどお願いいたします。

大変御苦労さまでございました。

午後3時40分 散会

平成30年3月定例会会議録（第3号）

平成30年3月6日 火曜日 午前10時00分開議
 議長 小野 周一 副議長 小 関 淳

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	下山准一	議員	6番	小野周一	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	高橋富美子	議員	12番	佐藤卓也	議員
13番	山科正仁	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	齋藤彰淑	総合政策課長	関宏之
総合政策課参事	福田幸宏	財政課長	板垣秀男
税務課長	松坂聡士	市民課長	高山学
成人福祉課長 兼福祉事務所長	加藤美喜子	子育て推進課長 兼福祉事務所長	滝口英憲
観光課長	小松孝	健康課長	田宮真人
農林課長	小野茂雄	商工観光課長	渡辺安志
都市整備課長	土田政治	上下水道課長	奥山茂樹
会計管理者 兼会計課長	伊藤洋一	教育長	高野博
教育次長 兼教育総務課長	荒川正一	学校教育課長	齊藤民義
社会教育課長	荒澤精也	監査委員	大場隆司
監査委員 局長	平向真也	選挙管理委員会 委員長	矢作勝彦

選挙管理委員会
事務局長

亀井博人

農業委員会会長 浅沼玲子

農業委員会
事務局長

三浦重実

事務局出席者職氏名

局長	井上章	総務主任	三原恵
主任	沼澤和也	主事	小田桐まなみ

議事日程（第3号）

平成30年3月6日 火曜日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1番 新田道尋 議員
- 2番 佐藤卓也 議員
- 3番 高橋富美子 議員
- 4番 叶内恵子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）に同じ

平成30年3月定例会一般質問通告表（2日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	新 田 道 尋	1. 人口減少は「町づくり」に大きく影響を与えるが人口減を止める成果の見える施策の設定について 2. 幼児教育・学校教育の充実と教育現場の現状を問う 3. 子育て環境の充実と整備について 4. 健康都市宣言後の現状と今後の推進計画について	市 長 教 育 長
2	佐 藤 卓 也	1. 除雪管理システムについて 2. 新庄ハーフマラソン大会について 3. 新庄市職員地域担当制について	市 長 教 育 長
3	高 橋 富美子	1. 障害者差別の解消について 2. 障害者の雇用対策について 3. 生活保護行政について 4. 食育教育への取り組みについて	市 長 教 育 長
4	叶 内 恵 子	1. 住宅リフォーム支援事業の制度の改善・充実について 2. 中心市街地活性化策について	市 長

開 議

小野周一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はありません。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

日程第1 一般質問

小野周一議長 日程第1 一般質問。

本日の質問者は4名であります。

なお、質問時間は答弁を含めて1人50分以内とされております。

これより2日目の一般質問を行います。

新田道尋議員の質問

小野周一議長 それでは、最初に新田道尋君。

（14番新田道尋議員登壇）

14番（新田道尋議員） どうも皆さんおはようございます。

それでは、ただいまから一般質問をさせていただきます。

きょうの天気が数日続きますと、今度の豪雪が一体何だったろうと思いたくなるような気がしております。一山も二山も越えましたね。18日を迎えますと彼岸の入りが来ます。暑さ寒さも彼岸までということでございますから、冬も18日で終わりを告げるんじゃないかというふうな思いであるところでもあります。

それでは、ただいまから通告に従いまして質問を行いますので、よろしくどうぞお願い申し上げます。

まず最初に、人口減少に歯どめをかけるべき成果の見える政策の設定についてをお伺いいたします。

今回の質問は4項目に分けて提出してありますが、全て関連性がございまして、これからの人口問題に対する市の政策の方向性を問うものであります。

少子高齢化が問題視されてから相当の年月がたっておりますが、政府自体も具体策を打ち出せずに経過している現状であります。

昨年の衆議院議員選挙においては、消費税増税分は国債の返済に充てると、当初から国民に示していたものであります。必勝を期するためかどうか、公約を急に変更し、その大半を子育てに振り向けると公言をいたしました。国民の大事な税金を何の審議もなく勝手に振りかえる安倍総理のワンマンぶりには全く閉口するばかりですが、よいほうに解釈すれば、国自体もようやく人口減少の方向に顔を向けたというふうに思えるわけでもあります。子供の出生率を上げる方針を打ち出したと思えば理解もできるものであります。

そんなことから日本の都市、特に地方都市は今大きな岐路に立っていると思われれます。日本は戦後長らく経済発展、人口増等、右肩上がりの状況を呈してきましたが、今後は逆に人口減少、経済の低成長といった方向に向き、右肩下がりの生活を営んでいくものと予想されております。

そこから生まれる経済の縮小、空き家の増加、地価の下落、税収減、財政悪化など、都市機能が衰退し、財政危機に陥ることにつながっております。

そこで、国立社会保障・人口問題研究所の推計をのぞいてみたいと思います。

まず、国の総人口も将来減少すると予測されており、ピークは1億2,800万人で、2017年4月では1億2,670万人と9年間で130万人減少したことになります。また、35年後の2053年には1億人を割り込むと推定されており、この減少率は一定ではなく、2040年代以降は1年間で100万人の減少となり、毎年政令都市が1つずつ消えていくことになります。

一方、県に目を向けると、ピークは昭和25年、135万7,347人でありましたが、本年1月31日発表した人口は109万9,162人で、110万人を割ったという報道がありました。昨年と比較すると、1年間で実に1万1,484人の減少でありました。私が初めて議員となった平成3年のころは、県の総人口は125万人ということで、しばらくの間この数が続いておりましたが、平成8年ごろから124万人台と徐々に減り続け、実に22年間で15万人、鶴岡市の人口を上回る都市が1つ消えたことになります。

さて、次に、本市の動向を調べてみますと、市民課からいただいた資料によりますと、昭和24年4月、県内5番目の市となり、3万965人で市制施行されました。

昭和30年萩野村と合併し、そのときは3万8,603人で、翌31年、今度は八向村と合併したときが本市の最高の人口4万3,616人を記録しております。この4万3,000人台の人口は、1956年から1990年までの長きにわたり維持してきましたが、その後、減少の道をたどり、2007年、平成19年、4万人を割り込みました。昨年末で3万6,401人で、年を追うごとに減少の加速度を増し、ブレーキが全く効かなくなってまいりました。3万6,000人を割るのは目前に迫っております。

過去10年間の平均では、1年間で379人の減となり、2040年の将来推計人口は2万7,020人と予想されております。この数字は、平成25年3月に推計されたもので、新聞では何回も、皆

さんも報道をごらんになっていると認識しておるところであります。

このデータから計算すれば、最上7町村の合計人口は2万5,552人、管内8市町村合計が5万2,572人ということになり、ピーク時の半数以下の人口に激減いたします。特に山村の減少率が47%台となって、限界集落という結果を生むことになります。

以上、国県市の人口動態を申し上げてまいりましたが、この現況をしっかりと見きわめて、早急に形が見える具体策を講じるべきと思いますが、執行部の考えをお聞かせください。

次に、2番目として、子供の教育と現場の状況をお伺いいたします。

将来、間違いなく本市を背負って立つ子供たちであるがゆえに、しっかりとした対応で育て上げなければならないと思います。教育現場の現況については、私には全く様子が伝わってまいりませんので、市内の学校ではどのような話題、また問題があるのかをお聞かせいただきたいと思います。

年間を通して学校のいじめについて、マスコミの話題になっており、憂慮すべき問題でもあります。近年、全く静かになり、嵐の前の静けさにならなければよいと思われるところであります。私の子供が小中学校生のころは、荒れた学校が次々あらわれて、萩野中3年のとき問題が発生し、学年父兄会長を務めた関係上、夜間の会議を何回となく、問題解決まで対応した記憶があります。

何の問題もないのであればよろしいのですが、ゼロではないと思いますので、いじめと不登校の実態についてお聞かせいただきたいと思ます。

子供たちの教育については、何としても現場の先生方をお願いすることしかありませんが、勤務状況について以前からいろいろな話を聞いており、一向に改善されていないように見受け

られます。どの学校を回っても、夜遅くまで電気がともされ、残業の状態が一目瞭然であります。労働基準法による裁量労働制を採用され、時間にかかわらず一定の賃金が支払われているということではありますが、いつまでもこのような状態を続けさせてよいものであろうか、非常に疑問に思うところであります。現場の声をぜひお聞かせをいただきたいと思います。

次に、教育委員の任務と規範についてお伺いいたします。

長年にわたり委員の行動並びに役割等について関心を持ち、注目をしてまいりましたが、どうしても内容を理解しがたいものがありますので、常にどんな活動をなされているのか、委員会ではまたどのような指示をされているのかお聞かせください。

学校では、年間を通して各種の行事があり、私宛てにもその都度案内が参りますが、私は、基本的には全て出席することにしておりますが、どうも教育委員の姿が見えないことのほうが多いように思われます。その辺、いかなる行動をとるべきなのかをお聞かせください。

子供はみんなの宝物であります。教育専門職が気づかない部分もあるかと思っておりますので、そのときは市民の代表である委員が見出し、委員会で協議のもと、よい方向を求めべきであると私は思っていますが、どうでしょうか。

次に、子育て環境の充実と整備についてお伺いいたします。平成27年3月提示された新庄市子ども・子育て支援事業計画に取り入れたスローガンに、「子どもは未来の宝もの みんなで育てよう いのち輝く新庄っ子」とうたっておりますが、私も同感であります。全くそのとおりにしなければと思っております。

その計画書の中に、保護者の意見が記されてあります。こんなことを言っております。「保育料が高い」、「延長保育をもっと伸ばしてほしい」、「急なときの一時保育の対応をしてほしい」、

最も多かった要望は医療費の問題でありました。子育て支援の充実は市民の声にしっかり耳を傾けて、早急に対応をし、若い夫婦の支援を最重要事業に位置づけて、新庄市の新しいまちづくりにつくり上げ、市民が期待する高い満足度をどのような政策をもって実現されようとしているのかをお伺いいたします。

次に、通告の最後になりますが、健康・福祉都市宣言後の現状と今後の推進計画についてお伺いいたします。

本市の宣言は6件ありまして、この宣言は平成6年6月7日制定となっております。この宣言文を読みますと、このように書かれています。「市民一人ひとりが、かけがえのない生涯を豊かに送るため、自らの心身の健康に関心をもち、常に健康を維持する努力が必要です。また、すべての市民が、住みなれたこの新庄市でともに生活していくために、市民一人ひとりが福祉について理解をもち、おもしろい心を持って行動する市民となる必要があります。新庄市は、このような自覚と認識にたち、市民が健康で充実した生涯が送れる「健康・福祉都市 新庄」を創造することを、すべての市民の決意としてここに宣言いたします」以上のような文章になっておりますが、大変内容の充実した宣言であると思っております。要約すれば、自分の体は自分で守る努力をすべきであり、福祉は市民全員が理解し合い支えていかなければならないということではありますが、今回は特に福祉の部門でなく、健康についてお伺いいたします。市民一人一人が健康であるか否かは市政に大きな影響を及ぼします。毎年度の決算状況を見ると、直接関係する健康保険、後期高齢者保険、介護保険、この3部門の給付は右肩上がりに伸びていきます。この費用は他の予算を削ってでも給付していかなければなりません。

私の持論であります予防医療、予防介護、健康寿命の推進に最大限のかじを切り、政策を実

行していくべきと思っておりますが、市としての今後の方向性をお聞かせいただきたいと思っております。

本市にとっては大変貴重な宣言をなされたわけでありますから、文字どおり健康福祉の充実したまちづくりに今後とも邁進されることを期待しながら、ひとまず質問を終わります。よろしく申し上げます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

それでは、新田市議の御質問にお答えさせていただきます。

人口減少をとめる成果の見える政策のというようなことの御意見でございます。

本当に人口減少が激しい状況にあります。新庄市においても大体亡くなる方が400名以上、生まれる方が250名ごろということで、大体その差が250から300ございます。10年たつと3,000人が、その差によって、現状からいくと少なくなるという現状もございます。この傾向は、団塊の世代の皆さんがその後落ちついて、亡くなる方と生まれる方の差がなくなってきて、ある程度人口減少という幅が落ちついてくるであろうと。しかし、そこには子供が多く生まれると、亡くなる方よりも多く生まれるということが一番大切なのかなというふうに思っております。

新庄市の人口、先ほど議員がおっしゃいましたが、平成27年国勢調査によると、3万6,894人、何も手を打たなければ2040年には市の人口が2万7,018人になると推測されているわけがあります。

本市といたしましては、このような状況を踏まえまして、人口減少、大きな課題の克服に向けた取り組みを進めるため、新庄市総合戦略を策定し、国の財政支援などを活用しながら、課

題解決に取り組んでいるところであります。

具体的には、若者のふるさと回帰や定着を促進する事業といたしまして、市外に転出した若者が市内の企業に就職するための経済的負担を軽減するふるさと企業訪問奨励事業や、職場体験を通して市内の企業への就職につなげる学生トライアル雇用奨励金事業、若者の住宅取得を支援することで市内への移住・定住を促す若者世帯住宅取得支援事業を実施しております。

子育て支援策としましては、地域における子育て支援の充実に向けて、子供の健全な発育と育児不安を解消するための総合的な相談支援を行う子育て世代包括支援センターの設置や、仕事と家庭の両立を確保し、安心して子育てができる環境整備のため、地域における子育て体制づくりとファミリーサポートセンター事業や就労環境の改善など、子育て支援に意欲的に取り組む企業を応援する子育て応援企業支援事業などを実施しております。子育て家庭の経済的な負担軽減のため、第3子以降の児童を対象に、保育料、児童館等の使用料の免除を行い、第3子以降児童保育料免除事業や未就学児から中学3年生までを対象にした医療機関での窓口負担を軽減する子育て支援医療給付事業などを実施しているところであります。

さらに、若者の流出に歯どめをかける大きな取り組みといたしましては、若者の地域定着と地域医療機関等に従事する看護師確保対策として、平成33年4月開校を目指して看護師養成所の設置に向けた動きを加速させてまいりたいと考えております。

これらの取り組みを連携して展開することで、人口流出に歯どめをかけることに加え、小学生や中学生、高校生に対するふるさと新庄への愛着を育むための地域理解の教育にも力を入れることで、将来的に新庄市での生活を選択する若者をふやし、若者の地元への回帰・定着につなげていきたいと考えているところであります。

今後は他の地域の事例なども参考にしながら、安心して子育てができる環境整備を行うとともに、若者の流出に歯どめをかけることとあわせて、若者の回帰・定着することを促進する事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、いじめ、教職員の実態、教育委員のことにつきましては、教育長が答弁しますのでよろしく願いいたします。

次、子育て環境の充実についてであります、初めに、市独自の子育て支援策の現状、課題、今後の対応についてお答えさせていただきます。

子育て支援につきましては、御存じのとおり、平成27年度より国の子ども・子育て支援制度が実施され、本市においてもこの新制度の開始にあわせて新庄市子ども・子育て支援事業計画を策定し、子育て支援に対する基本理念とその目標、具体策を定め、本計画に基づいて子育て支援施策の充実を図っているところであります。

人口減少対策は重要課題であり、さきに申し上げたような総合的な政策を継続して行く必要があります。子育て支援策はその中の重要な施策の一つであります。近年では、女性の就労の増加や核家族化、就労の形態の多様化などによる保育に対する需要も多様なものとなっております。

本市においては、そうしたニーズに応えることができるよう、新制度の事業と市の独自事業を組み合わせ、効果的な子育て支援策の充実を図っております。

具体的には、平成29年度には、18歳未満の児童のうち第3子以降の児童の保育料免除事業、わらすこ広場の運営管理事業、子育て支援センターの事業として行っているSNSを活用した子育て相談事業や、子育てに関する情報の発信、特別な支援を必要とする児童やその保護者、保育施設を支援するための養護教諭の資格を有する職員を配置した事業を充実させております。また、放課後児童クラブについては、明倫学区

義務教育学校の開校にあわせた放課後児童クラブの整備事業などを行ってまいります。

平成30年度には、これらを継続しつつ、それぞれを充実させていくとともに、増加傾向にある発達に困難のある児童や保護者などへの支援として、ペアレントプログラムや妊娠・出産期から子育て期まで、切れ目のない総合的な相談支援の拠点である子育て世代包括支援センターを設置し、きめ細やかな子育て支援を行ってまいりたいと考えております。

また、国においては、平成31年4月から教育保育の無償化を進めていることから、今後の新たな施策の展開と充実に向け検討してまいります。

2つ目の保育所のあり方、これまでの活用状況と問題点についてお答えさせていただきます。

公立、民間立の各保育所等の運営に関しましては、国、県の基準にのっとり、各年齢に合わせた利用定員により入所などの支給認定を行っております。また、利用時間については、保護者の就労時間により保育できる区分が異なりますが、必要に応じて延長保育を利用することができます。受け入れ時間はそれぞれの保育所の状況によって異なりますが、早いところでは朝7時からの開園、また、閉園時間も遅いところでは19時30分となっております、保育士の先生方にも朝早くから遅い時間までシフトを組んで行っているところがあります。

課題といたしましては、届け出保育施設が子ども・子育て支援制度への移行が進むことにより、生後2カ月からの受け入れが可能な保育施設が将来的に小規模保育施設のみとなることから、民間立保育施設におきましても、現在の8カ月からの受け入れを産後休暇明けからの受け入れとすることについて、平成31年度に向けて検討を進めてまいります。

3つ目の児童館・保育所の利用状況と現状の問題点についてお答えさせていただきます。

児童館・児童センターは、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操豊かにすることを目的とした児童厚生施設で、本市には升形児童館、本合海児童センター、萩野児童センターの3カ所があります。それぞれ地域住民の方々とも連携した活動も行っております。しかし、その地域の児童数の減少や保護者の就労による保育所の利用もあることから、入館者は減少傾向にあります。一方で、放課後無償で児童が自由に来館し、過ごす場所としての機能も果たしております。したがって、児童館・児童センターは就労等により保育ができない保護者が利用する保育所とは異なる施設として、それぞれの地域での存続の意義があります。また、小学校との関連性も強いため、升形児童館、本合海児童センターの整備につきましては、各小学校の整備等の方向性を含めた形で検討していく必要があると考えております。

次に、健康都市宣言の現状ということですが、平成6年の健康・福祉都市宣言を機に、市では各地区において健康づくり活動を推進するリーダー役として、健康福祉推進員を設置しました。推進員を中心にした町内会ごとの自主的な健康づくりが狙いですが、地区数213に対し、推進員が選出されている地域は現在124地区であり、約6割にとどまっている状況であります。健康福祉推進員の皆様には講演会などの研修を通して、まずは家族や自身の健康を見直すきっかけとしていただき、各地区での体操教室などの取り組みにつながるよう、研修の充実を図ってまいります。また、市内にはサロン事業や介護予防体操の場を立ち上げ、継続的に活動している地域もございます。今後はこのような地域の取り組みを紹介しながら、地域包括支援センターとともに各地域での活動を支援してまいります。

平成6年の健康・福祉都市宣言から20年以上が経過しましたが、この間に平均寿命は4年ほ

ど延び、新庄市の高齢化率は約18%から30%と急増しております。

また、平成12年に制定された介護保険法では、国民の努力及び義務として、国民はみずから要介護状態になることを予防するため、加齢に伴う心身の変化を自覚して、常に健康の保持・増進に努めるものとする定められております。高齢になってもいつまでも生き生きと暮らすための健康づくりは、生活習慣病の予防や健康づくりの意義、意識向上など、若い世代から取り組む必要があります。

市では特定健診や生活習慣改善の指導を実施しており、新庄かむてん健康マイレージ事業では、減塩やラジオ体操など健康づくりをポイント化し、健康づくりの意識向上と主体的な健康づくりを促しています。

また、各地区に出向き、体操や認知症予防、口腔衛生の指導など、介護予防のための健康教室を開催しています。昨年度より実施しております高齢者ボランティア制度については、今年度の登録者数が38人にとどまっており、今後より多くの元気高齢者の育成に向け、一層の周知を図るとともに、制度の拡充について検討してまいります。

元気な高齢者を支える土台は、まず第1に生きがいづくりであると考えます。家族や地域の一員として役割を持ち、また、趣味の活動などを通して人とつながり、生きがいを持ってこそ健康づくりの意識も向上するものと考えられます。地区単位の老人クラブやサロンなど、通いの場を充実させるために、各団体や社会福祉協議会と連携し、活動してまいりたいと考えています。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

高野 博教育長 議長、高野 博。

小野周一議長 教育長高野 博君。

高野 博教育長 おはようございます。

私のほうから、まず、いじめ・不登校児童生

徒の現状と対応についてお答えします。

いじめについてですが、いじめの認知件数については、いじめの定義に従い教師間の温度差がないように学校を指導しております。さらに、市独自で毎月行っている生徒指導調べからも把握し、各学校に確認しています。各学校から毎月状況を報告していただきながら、対応を進めているところです。

いじめの件数は平成26年度は小中合わせて67件、平成27年度は97件、平成28年度は144件となっており、認知件数は年々ふえる傾向にあります。教員や周りの児童生徒、保護者が素早く状況を把握し、対応しているところです。

今まで見逃しがちだった小さな出来事もいじめと認知し、対応することこそが大事と考えております。今後もいじめについてはどの学校でも起こり得るものという認識を持ちながら対応していくことが大切であり、早期発見と早期対応に心がけてまいります。

次に、不登校についてですが、平成26年度は小中合わせて28人、平成27年度は29人、平成28年度は33人となっており、少しずつふえる傾向にあり、特に小学校でふえる傾向にあります。対人関係や仲間になかなか入れないなどの理由で不登校、あるいは不登校傾向になっている子がふえてきています。

その対応についてですが、新庄市教育委員会では、教育相談員を3名配置し、不登校や学校でのトラブル、悩み等の相談窓口を開設しています。電話相談、来室等を合わせると、平成26年度は178件であり、平成27年度は284件、そして、平成28年度は308件、平成29年度は1月末までで333件と、毎年ふえているところです。さらに、シャイニングクラスということで、不登校児童も通って学習を進めています。その情報を学校のほうに連絡することで、学校とも連携をとっております。また、学校では、児童生徒の多様化が進んでおり、また、発達障害等の

児童生徒や、さまざまなニーズをお持ちのお子様かふえておりますので、そのことでいじめが発生したり、不登校になったりしてしまうなど、対応に苦慮しているケースもあります。

市では、山形大学の専門の先生に巡回相談という形で回っていただいています。専門家に委ねることにより、少しでもいじめや不登校の予防や対応に役立てばと思っております。

さらには、昨年度より県の家庭環境支援のためのスクールソーシャルワーカーが新庄市に配置され、貧困家庭等の児童生徒の置かれている環境に対し、関係機関と連携し、働きかけを行う仕事を担っています。

社会福祉士、精神保健福祉士の資格を持つ専門的な知識のある人が配置されていますので、こういった対応も不登校との対応に役立っています。

また、学校には、新庄市の市単独予算で個別学習指導員を配置し、一人一人にきめ細やかに対応できるようにしています。さらには、スクールカウンセラーを配置し、さまざまな児童生徒の悩みに対しても相談活動も進めています。こうした多方面からの対応をしながら、いじめや不登校の要望、解決に今後も努めてまいりたいと考えています。

次に、教職員の勤務状況についてですが、平成28年度の文部科学省の調査では、全体的には平成18年度の前回の調査より教員の勤務時間が長くなっている状況にあります。本市の教員の勤務状況ですが、毎年11月に勤務状況調査を行いながら、市内の小中学校の教員の時間外勤務等を把握しております。平成28年度については、これまで答弁してきたとおりですが、平成29年11月の調査では、個人差はありますが、1週間の1人当たりの時間外勤務の平均は、小学校は9.1時間、中学校の時間外勤務は15.5時間となっています。そのほかにも持ち帰りの仕事として小学校では平均で5.5時間、中学校では平均

で1.1時間となっています。小学校での持ち帰り時間が少しふえておりますが、1週間の時間外勤務については少なくなっております。文部科学省からも働き方改革について緊急提言がなされ、本市教育委員会としても内部の3課で話し合いを進め、共通理解を図りながらさまざまな面からの負担軽減策に取り組んできました。学校への周知や校長会での依頼、各学校での独自の取り組み等により、時間外勤務が減ってきています。さらに対策を進め、時間外勤務を減らす対策を進めてまいりたいと考えております。時間外勤務の内容としましては、小学校では教材準備や打ち合わせのほか、保護者への対応、PTAの会議、中学校では部活動への対応となっています。これまで定例会でも答弁しておりますが、個別学習指導員の増員、地域コーディネーターの配置、ALTの増員などマンパワーによる負担軽減も図ってきております。さらには、発達障害の児童生徒の対応のための山形大学の教授による巡回相談、また、教育相談員の配置やスクールソーシャルワーカーの配置などによるさまざまな児童生徒及び保護者への対応を行い、教員の負担軽減を図ってきているところです。

今後もさまざまな面からの施策を進め、教職員の負担軽減に向けて努力してまいります。

中学校の部活動についての対応ですが、来年度から新庄市各中学校に部活動指導員を配置すべく計画を進めております。部活動指導員についての責任を持ってお願いしていくこととなります。少しでも教職員の負担軽減になればと思っています。

また、県では、学校にスクールサポートスタッフを順次配置することとしています。さらには、来年度から新庄市では夏休み中や新庄まつりの日に学校を完全閉庁し、教職員が休みをとってリフレッシュしたり、祭りなど地域の行事に参加できるようにしたりしてまいりたいと考

えています。

今後、部活動指導員を初め、財政的な面も含め、人的な配置など国や県への要望等も強く行っていく必要があると考えています。

これからも学校の意見を聞きながら、学校の教職員に寄り添い、勤務の軽減に向けて一步一步進めていきたいと考えています。

夏休みの閉庁については、全部ではないので、数日ということでありますので、御理解ください。

最後に、教育委員の任務と現状についてお答えいたします。

教育委員会の職務権限は教育に関する事務を管理し、執行することであり、学校のことからスポーツや文化財に至るまで多岐にわたっています。執行機関である教育委員会の一員である教育委員は、重要事項の意思決定を行う責任者であるので、委員会における審議を活性化するとともに、教育長及び教育委員会事務局のチェックを行う役割を担っています。したがって、教育委員は、機会を捉えて学校や社会教育施設を視察することとしており、例えば、毎月の学校訪問では、学校長から経営状況の聞き取りを行い、現況等をつぶさに認識の上、課題解決のための協議に反映させております。

また、今年度から教育委員会は新体制へと移行し、学校の働き方改革に関する情報収集や、その対策の協議を行うなど、新たな課題にも対応しています。

さらに、教育委員の資質向上のために、最上地域や県で行われる種々の研修、来年度の文部科学省主催の全国規模の研修にも参加し、多岐にわたり複雑化する課題への対応策の一助となるよう努めているところです。

今後は、学習指導要領の改訂や、学校、子供を取り巻く環境の問題解決に向けたさらなる情報収集や協議を進め、本教育委員会が標榜する「いのち輝く新庄 心の教育の充実」に向けて

教育大綱の施策実現に取り組んでまいります。
以上であります。

14番（新田道尋議員） 議長、新田道尋。

小野周一議長 新田道尋君。

14番（新田道尋議員） 市長と教育長から御答弁いただきましたんですが、私が心配している内容よりも、しっかりしているなというふうな印象を受けました。最初に申し上げた人口問題は、やはりこれ新庄市だけでなく、全国自治体恐らくほぼ8割以上、9割近くは悩んでいる問題だろうというふうに思っています。

減るのを、減をとめるというのが一番の大事な手法ではありますが、人口、逆に増員の要因というのがありまして、年齢的にやはり若い人がふえていかなければ増にはならないということになっております。それと同時に、20歳から40歳までの人口ですね、これがふえていかなければ増加にはたどり着かないということでありまして。それには職場が、きちっとした安定的な雇用の場の醸成というふうなことが言われています。

次に、3番目には、子育て世帯の人口をふやすことによって出生率を上げるというふうなことが一般的には言われています。本市の人口動態見てみますと、国勢調査からの数字ですけれども、35年には20歳から40歳は1万3,558人おったんですが、平成27年になりますと6,895人と、6,665人も若い者が減っているわけです。それから、今度は逆に、高齢者のほうを数字を拾ってみますと、昭和35年には1,871人しかいなかったものが、平成27年では1万1,334人というふうに逆転しているわけですね。これがやはり人口減の大きな原因となっているわけですが、ですから、これからの新庄市の対策としては、どうしてその若者をふやすかということと、出生率を上げるかということになるかというふうに思っています。

今お伺いしますと、それに向けて手をこまね

いているわけではなくて、いろいろな手法を使ってそれに向かって、人口減に歯どめをかけるべく、対策をやっているということがよくわかりますけど、山形県では唯一、唯一といえますか、天童と、御存じのように東根が人口を逆にふやしているというふうに地域に挙げられております。天童の状況を見ますと、まず私が今回の質問に上げました子育ての関係が充実しているということが見えてきました。これを、子育て環境の充実ということを重点施策に掲げるといことで施策をしているわけです。キャッチフレーズで、「子育てするなら東根市」ということをうたって、一生懸命やっている。中身を見ますといろいろありまして、子供の遊び場をふやすと、さくらんぼタントクルセンター、それから、あそびあランド、こういうふうな遊育施設を整備しているということでもあります。

それから、子供たちの医療費の助成、休日保育、多様な保育サービスの提供、保育料の負担の軽減ということで、より質の高い保育環境を提供するために、民間事業者による保育施設の整備を支援しているというふうな事業を展開しているところでございます。

それから、高齢者のほうでは、健康づくりを積極的に進めると。一番問題になっている、全国的に言われています団塊の世代の後期高齢期に突入するというふうに間もなくなるわけですが、そこまでに、高齢は、これは歯どめがかからないので、とにかく元気な年寄りを育てるということと、ただ寿命を延ばすだけではなくて、健康寿命の延伸、これよく言われますけれども、を進めると、要するに元気な高齢者をつくるということで、その人口減も歯どめをかけるということを実施としてやっています。

この間、テレビ見てましたら、私の記憶の違いがなければ、たしか埼玉県坂戸市というところ、認知症予防ということで、葉酸の含まれた野菜を多くとるといいうふうなキャッチフレー

ズをつくって、広報はもちろん、ポスターまで張りつけて、テレビに出てきたんですが、それを一生懸命認知症予防、防止というふうな対策を立てて、元気な高齢者をつくろうというふうな事業をやっています。

いろいろ健康事業、先ほどもおっしゃいましたんですが、新庄市自体もいろいろとやっていますけれども、一番の肝心なことは、やはり魅力あるまちづくりというものを考えて、事業を展開していかなければならない。ほかの地域でもみんながやっていることを、同じことをやっても、全然魅力が生まれなくて、新庄市自体の特徴ある、これが新庄市だと、東根みたいに言い切れるものをやっぱり前面に出していかないと、人口の歯どめがきかなくなる。それからまた、Uターン、Iターンも進めても、なかなかこちらに顔を向けてくれないというふうな現象が起きるんじゃないかというふうに私は思っています。その点は十分考慮して、これからの事業・政策に邁進していただきたいというふうに思います。

あちこち時間がないので飛びますけれども、学校の先生方の勤務時間が私気になっているんですけども、今国会でも盛んに問題になっていて、1年先に延ばすなんて、裁量労働制の問題ですけれども、これはやはり、いくら残業しても手当が全然変わらないというような制度で、残業をやりたい人は勝手にやりなさいみたいな格好で、しない人は何もしなくていいんですよ。でも、残業代は上げますよというような制度で、余りいいんじゃないんじゃないかと。これは大企業向けの政策であって、やはり学校にはちょっと向かないんじゃないか。そうすることによって、自分で仕事を決めていかなければならない。やっぱり仕事残っているうちは、学校に残ってやらなければ、さっき教育長言ったとおり、自宅に持ち帰ってその仕事をこなすというふうになってくるわけで、それで

はたまったものでないね。これ1日や2日じゃない、毎日の話ですから、さっき時間、いろいろ言ってもらいましたが、それ以上、隠れた時間があるんじゃないかというふうに思っています。ですから、私は、やらなくたっていいのを、中にはやっぱり余計なものがあるんじゃないかというように、私思っているんですね。学校に行ったとき、やっぱり校長に私それ申し出ました。余計なことを先生方にさせるなど。なるだけ時間に余裕を持って当たらなければならない。要するに、いじめとか不登校なんていう問題は、やっぱり教師が自分の生徒を見ながら感じていかなければならないわけでしょう。それは、うちの人というのは、なかなかそこら辺がわからないんだね、いじめなんていうものは。それがエスカレートして不登校に変わっていくわけですから、不登校を黙っておくと、今度、一応卒業すると、うちで今度ひきこもりに変わっていくんですよ。これでやっぱり人間として行き着かないわけですから、やはり小学校多いというふうなさっきの数字でしたけど、小学校のうちからやっぱり気をつけていかないと、それには先生方の余裕が、時間的な余裕ないと、いろんなこと、余計なことでもいい時間を使って、精いっぱいになれば、誰だっけとたびれていて、そんなこと目が向けられなくなる。やはり学校での中の生活をチェックすることによって、それを十分に私は防げるんじゃないかというふうに、見逃さないで、これからやってもらいたいというふうに私は思っています。

ですから、教育長は、一般教員から、教頭から、校長から全部経験者、経験済みの人ですので、そこら辺をやはり自分の体験から、余裕をつくる時間を持てるようなことを何か考えてやっていただきたい。裁量制は裁量制で、法律で仕方ないので、これ直すことはできないと思うので、急に今一般労働者と同じように残業時間をすぐ決めるなんていうことは、恐らくはこれ

からはできないと思うので。あとは、できる限り現場をよく見ながら指導していただきたい。そして子供たちをよく見つめていただきたい。これがやはり新庄を間違いなく左右する大きな人材となるはずですので、その辺を十分にこれからも注意しながら見ていただきたい。

それから、子供に対するいろんな手当て、いろいろやっていますけれども、これで足りないというわけではなくて、やはり目玉がほしいの、目玉がね。新庄市はこういうことをやっているんだということ、やっぱり東根のどうしても人口増のところを見るしかないので、東根では2カ所あるんですね、子供の遊び場、さっきも言ったんですが、何とかランドというのがあるんですね。そういうことで、新庄市ではわらすこ広場が1カ所。ところがこの利用状況を見てみると、だんだん、だんだん減ってきている。原因は何かというと、遊具がさっぱり変わっていない。新しくなっていない。借用料がふえても、そういうふうな遊具が変わってないというところに問題があるというように思います。いろいろとあそこに投資かなりしていて、私さっき計算したら、1億8,000万円ぐらいもう突っ込んでいるわけですね。そのような高額な財政を投下しているから、やはり効果があるような方法でこれから検討していかなければならないのではないかというふうに思います。これは、私が事前通告していないので、答弁要りませんので、よく検討して、次回に捉えて、いつかは私質問しますので、検討しておいていただきたい。

以上、終わります。ありがとうございました。

小野周一議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤卓也議員の質問

小野周一議長 次に、佐藤卓也君。

(12番佐藤卓也議員登壇)

12番(佐藤卓也議員) 3月定例会、本日2番目に質問させていただきます。

市民・公明クラブ佐藤卓也です。

市民の皆様の視点に立ち、質問させていただきます。執行部の皆様には、市民の皆様が納得できる答弁をよろしくお願いしたいと思います。

ことしも新庄最上の冬を代表するお祭りとして、公益社団法人新庄青年会議所主催の第47回新庄雪まつりが2月10日、11日に開催されました。ことしのテーマは、「さあ行こう 新たな白銀の世界へ 心を一つに みんなで創ろう雪まつり!!」を掲げ、今回から開催会場を最上公園一帯から新庄駅東口の最上中央公園、通称かむてん公園に変更し、雪国ワンダーランドと同時に行われました。その効果もあり、例年以上にたくさんの来場者が行き来し、子供たちの笑顔がはじける楽しい雪まつりとなったのではないのでしょうか。

今回、場所を変え、挑戦した初めての雪まつりであり、大変苦労はあったと思います。毎年、自衛隊第20普通科連隊を初めとするさまざまな関係団体の皆様に感謝いたしたいと思います。

このような長年の伝統を引き継ぎながら、新しい挑戦をすることの勇気をたたえるとともに、さまざまな反省を踏まえ、子供たちのためにさらなる楽しい、雪を楽しめる雪まつりを願っております。

さて、今回の質問は、新事業に対して挑戦したことについてと、一区切りをつける事業について、この3点について質問したいと思いますので、よろしくお願いたします。

1 番目の質問は、除雪管理システムについてです。

平成29年度除雪事業計画では、市道や生活道路において機械による全面委託除雪を行っており、委託事業者は37業者、130台で、市道除雪延長223.1キロメートル、歩道20.3キロメートル、生活道路除雪箇所355カ所、42キロメートルを除雪しております。

除雪体制としては、北部の泉田地内と中部の住吉町地内、南部の福田地内と3つの地域に除雪自動通報装置の降雪が午前2時30分から4時30分までの間で10センチメートル以上になった場合に、各地区の委託業者への出動命令が出され、除雪作業の実施をしております。

また、除雪自動装置に頼らない業者の指示判断を組み入れた出動態勢や、風雪により交通に著しく支障が生じたときや、暖気となり、路面にわだちが生じ、交通が困難なとき、道幅が狭く、幅出しの必要が生じたときなど、出動を指示しております。

今年度は新たに除雪管理システムを導入いたしました。このシステムは、除雪車両に衛星利用測位システム、通称GPSですが、GPS機能つきスマートフォンを通じて、市庁舎の端末に表示され、市民向けサイト「雪国生活」で除雪車の現在地を知ることができます。除雪機械の作業状況をリアルタイムで配信することで、除雪車の位置や台数がわかり、自宅近くに来る時間が推測でき、除雪作業の見える化により、市民サービスの向上の効果があります。

市にとっても市民からの要望や苦情などに対し、的確、迅速に対応することや、市職員が除雪日を確定する事務の簡素化、そして1日当たり10%ほどの除雪経費が軽減できると試算が図れるとしております。

今年度からの運用で、まだ日がたっておりませんが、このシステムを運用して、現時点でどのような効果と課題が出てきたのかをお伺い

いたします。

また、市民や委託業者からどのような声が上がリ、その解決に向け、今後どのように取り組むかをお伺いいたします。

次に、新庄ハーフマラソン大会について質問いたします。

市陸上競技場の改修記念として、平成29年10月7日に第1回新庄ハーフマラソン大会が行われました。当日は小雨が降り、肌寒い気温でしたが、たくさんの方が新庄の地を駆け巡りました。

全国的にマラソンブームに火をつけたのは、2007年2月に開催された東京マラソンと言われており、ことしも2月25日に開催され、3万6,000人のランナーが東京のさまざまな名所を巡り、楽しんでおられました。

御当地マラソンは、全国で2,000大会以上開催されており、マラソンブームの背景としては、高齢社会が加速する中で、健康志向の高まりや、手軽に、安価に参加できること、そして、ウェアのファッション向上に伴う女性ランナーの増加が考えられております。

ランニング効果による有酸素運動は、免疫力、体力の向上や脂肪燃焼によるダイエット効果、そしてランニング中に分泌されるホルモンによって美容効果もあります。また、生活習慣病の改善や予防となるため、病気のリスクを下げるとともに、ストレス解消や脳の活性化にもつながると言われております。

さらに、各自治体においてこのマラソンブームを好機と捉え、地域おこしとしても開催されており、その工夫としてレースの名前に地域的な特徴を入れ、大会をアピールすることや、コースを観光周遊型に設計し、地元の名所を巡ること、そして、参加賞や会場へのブースを通じて特産品を提供するなど、地域の活性化につなげるためいろいろなアイデアを考え、取り組んでおります。

大会開催により、地域のコンビニでの購買費や、前日から訪れることでの飲食費や宿泊費などの消費による経済効果、さらには、来ていただいた方が地域に魅力を感じ、再び地域においてくださる機会がふえることにより、継続的な地域活性化が期待されます。

今回初めてのハーフマラソン大会の開催でしたが、参加者が選べる賞品など、他のマラソン大会にはないおもてなしが好評でしたが、その反面、大会自体の認識不足や、ボランティア不足などの課題も多く出たのではないのでしょうか。新庄の魅力を発信する起爆剤となり得るこのハーフマラソン大会を今後どのように運営し、体育協会や運営協力の各団体と連携して課題を解決していかれるのかをお伺いいたします。

最後に、地域担当制について質問いたします。

地域コミュニティーの活性化のための一つの手法として、地域の中に職員が入り、地域と密着した関係を築くことで、地域と行政の協働を推進することを目的としており、年3回の定期訪問を行っております。

その内容としては、目的達成のために区長を通した行政情報の提供と地域情報の収集を確実に行っていくこととしております。

職員地域担当制が実施され10年となり、市民ニーズの多様化によるさまざまな対応や、職員の業務がふえ、本来の仕事に影響を及ぼしかねないなど、負担が少なくありません。今後、見直しを図る必要があると思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

以上、3件についてよろしくお伺いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、雪まつりの感想を述べられておりま

したが、ことし初めて会場を移し、雪国ワンダーランドと一緒に、子供たちが多く楽しんでいた光景を思っております。今後、青年会議所がどのような取り組みを行っていくのか、期待しているところであります。

さて、除雪管理システム導入についての御質問にお答えさせていただきます。

G P Sを利用した除雪システムの導入につきましては、雪と暮らしを考える連絡協議会の答申に、除雪車の運行状況をリアルタイムで見ることができるインターネットサイトの構築と、将来の除雪時刻表の作成が盛り込まれております。これを具現化するため実施したものであります。

システム導入の効果といたしましては、車両位置のリアルタイムでの把握や、作業状況が自動生成されるため、事務コストの軽減につながっております。また、除雪車両の移動履歴により、委託業務の正確な管理が可能となります。加えて、除排雪業務の効率化を推進する上での現状の見える化が可能となり、過去の作業や走行軌跡の積み重ねによる効率的な除排雪計画の立案が今後可能となってまいります。

市民の皆様からは、除雪稼働日において除雪の有無や、該当路線の除雪時刻を予測いただくなどの理由から、1日当たり約800件に及ぶアクセスをいただいております。

一方で、画面に映し出された130台の除雪車両の判別がわかりにくいとの御指摘もいただいております。今後改善を図ってまいりたいと考えています。

また、委託業者の皆様からは、除雪対象路線までの移動時間について、委託費に反映させてほしいとの要望が寄せられており、データの蓄積により配置計画の検証とあわせ、検討してまいりたいと考えております。

これまで除雪事務において現状把握に時間を要したことから、意思疎通ができず、結果、市

民の皆様や委託業者の皆様とのトラブルも多く抱えることとなっております。今回のGPSシステム導入により、これらが大きく改善され、さらにデータの蓄積により、雪連絡協議会が目的としました除雪時刻表の作成へとつなげてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

ハーフマラソンにつきましては、教育長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

続きまして、新庄市職員の地域担当制についてであります。職員地域担当制は、職員が地域へ出向き、地域とのコミュニケーションを図りながら、地域と行政がお互いに協力して地域について考えていく、すなわち地域と行政が協働を推進することを目的とし、平成20年から実施、10年目となります。

この間、東日本大震災時の地域情報収集及び震災に関する情報共有や、区長の協力を得ての空き家実態調査など、地域に関する各種調査を行い、地域との連携を図ってまいりました。

また、市長と市民のまちづくりミーティングを開催し、地域の方々との意見交換を行いながら、よりよい地域づくりを目指してまいりました。

本制度もより地域とのコミュニケーションを図るため、従来の随時訪問から定期訪問とし、年3回実施する方法に平成27年から変えるなど、実施方法を改善しながら進めてまいりましたが、議員の御指摘のとおり、市民ニーズの多様化に対応した取り組みも必要であると感じております。

昨年11月には、全区長を対象に制度の必要性についてのアンケートを実施しており、その中で140地区の区長より必要性を感じているという回答がございました。

今後につきましては、アンケートの意見も踏まえて、より効果的な制度として活用していきよう、職員の配置や班編成など、実施回数を

含めた制度の見直しについて検討してまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

高野 博教育長 議長、高野 博。

小野周一議長 教育長高野 博君。

高野 博教育長 それでは、新庄ハーフマラソン大会についてお答えいたします。

新庄ハーフマラソン大会は、ロードレース大会といものこマラソン大会を統合し、新庄市陸上競技場の改修を記念して開催いたしました。

大会の開催は、参加者の健康増進と体力向上を図るとともに、市の豊かな自然、歴史、文化、食など、新庄のよさを全国に発信できる絶好の機会と考えております。

第1回の大会の参加者は、北は北海道、南は愛媛県と、本県を含め19都道府県から802名の申し込みをいただき、小雨まじりの中ではありますが、市北東部の田園地域を力走していただきました。

今大会は、議員のおっしゃるとおり、参加賞やおもてなしに好評を得ることができた半面、初開催ということもあり、周知方法や運営等においてさまざまな課題が浮き彫りになりました。

来年度は、この反省を踏まえ、市報やホームページ、ポスター等により、できるだけ早期に大会開催、ボランティア募集などの周知を図りたいと考えております。

また、コース周辺地区への説明会を行いながら、大会への理解を深めてもらい、沿道での応援やボランティアなど、地区内の多くの方々からも大会に参加していただけるようにしていきたいと思っています。

また、新たに、親子仲よく、楽しく走っていただけるように、ファミリーの部を創設し、広く参加者を募りたいと考えております。

今回、3カ所ほど先進地視察させていただきましたが、さらに大会の参考に、また、運営スタッフのアンケート結果などから、給水所やエ

イド関係の見直し等、運営面での課題もありましたので、安全対策はもとより、ランナーズファーストの視点で改善していきたいと思えます。

また、関係機関、団体等との緊密な連携、協働を図り、大会の準備、開催に万全を期し、多くの市民が大会運営にかかわっていただき、市内外からいらっしゃる参加者を、おもてなしの心を持って迎え、新庄ハーフマラソン大会を市最大のスポーツイベントとしていきたいと考えております。

以上であります。

12番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

12番(佐藤卓也議員) わかりました。

まず、一番最初に、除雪管理システムについてお伺いしたいと思えます。

今季、初めてこのGPSを使った除雪管理システムなんですけど、その前に、市民の方からどのような苦情が一番多かったのでしょうか。これ、システムやる前ですけども、よろしく願います。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 ことしの苦情とか要望の件での御質問だと思いますけれども、延べ380件ほどの苦情をいただいております。去年が200でしたので、約倍ぐらいじゃないかなということになるかと思えます。

その中身なんですけど、置き雪に関するものが250件ですから、66%、3分の2がこの置き雪に関するものであったというふうに思われております。それから、排雪に関する要望が50件、13%、路面状況を何とかしてほしいというのが45件、12%、それから、水上がりなどについての35件というふうな形になっております。

12番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

12番(佐藤卓也議員) このシステムなんです

けども、日が浅いということで、利用する方がまだまだわからなかったのかなと思っております。というのも、いろんな方に聞きますと、こういうシステムがあったのかと、初めて知った方が多かったので、せっかくいいシステムを入れたので、まずこのシステムを利用する方をもっともっとふやすべきだと思うんですけど、そこら辺についての周知の仕方をもう一回検討して、いかがでしょうか。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 雪連絡協で今回のシステム導入に至ったということは、先ほどの市長答弁にもあったとおりでございます。いろいろな手法なり、それから周知する方法、さまざまなことを使いまして、今後、御指摘のように広めてまいりたいというふうに考えております。

12番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

12番(佐藤卓也議員) ぜひともよろしく願います。

また、某新聞によりますと、寒河江市のほうでは、高齢者、障害者に対して、間口除雪ですか、思いやり除雪というんですかね、間口に雪を置かないオペレーターシステムを導入しておりますけれども、新庄市では、このようなシステムを一緒に導入しているのでしょうか。よろしく願います。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 独居老人等を含めまして、除排雪の弱者と言われる方への対応になるんですけども、ポケモンGOなどでおなじみのジオフェンス機能というやつなんですけど、これを使いまして、GPS端末にアラームやメッセージを表示させるというふうなことで、除雪作業をしていただくオペレーターのほうに注意を促す機能、こういうふうなものをつけております。

これまでは、そういう方を表示するのに、例えば玄関前に何らかの旗を揚げる、印をつけるというふうなことがあったんですが、これについては非常に防犯上問題があるというふうなことから懸念をされてまいりました。また、どうしてもオペレーターの記憶に委ねるというふうなことがありましたので、例えば、何らかの都合でオペレーターが交換してしまったというふうな場合には、その場所、従来思いやりの除雪をしておったものができなくて、その後、また電話をもらうというようなこともあったわけですが、こういうようなことがすぐになくなるというふうな機能を今回つけさせてもらったといいますか、使わせてもらったというふうなことになっております。

1 2 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

1 2 番（佐藤卓也議員） 新庄市でもこういうスマートフォンを利用して、要は優しい、思いやり除雪をやっているわけですから、そういったものをもうちょっとアピールしてはいかがかなと思ったんですけれども、新聞のほうでは寒河江市がやっているということだったんですけど、新庄市でもいち早くやっているわけですし、そこら辺はほかの自治体よりもやっぱり雪国の新庄市が先にやっていることをもっともっとアピールして、新庄市は除雪にはしっかりと力を入れているということをする必要があると思うんですけれども、そこら辺はいかがだったんでしょうか。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 もともとこのシステム自体は、新庄市が最初で、新庄市のために会社のほうから技術提案をいただいたものでありました。議員のほうからも、どうもPR不足だとか、そういう部分でもっとPRすべきでないかというような、前からお話をいただいたとお

りでございまして、その部分についてはどうも自慢するのが下手だといいますか、なかなかそういうことを外に向けて発信できなかったというふうなことはあるかと思います。

雪の多い新庄市にとっては、非常に大きな施策といいますか、対応策になろうかと思っておりますので、今後に向けては大いに発信をして、そして皆さんに御理解をいただきたいというふうに思っております。

1 2 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

1 2 番（佐藤卓也議員） わかりました。

某新聞によりますと、2月22日に大きく掲載されていまして、寒河江市がやっているんだという、大きなアピールがありまして、新庄市が一番最初にやっているのであれば、そこら辺は誇りに思っているということアピールしていただきたいと思っております。だからこそ、ことしは議員の方お二人も除雪に関して、大雪だったので、質問多かったと思うんですけれども、こういうことをやることによって、私たちの暮らしが少しでも暮らしやすい場所になっているんだということアピール、一つの施策だと思っておりますので、そこら辺は胸を張って、そして今回の反省点は多々あると思うんですけれども、それを踏まえてやっていただきたいと思っております。

今度、ちょっと新聞をかりますと、高齢者の方が寒河江市は80世帯ということでしたけれども、新庄市では独居世帯の方はどのくらい、独居世帯、高齢者の方はどのくらいの世帯が対象になっているんでしょうか。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、加藤美喜子。

小野周一議長 成人福祉課長兼福祉事務所長加藤美喜子君。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 対象の世帯でございますけれども、22世帯しております

す。内訳でございますけれども、単身の高齢女性
性が13世帯、高齢夫婦世帯が6世帯、障害者世
帯が3世帯となっています。

1 2 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

1 2 番（佐藤卓也議員） 若干差があるんですけ
れども、そこら辺はどういう形で、要は対象に
なるのか。まして言えば、新庄市がその対象が
厳しいのか、それとも他の自治体のほうが広い
のか、今後このような大雪の場合も、そういう
方がふえる可能性がありますので、そこら辺を
今度どういうふうに精査していくのか、よろし
くお願いいたします。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、
加藤美喜子。

小野周一議長 成人福祉課長兼福祉事務所長加藤
美喜子君。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 現在対
象としている世帯なんですけれども、今市がや
っております屋根の雪おろしとか、玄関前の除
雪、そちらのほうの冬期生活支援事業の利用者
の対象となっていない方で、しかも高齢者の相
談窓口である包括支援センターや、社会福祉協
議会、そういった実際に訪問サービス等で、実
際に機械除雪による間口のところで、大変利用
が困難だ、高齢者の安全確保にちょっと難があ
るというふうなことで、個々に相談いただいた
ケースについて、現場を確認しながら、また、
世帯状況、あるいは近隣の支援が得られるかど
うか、その辺総合的に判断して、22世帯という
ふうな状況になっております。

1 2 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

1 2 番（佐藤卓也議員） わかりました。

その中で、今回初めてやったこのシステムな
んですけれども、先ほど言ったこの22件の高齢
者の方からは、どのような声が上がったか。そ
ういう調査はなさっているのでしょうか。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、
加藤美喜子。

小野周一議長 成人福祉課長兼福祉事務所長加藤
美喜子君。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 調査と
いうふうなことで、全員を対象にしたものはや
っていないんですけれども、大変助かっている
というふうな声はいただいております。

1 2 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

1 2 番（佐藤卓也議員） わかりました。

だとあれば、やっぱりこういう方々がもっと
欲しいという方もいらっしゃると思いますので、でき
る限りそういう方々に寄り添った除雪をしてい
ただきたいと思っておりますので、よろしくお願
いします。

また、先ほど市長答弁のほうにありましたが、
業者、除雪業者の声も多々あると思います。先
ほども答弁のあったとおりなんですけど、やはり
その場所に行くまでの人件費、そしてガソリン
代などの経費は、やはり地元のその除雪業者が
持っていて、なかなかそこまでしなければい
けないのかという声も聞かれました。

だとすれば、今後、今回10%削減されている
と思いますけれども、そういうところにももう
少しケアしていただいて、新庄市ではオペレー
ター不足と言われておりますので、そういうとこ
ろに配慮する必要も今後あると思うんですけど、
そこら辺の考えはいかがでしょうか。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 実際の作業の分につい
ては、お金は支払われておりますけれども、そこ
までの道すがらの部分ということになるわけ
ですが、これまで十分な実績と申しますか、デー
タがそろってないのが実情でございます。今後
はそういうふうなデータを整えまして、どの業
者にどこをしていただくのがいいのか、もしく

は、どのような組み合わせで除排雪をすべきなのかというのが、まず最初にあるべきことかなと思っています。それらを検証した上で、そこまでの到達する部分の費用というのを、なるべく安くセッティングする方法を見つけ、あわせてその部分の費用についても今後検証していくといえますか、考えていきたいというふうに思っております。

12番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

12番(佐藤卓也議員) 今後、GPSですが、かなり正確ですので、ですからこそ業者の方にも優しく、市民の方にも優しい制度設計、ぜひともお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

次に、ハーフマラソン大会についてお伺ひしたいと思います。

このハーフマラソン大会、多分議場では私ともう一人ぐらいしか参加しなかったもので、今回はちょっと市民の方というより、ランナーズファーストという考え方でちょっと聞かせていただきたいと思ひます。

ある方から言わせると、「お前、こまいよね、こまいこと言うなよ」とよく言われるんですが、こまいことが気になってしょうがないものですから、質問させていただきたいと思ひます。

今回、ハーフマラソン大会行われたわけですが、今回、レースの名前のほうから。余りにも単調といひますか、どこにもあるようなお名前だったものですから、今は山形と言へば、丸ごとマラソンだったり、東根はさくらんぼマラソンだったり、やっぱり冠をつけているわけでしたので、その名前の変更も考えるべきかなと思ひますけれども、新庄にはおいしいものがたくさんありますし、そこら辺の検討の余地はなさったのか、よろしくお願ひいたします。

荒澤精也社会教育課長 議長、荒澤精也。

小野周一議長 社会教育課長荒澤精也君。

荒澤精也社会教育課長 名前、冠ということですが、今回、ロードレース大会と、今までやっていたものこマラソン、そういうようなことで、統合という形で行ったという中で、やっぱりこのたびは統合した中でもハーフマラソンと、今までにない、いわゆる新庄ハーフマラソン大会という部分を全面的に押し出したいという部分があって、今までどおり新庄いものこマラソンであれば、今までの流れかなというような思いもされる部分もあったと思うので、そこは統合した形で新庄ハーフマラソンという新しい大会だというようなことを全面的に押し出したというようなことで、今回はそうした名前にさせていただいたというようなことです。ただ、今おっしゃるとおり、ほかの大会でも、さくらんぼマラソンとかラ・フランスマラソンとか、あと御当地のいわゆるその地域の特産品であったり、そういった部分もやっている部分で、周知ももっともっと広げるという意味では、当然、今後名前のほうも検討していきたいというふうなことで考えております。

12番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

12番(佐藤卓也議員) わかりました。

また、その中においても、私が走った感想で申しわけないんですけど、走ったときに、必ず各地のマラソン大会ではボランティアの方から一生懸命応援していただきます。特に、警備をなさっている方も、一生懸命頑張れと、もう少しだぞというかけ声をかけていただくんですけども、今回初めてだったんですが、要は、ボランティアの方も少ないので仕方ないということなんですが、誰も、誰もといういい方は失礼ですが、頑張れという声は余りなかったんですよ。これは走っているほうにしては、かなりテンションが落ちるといひますか、逆に、その声一つで一歩でも、そして一秒でも早く走れると思うんですが、そこら辺のおもてなしの心は

どういうふうに醸成なされるか、お伺いいたします。

確かに商品のほうは非常にアイデアがあふれていいんですけども、心からのおもてなしがちょっと少なかったように私は感じたんですが、そこら辺いかがでしょうか。

荒澤精也社会教育課長 議長、荒澤精也。

小野周一議長 社会教育課長荒澤精也君。

荒澤精也社会教育課長 沿道での応援、声援というような部分は、当然ランナーにとっては心強いものだというように感じております。今回、ボランティア募集するに当たって、高校生のボランティア、または地域のボランティア、一般企業からもたくさんのボランティアのほうお願いしましてやった部分で、なかなか初めてのやっぱり経験といいますか、実際にどうやればいいのかというような部分では、当然、安全面での注意ということで、そのボランティアの方々には注意をお願いしたいという部分で、その視点に結構重きを置いた部分もあって、なかなかそういった実際の応援をどうするのかというような部分については、やっぱり今回経験の中でなっていくと。2回目、3回目についても、当然ボランティアのほうにもそういった声がけのほうも指導していきたいというふうに考えてございます。

1 2 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

1 2 番（佐藤卓也議員） わかりました。

ボランティアに関してはそうだと思います。

違う面で質問させていただきますけれども、だとすれば、職員の方についてお伺いしたいと思います。特に今回は警備のほうに職員の方が多々整備をされていました。その方も要は警備棒を持って配置されたわけなんですけれども、その方も、失礼ですが、下を向いて、やっぱり小雨だったんでしょから寒かったんでしょね、ずっと下を向いてランナーが通り過ぎるの

をただ見過ごしていたような、私は気がいたしました。もしかすると、新庄でもそばまつり、ましてや味覚まつりするときなど、職員の方がそういう態度をしていれば、新庄市のおもてなしはどういうふうになるのか、新庄市のホスピタリティはどうなっているのか、ちょっと伺いたいと思いますけれども、そういう教育について、総務課長、どういう教育なさっていますか。

齋藤彰淑総務課長 議長、齋藤彰淑。

小野周一議長 総務課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑総務課長 職員のおもてなしの心ということでございますが、やはりこれまでの経験として、味覚まつりであったり、そばまつりというものは、そのイベントも大事なんですけど、職員のそういったおもてなしの心を培うという場面でも、かなりよい経験をできていると思っております。そういった意味では、やはり下を向いてただ棒を振っているんじゃ、当然危険なわけでございますし、いろんなイベントにおいてさらにそのおもてなしの心を持ちながら、テンションを上げて、笑顔で迎えるような、そういった研修なども機会を捉えて頑張っていきたいと思っております。以上です。

1 2 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

1 2 番（佐藤卓也議員） 今のような総務課長の笑顔が、マラソン大会であればよかったなど、私は思うんですけども、どうしても職員の方がちょっと、失礼な言い方ですけど、ちょっと嫌々やっているから、無理やりさせられたという感じが私には受けましたので、ぜひとも、新庄に来て走るということは、新庄の魅力を感じてもらいたいということがもともとあります。今回は、802名の方、地元の方が多かったんでしょうけども、これからは、私も出だし言いましたとおり、地域おこしの起爆剤となるものだと思います。そのときに、皆さんが笑顔で、頑張れの一言あれば、新庄のおもてなしを感じ

たと思います。また、一番県内で有名なさくらんぼマラソンでは、皆様が紙に何々県頑張れとか、要は近くで言いますと、真室川の梅の里マラソンですと、ゼッケン番号を見て、地域のほう確認して、自分の名前で応援してくださります。そういったおもてなしが今後ますます必要になってきますので、ぜひともそういうおもてなしを育てていていただきたいと思います。おもてなしは物を贈るだけではございませんので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

欠点ばかり言ってもだめなので、今回のおもてなしは、おにぎりと芋の子汁でしたけど、ほかの県から来た方は、他のよりもおいしかったと。そして、出されたアイスクリームをとってもおいしかったと言っていましたので、そこら辺をさらにパワーアップできるようにぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それに対して、あともう一つ、今回ゲストランナーが来られました。お二人、にしおさんと、徳本さんなんですけれども、今回、先ほど課長がおっしゃられたハーフマラソンがメインだと言っていた割には、ハーフマラソンのときにゲストランナーの方がどこにいるかわからなかったんですけれども、せっかくゲストランナーの方がいらっしゃるので、もうちょっと使ったようなアピール、要は参加者が楽しむようなアイデアをもっともっと出すべきだったと思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

荒澤精也社会教育課長 議長、荒澤精也。

小野周一議長 社会教育課長荒澤精也君。

荒澤精也社会教育課長 ゲストランナーの方も、当然走っていただいたというような部分で、徳本さんにあってはハーフということで、にしおさんは10キロの部を走っていただいたということになります。ただ、実際に当日の雨天の部分の状況の中で、当然予定のプログラムどおりにいかなかったという部分があるかと思ひます。そんな中でも、変更、変更の部分で、な

かなか体育館で開会式のときにはそういった方の御紹介やらというような形でやったわけですが、やっぱり一緒に走って楽しむという部分も、今後の部分では必要なかなと。その部分で、どうやってそのゲストランナーさんと一緒に楽しく走っていただけるかというような部分についても、2回目以降の検討とさせていただきますというふうに思ひております。

12番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

12番(佐藤卓也議員) ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

今回、ちょっと駐車場の関係もお聞きしたかったんですけども、今回、シャトルバスが何台か出たということだったんですけども、私が行った駐車場は、新庄の遊技場の駐車場を借りて、多分その体育館まで行ったんですけども、そこに行くまで相当距離があり、行くときは上り、帰りは相当な下り坂で、その遊技場の駐車場まで行きました。今後も人数がふえれば使うと思うんですけども、そこででもしっかりとシャトルバスなど、今回使う方がかなり少なかったのでもいいんでしょうけれども、そういったことのおもてなしの一つ一つを確認することが必要だと思ひますので、そこら辺をやっぴり今度精査する必要もあるんですけども、そこら辺はしっかりと実行委員会では反省点としては上がったんでしょうか。

荒澤精也社会教育課長 議長、荒澤精也。

小野周一議長 社会教育課長荒澤精也君。

荒澤精也社会教育課長 今回、第1回のハーフマラソンの大会に当たって、当然運営する上で、リスク管理という部分では相当な重点を置いてやったというような中で、当然事故等の発生等は当然あってはならない部分で、そうした部分でいろいろと準備させていただいたところではございますが、なかなかそういった詳細の部分まできちんと準備できたかというのと、やっぱり

できなかった部分が多々あって、反省点の中でもいろんなスタッフさん、それから、実際に走られた方の御意見等も頂戴しながらやっていくというような部分では、当然考えていかなければならないというような中で、今御質問にあった駐車場の関係でございますが、今回、新庄駅東口と、それから、総合支庁、それから、ゼストさんの駐車場をお借りした形でやったというようなこととなりますが、その中でシャトルバスをちょうどルートとしてきちんと動線が引けたかという部分については、ちょっとうまくいっていないという部分もあったので、ぜひそこは解消していきたいというふうに考えております。

12番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

12番(佐藤卓也議員) わかりました。

安全面が第一なんでしょうけれども、なかなかそこら辺がちょっとうまくいってなかったのかなと見受けられましたので、ちょっと言わせていただきました。

あと、今後、2回目、来年度の予算についても、マラソン大会はついていましたので、それ以上は聞きませんが、やはりこの日にちです、日にちがどうしても大会が重なるとかなり混み合っております。要は大きな大会、1週間以内に新庄のハーフマラソンが行われたことや、コースなんかも今後いろんな、北側でいいのか、今度は南側走るか、さまざまあるんですけれども、コースとか日時は今後どのようにやっていくべきなのか、そこら辺は実行委員会でもどのようなお話し合いが出たのか、お伺いしたいと思います。

荒澤精也社会教育課長 議長、荒澤精也。

小野周一議長 社会教育課長荒澤精也君。

荒澤精也社会教育課長 先般、精算の部分での実行委員会を開催させていただいて、なるべく早目の立ち上げというようなことで、30年度どう

するかという部分について話し合いをさせていただきました。ただ、実際にちょうどマラソンの時期を設定するに当たって、当然、他の大会とのかぶりを避けると。あと、この地域でいわゆる稲刈りの収穫期にはやっぱりそこは農家のほうに迷惑をかけるということで、そこは外したいというような部分がありまして、30年度については、一応10月の末ということで考えてございます。ただ、本来であれば固定した形で日時を設定してやっていきたいというようなことで、事務局案でございますが、9月の第2週あたりの稲穂がまだ稲刈りのシーズンの前の、そこでずっと固定できればなというようなことで、ただ、たまたま30年度の開催については、いろんな行事等が重なっている関係で、10月の末日曜日というようなことで考えてございました。よろしく申し上げます。

12番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

12番(佐藤卓也議員) それと、せっかくその時期やるんですから、先ほど言いましたようにそばまつり、また、味覚まつりありますので、そことうまく共催することも一つの案でしょうし、そういったところで新庄の魅力がまた発信できると思いますので、そういった検討もしていただければと思います。

また、細かいことにもなりますが、先ほど言ったとおり、エイドのサービスの充実であったり、細かいことを言えば、タグのはずし方も、自分でとるということは普通あり得なかったりとか、給水ですね、走る前、あと走り終わった後、そういったこともやっぱり実行委員会の方々からも出ておりますので、しっかり精査していただき、それが根づくように頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

最後に質問いたしました地域担当制について

お伺いしたいと思います。

先ほど市長からも言われたとおり、10年目の開催となりますけれども、やはりこの地域担当制は、そろそろ一区切りついたのではないかと、私は思います。やはりこの担当制のやることによって、やはりなかなか職員の方々の業務が大変なような、私は感じがするんですけども、アンケートのほうではやってほしいと伺ったんですけども、人員配置など、そしてまた、やり方など、もっともっと精査する必要があるんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺はどういうふうに思ってますでしょうか。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 今回10年目ということで、一つの節目ということで、そのためのアンケートでもございました。今回のアンケートをもとに、これまでのやり方を維持していくのか、また、縮小していくのか、それとも一歩進んだ形でしていくのかというのを庁内的にも議論していく考えでしたけれども、75%の区長さんが必要だというふうな回答がございましたので、まずは基本的には現行の体制を維持してまいりたいと考えているところです。

しかしながら、一方で、18%の区長さんが必要ないと言っていることについては、やはりその意見も踏まえまして、これからどのような形ですべきかというふうな議論は必要であると思います。

また、職員の負担につきましては、大体1回の訪問につきまして30分程度、場合によっては長くなる場合もあるかと思うんですけども、これが年3回ですので、実際に負担になっているという声は担当課のほうに寄せられておりませんし、それほど負担というほどでもないのかなと思っております。

1 2 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

1 2 番（佐藤卓也議員） わかりました。

さまざまなことをやっていることでしょけれども、業務内容から言わせると、30分程度だという話だったんですが、だとすれば、そこに重きを置くのではなくて、別の形でもできるのではないかなと思います。わざわざ職員地域担当制を導入しなくてもやり方は多々あると思いますし、情報交換もできると思います。ですから、この地域担当制を継続するのではなく、違った形のほうが私はいいのかなと思います。確かに地域の市民のニーズは多岐にわたり、苦情なんかも多分そのときに言うんでしょうけれども、ただ、区長たちだけが知っていて、ほかの市民の方がなかなか知らないという現実もございます。特に区長さんは2年に1回かわる方もいらっしゃる、ずっとなさる方もいらっしゃるし、区長の固定化も進んでいます。そうしますと、この地域担当制がなかなか広がらなくていい事情もありますので、今後、こういう、先ほどは続けるか、続けないかという形だったんですけど、廃止もひとつ検討の枠に含まれてはいかがでしょうか。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 職員派遣制度について、私の公約でずっとやってきたわけですけども、情報がないにかかわらず、区長の重みというのがあります。これは行政側の職の一つであるというふうにして情報収集、さらには地域コミュニティーをどういうふうにしていくかという行政側の情報収集であるということを踏まえて、廃止の意向はありませんので、よろしく願います。

1 2 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

1 2 番（佐藤卓也議員） わかりました。

市長がそう言うんだったら仕方ないですね。わかりました。

最後に、3月をもって退職なされる皆様に感謝を申し上げます。長年の間、市勢の発展に御協力、まことにありがとうございました。これからは人生100年の時代でありますので、これからは体調管理に気を配っていただき、今後の活躍を期待したいと思います。

以上、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

小野周一議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時00分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

高橋富美子議員の質問

小野周一議長 次に、高橋富美子君。

(11番高橋富美子議員登壇)

11番(高橋富美子議員) 今期定例会、8番目に一般質問をいたします。市民・公明クラブの高橋富美子です。

ことは例年にない豪雪となり、市民生活に大きな不安をもたらしました。屋根の雪おろしを頼んだら2週間待ち、だめだったらほかを当たってくださいと言われ途方に暮れていた方、側溝から水があふれ出し、道路が川のようになり、通学中の児童をおんぶして連れていた方、高齢の方がスノーダンプでようやく運んできた雪を見かねて、近所の青年が手をかす姿、さまざまな光景を目にしてきました。

また、自分の家の除雪で手がいっぱいなのに、一人で大変でしょうと雪かきをしてくれる隣人に本当にありがたいという声も聞くことができ

ました。

雪国で暮らす私たちにとって、お互いさまの心と助け合い、そして行政の力が必要不可欠です。今年度の反省や課題を踏まえ、さらに雪に強いまちづくりに期待をしております。

また、先日、新庄雪まつりの模様が放映されておりました。大きな雪像の前で子供たちにとって雪は何ですかとのインタビューに、雪は宝ですとはじけるような笑顔で答える小学生の姿に感動しました。大人になっても宝だなと思えるまちづくりにしていかなければならないと感じました。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

1点目に、障害者差別の解消について伺います。

平成28年4月から障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、障害者差別解消法が施行されました。この法律は、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としております。

法律では、自治体の職員の対応要領の策定を努力義務としております。本市としてはどのような対応をお考えか伺います。

また、山形市などでは、条例化をしている自治体もあることから、条例制定についてはどのようにお考えか伺います。

2点目に、障害者の雇用対策について伺います。

障害者の雇用の促進等に関する法律の改正により、就業機会の拡大を通じて、障害者の職業的自立を図ることがより強く求められております。

そこで、本市における障害をお持ちの方の人数と、そのうち就業している方、就業を希望しているながら、職につけない方がどれぐらいいる

のか、実態についてお伺いいたします。

また、障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる共生社会実現の理念のもと、全ての事業主には法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

改正障害者雇用促進法に基づき、法定雇用率がことし4月から引き上げになります。その算定基礎に現在の身体、知的のほか、精神も含まれることになります。民間企業においては、現行の2%から2.2%に引き上げられます。国及び地方公共団体等は現行の2.3%から2.5%に変わります。

本市においては、法定雇用率に達しているのかどうか。達していなければ今後の対策についてお知らせください。

あわせて、市内企業の障害者雇用状況の実態と雇用の促進についてのお考えをお伺いいたします。

3点目に、生活保護行政についてお伺いいたします。

生活保護は、憲法25条の理念に基づき、生活に困窮する人々に対し、その程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保護するとともに、自立に向けた支援を行う制度である。保護の実施機関として申請に基づき調査を行い、保護を決定し、必要な援助を実施する、生活保護には、生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の8種類の扶助があるとの概要です。本市においてもさまざまな情勢により、生活保護を受けたいという方がふえております。必要とされる方には速やかに給付をしなければなりません。その生活保護の原資は税金であり、不正な受給を防ぐことは、財政上からも重要です。必要とする方にはきちんと支給し、また、自立できる方には自立の手助けをする法律改正も行われておりますが、自立支援もなかなか十分ではないようです。

そこで、生活保護の窓口や、相談体制の充実

が必要と考えますが、現在の状況と今後の見通しについてお伺いいたします。

最後に、食育教育への取り組みについてお伺いいたします。

食べることは、暮らしの中で日々何気なく行っていることですが、心身の健康や成長のためにはとても重要で、幼少期のころに食べたり、飲んだり、口にする食生活が将来の健康な体づくりに必ずかかわってくることを改めて考えさせられたのは、先月市民プラザで上映された「いただきます～みそをつくる子どもたち」というドキュメンタリー映画に出会ったことです。食べたものが私になるとのサブタイトルに食育の重要性を感じました。

最近、朝食をほとんどとらない、あるいは家族で食事を一緒にすることのない孤食、偏った栄養、肥満、そして生活習慣病の低年齢化など、食の問題が憂慮されております。

食育とは生きる上での基本であり、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであり、さまざまな経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることとあります。

家庭での食育が中心であるとは思いますが、食育白書の調査によると、食の安全に対する意識が高まる一方で、学校給食や授業などを通して、子供に食生活の大切さ、正しい食習慣を身につけさせる食育への関心度が薄れている。特に、若い世代の食に対する意識の低さが目立つとされておりました。

本市においては平成26年に新庄市食育地産地消推進計画が策定されており、食育に関する取り組みをされてきたと思いますが、教育現場における食に対する教育について、どのようなことが行われているのかお伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、高橋市議の御質問にお答えさせていただきます。

障害者が社会活動に参加できない、あるいは参加しにくいといった制限に関しては、目が見えないとか、歩けないなどのその人が持っている性質から生じるものと長く捉えられてきましたが、環境や制度などの社会の仕組みの不備や、人々の偏見もその大きな要因であります。障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法では、障害を理由に差別的取り扱いや権利侵害をしてはいけないこと、社会的障壁を取り除くための合理的配慮をすることなどが定められています。

この法律に関し、市が行うべき点は大きく2つあると考えており、一つは、この法律、考え方の普及・啓蒙に取り組み、定着させること、もう一つは、この法律を十分に踏まえた行政サービスを行うことであります。

前者については、毎年市報に記事を掲載し、法の趣旨を紹介しているほか、共生社会実現の前提である障害に対する正しい理解を深める事業にも今年度から取り組んでおります。

今年度6月の健康福祉まつりに合わせて映画上映を行いました。いずれも今後継続実施しつつ、より効果的な方法について研究を進めてまいります。

次に、後者ですが、議員の御指摘のように、職員対応要領の策定の方針を受け、昨年11月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する新庄市職員対応要領を定め、訓令として職員に発令し、適用しております。

主な内容としては、再任用職員、非常勤嘱託職員、日々雇用職員を含む本市の職員の全ては、事務事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と比べて不当な差別的扱いをすることにより、権利、利益を侵害してはならないこと、障害者から社会的障壁の除去を必要とし

ている旨の意思の表明があった場合は、必要かつ合理的な配慮の提供をしなければならないと定めております。不当な差別的取り扱いと合理的配慮の考え方については、その具体例を留意事項として規定しております。

このように本市においては、職員対応要領に基づき、全職員が障害を理由とする差別をしないよう行動しているところではありますが、もし問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処すること、その相談は総務課が集約し、是正措置、再発防止措置をとることとして、要綱に定めており、相談体制をつくっているところであります。

今後、研修などを通して、職員全体に趣旨を浸透させるとともに、対応要領を基本としながら、市として何をすべきか、何ができるかなどについて検討し、取り組みを進めてまいります。

さて、障害を理由とする差別の解消に関する条例の制定についてですが、時折、障害者御本人からも策定の考えがないかとの御質問を受けているところで、県による策定状況調査では、県内では山形市と川西町が制定しております。ほかは検討中や未定となっております。

本市でも法律や県条例が存在するため、現時点ではそれに沿って対応を行うとの考え方でありま。

次に、市内における昨年末現在での各種障害者手帳所持者数は、心臓病などの内部障害も含めた身体障害者手帳が1,878名、療育手帳が264名、精神障害者保健福祉手帳が165名、合計で2,307名となっております。

就労系の障害福祉サービスに関しては、平成29年12月時点で329名の方が利用しております。市内の企業などに一般就労している方の数は把握困難ですが、後ほど紹介いたしますハローワーク新庄による取りまとめでは、最上郡内で137.5とカウントされています。全ての企業が対象になっていない点や、就業時間や障害の程

度により、0.5から2.0でカウントするため、あくまで参考となりますが、お知らせしておきます。

また、最上地域の障害者の就業や生活を支援する目的で設置されている最上障害者就業・生活支援センターでは、昨年12月末現在で最上郡内で446名の登録者がおり、就職中の人が270名、そうでない人は176名でした。就職できてない人も随時実習などで準備しており、就職中の人数はふえてきているところであります。

さて、法定雇用率につきましては、厚生労働省により障害者雇用促進法において、常時雇用する従業員の一定割合、50人以上の規模の民間企業では2%、国県市町村などの公的機関においては2.3%と定められております。

市役所においては、障害者の雇用率が3.4%と、平成29年度も法定雇用率を達成しております。

今後、障害者雇用促進法の改正法が平成30年4月から施行され、法定雇用率が地方自治体にあっては2.5%に引き上げられ、また、算定基礎の対象に精神障害者が追加されることになっております。

本市においては、障害者が地域の一員として地域で生活していける共生社会を実現するとしての法の趣旨にのっとり、法定雇用率を達成していくよう、障害者の雇用を進めてまいります。

市内企業の実態ですが、さきに述べたハローワーク新庄の取りまとめによると、最上管内の平成29年6月時点での障害者雇用率は4.73%と県内、国、全国ともに2%となっているのに対し、高い割合となっています。市内に所在する雇用契約を締結して就労の場を提供する障害福祉サービス事業所が含まれていることがその理由でございます。これを考慮すれば、本市における障害者雇用に関する環境はある程度整っていると考えられます。

今後もさらなる充実に向け、関係機関との連

携を深めてまいりたいと考えております。

次に、生活保護行政についてお答えさせていただきます。

近年、生活保護に関する相談、申請件数につきましては、ともに多い数字で推移しており、あわせて生活保護の受給世帯も増加傾向にあります。本市における1月生活保護受給世帯数は、262世帯であり、扶助費については医療扶助費等を含め、1カ月当たり約4,000万円の支出となっています。

生活保護の申請に至るまでの事由につきましては、さまざまなケースがありますが、主に高齢者の低年金や健康上等の理由による離職のため収入が少なくなり、預貯金もなくなり、申請に至るケースが多く見られます。

現在、市の生活保護の申請等の窓口は生活保護受給世帯の増に対応するため、本年度1名増員し、4名体制とし、生活保護受給者への生活支援を行っています。

自立に向けた就労支援についても、個々に稼働能力の程度を判断しながら支援を行うこととしております。

また、平成27年度より制度化されました生活困窮者自立支援制度により、生活保護に至る前の自立支援を図るため、専門の相談支援員や就労準備支援員を配置した自立相談支援の窓口を設け、借金や仕事、子育て等の生活する上で抱えている多岐にわたる問題の相談に専門機関と連携しながらきめ細やかな対応を行っております。

今後も市民の皆様が抱えておられる問題解決に向けて、生活自立支援相談制度について、関係機関との周知等により、機能の活用を図りつつ、あわせて生活保護行政に対応したいと考えております。

朝食に関する答弁については、教育長より答弁させますので、以上、壇上よりの答弁とさせていただきます。

高野 博教育長 議長、高野 博。

小野周一議長 教育長高野 博君。

高野 博教育長 それでは、教育現場における食に対する教育についてお答えいたします。

食に関する取り組みは、議員からもありましたが、食育は生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもので、さまざまな経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるものであることを認識し、望ましい食生活の形成に結びつけられるよう推進してまいりたいと考えています。

学校の授業においては、家庭科や社会科、総合的な学習の時間等で食への関心を高めるとともに、食育に関する指導を積極的に行っています。

また、給食の時間を食の教育の一環として捉えて、食育に取り組んでいるところもあります。

学校における食育の具体的な取り組みについてですが、授業や給食の時間を活用し、食に関する感謝やマナー、生活習慣、バランスのよい食事や栄養素について指導しています。

また、季節の食材やその料理法、さらには食文化の学習を通じ、日本の伝統を大切にすることをしています。自分たちで野菜の栽培を行ったり、稲を栽培したりして、収穫後に調理して食べる学校もあります。自分たちでメニューを考えたりして、食への関心を高めたりしています。

また、給食においては、地産地消を取り入れ、そのメニューについて児童生徒に紹介したりしています。さらには、バイキング給食、芋煮給食、縦割り給食等、学校ごと、行事を通じて食の楽しさと大切さを伝え、また、さまざまな人とかわりながら食べる場を設けることで、地域の生産者や調理員とのコミュニケーションを深めています。

さらに、学校では、1週間の食に関するアン

ケート調査等を行い、朝食について把握し、基本的な生活習慣や朝食の大切さについて指導しています。多くの学校で食にかかわる活動の様子を学校だより等で御紹介し、家庭でも食への関心が深められるようにしています。

今後も子供たちに食育を通して食の大切さを指導してまいりたいと考えています。

以上です。

1 1 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小野周一議長 高橋富美子君。

1 1 番（高橋富美子議員） ありがとうございます。

それでは、最初に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する件について再質問いたします。

先ほど市長より新庄市職員対応要領ということで、本当に事細かにうたわれておりました。相談窓口は総務課長が定めるとありましたけれども、窓口の対応は総務課が窓口になるということでしょうか。また、総務課は障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し必要な研修、啓発を行うものとするとなりました。先ほど市長の答弁にもあったのですが、具体的な、もっと具体的な例があればお示しをいただきたいと思います。

齋藤彰淑総務課長 議長、齋藤彰淑。

小野周一議長 総務課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑総務課長 市役所に対するいろんな苦情等の相談については、まずは、第一義的には総務課が窓口となります。ケースに応じて担当の課につなぐというふうなことになるかと思いますが、総括的には、ただいまお話あったように、総務課が窓口というふうになります。

また、職員の研修につきましては、昨年10月に新庄市職員対応要領を定めて、11月に課長会を通じて訓令という形でこの要領を発出したわけですが、やはり一度だけお話を聞いただけではなかなかわかりにくいところ

もありまして、日常の業務の中で自然にそういうふうな対応が出るようなことは、かなりの研修が必要と考えてございます。そのようなことで、市としては、市役所としては、毎年全職員に対してテーマを決めて課題研修というものを行っております。そういった機会を捉えながら、こういった職員対応要領について、より具体的に事例を交えながら、自然にそういった対応が出るような研修などもしていきたいと思っております。

以上です。

1 1 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小野周一議長 高橋富美子君。

1 1 番（高橋富美子議員） わかりました。

まだ、11月から施行ということで、事例も少ないと思っておりますので、いろんな機会を通してコミュニケーションをしながら頑張っていたきたいと思います。

また、合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例ということでもさまざまなことが書かれてありました。災害や事故が発生した際、庁舎内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、電光掲示板、または手書きのボードなどを用いて、わかりやすく案内し、誘導するとありますけれども、この電光掲示板というのはあるのですか。

それともう一つ、済みません、合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例ということで、筆談とか、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いるとありました。手話ができる職員の方って何名ぐらいいらっしゃいますか。お願いします。

齋藤彰淑総務課長 議長、齋藤彰淑。

小野周一議長 総務課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑総務課長 残念ながら電光掲示板は市役所にはございません。

また、手話ができる方というのは、ちょっと現時点では、正職員の中ではちょっと把握し切

れておりません。その合理的な配慮に当たる物理的環境、意思疎通の配慮とか、あるいは柔軟な対応については、会議等、あるいはイベント等に、多くがそういったところの場面で求められてくると思いますので、事前にそれにかわるような対応をしながら、差別のない対応をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

1 1 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小野周一議長 高橋富美子君。

1 1 番（高橋富美子議員） 予算的なこともあるかと思いますが、電光掲示板など、設置できたらいいのかなと思います。

また、敷地内に駐車場が整備されておりますが、障害者の来庁、多数見込まれる場合は、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更するとあります。今現在では、正面玄関の近くではなく、少し離れた場所に駐車場が設置をされておるようです。また、冬などで路面に障害者用とかという、ちょっと薄れていて見えなくなっておりますので、この点もよろしくお願ひしたいと思います。

来庁者の多数見込まれる場所ということなので、福祉関係が多いかとは思いますが、今後やっぱりいろんな方が来庁されると思いますので、この点、どんなふうにお考えでしょうか、お願いします。

齋藤彰淑総務課長 議長、齋藤彰淑。

小野周一議長 総務課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑総務課長 確かに、現在市役所正面の駐車場においては、梨の木の下に2区画設けてペインティングしておりますが、何せ自前なもので、毎年春には色を塗っているんですが、ワンシーズン過ぎるとまた色があせるということで、その辺のペイントはまた塗りかえたいと思っておりますが、市役所現在耐震工事中でありまして、今後、東庁舎の解体、会議棟の設置、あるいは西庁舎の解体ということで、この

全体の駐車レイアウトも変えていく必要が、この機会に駐車場の配置も変えていく必要があるのではないかと考えています。その中で、トータル的にどの辺にどれだけの量の身障者用駐車場のスペースを確保すればいいのか、あるいは臨時的なものが想定されるとすれば、そのときには事前にコーンなどを置いて、特別の区画をとるといふような対応なども必要かと思いますので、そういうふうな対応をスムーズにできるようなレイアウトも検討していきたいと思っております。

11番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小野周一議長 高橋富美子君。

11番（高橋富美子議員） よろしくお願ひします。

あと、条例制定については、先ほどありましたように、内容的には国の法律や県の条例等を準用することでということで、承知いたしました。また、内容的に、新庄市独自に何か定める部分があるとすれば、制定も考えていただきたいと思いますが、その点再度お願ひいたします。

齋藤彰淑総務課長 議長、齋藤彰淑。

小野周一議長 総務課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑総務課長 障害者差別解消法におきましては、法律に基づいてそれぞれの自治体がそういった要領を定めなさいというふうな努力規定になっております。

今回、そういったことを受けまして、要領を定めたわけですが、もしこの内容でまずは足りないとするれば、要綱の内容の充実、周知徹底を図っていききたいなど。さらに強い制約が必要となれば、条例の制定というようなことも、当然視野に入れなければならないと思いますが、この法律を受けての要領の定めとなっておりますので、まずはこの要領の浸透から、職員への浸透から進めていきたいと思っておりますので、まずはこの要領の浸透から、職員への浸透から進めていきたいと思っております。

11番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小野周一議長 高橋富美子君。

11番（高橋富美子議員） わかりました。

続きまして、障害者雇用対策についてお伺いします。

先ほど市長答弁により本市においては法定雇用率3.4%ということで、法定率に達しておるということで、安心をしたところです。

市内の把握ということで、ハローワークにおいて、12月446名、うち270名がついているということで、残りの176名の方がまだ就職につけていないということで、これもいろんな意味で自立支援の方を通して、一日も早く就職をできたらいいのかなと思っております。この雇用の促進についてということなんですが、今、さまざまところでやっぱり障害者の雇用ということが問題視をされておまして、ある、名古屋でしたか、農業と、それから福祉を連携した障害者の方との農業と福祉の連携ということが出ておりますが、この点について、今農業の後継者不足も問題視をされております。こういった点について市のほうで何か、農業と福祉の連携などについて考えていらっしゃるがあれば、お伺いしたいと思います。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 特に法人化でありますとか、大規模に畑作する方も出てきております。その中で労働力が不足しているというふうな現実がございます。先ほど成人福祉課長からも話出ましたけれども、生活自立センターの前の友愛園のところにあるところですけども、障害者以外も含めてですけども、生活困窮者の自立のためのセンターであります。そういう方々が働く場所を求めているというふうなところで、生産者とともに訪問したりして、紹介していただくというふうな活動はしております。障害者の方々の中にはですね、いわゆる単純作業と言っているのかわからないですけど、同じ作業を繰

り返すのが得意だというふうな方が結構いらっしゃいます。そういったところで、そういった方々も活用しながら、農業生産現場においても、紹介していきたいなというふうに思っておりますので、そういう状態です。

11番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小野周一議長 高橋富美子君。

11番（高橋富美子議員） 私たち市民・公明クラブで、去年、7月と10月に障害者を雇用している施設というか、ところを視察してきました。やっぱり障害をお持ちの方を雇用するということは、大変事業主の方にとっても、大変困難なことも多いようですが、本当に一人一人が伸び伸びと、明るくそこで作業する姿、挨拶もとっても上手で、本当に私たちが学ぶことが多々ありました。前はやっぱりそういう作業も、清掃であったりとか、ちょっと限られていたことが多かったようなんですが、今は多岐にわたって、やっぱり指導するほうの裁量で、いろんな分野で障害をお持ちの方が雇用をされております。本当にしっかりとこれから取り組んでいただいて、新庄市においても、福祉においては新庄が一番だと言われるような施策をお願いしたいと思います。今回の市長の30年度施政方針の中に、障害者に優しいまちづくりを進めていくため、市役所が担っている業務の中で何ができるのかということを考え、職員と意識を共有していくための1年にしていきたいと考えておりますとありました。本当に障害者に優しいまちを目指すことは、全ての人に優しいまちにすることであると、市長考えておるとのことなんです。誰もが当事者になり得る、障害や高齢による日常生活での困難や負担を軽減することは大きな課題ですとありました。本当に当事者だけでなく、家族や周囲の人にかかわりを持っていただくことが必要だということで、これから本当にこのことにしっかり取り組んでいくということですので、見守っていききたいと思っております。

よろしく申し上げます。

3点目に生活保護行政についてお伺いいたします。

先ほどありましたように、1月、262世帯の方が生活保護を受けていらっしゃるということ、1カ月当たり4,000万円でしたでしょうか。大変な税金が使われているわけです。本当に生活保護を受けていらっしゃる方はあれですけども、生活保護を受けられないでぎりぎりの生活をしている方もたくさんおられます。自分は生活保護を受けていないんだけど、生活保護受けてる人いいなとか、ちょっとそういう声も聞こえることがあります。それでやっぱり相談窓口の対応が大変必要になってくると考えますが、先ほど1名増員して、今4名体制という話がありまして、どういった、そういった市民の方からの何かあったときに、対応というか、されているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、加藤美喜子。

小野周一議長 成人福祉課長兼福祉事務所長加藤美喜子君。

加藤美喜子成人福祉課長兼福祉事務所長 この4月からケースワーカー1名ふやしていただいてまして、対応しているところがございますけれども、保護世帯262世帯というふうなことになってはいますが、ことし4月以降、生活保護を廃止した世帯が29世帯、そして、新たに開始した世帯が40世帯というふうなことで、大変、トータル的な数字的には若干微増というふうなところでありますけれども、実際の相談窓口としては、かなりそれぞれの世帯ごとの状況ですとか、定期的な訪問というふうなことで、かなり業務量的には多くなっているというふうな状況でございます。なかなか自立に向けた就労支援というふうな部分では難しいところもありますけれども、お一人お一人の家族状況、困窮状

況に合わせて、計画的に自立に向けた支援というふうなところを、ケースワーカー同士での話し合いもそうですけれども、関係する機関とさまざま協力をいただきながら、自立に向けたかわりというふうなところを目指して励んでいるところでございます。

11番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小野周一議長 高橋富美子君。

11番（高橋富美子議員） ありがとうございます。本当に、常にその課だけでなく、教育委員会であったり、子育て推進課であったりとか、本当に横の連携が密になっているなどということ、先日も実感したところです。

あと、もう1点ですけれども、生活保護の受給者を減らすためというか、独立しないようにとか、進学しないようにといった不適正な指導があった自治体の例が報道されていましたが、新庄市ではそういったことはないと思いますけれども、今後は生活保護世帯の進学の支援ということで、これも今年度から貧困の連鎖を断ち切るために、2018年度から生活保護世帯の子供に対する大学進学支援を強化するとありました。就学支援、さまざま支援も手厚くなるようです。しっかり一人の人に寄り添って、よろしく願いをしたいと思います。

最後に、食育についてお伺いします。

先ほど教育長のほうから、さまざま取り組みが紹介されました。本当に、里芋、芋の子ですか、使ったり、稲を収穫してメニューを考えたり、自分たちでつくった作物を給食で食べるということで、本当に食の大切さをしっかり学校給食を通してやられているなと思いました。

今までの取り組み、学校においては弁当をつくって持ってくる学校とかあったり聞いているんですけれども、今後、新庄市において、ちょっと何か別の取り組みというか、新しく新たな取り組みなどを考えていることがあれば、お願いしたいと思います。

齊藤民義学校教育課長 議長、齊藤民義。

小野周一議長 学校教育課長齊藤民義君。

齊藤民義学校教育課長 教育長答弁の中にもあったんですが、各学校でそれぞれ創意工夫をしていただいて、取り組んでいただいております。子供たちが栽培した作物を取り入れて給食にしたり、あるいは、そういった朝食に関しましては、PTAとの連携というのが非常に大事ですので、母親委員会とか、それからPTAとの連携をして、外部講師を招いてそういう食育に、あるいは朝食を食べるということを意識づけている学校もございます。

そういった意味では、やっぱり今後PTAとの連携ということが非常に大事だと思われまして、特に最近力を入れておりますのが、生活リズムということでございます。中には、御飯をつくっても子供が朝起きるのが遅くて食べられないとか、そういった子供さんもふえているようです。やはりそういった意味では、生活リズムというのは非常に大事だなというふうに考えて、その生活リズム調査、あるいはさまざまな面で学校にも「早寝早起き朝ごはん」ということで、お願いはしてきているところでございます。

11番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小野周一議長 高橋富美子君。

11番（高橋富美子議員） 今もありましたが、朝食を食べない子供、食べる子供とありましたが、文部科学省の調査によると、毎日朝食を食べる子供は全く食べない子供と比較して、学力調査の平均正答率が高いことがわかっていますとありました。しっかりまた、家庭においてもそうですが、学校においてもさらなる教育をお願いしたいと思います。

食育・地産地消推進計画が策定されまして、その中で、平成24年に給食における新庄産農産物、野菜、果実、菌茸類、肉の使用割合ということで、22%の現状値でしたが、平成30年度に

目標値を40%と掲げておるようです。現在ほどのくらいになっていますか。

齋藤民義学校教育課長 議長、齋藤民義。

小野周一議長 学校教育課長齋藤民義君。

齋藤民義学校教育課長 ただいま具体的な数字はちょっと持っていないんですが、目標値を超えて、補助金のほうもそういった意味では県のほうから受けながら、給食のほうに補助金のほうを割り当てながらしているという現状にはございます。

1 1 番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。

小野周一議長 高橋富美子君。

1 1 番（高橋富美子議員） 目標値達成に向けて頑張っていたきたいなと思います。本当に新庄市を担う未来の子供たちのために、本当に新庄のよさを大人がどんどん語っていききたいなと思います。

また、この3月で退職されます職員の皆様、これまで市勢発展に御尽力をいただき、大変にありがとうございました。大変にお疲れさまでした。本当に、これからも新庄市市勢発展のためにどうぞよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

齋藤彰淑総務課長 議長、齋藤彰淑。

小野周一議長 総務課長齋藤彰淑君。

齋藤彰淑総務課長 高橋市議の発言事項2番の障害者の雇用対策の質問の中で、市長答弁の中で、障害者の法定雇用率、市役所における法定雇用率がどうなっているんだというふうなことです。市長答弁で3.4%と申し上げましたが、2.34%の誤りでございましたので、訂正してお詫びさせていただきます。どうも済みませんでした。

小野周一議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時46分 休憩

午後1時55分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開します。

学校教育課長齋藤民義君から発言の申し入れがありますので許可します。

齋藤民義学校教育課長 議長、齋藤民義。

小野周一議長 学校教育課長齋藤民義君。

齋藤民義学校教育課長 先ほどの高橋市議の御質問で地産地消の割合ということがございました。その数字について、平成28年度につきましては、地産地消ウイークの地産地消の割合は42%ということでございますので、御了解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

叶内恵子議員の質問

小野周一議長 次に、叶内恵子君。

（2番叶内恵子議員登壇）

2 番（叶内恵子議員） 今期定例会最後の一般質問をさせていただきます。議席番号2番叶内恵子です。

通告に従いまして質問させていただきます。

先日、新庄市内に中古住宅を購入し、リフォームを行った市民の方から質問されました。今回、リフォーム工事をした際に、20万円の補助金が適用できて助かったのだけれども、県内のほかの市に住む友人と話をしたら、その市では新庄よりも補助率がよくて、対象となる工事の幅も広いし、例えば、ことし補助金を受けてリフォームをしたとしても、次の年も20万円以上のリフォーム工事をするということであれば、また申請ができるということを知ったということでした。新庄でもその市のようなことができないのかというものでした。

また、別の日には、市内在住の大工さんなのですが、近隣の町でリフォーム工事を受注する予定だったのだけれども、その町の建設業者に

依頼したほうが補助金が多く受けられるということで断られてしまった。資本金がある工務店などであれば、補助金分を値引きしても仕事をとれるかもしれないけれども、自分のような一人でやっているところなどは、材料代を考えても限界があり、まねはできない。新庄市でも市内の業者に優先的に仕事が回るような補助金にならないものだろうかというものでした。

住宅リフォーム助成制度は、平成3年からバブルの崩壊で深刻な不況になった日本経済が平成9年に消費税が3%から5%に引き上げられたことにより、さらに悪化していく中で、平成10年東京都板橋区で創設されました。全国的に長引く建設不況とデフレの中で疲弊した建設労働者、地域工務店、中小零細建設業者の衰退と地域経済の立て直し、不況によって喪失する大工技術と技能を防ぐこと、そしてそれらの技術と技能を継承する人材育成が課題となっている社会構造を解決に導くために、住宅リフォーム助成制度が全国各地に広がっていきました。それぞれの地域がそれぞれの地元に仕事をつくる必要性によって導入された背景があると思います。

昨年の山形県内の建設業界の景気を見ますと、国内の景気は緩やかな回復基調にある中で、元請ゼネコンや大手住宅企業が空前の売り上げで膨大な利益を上げ、これまでにない経営環境に恵まれた1年であったとしながらも、小規模建設業者は元請業者からの仕事の発注は多いものの、現場で働く公共工事設計労務単価の賃金引き上げが反映されないまま、厳しい経営を強いられ、景気回復に対する実感は得られていないとしています。

また、最上地域の建設業については、平成29年1月に発表された業況DIによりますが、マイナス6.6ポイントと前回調査比から5.9ポイントと景況は改善しているという結果で、明るい兆しが見えるのではないかと思います。

景況の先行き見通しはマイナス13.4ポイントと悪化の見込みとなっています。この調査結果が示すように、市内の、とりわけ小規模事業者からは、商売自体がいつまで続けられるかという先行きを不安に思う声が聞こえてきます。やはり景気回復に実感が得られていないのが実情であると思います。

市民の願いは新庄市の地域経済が持続的に発展することであります。地域経済が持続的に発展するという事は、毎年この年にまとまった投資がなされることを意味すると思います。あるまとまったお金を地域に投資することによって、そこで雇用や原材料、部品、サービスの調達を繰り返し、地域内の労働者や農家、商工業者、サービス業者も毎年生産と生活を維持拡大できる力が備わることだと思います。それでは、新庄市において地域経済を牽引するであろう産業はどの分野なのだろうか。地域経済分析システムRESAS（リーサス）によって地域経済循環の構造を見ることができます。行政においても施策の制度設計を行う際には、RESASを活用されていると思いますが、新庄市の場合、地域の経済循環に貢献している産業の第3位が建設業という結果を見ることができます。この結果を見ると、この産業に資本が投下されることによって、新庄市内に雇用や賃金、投資や人材を呼び込む好循環をつくり出すことができるということの意味しているのではないかと思います。

住宅リフォーム助成制度は、その創設の背景を見ても新庄市の経済循環の構造を見ても、新庄市の経済を高めるためには有効な事業なのではないでしょうか。新庄市において平成23年度より市住宅リフォーム補助金制度が活用されています。平成29年度の住宅リフォーム補助金の交付決定額3,000万3,000円によって、補助対象工事費4億1,870万3,000円のリフォーム事業を生み出しています。そのため、約14倍の経済効

果があることがわかります。補助金としてこのまちに投下された資本によって生み出されたこの経済効果が実際に我がまちを元気にしているのかどうか、数字で把握することが重要なのではないのでしょうか。住宅リフォーム補助金の活用によって、目標とする成果が得られて、我がまちを元気にしているのでしょうか。

さて、我がまちに実際にどれほどの経済波及効果をもたらしているのでしょうか、伺います。

次に、新庄市の最上位計画であるまちづくり総合計画において、住みよい住宅環境の整備の施策の目標である指標名、住宅性能向上件数、指標の説明、リフォーム件数と建てかえ平成32年の目標は、目標値220件となっています。リフォームについては、市が助成事業を行っているのですが、目標指標とすることについては理解ができるのですが、建てかえに関しては市民に対して建てかえを誘発する事業を何ら行っていないのではないかと思うんですが、目標指標をリフォーム件数と建てかえと設定した理由を伺います。

また、目標値を220件達成することで、我がまちのどのような課題が解決するのでしょうか。また、我がまちにどのような効果があるのでしょうか。どのような未来予想図を描いて目標値220件としたのでしょうか。その根拠について説明をお願いします。

住宅リフォーム助成制度については、これまでも都度制度の改善、充実を望む質問がされてきました。これまでの新庄市の答弁をもとに、市民の声に耳を傾けると、現行の制度改善へのニーズが高いことがわかります。住宅リフォーム助成制度は、補助金を受けられる対象者の範囲が広く、また、補助を受けた市民の先にいる関連事業者のすそ野も広いいため、広範囲にわたって地域経済を刺激することができる公益性、公共性を発揮できる制度であると考えます。そのため、現行の制度の改善、充実が必要である

と考えますが、どのように考えているのかを伺います。

次に、中心市街地活性化策について伺います。

新庄市の中心市街地は、バブル崩壊後の景気の低迷や、自動車交通の進展、大型小売店舗などの郊外出店により中心市街地の市場規模が縮小し、吸引力が低下したために、店舗の廃業に伴う空き地、空き店舗の増加、歩行者、通行者の減少により厳しい状況が続いています。このことから、新庄市は、新庄市まちづくり総合計画によって中心市街地活性化に向けて取り組みを進めているとしています。中心部の人口減少による空洞化、あらゆる人が暮らしやすい生活空間の実現のための施策が魅力ある市街地の形成であります。

そこで、以下の施策について具体的に進捗状況を伺います。

1つ、市街地での適正な開発の誘導はどのように進めているのか。

2つ、空き地、空き店舗の活用はどのように進めているのか。

3つ、U J I ターンの希望者への住宅情報の提供はどのように進めているのか、具体的に進捗状況を伺います。

次に、これまでの中心市街地は、市民の消費生活を支えてきたと思います。しかし、市民の活動が車社会の進展と一緒に拡大していくことに伴い、市民の消費生活を支えてきた中心市街地の役割は、これまでの社会の流れの中で、その時代の要請に従って衰退していったのですけれども、中心市街地が活性化するにはどうしたらよいのだろうと考える日はありません。市民の消費を支える中心市街地から市民が時間を費やせる中心市街地へと変わっていくことができれば、都市機能が備わった中心市街地にはまだまだ活性化の道はあるはずだと考えるようになりました。しかし、そのためには何があったらいいのだろう、どうしたらいいのだろうと考

えているところに、ことし1月18日の朝日新聞において、神奈川県鎌倉市で発達支援をする施設を運営する株式会社鎌倉こどもリテラシーが新庄市内中心市街地で「新庄こども学園あかもも」を設置し、未就学児の療育や小学生以降の放課後デイサービスの計画をしているという報道がありました。この企業の動きは中心市街地の使われ方を変えていくきっかけとなり、中心市街地活性化の追い風になるのではないかと思っています。

また、創造都市ネットワーク日本へ新庄市として参加承認を受け、参加承認に際して文化庁長官及び文科省創設の委員の方からクリエイティブ新庄との言葉と応援をいただき始めていると聞いています。

このような新たな動きに対して、市としてはどのように取り組んでいこうと考えているのかを伺います。

最後に、地域住民、民間事業者、そして行政がともに市民として同じ目標を共有し、かつ、ともに手を携えて進めること、つまりALL Shinjoとなるためには、長井市の中心市街地活性化の取り組みに学ぶところがあると思います。長井市では、まちづくり総合計画における施策の取り組みだけでは成果が望めない課題を中心市街地活性化基本計画を策定し、実力のある具体的な取り組みによって解決し、長井市の中心市街地のにぎわい創出を具現化しようとしています。

新庄市においても、中心市街地活性化基本計画が私は必要であると思います。中心市街地活性化基本計画策定についての考えを伺います。

以上になります。よろしくお願いたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、叶内市議の御質問にお答えさせていただきます。

住宅リフォーム支援事業制度の改善、充実についての御質問であります。初めに、平成29年度の住宅リフォーム補助金につきましては、議員御指摘のとおり、174件、交付決定額約3,000万円で、補助対象工事費は約4億2,000万円となっております。

その内訳は、市内業者の施工によるものが139件、交付決定額は約2,400万円、補助対象工事費は約3億1,400万円で、補助対象工事費全体の約75%を占めております。最上郡内の業者で補助対象工事費は約8,900万円の21%、県内業者では約1,500万円で4%となっております。

次に、まちづくり総合計画の目標指標等についての御質問であります。目標指標リフォーム件数と建てかえ件数を合わせた220件としております。計画見直しの基準年における156件は住宅リフォーム支援件数で、建てかえ件数も加えた場合、220件の実績があるものとし、その件数を維持していくことを目標としております。なお、リフォームにおいては、耐震化、克雪、高断熱、バリアフリーなどの対応をしていただくことが、安全・安心で健康的に暮らせる住宅環境整備につながるものと考えており、建てかえが進むことにつきましても同様でございますので、継続した取り組みが必要と考えております。

次に、住宅リフォーム補助制度の改善、充実であります。新庄市では県の補助事業を活用し、平成23年度より住宅リフォーム補助事業を工事費の10%、上限20万円で実施しております。

平成24年度には、克雪化の要件を追加、平成26年度には県産木材使用の補助上限10万円を上乘せ、平成27年度には人口減少対策として3世代同居、移住、新婚、子育て世代に対し補助率を工事費の20%、上限を30万円とするなど、情勢に合わせて制度の改善が図られてまいりました。

今後もより多くの市民の方より御利用いただ

ける事業とするため、県と協議を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

なお、建設業の第3位というふうなお話がありました。建設業といっても大変広くございまして、木工事、土工事、とび、塗装、そうしたことを含めて建設業というふうなことになるのかと思っております。市内だけの、ほかから締め出されるということで、市内だけで使わせていただきたいというような申し出もございしますが、お金の流れといたしまして、今市内で働いている郡部の皆さんの、ちょっと記憶が正確な数字ではありませんが、市内からの労働力による郡部へのお金が約175億円ぐらいが郡部に出て行っております。しかし、郡部から市内で使われるお金は約240億円であります。行ってこいという関係が非常に多い中心的な役割をしておりますので、暗に市内だけにとどめ置くということは、共存共栄という趣旨からいきますと、なかなかこのことは新庄市が排除することはかなわないのかなというふうなことを思って、今の参考の資料を取り上げさせていただきました。

新庄市だけでやるということは、感情的に新庄に流れをつくれなくなるということもぜひ御理解いただきたいというふうに思っております。

次に、中心市街地活性化対策についての御質問であります。御案内のとおり新庄市では、計画的な土地の利用を図るため、市街地を中心に約697ヘクタールの用途地域を指定しております。開発行為等における事前協議等により、その用途地域に合わせた適正な開発への誘導に努めているところでございます。

また、現在見直しを行っております都市計画マスタープランの中でも、新庄市の目指す都市構造に向けた土地利用の基本方針を定める予定としております。

次に、空き地、空き店舗等の活用についてお答えさせていただきます。

現在、新庄市空き家等対策計画の3月公表に向け、策定作業を進めておりますが、計画の取り組み方針の一つとして、空き家、空き地の流通促進による利活用を掲げております。これまでも行っている商業地域空き店舗等出展支援事業や空き家バンク事業を継続するとともに、民間団体などと連携した具体的事業の検討を行っております。

次に、UJIターン希望者への住宅提供情報等についてであります。計画では、UJIターン希望者への住宅情報提供は、関連団体や事業者の方を中心に行っていただくものとしております。市では、UJIターンの方も含めた定住促進の観点から、平成29年度から若者世帯住宅取得支援事業を実施し、さきの空き家バンクを利用した住宅取得も対象としております。定住促進住宅につきましても、UJIターン者の住宅取得までの間の受け皿になるものと考えております。

新庄市に合った支援について、今後とも調査、研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、未就学児の療育などを行う「新庄こども学園あかもも」の設置に向けた動きや、創造都市ネットワーク日本への参加など、新庄市の新たな動きについての御質問ですが、神奈川県鎌倉市で子供の発育、発達支援を行っている株式会社鎌倉こどもリテラシーが新庄市内で未就学児の療養や小学生以上の放課後デイサービスを行う「新庄こども学園あかもも」の設置を計画していることについては、承知しております。地域の子育て環境をさらに充実・強化するものになるものとともに、新たな形での他の地域との交流にもつながるきっかけとなることを期待しているところであります。

市としましては、このような民間企業の取り組みを見守りながら、市内の子育て支援施設や保育施設との連携なども考えていくことで、地域における子育て支援体制の充実を図り、安心

して子育てができる地域づくりを推進してまいります。

また、創造都市ネットワーク日本は、文化芸術の持つ創造性を地域振興、観光、産業振興等に活用することで、地域課題の解決に取り組む地方自治体やNPO法人等の取り組みを支援するとともに、国内のみならず、世界の創造都市との連携、交流を促進するためのプラットフォームを形成し、日本における創造都市の普及と発展を図ることを目的として創設された組織であり、現在102の自治体とNPO法人等の団体が41団体参加しているところであります。

今回、本市としても新庄の文化の発信や他の地域との連携を図っていくため、創造都市ネットワーク日本への参加申請を行ったところであり、参加が承認されたことは大変ありがたく、新庄市の持つ町としての創造性や文化が認められたものと考えております。

本市では、これまでもエコロジーガーデンにおけるkitokito環境芸術祭やkitokitoマルシェの開催の創造性あふれる取り組みを行ってきておりますが、創造都市ネットワーク日本への参加承認を受けたことで、これまでの取り組みにさらに力を入れるとともに、新庄の文化や創造性のある取り組みを発信し、国内外の地域とのつながりを深め、交流人口の拡大や地域活性化につなげてまいりたいと思います。

この中で、「新庄こども学園あかもも」につきましては、人と人との出会いの中から生まれたというふうに思っております。この誘因に当たっては、環境芸術祭の審査委員長をしていただいた菊池先生がかかわってございまして、新庄の人柄、新庄の地域性、多くの皆さんの温かな地域というふうなことで、株式会社鎌倉こどもリテラシーの紹介になり、会社の社長も直に訪れまして、この地域を探索し、まちの中でできたらいいなというお声をかけていただいたこと、大変うれしく思っております。

現在、地域おこし協力隊としてみずから応募された菊池さんにこの道筋をつけていただいた、また、創造都市ネットワークにつきましても、道筋をつけていただいたということ、大変ありがたく思っているところであります。

こうした積み重ねが新庄の魅力としてきつとなくなっていくだろうというふうに思っております。

次に、中心市街地活性化基本計画策定についての御質問であります。現在まちづくり総合計画後期5カ年の2カ年目において、商工業の振興施策の取り組みとして、回遊性のある商店街づくりでは、市内にかむてん看板を設置し、まちなか案内や情報の発信を行ってきております。

今回、漫画ミュージアムのHUNTER×HUNTERネーム展のコラボ企画展、2月に山形新聞にも掲載されましたかむてんグッズマップを作製し、より市民、観光客の回遊及び消費を促す企画を展開しました。

これに伴い、参加商店では独自のかむてんグッズを考案するなど、取り組みが活性化されております。

商店街の新規出店者支援については、商業地域空き店舗出店事業費補助を活用し、これまでサービス業、飲食業、医療・福祉サービス業、23店舗が創業しております。

さらに最近では、市民有志による空き地、空き店舗等を積極的に活用し、まちを盛り上げようとするプロジェクトも始まっており、民間活力による取り組みも展開されてきております。

現在、都市マスタープランの策定が進められておりますので、まちづくり総合計画とあわせ、新庄市が目指すまちづくりに沿った形で活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

したがいまして、現時点では中心市街地活性化基本計画を策定する予定はございませんが、今後も産学官金と民ともに連携を図りながら取

り組んでまいります。

さらには、ここ数年の間の予測される動きといたしましては、県立新庄病院の移転における空き地の利用、それから、高校の再編による高校の、山形県の敷地の活用法、あるいは、今度は、いずれ10年先ぐらいになるかもしれませんが、新庄小学校、中学校等々の義務教育学校の進展、市内のあいてくる広大な土地も含めて、都市計画マスタープラン、さらには総合計画の中で検討していかなければならないことが控えているということも壇上から述べさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 御答弁をありがとうございました。

まずは、リフォーム補助金についてなんですが、最上地域の中心地ということで、その最上管内と新庄市へのお金の、経済の還流なんですが、とは言っても、では、ほかの、長井市とした場合、長井市も同じような圏域を持っているかなと思うんですが、長井市は制度設計の中で、長井市の業者が使いやすいものと、県の補助金と、2本立てのようにした設計をされているんですね。どちらが市民の立場に立っているのかなと思うと、市長の答弁はわかるんですが、もう少し現場の声を聞いてくださるということが必要なのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 リフォーム補助金、一般分に関して申し上げます、毎年200件弱の件数で3,000万円の補助をしているということでございます。これまでもその申請に対しては、ほぼ100%の形でお受けをしているというふうなことでございます。これも県の補助金を満

額使わせていただいて、実際に実施できるというふうな状況でございますので、これからもこの制度、継続していければなというふうに考えておるところでございます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 市独自で上乗せをして、市の魅力的な施策に変えていくということは、やっぱりできないものなんでしょうか。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 住宅リフォームの目的は、住宅の質の向上というのが一つあるわけです。もう一つとしては、地域経済の活性化というのも当然ありますけれども、その住宅の質の向上という部分については、県の示した各種メニューがあるんですけれども、例えばバリアフリーとか、省エネとか、それから克雪化とか、今では相当数のメニューが並べられておりますので、これらを利用することで一定の効果が発揮できるというふうに考えております。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 済みません、一定の効果の、その根拠をお知らせください。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 先ほど申し上げたとおり、住宅の質の向上という部分においては、先ほどの174件だったかと思っておりますけれども、そういうふうな件数を毎年頂戴しているということで申し上げさせていただきました。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） その質の向上とおっしゃいますけれども、どんな質の向上、市民の住居生活の、住宅が、どんな質の向上を目標とされていらっしゃるんでしょう。県の施策を使う

からいいということでは、私はないと思うんですね。どうでしょうか。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 リフォームの質の向上、住宅の質の向上につきましては、先ほどもお話しさせてもらったように、バリアフリーですね、それから、省エネ、それから、克雪化とか、部分補強などといった部分で、その住宅そのもののグレードアップが図られるわけです。そういう意味で申し上げさせていただいたということでございます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） そのグレードアップをさらにするのに、また市の上乗せを投じていただいて、より一層この総合計画に書いてあるようなスマートシティですかね、スマートウエルネス住宅というところに向かっていけないかと思うんですが、いかがでしょうか。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 確かに県内においては、かさ上げをしている市町村も結構あったかと思えます。ただ、先ほど来申し上げているとおり、本市においてかさ上げしないというのは、市民から御要望いただいています年間200件弱の件数全てをお受けしていると。今後においても、全て、今の制度であればお受けしていけるんじゃないかということでのかさ上げをしていないということでございます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 説明不足といえば、大変申しわけないと思うんですが、例えば3,000万円に対して上乗せをするということは、市で1,500万円を出すことになるんですよ、1,500万円、100件分なんですね。要するに予算の範囲内でと。

3,000万円に対して3,000万円を出せるかということ、財政のバランスからいくと出せないということが結論なんです。県の3,000万円を使うことによって、約200件ができるということなんです。他の町村は、かさ上げをするということは、予算の範囲内となってきます。例えば、じゃあ1,000万円をかさ上げしましょうということ、県から受ける金が1,000万円なわけですよ。今、3,000万円受けていますけれども、100%、200件にかさ上げしろとなると、3,000万円の予算をつけなければならない。同等の金額をつけるとすると、つけなくてもいいんですけども1,000万円でも。それが、県が丸々3,000万円きてくれるというのは、新庄市で要望される200件にほぼ該当できる金額なんです。これを新庄市がかさ上げしてしまうと、予算は1,000万円しかできませんとなったときには、県からの1,000万円、市からの1,000円で2,000万円。しかし、やる方は、3分の1の70件しかできなくなるということの意味合いが、かさ上げをやらないという意味合いなんです。それは、大工組合の皆さんからも組合の総会等で私言われます。かさ上げしてくれと。でも、件数が多いほうがいいのか、それとも半分になりますよというようなこと。ですから、3,000万円というものに対して、同額のものをしてくれと、真室川では同額だからと。真室川の建てかえというところは、30件とか40件という単位になっているんです。新庄ではそれだけ、200件というものを20万円ということやって、200件に近い、それは200回大工さんが動くということになるということで、そちらのほうを今採用しているということを御理解いただきたいということなんです。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 市長の説明は理解させていただきましたが、とは言っても、経済波及

効果というところで、寒河江市でやっぱり実践されている例を伺いまして、寒河江市のほうは市長が言うように平成29年度においては交付決定額が5,500万円、そのうちの補助金が1,800万円、県のですね。独自で2,200万円と、そして9月補正で1,500万円を追加して、事業決定をしているということでした。これによって、寒河江市の場合は、産業連関表という経済波及効果を計算する計算式で計算をしていくと、16億5,767万9,000円の生産を誘発しているんですね。そうしますと、これによって30.14倍の経済効果を生み出している。そこから計算していくと、就業者率、就業誘発者数が310人で、雇用誘発者数が142人という数字になってくるんですね。これを見ると、市が上乘せをして、独自でまた制度を設計して、上乘せをして事業を展開していく中で、このような経済効果というのは、これは大きいんじゃないかなと思った次第でした。

そういったこともあったものですから、一度、本当にできないのかどうなのかというのを検討してみたいはいただけないものかと思いましたが、これ質問させていただきます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 大変な成果をいただいたということは勉強させていただきました。ありがとうございます。ただし、新庄市の先ほど私が郡部との共存共栄を図らなければいけないということを申し上げました。逆に言いますと、新庄市の都市機能というのがすご過ぎるんです、実は。都市機能というものが、全てがあるんです。駅があり、8割負担の駅があります。野球場、体育館、陸上競技場、図書館、雪の里、それから市民プラザ、文化会館、わくわくと、全てそろっています。その絶対的な維持費というのは下げられないんです。ですから、集中と選択をしていくしかないんです。これで、これに住宅リフォームにかけたということで、除雪予算が

なくなったとしたら、市民はどっちを選択するだろうというふうなことを、毎日我々も考えているわけです。ですから、むだも1円も出せない。これは県の活用して、3,000万円できりぎりだけれどもやってもらおうと。しかし、除雪はできなかつたら市民はもっとどうなんだろう。そういうパイが決まっている中で、都市機能が完璧にそろい過ぎているということも、実際に御理解いただきたいというふうな。ですから、他の町村の事例を出されますけど、他の町村は新庄の施設を全部持っているかということ、半分しかありません。野球場であってもスタンドつきとか、それから、室内練習場つきの野球場ではありません。陸上競技場ありますと、全部、天童とか借りればいいということで、普通の学校の陸上競技場でやってたりします。でもしかし、これは先人がつくり上げてきた財産です。それらをどう運用、活用するかというのは、我々に課せられているんです。その中での予算の運用ということです。

あっちでこうやってる、こっちでやってる、なぜできない、なぜできないって、どんどん膨らましていったときに、除雪ができませんというようなこと。ですから、このことを私が発言したのは、全体の中で、8市町村の中での中心地だということもぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

2 番(叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番(叶内恵子議員) 丁寧な説明ありがとうございました。

理解しながら、それでもやはり市民の小さい、本当に聞こえない声を伝えるのが自分の仕事だなど思っておりますので、それは負けずという言い方は変ですけれども、伝えるところは訴えをしていきたいと思っております。

そうしましたら、リフォーム補助金については、でも、その雪の問題、さまざまな問題の中

で検討できる余地があったら、ぜひ経済効果という面で考えていただけたら、これは絶大だなと、新庄市の場合も、寒河江市の場合も、酒田市の場合も、今回、産業連関表の計算式を学んだもんですから、ちょっと数字を入れ込んで計算してみると、ここから税収まで計算したかったんですが、税収をするにはこの市独自の産業連関表をつくらないと、係数をつくらないとできなかつたものですから、それにはまだまだちょっと勉強しないとだめだなと思っておりますが、それができるともう少しこういうふうになるんじゃないかと、この事業はこうんじゃないかというような、この議論などができるのかなと思っておりましたので、研さんを積んでいこうと思っております。

次に、中心市街地活性化基本計画なんですけど、最初のところから、今のところは検討を考へてははないという返答をいただいたのですが、このマスタープランが、まちづくり総合計画があつて、マスタープランがあるから、その計画がちゃんとなる、何と言うんですかね、それは理念であつて、それを具体的に本当に落とし込んでいくのに、もっと中間的なきめ細やかにできる計画が必要なんじゃないかなと思つてはいるんですが、その点で活性化基本計画であつたり、立地適正化計画であつたり、そういった検討というのはないのかどうなのかお伺ひしてよろしいでしょうか。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 都市の方向性を定めるといふことにつきましては、都市マスタープラン、20年後の都市の形を見据えるといふことになってはいます。

一方で、今、立地適正化計画といふふうなものもあわせ検討している都市も多くなつております。その方向性としては、持続可能な社会を形成するんだといふことになります。

具体的に何をするかといふことになるんですけども、施設を市内中心部に誘導するであつたりとか、それから、居住区域を定め、そこに人々を誘導するといふふうなことになろうかと思つてはいます。ただし、新庄市のようにもとの市と、それからもとの周りの地域が合わさつたようなところにつきましては、一つの極ではなくて、多極分散型でこれをなし得るといふふうな形になつてまいります。こういうふうなことを今後計画の中で検討を定めながら、多くの皆さんの意見を聞きながら、その20年後の新庄市の形といふのを定めていきたいといふふうなこととでございます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 都市マスタープランの策定の手順なんかがだんだん計画されていると思つてはいます。市民の意見をどのように取り組んで、計画に反映させていくための場をつくつていくといふか、そういったことはどのように考へていらつしゃるのかなと思つてはいます。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 前段においては、市民意向調査などのデータも活用させていただきます。それから、都市マスタープランを策定する上では、基礎調査といふものが必要になつてまいります。これらについては、既に県で実施しておりますので、その多くは県からのデータを活用させていただくといふことになろうかと思つてはいます。

都市マスタープランについては、平成29年度、30年度で策定をするといふ計画になっておまして、これまでのところ、今までの課題の振り返りであつたりとか、できたもの、できなかったものについての検証をしようといふふうになつてはいます。

今後については、それらを踏まえまして、地

域の代表の方であるとか、都市計画に詳しい先生方とか、そういうふうな多くの方からお集まりいただきまして検討し、また、パブリックコメントなどもあわせて実施していくというふうなことになるかというふうに思っております。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） やっぱり都市マスタープランを策定終わった後に、それを具現化していくために、まちの中にそれを具現化していくと考えたときに、やっぱり市の財政だけでは回していけないということもあって、他市から聞く話ですけど、立地適正化計画であったり、中心市街地活性化基本計画であったり、実現していくためにまた国の財政を横断的に活用できるような意味が先にあるとはいけないんだけど、どうしても必要だということで、計画を策定しているということの話も聞いたものですから、ぜひ、必要なものを適材適所、今、最近やっぱり、国も、御存じだと思うんですけども、部署横断、省庁横断に一つのまちをつくっていくために、いろいろな施策が入れ子のようにつながっていて、まずスマートウェルネスシティ構想にしても、それをするのにもう環境省であったり、国交省であったり、農林水産省であったり、もう部署横断をした中での補助金の獲得になっていくかと思っておりますので、マスタープラン策定したといたら、それにとどまらずに、それをまちの中にどう落とし込んでいくのかといったときに、さまざまな、また本当にこまごま計画が必要になってくると思っておりますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

その中に、中心市街地活性化基本計画が必要であれば、やはり市民と向き合って、やっぱり地権者の問題、地権者とのもう一度、一旦、本当に一から向き合っていくことが必要なのではないかなと思っておりますので、検討していただきたいと思っております。

一つ、魅力的な都市をつくっていくということで、魅力ある市街地の形成ということで、やはりずっときょう、きのうもきょうも、雪の対策の問題をずっと質問されてきた方もいます。私もこの降雪すごい中で、開発された市街地をぐるっとちょっと回ったりして、何が魅力的な市街地形成なんだろうって思いながら、まちの小桧室であったり、ヨークのところであったり、ずっと回って歩いて見てみたんですけども、そうか、やっぱり雪だよなどと、若い奥さんが雪かきをしていて、自分はお客さんのふりをして、土地探している人のふりをしてちょっとしゃべったんですけど、そしたら、もう大変だと、やっぱり、雪をどかすところがなくて、うちは消雪が掘れたので何とか融水してるんだけど、両隣はそっちに経費が回らなかったんだと思うんだけど、もう流すところない、置くところもないで、もう本当に苦労しているという話をちょっと顔をしかめながらの本音の話だったので、本当にそうだなと。それがなぜそういうふうにな「ああ」とこうなったのかというと、やっぱり先日福島から災害があって避難されていた方が、戻りますということでちょっと寄られて、そのときに、仕事もちゃんと安定されていて、戻る必要もないのだと思ってたんですけども、何がだめだったのかというと、もう雪に耐えられないとおっしゃったんですね。たまに観光でちょっと来て見るのはいいんですけども、あとはもうこれからこれがずっと続くようであれば、もうちょっとつらくて、苦しくて、無理ですというので決断して、地元のほうに戻ることにしましたということで、私もそれはちょっとかなり「ああ、つらいな、がっかりだな」とは思っていましたものですから、その中で、ずっと克雪、雪対策、新庄市でもホームページを作成して、また第2期克雪プランもそのまま生かしてされているんですけども、もう一歩ここは踏み込む必要があるんだろうなと。でもどうした

らいいんだろうと思っていたところに、弘前市の雪総合対策プランというのをを見つけるに至りまして、その内容というのは、課長は御存じでしょうか。（「通告しておりませんね」の声あり）通告してませんでした。済みません。

そちらはすごく、これからサミットというか、あることを市長の市政報告でおっしゃっていたので、私もこれはすごい興味があるなと思って行ったんですが、弘前市の雪対策総合プランの何とこの宝石箱のように私は見て、もう啞然としてしまうぐらいすごいなと思ったもんですから、もし機会があればぜひ勉強していただいて、雪国ナンバーワンの新庄市になっていただいたらいいのかなと思っておりましたので、済みません、以上になります。ありがとうございます。

散 会

小野周一議長 以上で今期定例会の一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。今期定例会の本会議をあす3月7日から3月19日まで休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の本会議を3月7日から3月19日まで休会し、3月20日午前10時から本会議を再開したいと思いますので、御参集お願いしたいと思います。

本日は以上で散会いたします。

午後2時46分 散会

平成30年3月定例会会議録（第4号）

平成30年3月20日 火曜日 午前10時00分開議
 議長 小野 周一 副議長 小 関 淳

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	下山准一	議員	6番	小野周一	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	高橋富美子	議員	12番	佐藤卓也	議員
13番	山科正仁	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	齋藤彰淑	総合政策課長	関宏之
総合政策課参事	福田幸宏	財政課長	板垣秀男
税務課長	松坂聡士	市民課長	高山学
成人福祉課長 兼福祉事務所長	加藤美喜子	子育て推進課長 兼福祉事務所長	滝口英憲
環境課長	小松孝	健康課長	田宮真人
農林課長	小野茂雄	商工観光課長	渡辺安志
都市整備課長	土田政治	上下水道課長	奥山茂樹
会計管理者 兼会計課長	伊藤洋一	教育長	高野博
教育次長 兼教育総務課長	荒川正一	学校教育課長	齊藤民義
社会教育課長	荒澤精也	監査委員	大場隆司
監査委員 局長	平向真也	選挙管理委員会 会長	矢作勝彦

選挙管理委員会
事務局 会長

亀井 博 人

農業委員会 会長 浅沼 玲子

農業委員会
事務局 会長

三浦 重 実

事務局出席者職氏名

局 長	井 上 章	総 務 主 査	三 原 恵
主 査	沼 澤 和 也	主 事	小田桐 まなみ

議 事 日 程 (第 4 号)

平成30年3月20日 火曜日 午前10時00分開議

日程第 1 佐藤悦子議員に対する懲罰の件

(予算特別委員長報告)

- 日程第 2 議案第24号平成30年度新庄市一般会計予算
- 日程第 3 議案第25号平成30年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第26号平成30年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第27号平成30年度新庄市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第28号平成30年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第29号平成30年度新庄市介護保険事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第30号平成30年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第31号平成30年度新庄市水道事業会計予算

(総務文教常任委員長報告)

- 日程第10 議案第1号新庄市課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第2号新庄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第3号新庄市職員の自己啓発等休業に関する条例の設定について
- 日程第13 議案第4号新庄市職員の配偶者同行休業に関する条例の設定について
- 日程第14 議案第5号新庄市農村地域工業導入審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 請願第1号学校における働き方改革の実施のため、政府に対し、教員定数の抜本増を求める意見書提出を求める請願

(産業厚生常任委員長報告)

- 日程第16 議案第6号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第7号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定

- める条例等の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 1 8 議案第 8 号新庄市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の設定について
- 日程第 1 9 議案第 9 号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 0 議案第 1 0 号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 1 議案第 1 1 号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 1 2 号新庄市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 1 3 号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 1 4 号市道路線の認定について
- 日程第 2 5 議案第 1 5 号新庄市簡易水道事業（営農飲雑用水事業）の新庄市水道事業への統合に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

本日の会議に付した事件

議事日程（第 4 号）のほか

- 日程第 2 6 佐藤悦子議員に対する懲罰の件
- 日程第 2 7 議案第 3 2 号平成 2 9 年度新庄市一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 2 8 議案第 3 3 号平成 2 9 年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 2 9 閉会中の継続調査申し出について

開 議

小野周一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はありません。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第4号）によって進めます。

日程第1 佐藤悦子議員に対する懲罰の件

小野周一議長 これより日程第1 佐藤悦子議員に対する懲罰の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長佐藤義一君。

（佐藤義一議会運営委員長登壇）

佐藤義一議会運営委員長 おはようございます。

先ほど議会運営委員会を開催いたしましたので、協議の経過と結果について報告いたします。

本日午前9時半から議員協議会室におきまして、議会運営委員6名出席のもと、議会事務局職員の出席を求めまして議会運営委員会を開催し、本日の本会議における議事日程について協議をいたしましたところであります。

協議の結果、佐藤悦子議員に対する懲罰の件について、本日の議事日程とすることにいたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。議会運営委員会における協議の経過と結果について報告といたします。

小野周一議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告のありまし

たとおり、佐藤悦子議員に対する懲罰の件を本日の議事日程とすることに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

佐藤悦子議員に対する懲罰の件を本日の議事日程とすることについて、賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（電子表決）

小野周一議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 それでは、締め切ります。

投票の結果は、賛成12票、反対2票、棄権3票、賛成多数であります。よって、本日の議事日程とすることに決定いたしました。

地方自治法第117条の規定により、佐藤悦子君の退場を求めます。

（1番佐藤悦子議員退場）

小野周一議長 それでは、佐藤悦子議員に対する懲罰の件について、事務局より説明をお願いいたします。

井上 章議会事務局長 3月8日、佐藤悦子議員に対する懲罰動議が、提出者3名の連名で議長宛てに提出されました。発議者が3名ですので、地方自治法第135条第2項議員定数の8分の1以上を満たしております。

懲罰の動議が受理された段階で、委員会条例第7条の規定により懲罰特別委員会が設置されたものとなります。また、懲罰の議決については、会議規則第161条の規定により委員会の付託を省略することができないとされております。

小野周一議長 お諮りいたします。

懲罰特別委員会の委員構成については6名とし、これに付託の上審査したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、本件については6人の委員をもって構成する懲罰特別委員会に付託の上審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において清水清秋君、遠藤敏信君、高橋富美子君、山科正仁君、新田道尋君、小嶋富弥君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を懲罰特別委員会の委員に選任することに決しました。

それでは、これより懲罰特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時06分 休憩

午前10時11分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

懲罰特別委員会の正副委員長の互選の結果が議長の手元に参っておりますので報告いたします。委員長遠藤敏信君、副委員長高橋富美子君であります。

暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時13分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

予算特別委員長報告

小野周一議長 日程第2議案第24号平成30年度新庄市一般会計予算から日程第9議案第31号平成30年度新庄市水道事業会計予算までの議案計8件を一括議題といたします。

本件に関しては、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長遠藤敏信君。

(遠藤敏信予算特別委員長登壇)

遠藤敏信予算特別委員長 おはようございます。

それでは、私から予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

予算特別委員会は全議員をもって構成されておりますので、要点のみの御報告とさせていただきます。

それでは、御報告申し上げます。

予算特別委員会に付託された案件は、議案第24号平成30年度新庄市一般会計予算から議案第31号平成30年度新庄市水道事業会計予算までの計8件であります。予算特別委員会は、3月9日、12日、13日の3日間にわたり活発な議論のもとに慎重な審査が行われたところであります。

初めに、議案第24号平成30年度新庄市一般会計予算につきましては、各委員より数多くの質疑があり、活発な議論が交わされました。討論に入り、佐藤悦子委員より反対の討論、小関淳委員より賛成の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号平成30年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算の議案1件につきましては、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号平成30年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算、議案第26号平成30年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算、議案第27号平成30年度新庄市公共下水道事業特別会計予算、議案第29号平成30年度新庄市介護保険事

業特別会計予算、議案第30号平成30年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算及び議案第31号平成30年度新庄市水道事業会計予算の計6件につきましては、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算特別委員会に付託されました議案第24号平成30年度新庄市一般会計予算から議案第31号平成30年度新庄市水道事業会計予算までの議案8件につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議長よりよろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます、予算特別委員会における審査の経過と結果についての御報告いたします。

小野周一議長 お諮りいたします。

予算特別委員会は全議員をもって構成されており、質疑、討論は終わっておりますので、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

初めに、委員長報告のうち、質疑、討論があり、採決の結果賛成多数で可決すべきものとした議案1件について採決いたします。

議案第24号平成30年度新庄市一般会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

小野周一議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 表決の結果は賛成16票反対1票、賛成多数であります。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、委員長報告のうち、質疑の後、討論は

なく、採決の結果全員異議なく可決すべきものとした議案第25号平成30年度新庄市国民健康保険事業特別会計予算、議案第26号平成30年度新庄市交通災害共済事業特別会計予算、議案第27号平成30年度新庄市公共下水道事業特別会計予算、議案第29号平成30年度新庄市介護保険事業特別会計予算、議案第30号平成30年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第31号平成30年度新庄市水道事業会計予算の議案6件及び質疑、討論はなく、採決の結果全員異議なく可決すべきものとした議案第28号平成30年度新庄市農業集落排水事業特別会計予算の議案1件について、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号及び議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

総務文教常任委員長報告

小野周一議長 次に、日程第10議案第1号新庄市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第15請願第1号学校における働き方改革の実施のため、政府に対し、教員定数の抜本増を求める意見書提出を求める請願までの議案5件及び請願1件を一括議題といたします。

本件に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長奥山省三君。

(奥山省三総務文教常任委員長登壇)

奥山省三総務文教常任委員長 おはようございます。

それでは、私から、総務文教常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案5件、
請願1件であります。

審査のため、3月7日午前10時より、議員協
議会室において委員8名出席のもと審査を行いま
しました。

議案第1号から議案第5号までの議案5件は
総務課の議案となりますので、総務課の職員の
出席を求め審査を行いました。

初めに、議案第1号新庄市課設置条例の一部
を改正する条例の制定について審査を行いまし
た。

委員より、生活排水の処理に関することとあ
るが、生活排水が流れていく法定外公共物の部
分については入らないのかといった質疑があり、
総務課からは、法定外公共物の部分は入らない、
このたびの改正は合併処理浄化槽の環境課の所
管を上下水道課に移管するという内容であるとの
説明がありました。

委員から、生活排水処理された後の水の流れ
における他の団体との協議についての質疑があ
りましたが、委員よりほかに質疑はなく、採決
の結果、議案第1号については全員異議なく原
案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号新庄市職員の勤務時間、休
暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について審査に入り、委員から質疑はなく、採
決の結果全員異議なく可決すべきものと決しま
した。

次に、議案第3号新庄市職員の自己啓発等休
業に関する条例の設定について総務課から補足
説明を受けた後、審査を行いました。

総務課からは、地方公務員法の規定に基づく
条例の設定であり、職員が自発的に大学を履修
するため、あるいは国際貢献活動を行うため、
大学課程の履修については2年、特に必要と認
める場合は1年延長の3年の休業、国際貢献活
動についても3年の休業を認めようとするもの
である。大学については、学校教育法に基づく

大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、各
種学校となる。国際貢献活動については、独立
行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力
機構法の規定に基づいて職員本人が行う開発途
上地域における奉仕活動が対象となる。また、
休業期間中の給与については支給しないとの説
明がありました。

審査に入り、委員より、今まで適用した職員
はいるのかといった質疑があり、総務課からは
新庄市においては今回新しく条例を設定したい
という内容である。条例が可決されればその後
に休暇を取得できるということになる。県内の
状況は13団体が条例を設定済みであり、県では
平成28年度に2名がこの休業を取得した実績が
あるとの説明がありました。

委員より、この条例を利用して休業した場合
人事評価制度には関係してくるのかといった質
疑があり、総務課からは、人事評価制度は通常
業務の業績を評価することになるので反映はさ
れないとの説明がありました。

委員より、期間を最長3年と設けているが、
本人の希望で、例えば大学は4年であるが、も
う少し延長したいとなったときの職員の身分は
どうなるのかといった質疑があり、総務課から
は、あくまでも最大3年となるため、休業の期
間を延長するということになれば、状況による
が休職扱いになるかと思うとの説明がありまし
た。

委員より、休業と休職についての質疑はあり
ましたが、採決の結果、全員異議なく可決すべ
きものと決しました。

次に、議案第4号新庄市職員の配偶者同行休
業に関する条例の設定について、総務課から補
足説明を受けた後、審査を行いました。

総務課からは、地方公務員法の規定に基づく
条例の設定であり、配偶者が国外などに転勤に
なったとき、そこに同行するために休業する。
また、任命権者が公務運営上支障はないと認め

るとき、この同行を承認するという内容である。休業の対象となるものとして、外国での勤務、外国での事業を経営する、学校教育法に基づく大学に相当する外国の大学への就学などについて休業を認めるとしている。同行休業の期間は最大3年間となる。また、休業期間中の給与については支給しないとの説明がありました。

審査に入り、委員より、第4条の4にあるこれらに準ずる事例とあるが想定されるものはあるのかといった質疑があり、総務課からは、条例で設定した項目がないときに判断するための条項ということで、具体的なものは想定していないとの説明がありました。

ほかに委員より質疑はなく、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号新庄市農村地域工業導入審議会条例の一部を改正する条例の制定について、総合政策課職員の出席を求め審査を行いました。

総合政策課から補足説明を受けた後、審査に入りました。

総合政策課からは、このたびの改正は農村地域工業等導入促進法の一部改正に伴い審議会の名称を変更するとともに規程の整備を行うとの説明がありました。改正の内容として、新庄市農村地域工業導入審議会条例の名称の中の工業を産業に改正する。本審議会については、法律に基づき農村地域産業導入実施計画に関する事及び農村地域の産業の導入の促進に関する事項を調査、審議する市の諮問機関であり、その委員には農業関係団体の役職員、商工関係団体の役職員、学識経験者から市長が任命したもので構成されるなどの内容となっている。これまでの策定実績としては、昭和49年3月の横根山工業団地造成の際に農村地域工業導入計画を策定した経緯がある。今後、新たな工業団地の造成となると厳しいものがあるが、例えばインターチェンジ近くの農村地域に比較的大規模な企業が進出するという事も考えられなくはない

ため、そのような事案が生じた際に審議会を組織し調査、審議することとしたいとの説明がありました。

審査に入り、委員より、農工法、低工法の制度の中で、時限立法ということで何年かごとに議案として出てきたと思うが、これについては期限とかは定められているのかどうかといった質疑があり、総合政策課からは、当初から継続してきているものであり、今後も続いていくものであるといった説明がありました。

ほかに委員より質疑はなく、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

最後に、請願第1号学校における働き方改革の実施のため、政府に対し、教員定数の抜本増を求める意見書提出を求める請願についてであります。紹介議員及び学校教育課職員の出席を求め、審査を行いました。

紹介議員より請願の趣旨説明があり、請願を読み上げた後、昨年の11月に市教育委員会で実施した時間外勤務の調査では、1週間の1人当たりの時間外勤務の平均が、小学校教諭が9.1時間、中学校教諭が15.5時間であり、持ち帰りの仕事として小学校で5.5時間、中学校で1.1時間となっている状況である。これを改善するには正式教員を国庫負担でふやしていくことが必要であるといった説明がありました。

審査に入り、委員より、中段に平成19年3月20日政府答弁とあるが最新のものはないのかといった質疑があり、紹介議員からは、最新のものはないが、最近の授業は主体的、対話的な深い学びが求められていることを考えれば、1時間の授業に対し1時間以上の準備が必要なのではないかといった説明がありました。

委員より、先生方の現状について教えていただきたいといった質疑があり、学校教育課からは、小学校であれば授業が終了するのは3時半となり、授業の準備やテストの丸づけなどをすれば当然勤務時間を過ぎてしまう。中学校は4

時ごろまで授業があるので、すぐに勤務時間終了ということになる。その後の仕事や、そこに例えばいじめや不登校などの問題があればその対応で一日が終わってしまう現状があるとの説明がありました。

委員より、文科省と財務省の定員増減に関する今後の市政について教えていただきたいといった質疑があり、学校教育課からは、教職員の定数は法律で定められている。1年生が35人で1学級、2年生は法律上40人であるが、加配措置で35人学級になっている。3年生以上は40人以内が1学級として教員が配置されており、その定数の金額を総額裁量制ということで県に配当している。文科省では全て35人学級にしていくということだが、財務省で了承しないため進んでいない現状であるといった説明がありました。

委員より、新聞に、先生方の負担ということが全国的に問題になっていて、国の働き方改革で教職員をふやしていかなければならないと掲載されていた。そういった動きは教育委員会には入ってきていないかといった質疑があり、学校教育課からは、児童生徒数が減ってきているため、教員の自然減というのがある。文科省ではその自然減分を加配の教員という形で対応しようとしていると思うとの説明がありました。

委員から、定時で帰れる職場の雰囲気づくりも大事なのではないかという感じがするがといった意見、またルールを決めて先生方の負担を減らすのも一つの方法であるといった意見に対し、学校教育課からは、仕事が残っていて家に持ち帰るよりはできるだけ学校で仕事をしたいということはあるが、時間を決めて帰るという取り組みも学校ではしている。また、現在学校で取り組んでもらっていることとして、週に1回は定時退校日を設けている。また、ある時間を決めて帰ること。部活動も週2回は必ず休んで定時退校するようにしているといった説明が

ありました。

別の委員より、先生の数をふやしても仕事の内容が変わらない限り授業は減っていかないといった意見、別の委員から、現在さまざまな形で先生方の負担軽減策を講じ始めている途中である。スクールサポートスタッフとか部活動指導員などいろいろな手だてを講じている中で、その成果を見てもいいのではないかと感じる。請願を見ると、時間外が多過ぎるとだけしか書いていない。先生方が本当に望んでいるのかどうか、まだ先生方の実態をつかんでいないし意見も聞く必要があると思うので継続審査とすべきといった意見。

別の委員から、財務省と文科省の方向性が違っている。地方の議会として文科省の考えをバックアップする必要がある。この請願の趣旨には賛同するし、方向性は間違っていないので通したほうが良いといった意見がありました。

そのほか、委員より意見が提出されましたが、継続審査とすべきといった意見があり、継続審査とすることに関して採決した結果、請願第1号は賛成多数で継続審査すべきものと決しました。

以上で、総務文教常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。以上よろしく申し上げます。

小野周一議長 それでは、ただいまの総務文教常任委員長報告に対して、質疑に入ります。

初めに、議案第1号新庄市課設置条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討

論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第1号新庄市課設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号新庄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第2号新庄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号新庄市職員の自己啓発等休業に関する条例の設定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第3号新庄市職員の自己啓発等休業に関する条例の設定については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号新庄市職員の配偶者同行休業に関する条例の設定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第4号新庄市職員の配偶者同行休業に関する条例の設定については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号新庄市農村地域工業導入審議会条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第5号新庄市農村地域工業導入審議会条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号学校における働き方改革の実施のため、政府に対し、教員定数の抜本増を求める意見書提出を求める請願について質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 継続審査ということでした。

請願の中では、教員1人当たりの担当授業時数を適正な水準まで引き下げることが必要であり、それなしにさまざまな対策を講じて教員の勤務を基本的に勤務時間内に終わらせること

は絵に描いた餅と言わざるを得ません。

ということで、教員1人当たりの担当授業時数を適正な水準まで引き下げるためには教員の定数を本採用でふやすべきだと、これが一番大事な点かと思うんですが、その点についての質疑はありましたでしょうか。

奥山省三総務文教常任委員長 議長、奥山省三。

小野周一議長 総務文教常任委員長奥山省三君。

奥山省三総務文教常任委員長 先ほど報告しましたように、今人口減少に伴いまして児童生徒が減っているわけでございます。その関係で、私たちが学校の実態というか先生方の実態をよくつかんでいませぬので、そういう意見も聞く必要があるということで継続審査となったのだと私は思います。

以上です。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 先生方の状況を、お話をどのようにして聞くような予定をお持ちなのか、お願いします。

奥山省三総務文教常任委員長 議長、奥山省三。

小野周一議長 総務文教常任委員長奥山省三君。

奥山省三総務文教常任委員長 だから、継続審査でこれから先生方の実態を聞きたいと思っております。

小野周一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

請願第1号学校における働き方改革の実施のため、政府に対し、教員定数の抜本増を求める意見書提出を求める請願については、総務文教常任委員長より継続審査の申し出がありますので、継続審査にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

産業厚生常任委員長報告

小野周一議長 次に、日程第16号議案第6号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第25議案第15号新庄市簡易水道事業(営農飲雑用水事業)の新庄市水道事業への統合に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてまでの議案10件を一括議題といたします。

本件に関し、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長佐藤卓也君。

(佐藤卓也産業厚生常任委員長登壇)

佐藤卓也産業厚生常任委員長 私から、産業厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案10件です。

審査のため、3月8日午前10時より、議員協議会室において委員9名全員出席のもと審査を行いました。

初めに、議案第6号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、成人福祉課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

成人福祉課からの説明では、第7期介護保険計画策定に伴い、第1号被保険者の介護保険料

を改正する必要性が生じたため提案するものとの説明がありました。

審査に入り、委員からは、年金が下がっているという高齢者のつらい思いの中で、どんどん上がっていくと思われる介護保険料の値上げについてどう考えるのか、また介護給付準備基金の全額約3億1,000万円を7期の介護保険料軽減に当てれば引き下げができたはずではないかや、皆さん健康であればいいが健康で過ごせるという保証はないのだからこの制度を崩壊させてはならない。制度を維持するための介護保険料改定なのでやむを得ないと思うなどの質疑や意見がありました。成人福祉課からは、今後後期高齢者の人口増が見込まれる中、当然給付費も伸びてくる。7年後の第9期では団塊の世代が後期高齢に入ることから給付費の伸びを見込み、第7期では介護給付準備基金を全額取り崩さないで1億円を取り崩し、第8期、第9期にそれぞれ1億円ずつ計画的に取り崩して保険料を充当し、市民の急激な負担増を軽減していきたいとの説明がありました。

また、別の委員からは、やはり住みやすい新庄、そういうところにつながるので、介護保険料は山形県の平均なところで抑えてもらいたいという意見がありました。成人福祉課からは、給付費の伸びを抑えるためには元気な高齢者をふやしていくということが何より大事である。そのため、介護予防の取り組みに重点を置き、運動習慣の定着や健康管理についてお話しする機会もふやしていきたい。さらに、在宅高齢者の栄養に関する指導において、介護を提供している方の資質向上を図り、低栄養の傾向にある高齢者の栄養改善に積極的に取り組みたいとする、運動と栄養の2本立てで強化を行い、できるだけ給付費が伸びないような取り組みを継続していきたいとの説明がありました。

その他質疑がありましたが、採決の結果、議案第6号については賛成多数で可決すべきもの

と決しました。

続いて、議案第7号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定については、成人福祉課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

成人福祉課からは、介護保険法及び関係省令改正に伴い条例の一部を改正するものとの説明がありました。

審査に入り、委員からは、介護医療院については今の段階で開設相談がされていないということだが、この経過措置の6年間でそういった医療施設が新庄市の中で1件もないといった場合どうなるのかななどの質疑がありました。成人福祉課からは、それぞれ市町村の中で目標値があるのかとの質問かと思うが、特に開設しなければならないというものではない。介護医療院を設置できる法的根拠ができたということであるとの説明がありました。

また、別の委員からは、共生型サービスの創設について、高齢者を扱っている施設が「多少余裕があり障害児も受け入れますよ」、障害児を預かっている施設が「余裕がありますから高齢者も預かりますよ」というふうな捉え方でいいのかという質疑がありました。成人福祉課からは、新庄市内で見ると介護保険サービスも障害児、障害者に対するサービスも、利用者の希望に見合う事業所の確保ができていているという状況にある。ただ、町村の状況は障害児、障害者に対するサービス事業所が極端に少ない状況であるため、市内の事業所を利用している方も多い。人口減少など地域の実情に応じて、制度の縦割りを超えて柔軟に必要な支援を確保することが容易になるよう事業所体系を見直す内容に変更になった。介護保険の施設サービス事業所で共生型サービスを提供できることになると、身近なところで障害者の方が一緒にサービスを受けられるメリットは大きいという説明があり

ました。

その他質疑等はありませんでしたが、採決の結果、議案第7号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第8号新庄市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の設定については、成人福祉課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

成人福祉課からは、保険者機能の強化という観点から、居宅支援事業所の指定、指導に係る事務について県から新庄市に移譲になるものとの説明がありました。

審査に入り、委員からは、ケアマネジャーの重要性がずっと何年も言われているが、事業所の中でケアマネジャーが1人しかいない事業所はあるのかや、施設によってケアマネジャーが不在になるときがあると思うが、余り好ましくない状況だと思うのでケアマネジャーをふやすような指導を今後していくのかという質疑があり、成人福祉課からは、ケアマネジャーが1人しかいない施設もあるという状況である。各事業所のケアマネジャー数、介護サービスを利用する方のケアプラン数などにより状況が異なるが、1人のケアマネジャーが抱えるケアプラン作成対象者の数については、4月1日から市が指導権限を有することとなるため状況を見つ助言していきたいとの説明がありました。

その他質疑等はありませんでしたが、採決の結果、議案第8号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第9号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、子育て推進課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

子育て推進課からは、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い所要の改正を行うものとの説明

がありました。

審査に入り、委員からの質疑はなく、議案第9号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第10号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、健康課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

健康課からは、新庄市国民健康保険税の税率を改正するとともに、地方税法が改正されたことに伴い必要な改正を行うとの説明がありました。

審査に入り、委員からは、これまで委員協議会、全員協議会等で何回か説明をしていただいた。我々議員はそれなりに議論をしてきたと思うが、これまでの内容と変わった点はあるのかという質疑があり、健康課からは、今回の税率改正の案については前回全員協議会で説明した内容と全く同じであるとの説明がありました。

その他質疑等はなく、採決の結果、議案第10号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第11号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、健康課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

健康課からは、国民健康保険法の施行令が改正されたことに伴い必要な改正を行うとの説明がありました。

審査に入り、委員から質疑はなく、採決の結果、議案第11号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第12号新庄市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、健康課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

健康課からは、高齢者の医療確保に関する法律の改正に伴い所要の改正を行うとの説明がありました。

審査に入り、委員からの質疑はなく、採決の結果、議案第12号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第13号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、都市整備課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

都市整備課からは、都市公園法施行令の改定に伴い、都市公園法の敷地面積の標準を定める規定を見直し及び都市公園の敷地面積に対する運動施設の敷地面積の割合を定めるため所要の改正を行うとの説明がありました。

審査に入り、委員からの質疑はなく、採決の結果、議案第13号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第14号市道路線の認定については、都市整備課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

都市整備課からは、現在国土交通省の治水対策事業が畑地区において進められており、公民館を含めて11戸の家屋移転が必要となってくる。しかしながら、地区内への移転を希望しても、現状地区内の多くが浸水区域となるため、新たな住宅地を求めるには高台の土地に、地域の住宅地を形成させるための市道の整備が不可欠である。このことから市道畑幸地線の認定を行うとの説明がありました。

審査に入り、委員からは、この住宅移転に対する国からの補償はあるのかという質疑があり、都市整備課からは、今回の11件分に関しては通常の用地補償という形で物件や土地代等、これらについては全て該当するという説明がありました。

また、別の委員からは、活断層とかは大丈夫かという質疑があり、都市整備課からは、これまでに新庄市内における活断層、活褶曲について示された中にはここは入っていないとの説明がありました。

その他質疑等はありませんでしたが、採決の結果、

議案第14号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第15号新庄市簡易水道事業（営農飲雑用水事業）の新庄市水道事業への統合に伴う関係条例の整備に関する条例の設定については、上下水道課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

上下水道課からは、営農飲雑用水事業として設置された新庄市休場・市野々簡易水道及び新庄市山屋簡易水道を廃止し新庄市水道事業に統合することに伴い、関係条例における所要の規定の整備をするものとの説明がありました。

審査に入り、委員からは、これまでの既存の設備を利用できるのかという質疑があり、上下水道課からは、このたびの統合に伴い休場については浄水場、配水池の部分は残るが、その部分については水道事業に引き継がず、一般会計の普通財産として農林課で維持管理する。山屋については深井戸部分を水道事業に引き継がず、一般会計の普通財産として農林課として維持管理する。農林事業で整備した配管あるいは送水管はそのまま利用し、また旧奥羽金沢温泉の上のほうにある配水池も生かして送水するとの説明がありました。

その他質疑等はありませんでしたが、採決の結果、議案第15号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業厚生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

小野周一議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

ただいまの産業厚生常任委員長報告に対して質疑に入ります。

初めに、議案第6号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君、反対ですか、賛成ですか。

1 番（佐藤悦子議員） 反対です。

議案第6号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論をしたいと思います。

この議案については、産業厚生委員協議会、全員協議会というふうにも何回も開かれまして、市としては値上げをせざるを得ないと状況だという説明を私は受けてまいりました。しかし、高齢者の暮らしを考えますと、どうしても私は値上げを許すわけにはいかない、こう思っている次第です。

高齢者の皆さんからは、年金がもらうたびに下がっている気がする、介護保険料の値上げが生活を圧迫している、苦しい、こういう声が年金の話になるたびに寄せられております。所得に応じてと言われますが、介護保険料は市県民税や国民健康保険税などの税に比べても逆進性が強く、所得の少ない人にとって重い負担になります。

新庄市の現在の第6期目の介護保険の事業では約3億円の基金があります。今までのやり方であれば次の7期を、保険料を決める段階で、保険料の軽減に1億円ばかりではなくてもっと充てることが行われていました。今までは全部

充てていたんです。全部とは言いませんが、引き下げに向けることができたはずです。

新庄市では、3年ごとの改定でいつも引き上げざるを得ない状況になっています。こうした状況をつくってきた第一義的な責任は国です。前の老人福祉というふうに言われたときの国庫負担は2分の1でした。介護保険発足のとき4分の1に引き下げた国に責任があります。

ですから、市長会は直ちにでも30%にでも上げてほしいと要望しているわけです。その市長会の背景には、担当課長らが国庫負担をふやしてほしいと市長に行ってもらうようにしてきた、これが市長会へ要望させています。

日本共産党は直ちに30%に国庫負担を上げることを求め、根本的には元の50%国庫負担に戻すことを求めています。低所得の高齢者世帯には、今の新庄市の介護保険料でも既に負担の限界を超えています。

介護保険事業は自治事務です。市町村は生存権の保障を求めた憲法25条の精神に立ち、一般会計からの繰り入れもできるんです。引き上げないようにすべきです。

こうした立場から、このたびの介護保険料5.1%の引き上げという内容の条例改正には反対いたします。

小野周一議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第6号新庄市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、討論がありましたので、電子表決システムにより採決を行います。

議案第6号について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対

の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

小野周一議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 表決の結果、賛成14票、反対3票、であります。以上で賛成多数であります。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第7号新庄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号新庄市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の設定について質疑に入ります。質疑あり

ませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第8号新庄市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の設定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第9号新庄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第10号新庄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。
討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第11号新庄市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号新庄市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。
討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第12号新庄市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。
討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第13号新庄市都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号市道路線の認定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。
討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。こ

れに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第14号市道路線の認定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号新庄市簡易水道事業(営農飲雑用水事業)の新庄市水道事業への統合に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第15号新庄市簡易水道事業(営農飲雑用水事業)の新庄市水道事業への統合に伴う関係条例の整備に関する条例の設定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

ただいまから2時30分まで休憩いたします。

午前11時28分 休憩

午後2時30分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

議事調整のため、暫時休憩いたします。

午後2時31分 休憩

午後2時36分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

追加案件が出ておりますので、ここで、議会運営委員長の報告を求めます。

済みません、暫時休憩いたします。

午後2時37分 休憩

午後2時50分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

追加案件が出ておりますので、ここで、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長佐藤義一君。

(佐藤義一議会運営委員長登壇)

佐藤義一議会運営委員長 御苦労さまでございます。

それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

本日午後2時40分から、議員協議会室において議会運営委員6名出席のもと、執行部からは副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求めて議会運営委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議をしたところであります。

協議の結果、佐藤悦子議員への懲罰の件、議案第32号平成29年度新庄市一般会計補正予算

(第9号)、議案第33号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第7号)及び閉会中の継続調査申し出についてを本日の議事日程に追加することにいたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

小野周一議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告のありました佐藤悦子議員に対する懲罰の件、補正予算2件及び閉会中の継続調査申し出について、本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、佐藤悦子議員に対する懲罰の件、補正予算2件及び閉会中の継続調査申し出についてを本日の議事日程に追加することに決しました。

ここで、追加日程を配付するため暫時休憩いたします。

午後2時53分 休憩

午後2時55分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第26 佐藤悦子議員に対する懲罰の件

小野周一議長 それでは、追加日程に入ります。

日程第26佐藤悦子議員に対する懲罰の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、佐藤悦子君の退場を求めます。

(1番佐藤悦子議員退場)

小野周一議長 本件に関し、懲罰特別委員長の報

告を求めます。

懲罰特別委員長遠藤敏信君。

(遠藤敏信懲罰特別委員長登壇)

遠藤敏信懲罰特別委員長 それでは、私から、懲罰特別委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

3月8日の産業厚生常任委員会において、委員長の有する議事整理権、秩序保持権に従わず、著しく会議の進行を妨げ議事を妨害したとして議員3名が懲罰動議を提出されたことで、委員会条例第7条の規定に基づき、佐藤悦子議員に対する懲罰の件についてを審査するため本懲罰特別委員会が設置され、3月20日午後0時30分より議員協議会室において委員6名全員出席のもと、議会事務局職員並びに動議の発議者の石川正志議員及び動議を提出された佐藤悦子議員の出席を求めて審査を行いました。

審査に先立ち、本懲罰特別委員会については市議会基本条例第6条第2項並びに委員会条例第19条第1項の規定に基づき、公開を進めることを委員に了解いただき会議を進めました。

初めに、石川議員より動議を提出した経緯について説明を受けました。石川議員の説明では、3月8日の常任委員会での議案審査の過程で、委員長の発した発言に佐藤委員は3回にわたって従わずさらに発言を続けようとしたこと、これは新庄市議会会議規則第114条の規定に反しており、またこの行為を数回にわたって繰り返したことは同規定153条の規定に抵触すると思われること、このことから懲罰動議の提出に至ったとの説明がありました。

次に、佐藤議員に出席を求め、説明を受けました。佐藤議員の説明では、会議規則第115条には「委員は自由に発言することができる」となっており、議会基本条例の第4条に「議員間の自由な討議を重んじること」となっている。このたびの常任委員会での発言の内容として制止すべき発言ではないといった説明がありまし

た。

両議員から聞き取りを終えた後、審査を行いました。初めに、佐藤議員に懲罰を科すかどうか、また懲罰を科すとすれば地方自治法135条に定めるいずれの懲罰を科すのかについて協議を行いました。佐藤議員に懲罰を科すかどうかについて、委員より、議会には議会のルールがあり委員会には委員会のルールがある。ルールを守らなければ議会として成り立たない。佐藤議員には何らかの形で罰を与えていいのではないかといった意見、また別の委員より、議会の場ではルールにのっとった行動をとってきている。佐藤議員はこのたび委員長の制止を聞かずに発言したということであれば、今後そのようなことがないように懲罰を科す方向に持っていくべきといった意見が出されました。

初めに採決した結果、全員異議なく懲罰を科すことに決したところであります。

次に、どのような懲罰を科すかについて協議を行いました。委員より、議会運営を円滑に進めるためにも陳謝処分が相当と考えるといった意見などが出されました。各委員からの意見は陳謝ということでありましたので、採決した結果、全員異議なく陳謝の懲罰を科すことに決したところであります。

以上、本会議に付託されました案件の経過と結果の報告といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

小野周一議長 それでは、ただいまの懲罰特別委員長の報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討

論を終結し直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

佐藤悦子議員に対する懲罰の件については、電子表決システムにより採決を行います。

本件に対する委員長の報告は、佐藤悦子議員に陳謝の懲罰を科すことであります。

それでは、本件について委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

小野周一議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 それでは締め切ります。

投票の結果は、賛成12票、反対1票、棄権3票で賛成多数であります。よって、懲罰特別委員長報告のとおり佐藤悦子議員に陳謝の懲罰を科すことは可決されました。

ここで佐藤悦子議員の入場を求めます。

(1番佐藤悦子議員入場)

小野周一議長 それでは、ただいまの議決に基づき、これより佐藤悦子議員に懲罰の宣告を行います。

佐藤悦子議員に陳謝の懲罰を科します。

佐藤悦子議員は起立の上陳謝願います。

(1番佐藤悦子議員起立)

1番(佐藤悦子議員) 平成30年3月8日の産業厚生常任委員会の議案審査において、国庫負担の増額を求める中で委員長の発言停止に従わず会議の進行を妨げたことは、議会の品位を保持し秩序を守るべき議員の職責を鑑みて、まことに申しわけありません。陳謝いたします。

平成30年3月20日。

新庄市議会議員佐藤悦子。

議案 2 件一括上程

小野周一議長 日程第27議案第32号平成29年度新庄市一般会計補正予算（第9号）から日程第28議案第33号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第7号）までの議案2件を、会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、日程第27議案第32号平成29年度新庄市一般会計補正予算（第9号）から日程第28議案第33号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第7号）までの議案2件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、議案第32号及び議案第33号の平成29年度一般会計及び特別会計の追加補正予算について御説明申し上げます。

今般の補正は、除排雪及び雪害対策の急を要する事項と国の補正等に伴う繰越明許費などの主な内容としております。

補正予算書1ページ、議案第32号一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ1億5,632万8,000円を追加し、補正後の予算総額を171億9,056万1,000円とするものであります。

繰越明許費につきましては3ページから計上していますが、合わせますと5事業ございまして、このうち国の補正に伴うものは3事業で、関係機関との協議に時間を要したことなどにより年度内の完成が見込めない事業に伴うものが2事業となっております。

6ページ、歳入についてであります。豪雪による田畑の融雪遅延対策への県の補助金と除

排雪経費の追加費用に對しまして、財政調整基金繰入金を充てて対応してまいります。

また、7ページの歳出につきましては、2月7日に道路の除排雪経費について専決させていただきましたが、豪雪と低温の長期化によりさらに経費がかさみ、今後の道路等の排雪を遅滞なく進めていくための所要の経費の追加を初め、田畑の融雪遅延対策としての農作物等災害対策事業費補助金、指定管理委託料の除排雪経費の増額を計上させていただいたものであります。

次の9ページの議案第33号公共下水道事業特別会計補正予算では、10ページ第1表繰越明許費において、社会資本整備総合交付金を活用した管渠建設事業と処理場建設事業を計上しております。

以上、御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

小野周一議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案2件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第32号から議案第33号までの議案2件は委員会への付託を省略することに決しました。

それでは、ただいま説明のありました平成29年度補正予算の2件の審議に入ります。

初めに、日程第27議案第32号平成29年度新庄市一般会計補正予算（第9号）について質疑ありませんか。

8 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小野周一議長 清水清秋君。

8 番（清水清秋議員） 私のほうから1点。

7ページ、6款1項農業振興費の、今回この大雪の影響で雪解けがおこなわれている状況の中での対策事業費だと思いますが、この事業費、県と市の補助割合等を含めて内容を御説明いただ

ければありがたいと思います。

小野茂雄農林課長 委員長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 今般の豪雪によりまして融雪遅延ということで、具体的には融雪剤の補助という形になります。

今回、県を通じまして各農協それから米の集荷業者等に対して要望調査を行ったわけですが、10アール当たり想定では2,000円の事業費ということで、その県費として4分の1、市費として12分の1、合わせて3分の1の補助という内容となっております。

8 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小野周一議長 清水清秋君。

8 番（清水清秋議員） こういう対応をしていただけるということは、野菜、園芸等、作物をつくっている農家にとってありがたいことだと思います。

10アール当たり2,000円ということは、散布をするわけですが、どのぐらいの量を基準にして設けられたのかお聞かせいただきたいと思います。

小野茂雄農林課長 委員長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 量的にはちょっと私のほうでは把握してございませんけれども、融雪剤がその面積で十分というところでの量になるというところがございます。

8 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小野周一議長 清水清秋君。

8 番（清水清秋議員） 課長、散布量2,000円を補助すると。幾らかかっても2,000円ということですか、これは。頭打ちは2,000円。2,000円の4分の1ですか。2,000円の4分の1で、市が12分の1。何か話によると、補助額で言えば600円ぐらい何がしという話なだけけれども、これは園芸作物というか畑とか、またハウス、育苗施設とか、どういうものが対象にされたの

かお聞かせいただきたい。

小野茂雄農林課長 委員長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 六百幾らというのは補助額相当ということでございます。いわゆる融雪剤を購入する上での想定での10アール当たりというところでございます。

作物につきましては、融雪遅延で影響のあるというところでの、ニラとかネギとかアスパラとか、それからいわゆる稲の育苗のところ、それから果樹、そういったところを想定しているところでございます。

小野周一議長 ほかにありませんか。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） 6ページの歳入をお聞きします。

これ、豪雪で1億5,500万円ですか、財政調整基金から繰り入れて手当てをするわけですが、現在どのぐらいこれを引いて調整基金の残高があるか。

あと、これ交付税措置になってどのぐらい、これ全額来るかその辺をお聞きしたいと思います。

板垣秀男財政課長 議長、板垣秀男。

小野周一議長 財政課長板垣秀男君。

板垣秀男財政課長 繰り入れする財政調整基金についてでございますが、まず平成28年度末の残高で21億2,000万円弱でございました。今年度積み立てとして9,000万円ほど積み立てしたんですが、2月とそれから3月の補正、それから今回の追加補正合わせて3億7,600万円ほど支出するというようなことで考えますと、18億程度、18億3,400万円ぐらいの残額になるのではないかとこのように考えてございます。

もう1点、いわゆる交付税措置というところで、特別交付税ということだと思っておりますが、本日通知がございまして、9億4,800万円でし

たか、9億5,000万円弱の交付税措置があるというようにございます。

ただ、これは雪だけではなくほかのものも全て含んでございまして、雪の分が幾らかというところは正確にはわからないところではございますが、昨年度特別交付税で8億円いただいておりますので、1億四千数百万円はふえておるのかと考えてございます。

小野周一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第32号平成29年度新庄市一般会計補正予算(第9号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第28議案第33号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第7号)を議題といたします。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第33号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第7号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第29閉会中の継続調査申し出について

小野周一議長 日程第29閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会の活動について各委員長より閉会中の継続調査の申し出がありますので、申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査については各委員長の申し出のとおりに決しました。

閉 会

小野周一議長 ここで、市長より御挨拶があります。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 3月2日から本日まで18日間にわ

たる長期議会、3月議会、大変慎重審議、まことにありがとうございました。

この期間中、特に雪問題というようなことで、ことしの豪雪で大変3週間も屋根の雪おろしを待たなければいけないというような不安な日々を送った高齢者の方々も大変多かったのではないかと思っております。改めて克雪という課題を確実に克服していかなければいけないと思った次第であります。

また、来年度の施政方針の中で、さまざまな事業を展開し住みよいまちづくりを進めていくということをしているわけではありますが、議員の皆さんからいただいた御提案、質問等に必ず着実に進め、明るい新庄市、勇気のある優しい新庄のまちづくりに努めてまいりたいと思っております。特に最後の、施政方針の中で述べております、平成30年度においては障害者に優しいまちづくりをすることが全ての人に対する優しいまちづくりにつながるという1年にしたいと思っております。全課を挙げまして、自分たちの足元から、障害者に対する我々の施策をどういうふうに展開するかということをチェックしながら、来年度、再来年度に向けてまいりたいと思っております。

また、再来年、平成32年は市制70周年ということで、記念の年ということで、平成30年はその準備の年でもあると思っております。節目節目に課題を洗い直し、そして子供たち、地域に住んでいる方が新庄の将来に希望を持てるまちづくりに邁進してまいりたいと思っております。

さて、今回市の行政を担当していただいた課長が、今回職員も含めて退職しますが、議員の皆様方の温かい指導のもと、私から見ても本当に一生懸命市民の役に立つところに努力していただいたと思っております。私からも、心から感謝を申し上げます。これもひとえに、重ねて議員の皆様方の御指導、御協力のたまものだと思っております。

暑さ寒さも彼岸まで、このとおり天気が続いて、新しい新庄市が来ることを皆さんとともにお祈りしまして、3月議会のお礼の言葉とさせていただきます。これまでまことにありがとうございました。(拍手)

小野周一議長 それでは、以上をもちまして、平成30年3月定例会の日程を全て終了しましたので、閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

午後3時20分 閉会

新庄市議会 議長 小野周一

会議録署名議員 遠藤敏信

〃 〃 佐藤卓也